令諸君が余を退くるも余の活動する天地は日本到る所に在り決して政治を止めず、這は國家に對する余の大なる義務にして憲法上より言へば權利なり。余が法令に從ふ以上如何なる權力も我輩個人の自由を制限することあるべからず。余か今日總理を辭するに就て奇異の感を起す者あるやも計られざれども、余は諸君に對し一點の不平なし、唯だ諸君に今少しく責任を重んぜしめて活動の餘地を與ふるは諸君の發展上にも利益なりと考ふるのみ。

余が總理を辭するは黨を去るにあらず、余は從來種々の友人より政治を止めよと忠告され、甚しきに至りては黨を去りて元勳の仲間入りをせよ杯と勸むる者ありしと雖も、此れか余は大嫌ひなり。今日國家の政治を紊す者は元勳なりとは余が度々斷言せる所にして、元勳の爲めに政治の責任の歸する所を失ひ居るにあらずや。試みに今度の豫算に就て見よ、會計法の規定に反し十二月に至るも尙ほ編制せられず。爲に內閣は將に潰裂せんとせり。這般の事情は軍人との間に非常の衝突を來せるか爲にして行政官は餘程軍人を持て餘ませるものゝ如し。而して百計盡れば元勳其間に立つを常とす。元來政治は內輪の相談的情實的政治を排し國民の輿論に訴へて決せざるべからず。夫れ露國を滅するものは官僚政治なり。世界無比の聖明なる君主を戴きフレデリツクの歷史を以てビスマルクの遺策を奉する獨逸に於てさへ官僚政治の弊は中央黨卽ち政府黨と社會黨の聯合となりて政府に反抗し、遂に議會は解散せられたるが、解散の結果は社會黨をして一層勢力を得せしむることを免れず、官僚政治の弊は實に怖るべし。今日行政の腐敗不統一無責任なることは實に驚くに堪えたり。余は諸君に議案を親切に審査せんことを望む、何となれば事後承諾の起る毎に憲法に背き會計法に反するものが必ず之れあるべく、法律を守る者は國民にして之を守らざる者は官僚政治なりとの疑は豫算を仔細に吟味すれば必ず發見し得べしと信ずればなり。余は諸君に向つて斷言す、終身政治を止めずと。唯だ形式上の名は孰れにても可なるを以て御免を願ひたし。是れ余か諸君に向つて平生の剛情に拘らず哀訴歎願する所なり。

大隈伯の總理辭任は事唐突であつたゞけに、黨員中には喫驚した人々もあつたが、伯の決意は堅くして到底これを飜すべくもなかつた。されば之を引留むることを爲さず、伯の意に任せることに決したのであるが、改革派としては寧ろ此事を豫期してゐたものと斷じて差支へなく、さればこそ聰明な伯が此行動に出でたものであつた。改革派の中心をした人々は大石正巳、鳩山和夫、肥塚龍、波多野傳三郎、木下謙次郎氏等であつたが、蓋し是等の人々は政權に接近し之によつて黨勢の挽回或は擴張を策せんとしたのであつて、黨が常に政府反對の地位に在り、それが爲め自から黨員の結束に弛緩を生じ、隨つて亦た黨勢も不振の狀に赴かんことを憂へた結果でもあつた。然しながら世評は改革派に好感を示さず、却つて大隈伯に同情し黨大會に於ける伯の告別演說を目して黨員に對する警鐘であるとなしたが、攻爭に疲れ逆境に挫けた多數の改革者は、總理去つた後こそ自由に濶步し得らるゝものと思惟せるものゝ如く、漫然として第二十三議會に臨んだのであつた。

第二十三議會

第二十三議會は三十九年十二月二十五日を以て召集されたが、黨首大隈伯を失つた憲政會は改革派が豫期せしが如きものでなく、寧ろ其統制に於て缺くる處があり意氣必ずしも昂らなかつた。此議會に於ける各派の情勢は

憲政本黨	九四
政友會	一七一
大同倶樂部	六三
猶興會	三六
無所屬	一五

右の中猶興會は舊政交倶樂部の改名であつて、依然として一人一黨主義を標榜してゐるだけに、團體として方針はなかつた。大同倶樂部は議會召集の二日前、その總會を開くに方り非幹部派と幹部との間に紛擾を生じ、一時は非幹部派の十餘名が脫黨せんとする氣勢を示すに至つ

たが、議會開會と共に大體に於て政友會と同一行動を執ることに決した。されば政府提出の豫算案に對しては、大同倶樂部は初めより贊成し憲政本黨中には、最初陸軍々備充實に關する計畫を過大として異議を唱へた者があつたが、大勢は政府案を是認したので、豫算委員會は大多數を以て政府案全部を可決した。

唯だ猶興會の議員は初めより之に反對し、同會の三輪信次郎氏は愈々本議に入らんとするや、四十年度豫算案は杜撰甚しきを以て、全部再編成せしめんが爲に政府に返上すべしとの緊急動議を堤出し、島田三郎氏これに贊成して長時間の演說を試みたが、之に對して竹越與三郎、鳩山和夫兩氏の贊成演說あり、結局三輪氏の動議は成立せず、大多數を以て全部原案通り決定した。此際鳩山氏の贊成演說は憲政本黨を代表したものとして頗る注目された。卽ち摘記すれば左の如し。

（前略）大體に於て私は此豫算を通過させたいと云ふ考を有して居る、其通過させたいと云ふのは之を通過させない結果はドウなるか、戰後の經營は一日も緩くすべからざるものであるから、此際豫算不成立と云ふ事は望むべきことではないのである、此豫算は嘗て西園寺君自ら言はれた如く、戰後の經營をなす卽ち曲りなりにも戰後の經營の任に當ると云ふことは、西園寺君自ら言はれたのである。御當人自身が評せらるゝ如く此豫算は曲りなりにも戰後の經營であるのである、是れは不成立に歸せしむべきものでない。不同意な點がありますけれども、我意を得ぬことはありますけれども、大體に於て今日は豫算を不成立或は內閣の瓦解と云ふやうなことは、國民の爲に今日はない方が宜いのであると私は堅く信じて居る、其故に兎も角も此豫算を通過させたいと云ふ希望を持つて居る、併しながらそれと同時に此豫算の全體に於て、モウ少し戰後の經營らしきものが現はれて居つたならば、尙ほ滿腔の同意を表することが出來やうと思ふのであります。思ふに今日は日本の戰後の經營をなすと云ふことは隨分六ケ敷い問題である、然しながら日露大戰役の後に於きましては、必ず豫算上に大なる戰後經營的の實際が現はれて來るであらうと云ふことは吾々期して居つたのである。（それより氏は豫算面に現はれたる事項を列擧して尙ほ過少なりとの意見を述べ、併し軍備の如きは政府が宜しいと認める處にて之に贊成するが、同時に大に富の發展に資すべき經營をしなければならぬと、佛米等の歷史を引き戰後の經營により大に國力を發展したる例を擧げ更に論じて曰く）何れの國の歷史を見ても、亞米利加でも佛蘭西でも獨逸でも、大戰爭をする時には國が苦しむ、然しながら其れより五十年を經れば大に國力が發展して、其以前に二倍も三倍も增加してゐると云ふことは總べて實歷が之を說明してゐるのである。日本の今日は丁度其時に當つてゐるのであつて、國民が大に興奮してゐるのである。戰爭中に興奮してゐるのは勿論、それ以後今日に於ては總べての事業が、各種の方面に向つて今興りつゝあると云ふのは卽ちそれである。

日本國民は大なる借金を背負つた、是から後に大なる負擔をしなければならぬと云ふことは、日本國の津々浦々、隅から隅まで其心持は行き亙つて居ればこそ、斯くの如くに事業が勃興してゐるのである。苟くも政府當局者はこの人民の興奮してゐる勢ひを利用しなければならぬ。これに乘じなければならぬ。之に乘じて鐵道を造るべし、港灣修築すべし、敎育盛んにすべし。然るに金がない。借金をすれば造作もない話だ、公債でおやんなさい、不生產的事業、卽ち金を借りて師團を增設するとか、軍艦を造るとか卽ちさう云ふ借金を以て軍備の經費に用ひると云ふことは宜しくないけれとも、右から左に子を產むところの生產事業に投資することに於ては、金を借りても少しも差支ない此上にも公債を起して宜い。今日の勢では內債でも二億や三億の金は直ちに寡り居ると思ふ。此頃は非常に盛んでありますから數字を言ふことが出來ぬ、と云ふは昨日まで諸會社の資本が十六億であつたかと思へば、今日はモウ十七億、十八億に達して居るかも知れぬから、確かな數字は御互に言ふことが出來ない、兎に角日本に金が澤山ある、政府が金を借りやうと思へば、斯う云ふ人が皆公債に應ずるのである。況んや戰後の經營を爲すと云ふ愛國心から政府の公債を募るときに喜んで應ずるのであります。さう云ふ金を集めて、それを以て殖產的生產事業に使ふが宜いと言ふのである。然るにコイツを見るとドウも吝な豫算案であると私は思ふのである。何だか——例へば港灣築港を見ると、神戶に千萬圓使ふ之れを七ケ年掛つて使ふ、七ケ年の間神戶にあるところの貨物が雨曝しになつて居るのを政府が之を見て居やうと云ふ計畫だ。橫濱も其通りでありませう、先刻竹越君の示された如くに、日淸戰爭前

に一億圓臺であつた所の貿易が八億に騰つて居るのである、是から十億圓にも十五億圓にも直き昇るのである、斯く發達せんとしつゝある所の貿易、之を默つて見て居て僅が百萬圓ばかりの目腐れ金を神戸に注ぎ込んで、是れで政府が戰後の經營を爲したと言はれるのである。モウト金を使ふが宜い其の金は必ず國を富ます結果を持つて來るのである。又北海道の崩留とか何とか云ふ所に港灣を築港する。斯んなことは私は實によして貰ひたい、崩留であるとか增毛であるとか、大層此議會中は新聞記者社會には大なる問題のやうに聽へましたけれど、私は港灣築港とか云ふのは、斯んな小さな話じやないのである、卽ち外國貿易の門戸となるべき大なる港灣を築港すべし、神戸橫濱さういふ所は宜しい、僅か北海道みたやうな所に小さな、六つばかりの穴を明けると云ふやうな、コセ〳〵した政策は私は執らぬのである。マア詰り言はふと思ふことはそんなやうなことで……此豫算は仕方がないから贊成する。尙併しモウト餘計奮發して遣つて貰へば双手を擧げて贊成すると云ふ意味であります。

この議會に於て最も論爭の激しかつたのは例の郡制廢止案であつた。之に對しては大同俱樂部先づ反對の態度を示し、憲政本黨も之と行動を共にしたのであつたが、先きに豫算案に反對した猶興會は花井卓藏、尾崎行雄等殆んど其大部分が贊意を表したのであつた。然しながら數に於ては依然反對派が優勢を示したので、星氏最後政友會の諜士として同黨內に重きをなした原敬氏は、遂に最後の手段を以て大同俱樂部の一角を切り崩し、漸くにして衆議院を通過せしめたのであつたが、貴族院には平田東助、大浦兼武、小松原英太郎、淸浦奎吾、一木喜德郎等の諸氏が手ぐすね引いて待ち構へ、研究會を中心とせる反對派は原氏の侵擊を頑強に斥けたゝめ、百八に對する百四十九、卽ち四十一票の差を以て遂に否決して仕舞つたのであつた。

第九節　第二十四議會

憲政本黨の對議會態度

第二十四議會は此歲十二月二十五日を以て召集されたが、憲政本黨は例によつて翌四十一年一月十九日、大會を開きその對議會態度を宣明した。卽ち大會前の準備委員會に決議案を附議し、其各條項に就て協議の結果之を大會の議に附し左の如く決定したのであつた。

決　議

現內閣は戰後の施設其當を失し、內政整はずして國運の發展を阻害し、外交振はざる所なり。我黨は第二十四議會に臨むに當り、玆に左の七項を決議す。

一、戰後經營の失敗を詰責する事。
二、外交の不振を詰責する事。
三、現政府の增稅に反對する事。
四、政府の豫算編成に對する無責任を詰責する事。
五、姑息なる稅法整理に反對する事。
六、政府の鐵道經營の失敗を詰責する事。
七、府縣會議員選擧に對し當局大臣の監督の怠慢を詰責する事。

當時に於ける各政黨政派の情勢は、前議會以來その組織に於て異動はなかつたが、鳩山和夫氏の如き憲政本黨の領袖が政友會に轉じたのを始め、大同倶樂部中から郡制案を機會に政友會に身賣りをした數名があり、その結果は

憲政本黨	八七（前議會當時より七名減）
政友會	一八〇（九名增）
大同倶樂部	五九（四名減）
猶興會	三六
無所屬	一六

であつて憲政本黨及び大同倶樂部は前議會の行きがかりから相提携し、猶興會も亦た政友會と反對の立場にあつたから、三派はこゝに同一の歩調を取ることになつたのであつた。是より先き政府は前議會を終つて四十一年度の豫算編成をなさんとするに當るや、元老をして政府の財政計畫に干渉せしめ、更に鐵道事業の繰り延べをきつかけとして遞相山縣伊三郎氏は、藏相阪谷芳郎氏との間に衝突を惹き起し、兩氏の確執は遂に內閣不統一の責任を負ふて辭表提出とまで立至らしめたのであつたが、阪谷、山縣兩相の辭職にとゞめ他は聖旨を拜して留任し、增稅計畫を骨子とした豫算案を提げて此の第二十四議會に臨むことゝなつたのである。

鳩山和夫氏が憲政本黨を脫して政友會に轉じたことに就ては、從來同氏の犬養毅氏に對する感情上、面白からぬものがあつた爲めであると傳へられ、或は亦た前議會當時に於て是々非々主義の方針を執つた憲政本黨が、此期議會の召集さるゝや俄かに政府反對を眞つ向より標榜したことが、甚しく鳩山氏の所期に反したるが故であると傳へられたが、憲政本黨本部が鳩山氏脫黨に關して發表せる理由書は左の如くであつた。

本黨員鳩山和夫氏は昨十七日、本部に對し突然常議員會の開會を請求し來りしを以て、今十八日午後二時より同會を開きしに、其際鳩山氏は豫ねて吾々の希望する政黨內閣を作るは今日を以て好機會なりと信ずるにより、此際吾黨は擧黨一致政友會を助けては如何との提議をなし、右の理由を諄々として說明したり。是より先き本黨に於て大會に關する常議員の起草委員會及準備委員會を開きたる際、同氏は每日出席して其議に與り、而して本黨決議の主意たるや、全然現內閣に對する不信任を表白したるものにして、近く明日の大會に附議すべきものなれば、此際同氏の口より現內閣を援くべしとの提議を聞くは常議員一同の頗る意外とする所なれば、常議員會は同氏の外滿場一致を以て之に反對したり。玆に於て同氏は自說の行はれざるは致方なしとて其儘退席したり。仍て一同は昨日まで政府反對を固持しつゝありし鳩山氏が一朝にして其自說を變じたるを遺憾とし種々評議中、早くも自由通信社、中央新聞社等政友會に緣故ある向より鳩山氏脫黨の眞否を問ひ來り、續て政友會本部よりも同一の事を尋ね來りしに付、一同奇異の感を爲しつゝありし際、鳩山氏は使を以て左記二通の書面を送附し來れり。

脫黨屆

一、下名鳩山和夫は本日脫黨す、右及御屆候也

明治四十一年一月十八日

鳩山和夫印

憲政本黨本部宛

拜啓　陳者小生の意見常議員會にて御採用無之、已むを得ず小生は本日より自由行動に出で候に付、此段御諒知被下度奉願候　敬具

明治四十一年一月十八日

鳩山和夫

常議員會宛

玆に於て同氏脫黨の事は愈々事實となりしと共に、氏にして既に此決意ある以上之を翻さしめんことは固より不可能なりと信じたるも、本黨に於ける同氏從來の地位と關係とを省み箕浦勝人、肥塚龍の二氏は常議員を代表して鳩山氏を訪問し、一應勸告を爲したるも、固より

之に應せずして曰く、予は假令本黨を脫するも他人を勸誘するが如き事は斷じて之を爲さず、尤も余自身は政友會に入黨の考にて此事は本日既に入黨を勸告したる政友會の元田氏にも答へ置きたりとの挨拶なりしを以て兩氏も遂に辭し去りたり。

稅法整理反對論の暴起

政府の姑息なる稅法整理に反對することは其增稅反對と共に、憲政本黨が黨大會に於ける決議に於て宣明したるところであるが、元來政府は稅法整理の審査に一年餘の時日を費しながら、その結果は唯だ稅制細目の整理改正のみに止まり、毫も根本的の改廢に及ばず、依然として惡稅を存置するのみならず、四十一年度財政計畫に於ては酒稅及び砂糖消費稅を增率し、且つ新に石油消費稅を課する方針を採つたので、憲政本黨のみならず他の各政黨も又反對の態度に決したること既記の通りであつた、而して反對の聲は政黨間のみに止まらず、實業界にまで及び新聞記者團も又第二十四議會の召集直前、卽ち十二月二十三日芝紅葉館に非增稅同志懇親會を開き大に反對の氣勢を示したのであつた。そして東京商業會議所會頭中野武營氏の如きも當日出席して激越なる反對演說を試み、大隈伯も亦た之に臨んで一場の演說をなしたのであつた。伯の演說の大要は左の如くであつた。

大隈伯の演說

今夕新聞雜誌通信社諸君の催に係る集會に臨んで意見を陳ぶることは時節柄大に喜ぶ所である。特に先刻島田君の疑問として述べられたる所に就ては大に感動し、且つ予輩の舊友中野商業會議所會頭の精細なる御意見には同感を表する次第であるが、財政上の事は複雜で且つ數字に關するが故に、細かな御話を今夜する譯には行かぬ、唯大體に就て、議論をするのであるが、一つ御斷りをして置きいた事は、予輩の境遇は諸君御承知の如く直接政治に關係せぬ、又自分一己として今日の財政經濟に大なる關係を有つて居ない、言はゞ局外者である故に、政治的感情的の意思は毛頭挾まず明々地に意見を吐露するのである。尤も今日の困難なる大切の問題を獨斷を以て判斷する譯ではないが、自分には一の見解を持つて居るから早晩機會を見て斷案を下さうと思ふのである。

全體過去の事を追窮せぬと云ふは或意味よりすれば善良の心掛ならんも、他面より見れば餘りに健忘と謂はねばならぬ。故に予輩は今の財政を論ずる前に少くとも日露開戰前後の財政經濟狀態に溯つて之を論明せねばならん、當時は實に困難なる狀態で商工業は沈滯する、財政は窮迫する、內閣も爲に瓦解せんとしたのである。其證據には其より三年前に伊藤內閣は潰れて、侯爵は野に下り政友會を率ゐて三十五年の暮の議會には、當年の增稅計畫に手强い反對を試みた、之が爲めに議會は解散せられたのであるが、之れは今より五年前のことに過ぎぬ。この時政府は增稅止むなしと言ひ、政友會はするに及ばずと言つたが、三十六年の議會に於ては增稅反對の政友會と進步黨とが大多數を占めたのだが、此時妥協と云ふ不思議な現象が起つて、桂內閣は議會の解散を賭したる增稅案を撤回して仕舞ひ、伊藤侯は樞密院に入つたのである。

しかし之は政治上の事、予輩は餘り立ち入つては言はぬが、唯當時財政經濟の困難であつたことは、有價證券の今日よりも尙ほ下落して居つたことでも解る。その中に日露の開戰となつた、財政經濟は困難を極めてはゐたが燃ゆるが如き愛國心により增稅も公債も、もしくは獻金その他の形に於て國民はあらゆる物を國家に献納した。生命をさへ犧牲とする場合であつたから財產は顧みて居られない、二度の增稅も議會を異議なく通過したのであるが、玆に不思議なる現象は此頃から有價證券は暴騰しはじめた。本來戰爭は富を破壞するもの、血を流し財を靡するものであるのに、斯の如き現象を示したのは全く連戰連勝の結果であらう。巨額の公債も募集されると思ふ中に、間もなく借換も出來る、之で國力は大に興隆、國家の信用は非常に增進したと云ふ話である。二千萬圓の南滿鐵道株は數百倍の應募を見たといふことだが、一體これは何の結果であるか、不思議と言はなければならぬ。當時政府の報告書を見ると斯は一に愛國心の發揚、二に國力旺盛の證明と書いてあるが、果して左樣の事であるか何うか、戰爭は富を破壞するものなるに拘らず、斯る景氣を生じたのは愛國心の結果でなくして全く投機心の動機から出たので、國力の發揚ではなく全く政府の投機的方法から出たのであつて、富が豊かであると思つたのは全く一時

の夢想、空中の蜃氣樓に過ぎなかつたことが漸然發見せられたではないか。

斯樣な蜃氣樓は何うして起つたか、之には譯がある。二年間に十一億の外債が日本に這入つて來た、之が過去三年間に日本中へ撒きちらされた、此外にも二億幾千萬といふ金が倫敦に在ると云ふ、蜃氣樓は之から起つた。愛國心でも何でもない。さう何時も愛國心が發揚したら、世界は物騒で困まるぢやないか。景氣は全くの蜃氣樓、之を實物と見たとすれば當局者の不見識此上なしと謂ふべきだが、全く戰勝後の虚榮に過ぎないのである。日本は戰爭以前に比して富裕になつたと見えた外債の大部分は戰爭の爲に消滅して仕舞つた。勿論機械や何やで殘つて居るものもあらふが大部分は消滅して今は戰役以前の財政經濟に復歸して居るのである。玆に至つて政府の當局者も目を覺ますべき時に到達したのである。國富は別に增して居ないが、租稅は急遽な間に一億六千萬も增してゐる。之は本來稅法の原則から考へて超した稅ではないから、根本的の整理を必要とするが、稅法調査會も開けば不充分不滿足、商業會議所の要求は如何にも適當な事である。富は增さんで稅は增してゐる。それも性質の善からぬ稅が多く、貧民を苦める惡稅が多い、政府は歲入其ものばかりを土臺として、稅制の根本原理も國民生活の利害をも顧みず、調査も機密の間に行ふ。機密の中には惡魔が潛む、今や機密の蓋を明ける大事な時期に到達したのである。之を構はずに置いて稅を增すと云ふのは大なる研究問題ではないか。予輩は此上稅を取るなと云ふのではない、增稅非增稅必ずしも爭はぬが、何故に稅を增すやといふ根本の問題を論じて見ねばならん。

今日の財政經濟は戰役以前の狀態に歸つてゐるのであるが、唯だ一つの差違は大戰の後を受け繼いだことである。之が爲めには公債の利息を拂はねばならぬ、戰死者や負傷者の恩給扶助料も出さねばならぬ、先づ利息は一億一千萬位、恩給その他で三千萬位、卽ち總計一億三四千萬は何うしても掛る。之を戰時稅から差引いて、外に政府の常に云ふ歲入自然の增加や國稅その他の增收を加へたら大概一億圓位いは殘る。行政整理も勿論餘地があり必要があるに相違ない。然るに之を打ち切ると云ふのは不思議なことで。本來、政治上の事は先刻島田君の挨拶中にもあつたが、人間の推理力で豫想し得らるる範圍で豫想は附けられる筈だ、而かも首相には斯樣な推理の作用があるか何うか。

二十三議會で立派に豫算を立て一厘一毛も繰延が出來んやうに言つて置きながら、直ぐ本年度の五月からは繰延を遣つて居るではないか、人間の智慧は淺墓なもの、首相も藏相も五年十年は愚か、つい一個月の先も見えぬぢやないか。故に非增稅非募債などは最早夙くに忘れて仕舞つて居る。これが卽ち健忘だ。況して積極的方針などは無論根本から忘れて居る。必要があらば增稅も止むを得ないが、國の經濟力が許さぬ時に之を取れば之から將來にかけて平和の大競爭を試みることが出來ない。何うして出來るか、之れは政府の當局者が秘密に相談して濟むべき事ではない。宜しく誠意を打ち開いて國民に相談すべき大問題である。

予輩は從來當局者を批評するに餘り酷だと言はれて居るが、何も好んで慘酷な批評をするのでは無い、予輩は正直に修飾なしに思ふ所を言ふだけだ。非を飾るのは良心が許さんから非と思へば遠慮なく反對もする。全體今日は財政の批評をするに餘程苦しい場合である。實は昨年が善かつた、遲れても此春の議會が善かつた。併し過を知れば今からでも改めねばならんが、實は財政の現狀が今日能く判つて居るか何うか、之を一つ諸君に問ふて見たい。想像ではいかん、事實を知りたい、當局者をして戰爭以來の財政狀態を國民の前に白狀させたいのだ。倫敦に在る金の、その金高と種類を知りたい、それが一體稅か借金か、之を知る必要がある。又近頃は頻りに剩餘金の話がある、これは何程あつて如何したのか甚だ不精確、この金があらば何を苦んで增稅するのか、甚しきに至つては未募集公債などといふものもある、コンナものゝあるのが不思議ではないか、これは是非政府に白狀して貰ひたい、誠心誠意を以て國民の前に打開けさせねばダメだ。

近頃は競馬も中々流行だが、一體人間は賭を好む動物で、富籤も好く、競馬も好く、文明國民と云つても皆之を好く。併しながら好くと云つて放任した日には堪らない。之を適當に制するのが政治家の職分だ。アングロ、サクソン民族も臨分賭もやれば競馬もやる。併し其弊害は甚しきに至らぬ、適當で制する丈けにやつて居るが、歐洲でも南方ラテン民族はさうは行かぬ。日本も昨今となくラテン種族に似寄つて來はしないか、當局者は抑も惡弊の張本人である。財政上の事もさうだ。大藏大臣なぞも餘まりに事を誇張して附景氣をやり過ぎるから、何も喧嘩を好く譯ぢやないが、つい聞捨てならんで此春も手形交換高增資の祝賀會で馬鹿正直な議論も遣つたことがある、誇張一點張りで

財政の事情を明かにせないのが非常の曲事だ、國民は之を明かにするやう請求する權利がある。予の推測では行政財政の整理をシッカリやつて減債基金などを廢めさへすれば、稅は增さずとも濟むと考へる。一體強い國民であつたら財政の實情を明かにせぬ限り、增稅どころか稅を拂はんことになるべきである。

而して同懇親會では滿場一致を以て左の決議をなし、之を發表したのであつた。

決　議

財政並に稅法の整理を遂げずして更に增稅を重ねんとするは、國民の利害休戚上看過すべからざるの事に屬す、吾人は其の放漫を戒め先づ財政並に稅法の根本的整理を完成せんことを期す。

更に全國商業會議所は四十一年一月二十一日、臨時聯合會を東京に開き左の決議をなすと共に、之を建議書として其筋に提出し、且つ請願書として貴衆兩院に提出したのであつた。

全國商業會議所聯合會の建議書

戰後國政の料理上最も周密なる注意を拂ひ、以て最も愼重に畫策するを要する所のものは、實に財政の方策なりとす。財政の方策にして其の當を失せんか、たゞに政府の施設遂行上少からざる支障を來すべきのみならず、一般國民をして事業經營上直接に間接に多大の困難を感ぜしめ、その結果自ら遂に國力の發展を阻碍し、國運の進步を妨害するに至る。吾人深く慮る所あり、一昨三十九年十月を以て開會せる全國商業會議所聯合會に於て早くすでに其議を決し、政府及び議會に對し英斷以て財政の方針を確立し、一面嚴に事業の前後緩急を計りて歲出を調節し、以て歲計の過大膨張を抑制し、一面戰時稅徵課の爲めに輕重宜しきを失へる各般の稅制を改革し、以て國民の負擔を均正し其活動に利し、その發展を害せざらんことを要望したり。而して昨年に至り政府が稅法整理案の名の下に、僅々所得稅、營業稅の二稅に較々見るべきの改正を加へたるの外は、漫然非常時別稅の名を撤して其實を存し、實際に於て殆んど毫も稅制を改革し、財政を調節するの意

なきを見るや、昨年十一月を以て再び臨時聯合會を開き、飽くまで其の不可なるを論じて政府の反省を求め斷然、鹽專賣、通行稅、織物消費稅を廢し、營業稅以下各稅に適當なる改正を加へ、その結果として生ずる所の歲入の減少に對しては宜しく主として不生產的事業を休止若くは繰延べ以て其歲出額に一大調節を加へんことを要望するの議を公表せり。然るに今回政府が四十一年度豫算として本期議會り協贊を求めんとする所を見るに、曾に毫も見るべきの調節を其歲出の上に加へたるの實なきのみならず、更に其の不調節なる歲出額に對し强ねて歲入額の缺陷を補塡せんが爲に敢て酒造稅、麥酒稅、酒精含有飮料稅及砂糖消費稅を增課し又新に石油消費稅を課徵せんとす、何ぞ其擧の不親切にして其計畫の拙劣なる、吾人は事玆に至りて唖然言ふ事を知らざるなり。

吾人は斷言す、吾人は絕對的に此等の增稅計畫の不當不可なる事を確認する者なることを、一言以て之を掩はんか消費稅は間接に消費者之を負擔し直接に當業者に苦痛を加ふるものにあらずして漫然輕々に指を此等の稅源に染むるが如きは國家の財政方策上最も忌むべき所にして、國家經濟の保全上亦最も恐るべき所なり。夫れ一波動きて萬波之に隨ふは經濟社會の常態なり、濫に消費稅を重課して一時の增收を計るや爲に自ら經濟社會の秩序を攪亂し、物價の騰貴勞銀の上昻生產費の增高、生產費の緊張、利益の減少、消費高の減縮、生產高減退、輸出の減少輸入の增加、正貨の逆流等內に外に幾多の不利事情を惹起し、彼此相待ち相重りて以て經濟社會の圓滿活動を傷害し、遂に之を驅りて言ふべからざるの慘狀に呻吟せしむるに至らんとす、則ち財政の經論上深く愼み堅く戒むべきは實に消費稅の濫徵なり、もし夫れ大敵と戰を交へ國家の存亡に關する急要あるの秋に際し、他に賴るべきの財源なく眞に已むなきの財政狀態を迫られ、策の此に出づるが如き場合に在りては、吾人或は前般の不利事情を忍び、淚を呑みて之を恕し之を甘受せんとするも、今日の如き方に專ら戰後財政の整理を急要とする時に於て、須らく調節すべき歲出を調節せず、僅に約五百萬圓の歲入缺陷を補塡せんが爲めに、强いて濫に此種の財政計畫を實行せんとするに至りては、苟くも誠意國家の健全安康を計る者豈に誰か之を是とし之を贊せん。

今熟ら四十一年度の豫算を查問するに、その歲出總額は實に六億一千五百九十五萬八千餘圓の巨額に上れり、借問す此の巨額なる歲出額

力に於て僅に五百萬圓の金額を節約し、若くは之が支出を繰延ぶること能はざるや、又政府の明示する所によれば、剩餘金として四十二年度に於て繰り入れ得べしとするもの約三千三百萬圓ありと、借問す政府は何の故に之を以て四十一年度に於ける歳出缺陷の補塡に充用するを得ざる乎。此を見彼を思へば、吾人は實に政府眞意の存する所を知るに苦しむものなり、要するに吾人をして忌憚なく言はしめば、政府は豫算構成上、誠意を缺き、姑息手段に依りて國家財政上一時を糊塗せんとするに外ならざるなり。而して政府にして斯の如き手段を以て國民に臨むや國民は之に對して決して默々たるを得ざるなり。抑々我歳計をして斯の如く危大ならしめ、我財政をして斯の如き窮狀を呈せしむるに至れるの主因果して何の處にかある、他なし政府が戰後經濟の要道を辨せすして、一意國防軍備の完成を計るを事とするか爲めなり。夫れ國防軍備の完成の必要なるは吾人能く之を知ると同時に、他の一面に於て我經濟實力の充足を計るの急要なるを認むる者なり。卽ち交通運輸の便を擴充し殖産興業の利を大成するに必要なる政費は縱ひ暫く國防軍備の一部の擴充を後にするも必す之か支辨の途を講ずべきものたるを確信する者なり。然るに政府は漫然ロに國力充實の必要を說きながら其實に於て殆ど全く他を措て唯一に國防軍備の完成に汲々たるの結果、生産的政費額と不生産的政費額との間に非常なる不權衡を實現し爲に我財政をして歪畸不健全なるものたらしめたり。是れ吾人の最も遺憾とする所なるのみならず、國家の前途を思ひて眞に痛憂措く能はざる所なり。是に於てか吾人は特に三たび臨時聯合會を開き此に明に此財政方策を絕對的に不可とするの議を決し、以て飽まで政府に反省を求め、又更に議會に訴へ極力之が是非の判斷を請はんとす。

今吾人の要望する所を約言すれば、斷じて此種の財政計畫を撤廢すると同時に、鹽專賣、通行稅、織物消費稅を全廢し、尙營業稅以下諸稅に適當なる改正を加へ以て不統一不均衡なる現行稅制を釐革し、而して一方に於ては斷々乎として十分の調節を歳出豫算の上に加へ、國防軍備の一面に資力の大部分を偏注して却に國本の培養國力の充實を計るの策を忽にすることなく、所謂積極的方針の正義に則り生産的政費と不生産的政費との間に適度の均衡を保持せしめ、以て歳計總額に於て少くも五千萬圓以上を節減して歳計豫算の過大なる膨脹を抑制せんとす。

呼嗚我歳計は政府が昨春の議會に向ひて協贊を求めたる無謀杜撰なる財政方策に依り今や既に膨大に失せり。而して漫然此惰力の爲す所に放任して今後の歳計を構成せんか、歳出は益々增大するに反して歳入は倍々缺陷を來し、之を補塡せんとして增稅に次ぐに增稅を以てし、募債に重ぬるに募債を以てし、因は果と爲り相應じ相躡きて停止する所を知らざるに至り、遂に全く財政整理の機を逸し、國步艱難の度をして益々大ならしめんとす。豈に寒心すべきの至りならすや。是れ吾人か今日に於て朝野心力を一にし、區々たる事情を排し多少の困難を忍びて我歳計の適順是正に努め、財政の整理を遂行して國家の安康を永遠に保全せんことを期する所以なり。然り而して吾人が我財政稅制に關し、斯くの如く敢て屢々侃々諤々の言をなすは、之れ決して商業會議所の本分として獨り商工業者の利害上よりするのみならず、國家經濟の大局に鑑み國家全體の休戚に就き、至誠の情實に忍びざるとのあればなり。切に望むらくは事に國政料理の任に當る者、深く吾人の苦衷を諒とし以て我財政の整理に努められんことを。

右聯合會の決議に依り建議候也

明治四十一年一月

臨時商業會議所聯合會長　中野武營

而かも全國商業會議所の一團は、啻に右の建議及び請願を爲すに止まらず、同月二十四日在京の各新聞記者を日本倶樂部に招いて、大に非增稅論を吹聽し、更に二十八日にはその聯合會席上に市內銀行家代表者の出席を求めて、政府の財政方針に對する意見を叩き、共に提携して之が反對に努むるの約を結んだのであつた。當日銀行家代表者の陳べた意見の大要は左の如くであつた。

澁澤榮一氏の意見

四十一年度の國家歳計に對し政府の畫策其當を得ず、邦家財政の基礎を危くする虞れあるより、全國の商業會議所代表者諸君が、今回强硬なる反對意見を發表せられたるは、余輩の齊しく贊同するところなるのみならず、其衷情に對して甚だ同情に堪へさる次第なり。而して

余はその所論が今日に始まりしにあらず、既に數年前より熟考に熟考を加へ、議論に議論を重ねられたる結果なるを疑はず、由來國家多難の時に際しては財、政上及び經濟上に議論百出、その調和を缺くことあるは、海の東西を問はず、時の古今に論なく屢々見るところの事實にして、我國維新後に於ても亦屢々之を經驗したり。日清戰役後即ち明治二十八年、名古屋に於て開催されたる全國商業會議所聯合會に於て數多の提案ありし中に、最も注目されし一案は、戰後實業に頓坐を來さば血を以て得たる折角の名譽も、水泡に歸すべきを以て戰後は特に平和の戰爭、即ち實業の發達に充分力を用ひざるべからずとなし、極端なる軍備の擴張を否認し、軍備即ち不生產的の目的のために增稅するは國家の不利なり、と之ふにありたれど此方針は不幸にして時の爲政者及び軍人の意見と全然一致せざりき。今や程度に大小の差違こそあれ、事情は日清戰後の當時と毫も異る所なく、政府の方針と一般實業家との間に大なる經庭あるを見るに至れり。

日露戰後即ち三十九年十月に於て、諸君はすでに此點に注意する所ありたり。不幸にして日本當時の財政は決して完全なるものと言ふを得ざりき。而かも當時は戰後間もなきことゝて我々も多少其事情を酌量したり。而して四十年度及四十一年には充分堅確なる豫算を見るべしと思ひきや事實は全然之に反し昨四十年度に於て一向改善の跡を見ざるのみか、本年度に於ても亦增稅の止むべからざるを廟議に於て決せられたり、是れ經濟界の現狀を顧慮せざるの致す所にして、增稅反對の聲の揚かる所以亦玆に存するなり。扨て事玆に至りし所以のものは軍人及爲政者間に何等かの誤解あるにあらざるか、國家非常の時に際しては義勇公に奉するの精神を以て有らん限りの精力を捧げて之に處すべしと雖も、不時の要求は之を平時に爲すべきものにあらず、而して之を爲す所以の原因は全く現狀を誤認せるにあるなり、今日の政治の仕組は全く之に類す、殊に非常時特別稅の如き未だ其の處置さへ附かざるに更に此上增稅するは恰も火事の急場に一貫目の重荷を負へるものに向ひ更らに一貫目の重荷を强ふるものと同一轍にして堪へ能ふるに於ては固より辭せざる所なれど到底堪へざるを如何せん夫れ斯る重荷を强ゐんとならば先以て此重荷を負ふに適する實業の進步を計らざるべからず、戰後事業の勃興するに當りては余輩亦大に之に贊同して實業の振起に力めたるが、世人は余輩を目するに急進主義の實業家を以てせしならんも、余輩は毫も其力を不生產的には消費せざりし考なり。

而して目下經濟界沈衰の原因は、急進なりし我々に在らんかなれども、余が玆に斷言して憚らざるは國家財政の不結果が、その原因の最たるものなりとの一事にして、之れ決して余が遁辭にはあらず。之を要するに今は財政の計畫を改め、之が整理を行ふべきの秋なり、是れ獨り國運の發展に必要なるのみならず、又國力の維持に必要なることは諸君の意見の如くなり。而して余輩の意見は今日俄かに變化したるに非ず、去る三十八年以來終始一貫したり。

古人曰く、言ふは易く行ふは難しと、今日の場合は自らその難しとする所を行ふにあらず、他をしてその難きを行はしむるにあれば、之が實行には更に一層の困難を覺悟せざるべからず、然し我々實業家が今日玆に主張する所にして眞理ならんか、所謂至誠は天を動かし鬼神も亦た避く、たとへ爲政者の多數が盲從附和するとも、諸君の熱誠なる行動は何ぞ彼等が迷夢を覺醒打破し得ざるの理あらんや。諸君自重自愛して此上とも一層の努力あれ、余輩も亦た諸君と相提携して事の實行を期せん。

池田謙三氏の意見

予がこゝに京阪の有志銀行家を代表して商業會議所聯合會に臨み、特に新增稅の反對意見を發表せるは他にあらず、我々は單に今回の增稅に就て絕對的反對意見を有するのみならず、根本的に戰後の財政計畫に反對するものなり。

政府當局者が國民の負擔に堪ふるだけの經常歲入の範圍內に於て、恒久的に政府事業經營の計をなさずして、臨時財源若くは公債に依りて恒久的繼續事業の費途に充て、殆ど戰前に三倍せる膨大の財政計畫を爲して其基礎を薄弱にしたるは抑々の誤りなり。斯く云へば然らば何故に三十九年度若くは四十年度の財政計畫に對し極力反對せざりしかと言ふものあらんが、我々は其當時と雖も今日同樣反對意見を有しこそしたりしなり。然れども其當時はヨモヤ財政當局者が陸海軍の要求のまに〳〵財政計畫を爲すが如きことはあるまじと信賴して望を屬したるに、其結果は豫期に反して增稅に次ぐに增稅を以てするに至れるは、予輩の不明とは云へ、甚だ遺憾の次第とてセメテは四十一年度以降の

財政計畫を常軌に復して國力を養はんとの趣意より有志銀行協議の上、反對意見を發表し、時宜に依りては商業會議所聯合會と相提携して目的の貫徹に努力せんと欲する決意なり。時の大藏大臣の勢望高からず海陸軍當局者の壓迫に抵抗して財政適度の計畫を爲さしむるの力なく軍事當局者の計畫したる軍備補充若くは擴張案を餘儀なく承諾して財政計畫を立てたればこそ遂に一億千萬圓の缺陷を生じ、之を補塡するに募集の望なき公債を賴み、惡稅に次ぐに惡稅の誅求を敢てせざるべからざる苦境に陷りたる次第なり。併し今更ら之を咎むるも詮なし此上は唯だ多數國民と共に四十一年度以降の財政計畫を根本的に改むるの計を爲すの外なし。平素温良なる全國商業會議所が率先して反對運動を開始し、當局者の干渉にも屈せず、飽まで目的を貫徹せざれば止まざるの態度を示しつゝあるは、予等銀行家が深く其勞を多とし同感に堪へざる所なり。

池田氏の演說中にもあるが如く、京阪の銀行業者も又その決議を以て政府の財政計畫に反對の意見を發表し、大にその氣勢を昂めたのであつたが、東京の各實業組合も亦た商業會議所の一團と聯合して增稅反對の決議をなすに至り、且つ全國各地の實業組合に檄を飛ばして、全國組合團體聯合大會を東京に開き

本期議會に提出せられたる豫算案、稅制整理案、新稅及び增稅に關する法律案は、刻下我國の經濟狀況に照し將來國力の發展を期する上よりして、或は尨大に失し或は苛酷に流れ爲めに國運の進歩を妨げ、產業の發達を阻害するものと認む。

との理由の下に、全國商工業者三百六十五の組合團體が協議の上、政府の財政計畫に反對の決議をなすと共に、實行委員五十名を擧げ盛んに運動を試みることになつた。蓋し我國實業家が政治問題に關して、公然組織的運動を開始したのは之が嚆矢であつた。

問責決議案論議

既記の如く當議會に於て憲政本黨と共歩調を同じうせる猶興會及び大同倶樂部は、共に政府反對の決議をなすに至つたが、初め猶興會より憲政本黨に交涉し來りたるを以て同黨は之に應じ、兩派の代表者之が提出者となつて左の決議書を提出した。

決議案

政府は曩に過大なる財政計畫を立て、今に至りて之が實行に鑑み、其の標榜せる非增稅の言明を無視して苛重の負擔を國民に强ゐんとす、共無責任之より甚しきはなし、仍て玆に決議す。

憲政本黨は此決議案の提出に際し、一應之を大同倶樂部に通知したので、同倶樂部も其代議士會に於て別に左の案を定めて之を議院に提出した。

決議案

現內閣は戰後の財政計畫に就て一定の所信なく、苟且偸安彌縫是れ事とす、此の如きは戰後の難局に處する所以にあらず、仍て本院は現內閣を信任せず。右決議す。

右兩案は共に問責案であつたが、政府を攻擊する主眼の點に於ては必ずしも同一ならざるものなりしを以て、憲政本黨は猶興會と大同倶樂部との間に調停を試み、右問責案上程の當日に至り大同倶樂部は猶興會案によつて進む意向に決し、同案の日程に入るや先登第一、提出者の一人たる島田三郎氏登壇して、提案の旨趣を說明し一時間半に亙つて政府攻擊に熱辯を揮つた。次で本案反對者として元田肇、橫井時雄、竹越與三郎の諸氏、贊成者として大石正巳、加藤政之助、臼井哲夫の諸氏交々登壇し終つて討論終結となり、記名投票を以て採決の結果百六十八對百七十七卽ち僅かに九票の差を以て否決となつた。次で增稅案も亦た二十四票の差を以て通過を見るに至り、最後の豫算案に於て大同倶樂部の之に贊意を示さんとするに及び、玆に三派の陣容は崩るゝことになつたが、而かも憲政本黨及び猶興會の所屬議員は意氣毫も屈せず、その本議に上程せらるゝや大石正巳氏登壇して豫算返上說を主張し、島田三郎、西村丹治郎の諸氏又相次いで其說を述べた。されど遂に利あらず政府黨の爲め遂に同案も可決を見るに至つた。

斯くて第二十四議會は閉會を告げたが、憲政本黨は其の態度及び精神を世に宣明せんが爲め、驚報號外を以て「警告」と題した左の一篇を發表した。

警　告

現政府財政計畫の危機　日露戰爭の前我國政費の總高は二億四千五十九萬六千圓なりしに、四十一年度の豫算總高は六億千五百九十五萬二千圓の多きに登り、三億六千六百三十六萬二千圓即ち二倍半弱の增加を示せり。是れ政府が戰時中、地租營業稅、所得稅等を倍加し、其他種々の新稅を起し、前後二回に一億六千餘萬圓の非常特別稅を賦課し、人民に苛重の負擔を懸け、戰爭後には此特別稅を廢止すべき約束を爲し置きながら其約束を破りて之を永久稅（我々同志者の極力反對せるにも拘らず政友會議員の贊成に依り）とし、尙ほ國用足らずして、今年更に石油、酒、砂糖、煙草等の日用品に重き稅を懸け、二千五百有餘萬圓を增收するの已むべからざるに至れり。

英米の二國は富強を以て世界に鳴渡り、其の貿易高は七十億乃至一百億圓を占め其富は千五百億圓ありと稱するに拘はらず、其政費は十四億乃至二十億の間を出でず、日本の貿易高は其最高額僅に九億餘萬圓、其富は百五十億乃至二百億の間に在り、以上の兩國に比すれば十分の一位の實力を有するに過ぎざるが、中央の政費は六億萬圓以上に達し、英、米二國の半額强乃至三分の一を下らず、國費の過大なる知るべきなり。

總歲出に對する軍事費の割合　戰前に在りては、陸海軍費は經常臨時を合せて八千三百萬圓なりしが、今年に至りては陸軍一億七百四十一萬五千圓、海軍八千九十四萬八千圓、合計一億八千五百三十六萬三千圓の巨額を要す。前項總歲出六億千五百萬圓中より當然支出を要する國債愿償諸錄二億千八百十一萬二千圓を控除すれば、其殘りは實に三億九千七百萬圓なるを以て、陸海軍の經費は國費總額の半ばを下らざる計算なり。

政府の言明は信ずるに足らず　政府は此の如き財政計畫を立て、今年二千五百萬圓の增稅をなさば前途の財政は鞏固を加へ、少しも不安心の點なしと公言すれども、此歲出に對する六億千五百萬圓の歲入中には剩餘金七千二百萬圓、公債四千三百萬圓、自然增收一千萬圓等の如き臨時不確實の收入を含蓄し居れば、經濟界の形勢如何によりては差向き本年度に於て、此の豫算を遂行するに至難なるべしと思はる。況んや明後年に至りては破綻百出、歲入ます〳〵不足し、歲出は益々增加し、重ねて增稅に訴ふるの已むべからざるに會すること疑ひを容れざるをや。

借金の激增　明治三十六年までは我國は借金は、五億數千圓にとゞまり世界列强中、借金の最も少き國なりしに、日露戰爭の爲め內外に於て十七億前後の大借金を加へ、今や其高は二十二億數千萬圓に達したり。加ふるに現政府及び政友會の黨與が財政の實力如何を顧みず、軍事費の剩餘金多きに醉ひ、戰後に至りて無謀にも鐵道の國有を企て、十七會社の鐵道を買收したり、爾後鐵道の不統一、貨物の澁滯、時間の遲着等、之が爲に國民に不便不利を被らしめたるは、言語道斷の不始末なれども此の不始末は別として最も國民の憂とすべきは、向ふ四ケ年間に此買收代價に對し四億八千萬圓の公債を發行せざるを得ざるの一事なり。其他向ふ六ケ年に事業公債一億六千萬圓軍事費未募集公債七千五百萬圓を募集すべきあり。此種の金額を合計すれば我國の借金は向ふ五年間を出でざるに三十億の巨額に達せんとす。今此金額を五千萬の國民に分頭すれば一人に付六十圓の借金を負ふの割合となる、現在國民の實力に比して豈に驚くべきの借金ならずや。而かも此借金にして果して能く目的通りに借り得れば、現政府の財政計畫は曲りなりにも向ふ二三年間を經過し得べきに似たれども、此外にも目前本年中に返濟すべき軍事公債一億圓あり、我國經濟界の現狀に於ては三億は愚か此際五千萬圓の借金も尙ほ圓滑に爲し得べしとは思はれず然らば海外の市場は如何、是亦金利は暴騰して六七朱に上り貸手なき有樣なり。七八朱の高利を拂はゞ兎も角、五朱以下の利息にて新なる借金の出來ざるは勿論、現在公債の借替すら難かるべし。內外の經濟界此の如く悲況なるに、强ゐて前記七八億の公債を發行せば公債の價は忽に暴落して額面百圓の公債の六七十圓に下るべきは必然なり。此場合に會せば獨り公債持主の身代の半減するに止まらず、我國の經濟は變動を招き倒產者は踵を接して出づべし。實に恐るべきの現象ならずや。

正價の流出　政府當局者の辯明するところに傳れば、我國所有の正金銀は其高五億圓と稱す、如何にも豊富なる如く聞ゆれども、其間實に憂慮に堪へざるものあり、外國貿易は逆潮にして明年も五千萬圓乃至七千萬圓の正貨を外國に支拂ひたり。本年も一月以來の形勢によれば貿易上六千萬圓の正金仕拂ひを免かれざるが如し。加ふるに外國の利息六千萬圓前後、海陸軍の買物三千萬圓前後の支拂ひは現政府の財政計畫としては、如何にしても毎年免るゝことを得む、此三口合計は一億五六千萬圓なり。假りに當局者の言を信じて五億の正金ありとするも、向ふ三年間にして此正金は全然外國に支拂ひつくして、日本國民の有する通貨は紙幣ばかりとなる處れあり。前途この處あり。近き將來に於て紙幣の價は日一日と下落し、兌換制度は破れて二圓の紙幣を出すも尚ほ一圓の正金と交換する能はざるの慘況を演じ、物價は暴騰して政府の支拂ひは增加し、增稅に重ぬるに增稅を以てするも尚ほ國用給せず、農商工は萎縮して國民飢に泣くの日將に來らんとす。事玆に至らば悔ゆとも及ばず。

現政府及政友代議士の責任　前記の各項を閱讀し來らば、何人も其責任の歸着する所を明にすることを得ん。吾人は左に其要項を列擧すべし。

一、牧支の相當らざる六億數千圓の國費を膨脹し、財政を紊亂せしめたるも現政府及政友會代議士の責任なり。

二、非常特別稅一億六千圓の期限を撤廢し、鹽、織物等の惡稅をも除かず、地租五分五厘の高率を永久の負擔と爲せるも、現政府及政友會代議士の責任なり。

三、本期議會に於て、重ねて石油、酒、烟草、砂糖の消費品に對し二千五百萬圓のを苛稅課せるも、現政府及政友會代議士の責任なり。

四、自ら財政の力を量らず、鏡道國有を企て、借金に重ぬるに借金を以てし、前途三十億圓の大借金を要するの場合に迫まり、國家をして貸手なき不信用なる位置に立たしめたるも、現政府及政友會代議士の責任なり。

五、物價騰貴し、軍需品の購入を激增し、輸入を超過し、生產事業を萎縮して、輸出を減退し、終に正金を濫出を促し、兌換制度を危ふし我國をして再び紙幣國たらしめんとするも、現政府及政友會代議士の責任なり。

六、治水、築港、鐵道等の生產的事業費を繰延べ、國民に偉大なる不利益を及ぼせるも、現政府及び政友會代議士の責任なり。

七、濫りに軍費を增加し、他の文治的國費と權衡を失せしめたるも、現政府及び政友會代議士の責任なり。

八、國用給せず、財政經濟の危機切迫せるの今日、一厘一毛の豫算を減ぜず、六億千五百萬圓の提案を贊成し、議會をして無効に終らしめたるも現政府及び政友會代議士の責任なり。

批の如く國民を苦しめ國家を危うするの行爲あるに拘はらず、國民は尚ほ政友會の黨與を選擧し、前途政權及び立法權を彼等に委せんとする乎、吾人は愛國の情禁ずる能はず、玆に其非を列擧し、謹んで國民に警告す。

第十回總選擧

任期滿了による第十回衆議院議員總選擧は、此年五月十五日を以て行はれたが、選擧期日の切迫と共に競爭は頗る激甚を極め、所謂非政友派は政友會を呼ぶに「增稅黨」を以てし、熱烈なる言論戰を展開したのであつた。而して實業界は此時豊川良平、中野武營氏等を中心として多數の候補者を押し立てゝ之に臨み、中野武營氏をはじめ片岡直温、西村治兵衞、岩下清周、仙石貢氏等、何れも揃つて當選したのであつた。全國を通じて見たる此の選擧の大勢は、候補者の員數は從前に比して甚だ少なく、二、三の府縣を除くの外は選擧期日に關する詔書發布後旬日を經るも尚ほ候補を發表せし者多からず、地方によつては選擧期日の一週日前に至るも定員に相當する候補者の定まらなかつた處もあつた。三十五年八月に行はれた總選擧の際などは候補者の數實に八百二十餘人の多きに及び、議員定數の約二倍半を占めたし、其翌三十六年八月の第八回總選擧の如きは、議會解散後の臨時總選擧であつたに拘はらず、尚ほ七百人の候補者を出したのであつた。殊にその翌三十七年三月の第九回總選擧の如きも、亦た解散後の選擧なるが上に日露の開戰となつて世人は悉く戰爭に熱中し、選擧の如き何人も之を顧みるものが

なかつたのに尙その數六百餘人に達したのであつた。

然るに今回の選擧は期日一週日前に於ける內務省の調査によれば、僅かに五百五十餘人であつたのみならず此內には期日の切迫に伴ひ候補を斷念した者が十名からあつたので、最後まで競爭を繼續した者は五百二三十名を超えなかつた。而かも其中より所謂自稱候補者を除けば結局眞の候補者は五百名內外に過ぎなかつた。蓋し其原因は經濟界の不振及び選擧費用の漸く增加し來つたこと等を擧げてよからう。而して其結果を黨派別によつて示せば左の如くであつた。

總員三七九	當選者	前議會當時
憲政本黨	七七	八九
政友會	一九〇	一八一
大同倶樂部	三一	五八
元猶興會	二七	三七
無所屬	五三	一四

右の中、准憲政本黨と目すべきもの無所屬中に十二名あつた。結局これに見れば前議會當時と增減はなかつたのである。實業界の有力者にして當選した仙石貢、中野武營、片岡直温、西村治兵衛、岩下清周等の諸氏は戊申倶樂部の一團を組織することになつたが、一方全國商業會議所の一團は總選擧の終了するや、六月十日より數日間東京に於て聯合會を開催し、特に經濟狀態調査のため委員を擧げて之に當らしめ、右調査終了と同時に報告書を決議して發表することゝなつた。而して其報告書の決論は左の如くであつた。

我が經濟狀態をして今日あるに至らしめたる在內主要事因に尋ね來れば、吾人は全く「政府が戰後經營の方針を誤り、彭大無謀なる偏武的財政計畫を推行せんとして經濟界の健全發達を妨碍し經濟利益の適正分布を攪亂せること」の一大事因に歸納するを確信す。而して此の主因の事柄にして幸に芟除せらるゝを得るに至らば、吾人は我經濟界をして勃然として能く健全なる狀態に復せしめんことを確信する者なり。卽ち吾人は本年一月の聯合會に於て決議の上財政釐革意見として發表せる。

第一、歲出に十分なる調節を加へ以て我が歲計總額を適當に減縮する事。

第二、偏武的財政計畫を矯め以て政費分配の適正を計る事。

第三、確實適當なる歲入に依りて歲計を支持するの方針を確立する事。

の三大目的の達成を期するは、根本的に我が經濟界を救治するの唯一の方法たることを斷言して憚らざるなり。

西園寺內閣の總辭職

西園寺內閣はその與黨たる政友會が、總選擧に於て漸く絕對多數を占むるに至り、其基礎これより鞏固を加へんとするかに見へた時、七月四日西園寺首相以下各閣僚は病氣の故を以て突如辭表を捧呈して、世間及び與黨を一時に驚かした。而して西園寺侯は辭表を捧呈して骸骨を乞ふに當り、桂侯を後繼首相に奉薦して辭職したのであるが、何故に侯が斯く突如として政權を投げ出すに至つたかは、大なる謎として不可解に思はれ政友會の狼狽は一方でなかつた。

されば同黨では西園寺侯が辭表捧呈の翌日卽ち七月五日、在京議員總會を開き長谷場幹事長より其顚末に就て報告する處あつたが、其辭職の原因に就ては飽く迄も病氣の爲なりとし、左の如く語つた。

（前半略）　我が內閣は此の如く先づ順境に居りたりと申しても宜しきかと考へますが、然るに今日首相が辭意を決せられましたのは、事稍や唐突に出でたるが如くでありますが、全く病氣の爲めであります。元來、首相は平生は至極健康の方ではありませぬが、近來從前の疾患の外に更に肝臟病あることを發見し、一二ケ月前既に醫師は閑地に就き靜養せられんことを切に勸告したさうでございますが、當時諸問

題の未だ解決せざるものも少からず、且つ總選擧も目前に迫つて居る時でありましたが故に、俄かに其職を去ることを決意せられませなんだが、今日に至つては前述の通り、來年度豫算の方針等大問題はそれ〴〵決定を告げましたが故に、首相は今日を好機として挂冠し、閑地に就て靜養せんと決意せられた次第であります。右は一昨夜總裁が私共に告げられました大要を摘んで御報告いたしましたので有ますが、就きましては地方各支部へも可成、速かに右の報告をいたす考へでありますが、總裁は首相の職を去られても我が政友會の爲には、相變らず益々盡力せらるゝは無論のことでありますが故に、諸君に於ても總裁の意を諒とせられ、一層志氣を奮勵します〳〵一致團結を鞏固にし、國家の爲めに盡瘁せられんことを切に希望いたします。

然しながら同黨員の中には、右の幹事長の報告をそのまゝ肯んずることの出來なかつた者が少くなかつたので、其席上種々の質問出で、兎に角その眞相に付き世間種々の說ある以上は、大に其原因を調査する必要ありとの提議を爲すものがあつた。そこで幹部は極力之を抑へて辭明に努めた結果、眞相調査の議だけは沙汰止みとなつたが、依然として不審は解かれなかつた如くであつた。當時の都下各新聞紙が西園寺內閣辭職の眞相として報道した所は、何れも區々の推測たるに過ぎなかつたが、或者は頓死と云ひ或者は毒殺となし而して或者は病氣と稱したるも、東京朝日新聞が政變の實情として揭載したるものだけは一顧の價値があつた。抄錄すれば左の如し。

（前略）さて政變の原因は大別して二あり。其一は本年三月議會閉會と同時に西園寺內閣が、一月中の小政變によりて生じたる閣員の空位を補充するに當り、自信なしとて固辭せる司法大臣松田正久氏を强いて大藏大臣と爲したるに在り。然し之によりて發したる財政上の信用薄弱に關しては、世間既に知る所なるが故に玆に繰り返して言ふの必要なかるべし。衆議院の過半數を得たるに在るべし。又之を自讃するがため大會を催して示威したるに在るべし。衆議院の過半數を得たるは內閣の强味を增しこそすれ、此が爲めに却つて弱りて仆れざるを得ずとは、誠に不思議の如くなれど我が政界の實狀に於て、却つて不思議ならざるものありとは他にあらず、前內閣黨の一派が國家本位を主として政黨本位を排斥すと云へるは、言ひ換へれば衆議院の過半數を基礎とし本位として立つ所の政府を云ふにも當り、論理上自然の結果として、彼等は必ず有ゆる勢力を用ゐて打擊を之に加へざるを得ざる自然の結論に到達すべし。況んや政友會の過半數といふも、その實は僅かに過半數に達するか、達せざるか聊か怪しき位ひの程度にあるに、總裁たる今の內閣總理大臣西園寺侯が彼の六月十五日の大會を開きて過半數祭りを爲したる一事、頗る前內閣黨の惡感に觸れたるをや。若しも其時西園寺侯の演說中において明かに之に依賴して其政府を維持すと云ふが如き意味にても有りたらんか、前內閣黨は其時直ちに蹶起して膝詰の談判にも及びたることならん。本來西園寺侯は其內閣組織に當りて桂侯に向ひ政黨を基礎として政府を建つるにあらざることを證言し居る次第もあればなり。

又西園寺內閣組織の當時に於ては、前內閣筋と政權の妥協的授受を爲したることゝて、成立後に於ける桂侯の援助を確むる爲には西桂兩侯の間、此外にも幾條かの內約證言ありたるらしく、其中には重もなる政務に關して元老と協議することの一個條之あり。其履行の爲めの協議中、近來財政經濟に關し松方井上二侯と松田大藏大臣との間の折合宜しからざる末、世間に漏れたる二侯の詰問も出で、始末の付き兼ねたる一件を別として、猶ほ更に桂侯の側より內約履行の完からざるを憤るべき出來事あり。此より前三月末の內閣員補闕に際し研究會の堀田子及木曜會の千家男が閣員に擧げられたる時の協議の十分に行渡らざりしが如きも其一なるべし。西園寺侯の側には相當の申譯もあることならんが、桂侯の側より云へば、內約履行は關係斷絶を意味すと見る外なきに至りたるべく、政爭の端緒は既に此間に啓けて政變を醸しゐたるなり。之に加ふるに前述の過半數披露大會の一件を以てす、元來が內約の紛議に關することなれば、彼も是も到底表面の理由とは爲すべからずと雖も、內々に於ては桂侯の一派が彼の過半數披露大會の開催を視て、以て挑戰狀の逆寄せと爲したるや疑ひあるべからず。

而して後に暗鬪的政爭は前月以來大に起れり、勿論暗鬪の事なれば敵と見て味方を打ちし事もあるべく、味方と思ひしが案外敵にて困まりし事もあるべく、暗中の戰鬪しば〳〵起りたるも、一々それに名をつけて奉天戰日本海戰などと並稱して、記して以て後世に傳ふる程のものにあらざるが故に、大略の事を略記するに止むべきが、其中に無政府黨の取締り緩漫に對する彈劾てふ一戰もあり、又國語撲滅に關する抗議てふ一擧もあり。後者は小競合ひたるに過ぎざりしが如きも、前者は柏木團てふものゝ示威運動を待ちて之を抑へたるを以て、緩漫

なりと爲すものにして、一說によれば一元老は司法不振といふを以て彈劾上奏に及びたりと云ふ。但し之を眞とするも固より封事たるべきを以て、事實の如何を知るべきにあらざるなり。一說又之を用ゐて內閣に致死の大傷を與へたりと云ふと雖も、未だ俄かに信を措くべからず、一たび暗鬪の啓けたる以來の事は雙方の對敵神經頗る銳きを加へたるを以て、一方が他の一方を見て總理大臣が佛國育ちにて其下なる參謀二大臣も同じく佛國育ちたり、何事に付ても共和流なり、其共和流を以て今や一切の政府の官職を占領せん爲め屬僚の交迭を始めたりなどとの暗鬼を描ける氣味もあるべく、又實際に之を描き居らざるに拘らず、他の一方が一方を擯摩して之を描き居ると疑心を生せし氣味もあらん。而して他の一方が更に一方を眺むれば頑冥不靈の滯閣の殘骨、官僚の扶持離れ辭が政友會の飮料水に毒を流しつゝあり、油斷すなと戒め合はざるを得ざるが如き惡現象を敵陣に認めて騷ぎ立ちしが如き氣味も亦之あらん。一々記すべからず。

併し此等の暗鬪以外に於て、滿鐵總裁後藤男が內閣に向つて發したる一詰問書に關連して、將に開かれんとしたる元老會議が或は將に最後の大戰場たらんとしたるが如き一件は最後に記し置かざるべからずと雖も、而かも此會は流會となれり。要するに山縣松方井上の一公二侯が桂侯と共に西園寺內閣の辭職を可とせざるを得ざることゝなりたるなり。西園寺侯の病氣は此時に際してたま〳〵起れるなり。

要するに西園寺首相の辭職は、單なる病氣の爲では決してなく辭職せざるを得ざる窮境に陷つたが爲めであつたことだけは間違ひない。西園寺侯にしても松田、原氏にしても昔からの經歷から見れば、何れも佛蘭西仕込みのリベラリストであつた。東洋自由新聞を創刊して旺んに自由主義を鼓吹した明治初頭の西園寺、松田兩氏のことは今更云はずもがな、原氏にしても亦た新聞記者として自由主義を高調したことがあつたのは、改めて玆に言ふにも當らない。故に日淸戰役以後我が國に起つて來た社會主義の運動に對して山縣、桂氏等が、極競なる彈壓政策を採つて彼等を掃蕩しやうと努めたことに比し、西園寺侯一派は案外自由な政策を取つたのであつた。明治三十四年に片山潛、幸德秋水、安部磯雄、木下尙江、河上淸、西川光二郎等が社會民衆黨を組織し、その結社屆を提出して宣言書を發表したが、卽日解散を命ぜられ宣言書の發布は禁じられた。それ以來、社會黨の結成は全く禁遏せられて暗密の裡に彼等は潛行をつゞけて居つたが、西園寺內閣成るや明治三十九年一月、西川光二郎、樋口傳等は日本平民黨を組織し、續いて堺利彥、深尾韶等は日本社會黨を結成して、それ〴〵結社屆を提出したが時の官憲は總べて之を受理して、何等の壓迫をも加へなかつたのみならず桂內閣の作製したブラック・リストを廢して、彼等社會主義者を解放し言論、出版等を自由にさせて平然たる態度を取つたのであつた。

所謂官僚一派は頗る奇異の感、恐怖の念を以て西園寺內閣のこの態度を眺めたのは、當時に於ては必ずしも不思議でも何でもなかつた。そして彼等は徒らに驚き危ぶむよりも大に憤慨した。そして之が自づと倒閣の具として擇ばれるやうになつた爲め、西園寺…等の自由政策は殊更に曲解され誇張されて、遂には天聞にまでも達せんとする樣な形勢にも見えて來たのであつた。こゝに於てか西園寺侯は斷然挂冠するを以て上策なるを痛感し、桂侯に後事を托して去つたと云ふのが眞相らしく、政友會の幹事長が言ふが如く、肝臟病を發見して閑地に靜養せんが爲めの辭職でなかつた事だけは肯かれるのであつた。

第十節　第二次桂內閣

新內閣と各政黨

第二次桂內閣は純然たる官僚內閣として出現した。その閣員の顏觸れは左の如し。

內閣總理大臣兼大藏大臣	侯爵	桂　太郎
陸軍大臣兼外務大臣	子爵	寺內正毅
內務大臣	男爵	平田東助

海軍大臣（留任）　男爵　齋藤實
司法大臣　子爵　岡部長職
文部大臣　小松原英太郎
農商務大臣　男爵　大浦兼武
遞信大臣　男爵　後藤新平

寺內陸相の外相を兼ねたのは、駐英大使小村壽太郎氏が外相に內定したので、その歸朝まで一時之を兼攝せるに過ぎず、首相が特に大藏大臣を兼攝せるは今後の財政計畫に付、自から深く信ずる所あるに由ると傳へられて隨つて其財政計畫如何は、大に世の注目を惹いたのであつた。而かもその財政方針は內閣成立後幾ばくもなく非公式に發表されたが、その大要は左の如し。

一、既定の事業計畫を縮少することなくして財政經濟上の必要と事業遂行との調和を圖る爲め數年に亘り繼續費の繰延を加へ年度割を改定する事。

二、確定歲入を以て歲計の基礎を立つる爲從來公債を財源とする費途は普通財源の支辨に移す事。

三、從來見積りたる各年度歲入の自然增加は財政の基礎を鞏固にする爲め財政計畫より之を控除する事。

四、四十二年度以降每年度の公債償還高は五千萬圓を以て最少限度とする事。

五、鐵道獨立經營を立てしむる爲め新に適當なる特別會計法を設くる事。

卽ち其要綱とするところは事業繰延、公債非募集、自然增收見積控除、公債償還高增加、鐵道特別會計確立の五項であつて桂內閣は恰かも此方針によつて財政の面目を一新せんとするかの如く、其後地方長官會議及び全國手形交換所聯合會等に於ても又これを公表し、自から大に宣傳に努めたのであつた。憲政本黨は新內閣の成立を見るや、政務調查會を開いて財政整理案を決議し繼續事業繰延、行政整理、官業收縮、公債償還額增加、鐵道特別會計確定、自然增收見積排除、三稅廢止、稅制整理を以て其要綱とし之を發表したが、黨內に於ける所謂非改革派の人々は之に服せず異論を唱へ、爲めに喧なくも波瀾を生ずることゝなつた。

一方大同俱樂部は元來桂系の政黨たる世間周知のことたるを以て云ふを要せず、政友會は桂內閣の發表せる財政方針の要綱を以て、大體に於て自黨の主張と經庭あるを見ずと稱して、毫も反政府的態度を示さず寧ろ之に近かんとするものゝ如くであつた。此時、全國商業會議所及び實業組合等より推されて當選せる議員は、無所屬議員の多數を網羅して戊申俱樂部を組織し、八月二十五日芝紅葉館に其結成式を擧げ、その方針を示さんが爲め宣言の代りに左の決議をなして發表した。

決　議

一、財政を整理し其基礎を鞏固にする事。
一、國債償還の方法を確立する事。
一、產業の發達を期する事。
一、外交を刷新する事。
一、稅制を整理する事。

この外元猶興會に屬せる無所屬議員中の一派と、同じく革新派と稱せる一派とは互ひに合同して又新會を組織し、第二十五議會召集の前日その發會式を擧ぐるに至つたが、依然として一人一黨主義を執るの方針なるが故に、何等の宣言をも爲さなかつた。

憲政本黨議員の懇親會

十一月二十二日憲政本黨所屬の新選議員諸氏等發起となり懇親會を芝紅葉館に開催したが、この催したる既記の如く黨內に於ける改革、非

改革兩派の間に鬼角紛訌を來し、表面上の理由以外種々の感情を纏綿せしめ總選擧後日を經るに從ひ、次第に甚しきを致し或は遂に破裂を免れざらんとするの觀あるに及んだ爲め、新選の議員等諸氏は太く之を憂ひ大隈伯も同情して自から居中調停の勞を取り、その結果兩派融和の望みがあつたので、所謂改革非改革兩派の領袖等を招待して、互に意見交換の便に供し以て融和の實を擧げんとした爲であつた。而して同會の席上非改革派の犬養毅氏、改革派の大石正巳兩氏のなしたる演說の大要を記せば左の如くであつた。

犬養毅の氏演說

黨內に何か紛擾ありとて諸君が本夕の會合を催されたるは、實に感謝に堪へぬ次第である。實は世間に於ける流說が甚しく相違がある故、我輩も同志と共に大に心配して居つたのであるが、その焦點として何時も引合に出されたのは、我輩と大石の兩人であつたが、其蜚語流言は鬼も角として、世間に對しては實に不面目である。而して又兩人の間に感情の衝突があると云ふが、これは全く事實でない、我輩と大石とは舊友で、黨中でも亦た最も舊き友人の一人である。それで衝突喧嘩は長い間には度々あつた。若い時に多かつたけれど、何時も其歸着するところは一つであつて、何等その間に確執などはなかつた。

未來も從來同樣我黨の主義主張によつて進む。同一の軌道に乘つてゐる以上は何等異なる所はあるまいと思ふ。然しながら何の點で何時衝突せぬとも想像は出來ぬけれど、世間で彼れ是れ風評せられた不面目に省みて、相共に計らんには、世間の誤解も消滅するに至らんと思ふ。全體我黨は逆境に居る故花々しい議論もなく、其間には却つて紛擾が出來るのであるから、今後は宜しく凡ての事に働きかけを爲し、大に活動しつゝある間には自から黨內も圓滿に至るならんと信ずる。而して我々が斯く失態あるにもかゝはらず、之を咎めず、遙かに遠方から集會せられて、黨內の一致を慮られたる段は、最も深く感謝するところであります。

大石正巳氏の演說

本日の御招待に對しては深く感謝する所であります。本黨の近狀に付て諸君が前日來疑問とせられたる所は全く根底なき事で、前に犬養君の述べられたる所は輾頭轍尾同意で一言の異議なき所であります、犬養君の言ふが如く我々兩人は舊友である、然るに流言蜚語の爲に種々の疑問を受け、世間のみならず黨內に於ても斯の如くなるは、全く我等不德の致す所で偏に謝するの外はない。これ以外別に言ふ所はないが、唯だ一言したきは政治上の主義の爲に非ずして黨內の議論の爲めに反對する場合あるとも、此場合は政黨員としては多數に從ふて行くべきものにて、其間に彼此れ愚痴を言ふべきものにあらざるは當然の事なれば決して心配すべきものではないと思ふ。次に兩人の間の私交には三十年來何等變化はない。ヨシ其間に不調ありとするも、ソハ談笑の間に決定して他人の厄介を受くべき樣の事はせぬ積りである。況んや黨內の議を煩はすが如きことは萬々爲さゞる心掛である。然れども我黨も多數の事である故、種々疑惑を生ぜしめざるを必要とすることなれば、將來は共に注意して外部の離間中傷の爲に黨內を動搖せしめぬ樣に致したい、全く我黨は現在外部に働かぬゆゑ、內部に腐敗する傾きのあるのは免れない次第である。故に若し勉めて大に外に働けば多少の紛擾あるも、之を押付くることを得るのであるから、忍んで其活動地を外に求むる爲め問題を講究する必要がある。

斯くて同懇親會は和氣靄々たる裡に散會し、其翌日犬養、大石兩氏は返禮の爲め改めて新議員諸氏を紅葉館に招待し、前日同樣互に隔意なき談笑に時を過して散會したのであつた。蓋し犬養氏としては憲政本黨從來の主義主張を堅持して進み、たとへ如何なる困苦あらうとも節を持して之を忍ぶは、自から本懷となすべく同時に亦た黨としても其主義主張に殉ずるを得ば以て足れりと爲す覺悟であつたし、大石氏は固より之に對して異議あるにあらねど、唯だ氏は主義主張に殉じて黨そのものが如何なる狀態にあらんも顧みずとなすは、却つて黨そのものに忠なる所以ならず、須らく時に應じ機に乘じ變通自在の策を用ひ、黨勢の擴大强化を圖らざる可らず。故を以て單なる主義に殉じ之に拘泥して頭足を沒するは、決して黨として生くる眞の道にあらずと云ふ意見であつたのである。要するに兩氏ともその愛黨の精神に於ては毫も異なる處無かつたのは云ふ迄もないが、犬養氏は冷、大石氏は熱、その思ふところに相違があつたゞけに過ぎなかつた。然しながら此相異は結局渾然融和を見ることは難く遂に表面化することになつたのであつた。

黨内兩派の確執

憲政本黨の代議士會は第二十五議會召集を前にして十二月二十日を以て開かれたが、是れより先き院内役員選擧のことより改革、非改革兩派は互に意見を異にし、新選議員等は之を憂ひて種々調停を試みんと欲し犬養、大石兩氏を院内總理に推薦すべく、此事を兩派に交渉したところ非改革派の犬養氏は同意を表したが、改革派の大石氏は之を肯んせず遂に不調のまゝ代議士會に臨んだのであつた。而して同會に於ても新選議員諸氏は、院内總理二名説を提議したのであつたが、大石氏は斷然之に對して辭退する旨を述べ、犬養氏は敢て辭退する必要なければ宜しく決せられたしと言ひ、こゝに兩氏の意見は互に相反するに至つたのであつた。其際に於ける兩氏の爲した演説の大要を錄せば左の如くであつた。

大石氏の意見

院内總理の數を二人として、我輩と犬養とを選擧する模様であるが、我輩は此事に關して事前に辭意を述べ度い。元來、我黨近年の騒擾は實に遺憾千萬である。政友會は二百に近き數を以てして、尚ほ且つ整然たること彼れが如くであつて、而かも總理は政治上の意見を論議しつゝあり。然るに何事ぞ、我黨は役員の問題の爲めに内訌を重ね他に頭をも擧げ得ざる有様で、過日開會せし評議員會の如きにまで四五十名の多數出席せしが如きは遺憾の至りである。國家の問題にあらざる本問題の如きは勝敗如何に拘らず、何等の價値なきものなるを以て、我輩は各派の人に忠告す、何卒各派とも斷然其黨を解かれたし、特に我輩を指して改革派の代表者なりと云ふが如きは驚入りたる次第なり、僅に五六十の代議士すら有せざる黨の院内總理の如きは誰れにても差支なき事なり、而して特に我輩を改革派犬養を非改革派の代表として推薦すと云ふ、斯る事にては我輩は斷然辭退すべし、曩に犬養が非改革派として遣るといふを聞き、大隈伯邸の會合當時に之を止める樣注意したのであるが、遂に行はれず、其後兩派とも解體せしめんとして盡力したのであつたが、力足らずして今日に至つてしまつた。

然しながら若し一人とならば我輩が就任せんと云ふにあらず、此際は斷然辭退すべし。黨内に役員を望む者があるから紛擾がある故、役員辭退は好前例を作るもので、各自辭退するに至らば或は鎭靜を見るに至るかも知れぬ。

我輩は敢て不平の爲めに辭するにあらず、全く前述の理由を以て辭退するのである、故にもし多數が自分を以て平和を缺くものなりとせば、敢に排斥せらるゝとも差支へない。要は唯だ黨の發展と體面さへ維持せらるれば足れり、强ひて二人を擧げて黨内の紛擾を明示するが如きは不可なり、宜しく一名なら一名と決し、平和の中に犬養でも誰でも擧げんことを望む。

犬養氏の意見

大石君の演説中、誤解を醸すべき點あれば一言辯じ置かん、院内總理のことは大石と同意見にて、一名にても乃至五名にても又は絶無にても宜し。況んや今年は黨の消長に關するが如き大問題なき樣なれば、院内の事務の如きは何人が出ても又出でざるも差支へはなし。尚ほ兩人の外に肥塚、箕浦、武富の諸君あり、然かも敢て問題とすべき價値なし。兩人が紅葉館以來兩派の頭目として並べて引張り出され、今度も亦た焦點となりたるは誠に迷惑なり、大石は非改革派の事に付き、我輩に忠告したりと云ふも我輩はかゝる忠告を受けたること無し。我輩は決して非改革派の首領ではない、特に我輩は曾て地位の問題に就て他と爭ひたる事なし。院内總理の如きは勿論、彼の内閣組織の當時に於てさへ、專ら調査に奔走して居つて、一點名利に關せざるは諸君の既に知らるゝ如くにて、非改革派の首領として運動したりなどとは今更辯解の必要なし。而して我等兩人は永年の間、或は爭ひたる事もありしなれど、爭ふべきに爭ひ其間敢て何等の隔意なし、然れども我輩は大石の如く、此際大演説をなしてまでも辭退するの必要はなかるべきを以て、どうでも宜しき樣に決せられたし。

兩氏の意見が斯くの如くであつたので、代議士會に於ても之に對して議論紛出、容易に決せられなかつた。卽ち大石氏が飽くまで辭任せんとするは、非改革派と事を共にするを嫌ひ寧ろ此際に於て同派を排斥せんとする下心であり、亦た犬養氏が獨り敢て辭せざるの態度を固持するは、改革派によつて幹事を壟斷せられまじとする用意に外ならず、と云ふが如き觀測を下すものも少くなかつたのであつた。然しながら結

局、犬養、大石兩氏を以て院内總理とすべしとの提議は三十六に對する六十一の多數を以て可決せられたのであつた。たゞ大石氏は之に對して改めて辭任の意を言明したが、黨に於ては之を是認せざるが如き形を以て、遂に第二十五議會に臨んだのであつた。

第二十五議會

第二十五議會は是歳即ち四十一年十二月二十二日を以て召集された。衆議院議員改選後初めての議會なれば、先づ同院の正副議長候補者選擧を行ひ、議長候補者としては政友會の長谷場純孝氏、副議長には憲政本黨の肥塚龍氏何れも第一位に當選任命を見たのであつた。政府は四十二年度豫算案を一月二十一日に提出したが、その豫算委員總會の審査に附せらるゝや、各派の委員より質問續出、而かも多くは反對の口氣を帶び政府の重要視する新規要求の費用の如き、殆んど其大部分は削除を免かれざらんとするかの形勢を示したので、內心少からず狼狽した政府は政友會に交渉すると同時に、西園寺侯に懇請すべく、遂に桂首相と同侯との會見となり、其結果政友會は絶對多數を擁して政府を支援することゝなつた。爲めに議會は極めて平凡に無事に豫算案を通過せしめ、三稅廢止案を否決し去つた外、遠洋航路補助法案、商業會議所法中改正案、帝國鐵道會計法案等以下、政府の以て重要となすべきものは悉く是を可決し、三月二十四日を以て閉會を告げた。

唯此議會中、憲政本黨の紛訌は依然として終熄せず、前述の如く院內總理に推擧せられた大石正巳氏は自から固辭して全然關知せざる態度を示し犬養毅氏一人これに當つたので、其下に屬する院內幹事も亦た非改革派を以て占むる有樣となつた。されば一月十九日を以て開かれた黨大會に於て左の決議をなしたのであつたが、之も最初の原案には第二項中「財政は放縱の弊を矯め不生產的の經費を緊縮し順次惡稅を廢止し云々」の字句ありしに對し、大會準備の協議會に於ては「順次」の二字に就て非改革派の人々より異論起り、討論の結果漸くにして右の二字を削ることに決した程であつた。殊に黨の評議員改選に就ては、改革派は詮衡委員四名を選び、會長箕浦勝人氏之に加はりて協議の上指名することゝ、而して委員は從來の例によつて各府縣に配當するも、黨勢により多少の增減をなすべしと主張したのに對し、非改革派は候補者を各府縣より推薦し、而して其中よりの指名を會長に一任することゝ及び、各府縣の評議員數は現在のまゝに据置くべきことを主張し、互に論爭の末、遂に改革派の主張通りに決定したのであつた。仍ち四名の委員を擧げ會長之に加はりて詮衡の上、評議員を指名する事になつたのであるが、而かも詮衡委員たるや皆これ改革派の人々である以上、指名の結果は云ふ迄もないのであつた。即ち定員九十名の評議員中、五十名は改革派に屬する者之を占め、十四名は中立にして非改革派は僅に二十六名に過ぎないので、此評議員中より互選さるゝ常議員の如きも全員十五名中、非改革派は僅かに一、二名に止まり、殆んど全部が改革派の占むる所となつてゐた。

されば黨の幹部を構成する機關は、全部改革派が占めてゐたのにも拘はらず、獨り院內の機關は非改革派によつて其實權が握られてゐたのであつた。爲めに同一黨でありながら院の內と外とによつて、各別々の幹部が構成され而かも互に對峙しつゝ反目するの奇觀を呈したのであるが、斯くの如くにして憲政本黨はたゞ內訌に日を過し、議會問題の如きは殆んど顧みられざるが如き狀態に在つたのである。大會の決議は左の如し。

決　議

一、外交は敏活を缺きて退讓に失し、國威發展の基礎未だ確立せざるを見る、我黨は前途大に外交を刷新せんことを期す。

一、財政は放縱の弊を矯め、不生產的の經費を緊縮し、惡稅を廢止し、以て歳出入の均衡を保持し、稅制を釐革し、以て納稅者の負擔を均一にせんことを期す。

一、關稅政策は國庫の收入を增加すると同時に、產業を發達せしめんことを期す。

犬養氏除名事件

斯くて憲政本黨內の幹部を獨占せる改革派と、院內に根據を据へて之と對峙しつゝあつた非改革派との反目は日を經るに從ひ、ます〳〵激

しくなつて來た結果遂に改革派は非常手段に出で、二月二十七日突然常議員會の決議により犬養毅氏に對して除名處分をなすに至つたのであつた。蓋し黨の幹部は前述の如く改革派之れを占め、評議員の如きも十中の八九は改革派であつて、非改革派の之に列する者は僅に犬養氏外一二名に過ぎざりし爲め、改革派は多數を恃み理非を論ぜずして此擧に出でたもので、非改革派に一大打擊を與へんとする目的であつた事は云ふ迄もなかつた。而して犬養氏は右の除名通知書に接するや、當然之を受領すべきものに非ずとして返送すると同時に、同氏を擁する非改革派の議員は直ちに院内に集會の上、

常議員會に於て爲したる犬養氏除名の決議を不當なりと認め其反省を促す。

との決議をなし、次で同夜院外の有志をも加へて集會を開き、左の決議をなしたのであつた。

第一、吾々同志は我黨の歷史精神を重んじ、從來の主義本領を擁護せんが爲め、堅く一致の行動を取る事。

第二、犬養氏の除名を認めざる代議士會の決議を貫徹する事。

第三、新政黨組織の計畫より犬養氏除名に至る顚末を全國各支部並に前代議士評議員に對し、同志議員連名を以て報告する事。

（追加）代議士會の決議を貫徹する爲犬養毅君は依然我黨の院内總理と認め君が節制に服する事。

斯くの如く非改革派は、犬養氏除名非認の決議をなした結果、衆議院内に於ける同氏議席に對する兩派の爭ひ玆に生じ、改革派は議長に對し同院内總理大石正巳氏の名を以て、既に黨籍より犬養氏を除名せるに付議席並に控室の變更を行はれ度き旨を屆け出でたるに對し、非改革派たる院内幹事は「代議士會に於て除名否認の決議をなしたるを以て、同氏は依然院内總理に有之」と議長に屆出で、同時に犬養氏自分よりも「拇者は依然憲政本黨員にして院内總理に有之云々」の屆書を提出したのであつた。されば議長も容易に之を裁斷することが出來ず、双方に向ひ宜しく内部に於て議を纏めたる上にて要求あり度き旨を以てし、議席は舊のまゝ据へ置かれ依然として院内の實權は議會閉會まで非改革派が掌握してゐたのであつた。尙ほ非改革派が前記の決議に基き、事の顚末を草して全國各支部に發送せる報告書は左の如くであつた。

非改革派の報告書

（新政黨組織の計畫並に犬養毅君除名處分に關する顚末報告）

國家の未だ現制に納まらざるや、天下に先だちて憲政の創設を主張し、國家の既に現制に納まるや一黨を擧りて之を擁護し、所謂憲政有終の美を成さんことに盡瘁し來れるもの本黨を措きて其れ何れに在るや。是れ天下の公認して俱に疑はざる所なり。蓋し惟るに憲政施行僅かに二十年、日たる未だ久しと謂ふべからず、積弊の蟠臂する所一國の大政をして尙少數官僚の手中より發せしめ、未だ之を國民的大基礎の上に運用せしむるを得ず、是れ我黨の多年心力を傾倒して廓清に努めたる所なり。

然るに黨員の多數なる、黨中亦た多少の薄志弱行の徒あるを免かれず、彼等は徒らに目前の利益を圖るに齷齪し、之を圖るには官僚派の意圖に迎合し之に接近するの捷徑たるを夢想し、本黨由來の光輝ある歷史と主張を蔑視し、本黨を誘惑して官僚派の轅門に降伏せんことを企てたり、本黨中の所謂改革派なる者是れなり。故に黨中黨を立つるの罪を論すれば、始めて之が俑を作りし者即ち彼の改革派に在り、是亦一世の具瞻して疑はざる所ならん。當時大隈伯は本黨總理の任に在り、目のあたり改革派の非圖を察して前途に深憂を存じ、戰後經營の艱難を指陳して彼等に警告を與へられたること一再のみならず、然かも彼等の良心は既に痲痺し、伯の總理に在るを以て却て彼等が野心を遂しくするに便ならずと爲し、伯を擯斥視して已まず、終に伯をして總理辭任の已むを得ざるに至らしむ。當時伯の痛切淋漓たる告別演說は尙吾人の耳底に在り、是れ吾人の今に至るも憤慨禁ずる能はざる所なり、伯の總理辭任たる是れ確に本黨の一大不幸にして、今に於て全黨員の咨嗟惋惜して已まざる所なり。然るにも拘らず彼等改革派は黨を擅にして私に相喜び、賣黨の第一着手即ち最初の準備を成し得たるものとなし、爾後着々非圖の遂行に怠らず、爲めに本黨の反目をして年一年より劇甚ならしむるに至りたり。吾々同志は深く之を憂慮し、本黨に向ひて夙に我黨の和協一致を保ち、同時に大發展の準備を爲すべき事を建議せり。而して吾々が希望する大發展の第一義は、本黨の光輝ある歷史に基き本黨多年の主義主張に一致すべき天下の同志を獲て、之と聯合若くは合同するに在り。是れ亦た全國に亘る全黨員多數の同

意せらるゝ所たるべきを確信す。然るに彼れ改革派は又新會の如き本黨と政見の一致する政派を嫌忌し、却つて官僚派たる大同派に合同せんことを希望せり。是れ我多年の主義主張を擲ちて、官僚派に降伏するものに非ずして何ぞや。卽ち彼れ改革派の希望するところは、本黨の發展にあらずして本黨の叛逆者に非ずや。

戰後經營の第一務は民力に休養を與へ、賴りて以て商工業の發達を促成し、國力の充實に資藉するに在るや言を待たず。從つて非常特別稅の三惡稅廢止を必期するは、是れ我黨多年の主張に非ずや。是を以て本期議會にも亦た之が廢止法案を提出し極力之が通過に努めつゝあり。然るに彼れ改革派は大同派と結託し、稅制整理の名下に之を有名無實ならしめんことを企てたり。是れ明かに我黨の政綱に反し本來の精神を滅却せんとするものに非ずして何ぞや。加之右三惡稅廢止法案に反對の決議をなしたる大同派に向ひ改革派は之に合同を申込めり。是に至り彼れ改革派は明々地に本黨の叛逆者たることを天下に表白せり。

是時に當り本黨代議士の一人にして、而かも院內總理たる犬養毅君が之に同意を表せざるは、固より當然の理なり。大同派は深く之を嫌忌し、豫め改革派に約するに犬養を除名し來らば降伏を容るべきを以てせり、是に於てか彼れ改革派は、犬養君除名を以て先づ其要求に應じたり。是れ古來の謀反人が城將の首級を贈りて敵に內應したると同一筆法に出でたるものにして、曩に大隈伯總理の辭任を餘儀なくしたる目的を一層現實ならしめんとするものに非ずや、果せる哉大同派は犬養君除名の報告に接するや直に改革派と合同の決議を爲し降伏歡迎の意を發表したり。

犬養君は創立以來數十年一日の如く極めて忠實に極めて熱心に本黨に盡瘁し、本黨の主義主張をして內外に信孚せしめたるに於て與りて力あることは天下の齊しく認むる所なり。是を以て改革派は之が除名の名義なきに苦み「君が身一黨の院內總理にてありながら黨中に黨を立て、事務所を旭館に設けたるは黨規を紊亂せる者なり」といふを以てせり。是實に囚獄音を擇ばざるの類ひなり。旭館は吾々同志が意見の交換をなさんが爲に假りに會合の場所に充てたるものにして、犬養君は初めより之に關知せず、唯だ時に來りて此に臨みたるに過ぎず若し之を以て黨規を紊亂するとせば、改革派が最も早く待合山月及新藤村に設けたる會合所に絕えず出入し、官僚派に向ひ降伏の密議を凝らせるに參與せる改革派領袖等を、彼等は果して如何にか處分する。夫れ黨の院內役員は本黨の代議士にして、一面には國民を議會に代表すると同時に又一面には本黨を議會に表明する者に非ずや、然るに乙が院內總理たる犬養毅君の處分は未だ曾て代議士會に諮らず、又此本黨の重事を以て之を黨の評議員會にも問はず、常議員會に於て肆まに除名したるのみならず、且つ一片の通知をだに代議士會に爲さずして、衆議院事務局に犬養君議席の變更を屆出づるに至りては、代議士會を無視するの甚しきものなり。故に吾々同志は常議員會が本黨代議士院內總理犬養毅君に對して加へたる除名處分は、明かに本黨破壞の陰謀に出でたる非理不法の擧たるを認め、併せて其無効を宣明し、玆に其顚末を具して之を全國の本黨員諸君、幸に光輝ある本黨の歷史と精神とに顧念し、多年の主張を一貫するに努力せられんことを翹望す。

明治四十二年三月一日

綾部惣兵衛　久保田與四郎
的野平助　大內暢三
高橋文質　森正
青木新治郎　松野祐次郎
小山內鐵彌　藤代市之輔
關矢橘太郎　佐藤貞雄
添田飛雄太郎　石鄕岡文吉
津久居彦七　石田仁太郎

右に對し改革派も又その立場を明かにする必要ありとし、犬養氏を除名に決したる顚末を記したる報告書を草し同じく之を全國各支部に宛てゝ發送したのであつた。而して其報告書は左の如し。

改革派の報告書

國民の意思を政機運用の基礎となし、以て憲政の完全なる發達を圖るは我黨の宿志にして、二大政黨を對立せしむるは則ち之を成す所以に外ならず。今や小黨分立して他の一大黨に當るに足らざるが爲め、眞に國論を發揮する能はざるは、斷じて憲政有終の美を濟す所以にあらず、故に我黨は深く政局の近狀に鑑み、自ら主として新政黨を創立し、以て光輝ある我黨の歷史を發揮し、嚴正なる我黨の本領を宣揚し以て大に黨勢を振興せんとす。而して其機運も亦正に熟し來たれるを知る。爰に於て乎吾黨は常議員會の決定を經、委員を擧げて公然非政友派に交涉するの端緒を開けり。

惟ふに新政黨の組織は輒く完成すべからず、各黨派の意思未だ十分に疏通するに至らず、動もすれば感情小故を以て、相爭ふことを牢く

荒谷桂吉　長場龍太郎
岡崎佐次郎　福本誠
坂口仁一郎　武田貞之助
森田勇次郎　竹內清明
市田兵七　高柳覺太郎
齋藤宇一郎　竹田文吉
福田又一　藤井善助
關直彥　藤澤幾之輔

且つ深ければなり。故に我黨は極めて愼重の態度を取り、凡て我黨の歷史本領を損傷せざる限りは、努めて坦懷と謙抑とを以て汎く有爲有識の士を迎へんことを期し、苟くも我黨と提携して同じく憲政の完美を圖る者は、遍く糾合して以て海嶽の大を成さんとす。我黨が從來他派と幾回か分合し、或は松隈內閣、隈板內閣を組織し、國民協會等と聯合したりし所以亦た此の目的に外ならず、その成敗利鈍は今にして論ずるの要なきも、我黨が常に國民の意思を基礎として以て憲政の進步に盡瘁する衷情に至つては終始一貫、曾て變ぜざること天下の擧つて諒とするところなり。況んや三十年來、苦樂を俱にし來れる我黨員諸君をや。

然るに犬養毅氏は衆議に諮らず、黨の正當なる機關に由らずして、獨り恣に他派に合同を交涉して却つて拒絕せられたるに止まらず、一方には黨の領袖に對する毒言を中外に流布して、我黨が正式公定したる新政黨組織の進行を妨害し、別に自ら事務所を私設して代議士を誘引するに努め、恰かも黨中に黨を立てゝ益々黨の平和を攪亂し、殆んど歷史ある我黨を破壞せざれば止まざらんとす。また何の黨事に忠實熱誠かあらん。是れ我黨が氏の閱歷と聲名とを愛惜すること甚だ深きに拘はらず、除名處分を斷行したる所以なり。

夫の一部の黨員は雲霧に蔽はれて炳たる日星を視ざるのみ、其の豁然たること必ず近きに在らん。我黨は玆に事實を宣明して汎く全國黨員諸君に告げ諸君の嚴密なる觀察と公平なる判斷とに待つ。犬養氏の事情を蒙晦して我黨の本志を蔽ふこと久し。今や局面展開の機運に會し全國黨員諸君の奮勵に期待する所極めて多し、諸君希くば努力せよ。

明治四十二年三月三日

憲政本黨本部

この改革派の通知狀は非改革派の報告書に比すると、その言ふところ甚だ曖昧の感あり、單に之のみでは何故に犬養氏を除名せるや、その理由が一向に明確でなく同時に又、改革派として非改革派の批難に對する底徹した辯明をも爲して居ないのが甚しく目立つてゐるが之に對して非改革派では、更に第二の報告書を作成して各支部に配布したのであつた。その全文左の如し。

● 非改革派の第二回報告書

新政黨組織の計畫並びに犬養毅君に關し顚末報告を公にするや、黨中の改革派は面の以て天下に對すべきなく、檀まに名を本黨本部に假りて、一片の文書を散布し、事實の眞相を諒罔して一世の視聽を蠱惑せんことを試む。諸君の公明なる固より之に一顧だも與へらるゝ無かるべきを信ずるも、强辯詭說間々紫の朱を奪ふ慮なきを必せず。乃ち玆に之を辯明し再び諸君の省鑒を求む。

一國の大政をして國民的大基礎の上に運用せしめんが爲には二大政黨の樹立を必要とするは言を待ず、從て我黨の大發展を企圖するに於ては吾々同志も亦敢て人後に落つる者にあらず、是れ先に吾々同志が之か準備を本黨に建議したるに視て、諸君の夙に諒とせられる所ならん。唯この擧たる前にも一度び陳べたるが如く、本黨の光輝ある歷史に基き、本黨の一貫せる主張に合するものたらざるべからず、若し歷史を措いて問はず、又主義を棄てゝ顧みず、徒らに他派他黨との合同を事とせん乎。たとへ一時莫大を成すとも是れバベルの塔の幻出なり從つて築けば從つて崩壞し去らんのみ。吾々同志が黨中の改革派と絕體に所見を異にするの大本は實に此に在り。

改革派の言へるが如く、我黨は嘗て松隈內閣を扶翼したり、隈板內閣を建立したり、又一時國民協會等に聯合するをも辭せざりき。中に就き隈板內閣は純然たる政黨の基礎上に建立したりしもの今に於て縷說を要せず、其の松隈內閣を扶翼するに當りてや、寧ろ其の內閣の成立を困難ならしむるまで我黨の素論を主張し、之が保證を得て扶翼の擧に出でたるなり。其の國民協會等と聯合するに於ても亦た然り。是れ我黨が今に於て平生の主張に視て恥づることなしとする所なり。

如今改革派が合同せんとする所の政派は如何、よく我黨の平生の主義主張を容れんとする者と爲す乎。論より證據は近く三稅廢止の問題に在り、我黨は民力の休養上、國力の充實上、之れが廢止を主張し現に廢止法案を提げて極力之れが實行に努めつゝあるに、彼の派は呆然として其意に經せず、豈啻に其意に經せざるのみならんや、悍然之に反對を決議し我に臨み來れるに非ずや。かゝる反對の政派に向ひ一の條件をすら提出せず、無條件の合同を申込みたるは卽ち彼れ改革派なり。敢て問ふ、斯くの如きが果して我黨の歷史を發揮し我黨の本領を宣揚する所以なる乎。

且つ夫れ改革派の計畫する所にして俯仰天地に慚ぢざるものならしめば、之が遂行に於て將た何の躊躇することか之れあらん。然るに彼等が一たび吾々同志の正輿論に會し、再び天下輿論の指斥制裁に會するや意氣頓に沮喪し、彼が如く世上に衒鬻せし三派會合をして遂に無期延期に終らしめたるには非ずや。又彼が如く一世に公表せし犬養毅君の除名處分をして龍頭蛇尾に歸せしめたるには非ずや。然りと雖も是れ正義の勝利なり、是れ彼等の覺醒なり。吾々同志は諸君と共に舊に依りて本黨の健在を祝せんのみ。若し其れ彼等の犬養毅君の合同を他派に交涉して拒絕せられ黨の袖領を醜詆して內外に流布したりと言ふか如きは固より一喙にだも値せず、吾々同志は百口を以て其流言の虛罔を保證す。

終りに臨み吾々同志は本黨の希望精神を表明す。本黨由來の歷史を汚辱せず、又執り來れる主義主張を抑損せず、與に俱に憲制を擁護し大政の廓淸に力を戮す者あらば、四門を開きて海內の賢豪を待ち、本黨を擧げて一世の政派と合するに躊躇せず。本黨の諸君幸に此意を體し、大儀を天下に伸ぶるに努められよ。

明治四十二年三月六日

三十二名連署

尙ほ非改革派は全黨の輿論を徵せんが爲め、臨時大會の開催を必要なりとし、右第二回の報告書を發表すると同時に、之を黨幹部に要求したのであつたが改革派を以て占むる幹部が、固より之を應諾する筈なく大會召集の必要なしとして斥けたので、非改革派は當然之を豫期してゐたゞけに直ちに代議士會を開き、改革派を廢外して自から主動者となり臨時大會を開催することに決し、其旨代議士會の名を以て各支部に通知し、同月二十四日臨時大會を神田靑年會館に開き、左の決議を爲したのであつた。

宣言

今や帝國の現狀は一大征戰の後を承け、外は國交を燮理して平和の保障に努め、內は財政を整理し國力の充實に資すべきの秋に方り、內

治外交一も其の宜を得ず。戰後の經營徒らに空言に歸す。是れ擧竟一國の大政を擧けて之を少數官僚の掌握に委し、國民的大基礎の上に運用せしめざるに職由せり。本黨之に對し無限の深慨あり。全國の黨員相會し玆に本黨臨時大會を開き、本黨の希望精神を發揮し、之を國政の上に實現せんことを期す。

一、官僚政治の弊を打破し責任內閣の實を擧げんことを期す。

二、偏武的政策を矯め外國交の親善を加へ內財政の均衡を保たしめんことを期す。

三、惡稅を改廢し國力の充實に資せんことを期す。

第一決議

一、常議員會は本黨の主義方針に違背し延いて黨內の乖離を生ぜしめたるが故に宜しく其責を負ひ處決すべし。

二、若し常議員にして反省處決せざるときは本黨の改造を爲し黨の主義本領を完うすべし。

三、政界の近狀に鑑み廣く同志の政治的公黨と共に將來の發展を期す。

四、以上の決議を實行する爲め實行委員若干名を置き大會に代るべき臨機の處分を擧げて一任す。

第二決議

一、常議員が爲したる犬養總裁の除名は之を否認す。

而して改革派は右の決議に基づき實行委員三名を擧げて、改革派に對し此決議を示し且つ常議員の處決を迫つたのであつた。然し改革派では非改革派の臨時大會は黨則に據つたものでない以上、之を大會と認めず且つ又常議員に對する要求も、何等理由なきものとして之を拒絕したので、兩派の反目對峙はます〳〵其勢ひを增大せしめ、互に憲政本黨を以て自ら標榜すると雖も、果して何れが正統なるや判じ難き狀態となつたのであつた。

新政黨組織計畫の經過

前記非改革派がその決議中にも述ぶる如く、憲政本黨中の所謂改革派が大同俱樂部及び戊申俱樂部と相圖り、新政黨を組織すべく策動したことは事實であつた。こゝに其大體の經過を述べんに元來、小政派を打つて一團となし以て政友會に對抗するに足る大政黨を組織せんとするの說は、前年の總選擧後幾ばくもなく各政派有志の間に起り、所謂政界縱斷說として旺んに唱へられるやうになつた。もとより此說たる各派の齊しく希望する所であつたが、その實行方法に就ては各派の所見區々であつて、各その見る處によつて其步を進めんとして居つたのである。折柄憲政本黨內には議會召集を前にして改革、非改革兩派の軋轢を再燃せしめ、改革派は黨の幹部を掌握はしたものゝ、而かも其實力に於ては非改革派の爲めに敗を取つたので、何等かして活路を他に求むべく畫策したのが、前述の大同俱樂部及び戊申俱樂部に對する交涉であつた。

されば犬養氏除名事件も之が爲めであつて、大同俱樂部は合同に對しては固より異議なきも、犬養氏の如き人物までが之に加はるに於ては到底將來の一致融和を保し難きを以て切りに同氏を嫌忌して止まず、一方また犬養氏は憲政本黨が大同俱樂部と合同するが如きは以ての外の事となし、極力之に反對の態度を示したので、遂に改革派をして同氏除名を敢てするに到らしめたのであつた。然しながら右の犬養氏除名事件は却つて改革派に有利ならず、同派が新政黨組織の計畫に大頓挫を與へ、遂に改革派をして其計畫より手を收むるの已むべからざるに至らしめたのであつた。

此時、又新會に於ても小政派合同の計畫に手を下し、憲政本黨の改革派が手を收むるに及んで、同會の計畫は漸次進捗を見せたのであつたが元來、又新會は大同俱樂部とは絕對にその主張を異にし、且つ憲政本黨の改革派に對しても憚焉たる會員少なからず、故を以て最初同會が共計畫運動に手を下すや、會內既に兩樣の議論あり、一は旣に淸濁合せ呑み以て尨大なる政黨を組織すべしと說き、一は唯だ我れと其主義主

張を同じうせる者とのみ相合すべしと力言して共に譲らず、議論の末漸くにして左の宣言綱領を決議し、之に賛同する者の來り投ぜんとするを待つことゝし、以て各派に交渉する事になつたのである。

宣言

帝國議會開設以來玆に二十年、歳を閲すること少しとなさず、而かも未だ健全なる國論を發揮して之を政治の上に實施すること能はず。内外の政務は未だ擧らずして政界は早くも已に腐敗の兆を呈し、天下將に議會を輕んずるに至らんとす。是れ實に國民を本とし國家を先とする眞摯有力なる大政黨の存在を缺くに職由せずんばあらず。豈に慨嘆に勝ふべけんや。我國今や空前無比の大戰に勝ちて内に外に未曾有の大發展をなすべきの時に方り、政界の萎靡不振此の如くんば何を以てか興隆の國運に副ひ開進の鴻謨を翼贊することを得ん。吾人此に感するあり大に同志を糾合して一大政黨を組織し、正義を執り公道を履み健全なる國民の輿論を發揮して官僚政府を打破し、責任内閣の實を擧げ當面の急務先づ惡税を廢止し、進で軍備偏重の弊を矯め、以て憲政運用の妙を効し、以て國運の進暢に資せんと欲す。玆に左の綱領を掲げて普ねく公衆に宣示す、苟も此綱領を是認して衷心國家の爲に竭さんとするものは悉く是れ吾人の良友なり。天下の公事固より親疎遠近の別あるなし。同感の士冀くは奮つて來り會せよ。

綱領

一、立憲思想の普及を圖り責任内閣の實を擧げんことを期す。

一、外交を振作して國利を發展せんことを期す。

一、清國保全、韓國保護の實を擧げて戰勝の効果を完全に收得せんことを期す。

一、制度を更新し紀綱を振肅して行政改革の實を擧げんことを期す。

一、政費の分配を適正にし税制を釐革し財政整理の實を擧げんことを期す。

一、殖産興業を奬勵し運輸貿易の機關を改善して富力を增進せんことを期す。

一、教育制度を改革し併せて風教維持の道を講じ强健なる國民思想を養成せんことを期す。

而して憲政本黨が又新會より右の交渉に接するや、改革派も非改革派も共々大體に於て之に賛成し、殊に改革派は常議員會の議を以て「完全にその成立を深く希望す」との旨を答へたのであつた。非改革派も固よりその趣旨に異議ある譯ではなかつたが、大同倶樂部との合同を絶對に嫌つた爲め「新政黨結黨式前には個人としても大同派の入黨を拒絶すべし」との條件を附したのである。而して一方、大同倶樂部及び戊申倶樂部も亦た又新會より交渉を受けたが、大同倶樂部では異論多く到底之に賛同する模樣が無かつた。然しながら一概に之を排斥する譯にも行かなかつたので、右に答ふるに彼の宣言書を撤回し綱領のみと爲さんことを以てした。戊申倶樂部に於ても又その説二派に岐れ互に其の見る所を主張して兩々相譲らず、もし强いて又新會よりの交渉に應ぜんとすれば遂に其分離を免かれざるが如き狀勢を示すに至つた。而かも其後又新會に於ても會員の意見全く熟せずして、會内に兩派の紛擾を再燃せしめた結果、一旦發表せる宣言及び綱領も全く空文に歸せんとし遂に此計畫は失敗に終つたのであつた。

斯くの如くにして又新會の新政黨樹立の計畫は、水泡に歸したのであるが、憲政本黨の改革派及び大同、戊申兩倶樂部の三派間には、更に交渉起り議の進むが如く見へたが、議會も既に閉會を告ぐるに至り遂に三派の交渉も其まゝ立消へとなつてしまつた。當時の諸新聞は何れも筆を揃へて此前後の事情を報じたが、東京朝日新聞の所報頗る詳細を盡してゐるので、左に之を抄錄する。

新政黨組織計畫顚末概要

又新會發企の新政黨組織談は急轉直下の勢ひを以て、成立を告ぐるに至らんとせしが今や形勢一變、更に天候險惡の兆を呈するに至れり依つて最初よりの顚末を左に掲ぐ。

新政黨の動機　曩に官僚主義の新政黨挫折してより一時新黨談は沙汰止みとなり居りしが、近時政友會が多數を制して跋扈跳梁至らざるな

きより、平生政黨嫌ひの又新會員も大に大政黨の必要を感じ、先づ同會を政黨組織となすの議論盛んなりし折柄、一方憲政本黨の非改革派は二十二日を以て臨時大會を開くの議を決したるより、同黨改革派にては由々しき一大事となし、何とかして大會を無意味に終了せしめんとし、それには又新會を中心として新政黨を組織し、憲政本黨の兩派をはじめ非政友各派を合同する時は、大會は全く其目的を失ひ無効力に終るべしとの策を立て、其結果同派の角田眞平氏は又新會の島田三郎氏に新黨計畫の事を持ち込みたるに、前記の如き事情より島田氏も其擧を贊し、更に又新會の幹事に相談したるに是亦た異議なかりしより島田、大竹の二氏は十二日の夜を以て其當時既報の如く紅葉館に懸親會を開き、準備委員を擧ぐるに至りしなり。而かも此委員は準備中の準備委員にして單に宣言及び綱領を起草するに止まり。それまでは他派と交渉せず、且つ各個人は宣言及び綱領なりたる上、更に贊否を決することゝしたり。

八百勘の會合と三緣亭の激論　それより委員は數回の會合を重ねて宣言及び綱領の起草に從事し、同時に各委員にもそれ〴〵意見を申出づべき事を通知したるが、各個人別々にするよりも、寧ろ成るべく多數の意見をまとむる方便利なるべしとて、會員中の有志十六名は十五日夜赤坂の八百勘に會し、協議の末既記の如く十二名は硬說を主張して左の覺書を作成し、翌日更に同夜出席せざりし者の署名を取り、都合十八名連署して委員の手許に提出したり。

覺　書

主義、憲法を擁護し立憲政治の完成を期する事

政綱、（一）官僚政治を打破し責任內閣の實を擧ぐる事（二）政費分配の均衡を保たしめ偏武的政策を矯正する事（三）財政を整理し稅制改廢の第一着手として三稅廢止を斷行する事（四）產業の發展を圖り教育を刷新し國力の充實を期する事（五）國權を保全し外交の刷新を計る事（六）官紀の振肅を計る事。

申合　吾人は襟度を大にし同志を歡迎するも從來政見を異にしたる人士と一朝合同する如きは、永久の平和を保つ所以に非ずと認むるを以て斷然斯る分子を排斥す。

かくて十六日の夜三緣亭に於て會合し、當夜珍しく出席したる尾崎行雄氏を座長に推し、委員より宣言及び綱領を一同に示したるものを見れば、前日提出せる覺書の內最も重要の點たる官僚政治打破、偏武的政策の矯正、三稅廢止の事は更に明文に顯はれ居らず、こゝに於てか高木正年、西村丹次郎、小寺謙吉、卜部喜太郎、村松恒一郎、藏原惟郭、小泉又次郎等の諸氏は盛んに委員に向つて質問を試み、島田三郎氏一々之に答へたるが、硬派の側よりは論難百出底止する所を知らず、此に於て座長は暫時休憩を宣告したり、時に午後十一時頃なりき。

休憩後の激論　それより尾崎座長は斯く議論の紛出するは、畢竟新政黨の範圍の決定せざる爲めなれば、先決問題として其範圍を定むるときは自から綱領も定まるべしと述べ、此に於て新政黨はその範圍を擴くして清濁併せ呑むことゝするか、或は狹くして同主義の者のみとするかに就て議論を闘はしたるに、前記硬派側は我々も大政黨は無論希望すれど、去りとて明かに主義政見を異にする者若くは其人格に對し世上の指彈を受け居る者の如きは、我々平生の主張に對しても之を容るゝべからず、況んや此の如き者を容るゝ時は、將來黨內の平和を害するに至る事は憲政本黨の近狀に徵するも明かにして、大同派及び進步黨の改革派の如きは、昨日まで官僚主義の政黨を造らんとしつゝありしものが俄かに我々の新政黨に投じ來らんとするは、到底その誠意を信ずる能はず、且つ當初又新會と戊申派と合同談の起りし時も、同派に醜類あるがため之を拒絕したるに、今更之と手を携へんとするが如きは矛盾の甚しきものなり、又改革派も全體とは云はざれど豫ねて吾々の指彈せるもの十名內外あり、我々は此の如き者とは斷じて事を共にする能はず、故に是等の者を除外し他の清潔分子と合同すべしと論じ、之に對し準備委員の側にては政友會對抗の爲め大政黨を造らんとするには宜しく襟度を大にして、清濁併せ呑むの雅量なかる可らず最も大同俱樂部は從來全く政見を異にし居るが故に、是だけは斷然交涉を爲さゞる決心なりと述べ、之に對し若し個人として入り來る時は如何との質問ありたるに、個人として我が宣言綱領を信じて來る者は、恰かも改宗者と同樣なれば夫れまでも拒む能はずと答へ、硬派側は

個人としても容るゝ能はずと論じ、議論紛糾して互に激論を放つに至り、到底議論の歸着するところ無かりしより田川大吉郎氏は、八百勘組の主張を委員起草の綱領中に加入して贊成を求めしに、委員側は頑として之に應せず、もし官僚打破、偏武的政策の矯正、三税廢止を綱領中に入るゝならば、委員を辭すべしとまで反對せしより硬派はます〳〵憤激し、若し之を入れざれば我々は斷然脫會すべしと主張して、議論容易に決せず、時既に午前二時に及びたるを以て尾崎座長は宣言書中に此三ケ條を入るゝ事とし座長に一任せられたしと述べ、一同も漸く之に同意し散會したるは午前二時半なりき。

非改革派の條件　次で翌十七日尾崎氏は準備委員諸氏と協議の上、十八日午前の代議士會に於て之を發表し、其時も大同派には交渉せざることを明言したるも、多數の會員は結黨式までは個人としても大同派の入黨を許さざる意向なるを以て、午後散會後更に代議士會を開く事としたるが、その間河野廣中氏以下五名の交渉委員は、憲政本黨の兩派及び戊申倶樂部に交渉を開始し、午後の代議士會に此事を報告したるが、憲政本黨改革派にては、曾て改革派が官僚主義の大同派と結びて新政黨を組織せんとしたるは、我黨の歴史と本領とを沒却するものなりとの宣言をなせし行掛りもあれば、大同派は團體として合同を欲せざるのみならず、個人としても結黨式までは入黨を許さゞらんことを希望し、之を以て贊否の條件となす旨言明せしに、又新派の委員が其代議士會に報告せし時は、單に希望として聞き置きたるのみと述べ、又新會の西地丹次郎氏等は本會の決議として斷然結黨式まで個人の入黨を拒絶すべしと主張せしが、此れは當事者に於て含み置くことゝし、一同は八百勘の懇親會に赴きたり。

新黨組織頓挫　然るに間もなく非改革派の委員坂口氏外八名は八百勘に赴きて河野、櫻井の二氏に面會して曰く、先夜は個人として大同派は結黨式まで入黨せしめずとの事なりし故贊成したるに、唯今聞けば貴方の代議士會にては、單に我々の希望を聞き置きたるのみと報告せられし由、それには非常の相違あり、我々は之を以て贊否の條件となすものなりとて其意味の覺書を提出せしより、兩氏は個人としては之を拒むこと能はずとの旨を述べたる積りなりと答へしに、否な島田君は明かに承諾の旨を答へ了したりと云ひ、數回問答の末、兎に角河野氏等は他の委員とも協議の上、明日返答すべしと答へ夫れにて五氏は引取りたるが、それが爲め十九日には院内に於て又新會の委員會を開くことゝはなりぬ。然るに別項の如く大同派も合同を躊躇し、戊申派も又新會の希望する中野武營氏一派は來らず、非改革派も右の條件如何によりては合同を拒否するやも知れざるを以て、新政黨の前途は甚だ悲觀すべき狀態に立ち至りたるは是非もなき次第なり。

大同戊申の要求　又新會の小川平吉、大竹貫一の兩氏は十八日夕一個人の資格を以て大同倶樂部の本部を訪ひ、臼井哲夫、安達謙藏の兩氏に宣言書及び綱領を示して其の經過を報じたるに、兩氏は當時既に此の宣言にては困難なりなど物語りし由なるが、尚聞くところに依れば同派にては、又新會は從來政見を異にせし爲め敬意を表して表向の交渉をなさずと云ふも、其實敬遠主義なるは明かにして、斯くまで屈辱を受けたる上更に個人として入黨する如きは忍び難しとの議論多數なりしが、結局戊申派とも交渉の上彼の官僚打破を始め其他硬派の主張を入れたる宣言書は、一先づ撤回し、綱領のみにせられんことを內交渉に及びたる由にて、之も十九日の又新會委員の協議に上りし由なるが、元來又新會にては宣言及び綱領とも他派よりは一言一句も喙を容れしめざることに決定し居りて、一般會員にも此の旨報告したるが故に、之を全部撤回する如きは到底聽かるべき事にあらず、然る時は大同派は勿論或は戊申派も贊成せざるやも知れずと云ふ。

戊申派と新政黨　新政黨組織談の進捗すると同時に、戊申派の態度如何は漸く外圍の注意を惹起するに至れり、同倶樂部にも他の諸政黨と同じく硬軟清濁の二大流派あり、而してその硬派に屬するものは又新會の新政黨宣言及び綱領に投合し、また憲政本黨の非改革派ともよく一致するものなれば、又新會の多數硬派は憲政本黨の非改革派と共に大に之を歡迎せんと欲するも、該硬派の中野武營、西村治兵衞氏等を始めとし市選出に屬する人々は、過般三税廢止案の日程に上れる際、同會中にて一旦之に贊成を表せるもの多數なりしに拘はらず、是等の中に表決に方りて反對せるもの少からざりしより、大に憤慨し斯くては到底其所期を遂行する能はざるを思ひ、別に純然たる商工黨を組織することに決し、同志約二十名は既に其內議をまとめ着々實現の方法を講じつゝあり、之に反し軟派に屬する分子は、却つて其の奉ずるところ新政黨の綱領宣言とは全然背馳するに拘はらず、大同及び憲政本黨の改革派と交渉し、裏面に或に隱謀を包藏して表面をつくろひ、一時を

糊塗する目的にて新政に投ずるの意を決するも此の連中たるや、又新會組織の當時戊申派との合同を唱へたる有志ありたる際、彼の改革派及び大同派の或る部分と同じく所謂醜類と目し、以てその希望を排斥したる位なれば、又新の硬派にして多數を占むる限り、絶體に其投合を拒絶するに至るべし、情勢すでに此の如くなる以上、戊申倶樂部中にも一方に商工黨の成立を觀ると同時に、二大暗流は劃然分離の止むなきに至り、結局戊申派は兩者とも極めて少數を除く外は新政黨に投ずる能はざるべしと。

新政黨の變形　又新會の發表したる新政黨綱領及び宣言に就て、大同戊申の兩派は十八日夜各協議會を開きたるが、何れも斯かる綱領宣言には同意する能はずと云ふに一決し、十九日午前豫て氣脈を通ぜる憲政本黨改革派を語らひ、虎ノ門倶樂部に相談會を開きたり。出席したるは改革派より大石、箕浦兩氏に大同派よりは安達、横田、臼井氏、戊申の仙石及び肥田二氏にして午後三時頃迄鳩首協議を凝らし、その結果を待ち居れる又新交會渉委員河野、島田、大竹、櫻井、小川、尾崎六氏と衆議院控室に於て開見したり、三派總代の主張は又新會の發表せる綱領宣言を以ては到底新政黨組織に應じ難きより一先づ之を撤回し、更に右三派に又新會を加へ同派より各委員を出し、之をして綱領及び宣言の起草に任ぜしめ以て新政黨の基礎と爲したしと云ふに在りしが（此說は主として大石氏の考案なりし由）又新會委員は、斯くては同派の當初の見地と相戻ること甚しきを以て、一旦は右の交渉を拒絶したれども、三派總代の鼻息は頗る荒く、若し又新會にして應ぜざる以上は、三派だけにて新黨の樹立に着手すべき意氣込みなりしを以て、又新會委員は暫時の猶豫を請ひ、一應仙石氏等を歸し更に協議を盡して後、今度は河野、島田兩氏虎ノ門倶樂部に出掛け、大石氏と密談二時間に渉り、兎も角も本日同派代議士會を開きたる後何分の決答を爲すべき旨を答へて五時半頃分袖したり。然るに又新派代議士會にては議論紛々として起り歸一を見ず、從つて彼の宣言綱領は殆んど撤回せるも同樣の結果となれり。

第三章　憲政本黨の解黨前後

第一節　第二十六議會

改革、非改革兩派の融和

憲政本黨內に於ける改革、非改革兩派の軋轢は既記の如く、殆んどその頂點に達し遂には全く分離の外なからんとするの狀態を示したのであつたが、又新會の發起にかゝる新政黨組織の計畫も、前述の如き有樣を以て解消され、第二十五議會終了後次第に日を經るに及び、周圍の形勢は何時までも兩派をして對立せしむることを許さなくなつた。元來、改革派の目的とする所は之を端的に云へば政權に近づかんとするに在つたので、これが爲めには敢て從來聲明せる主義主張の文字の末に拘泥せず、黨として面目を損傷せざる限り、此目的の達成に努力したのであつた。然しながら遂に其効を奏せずして非改革派と反目の度を著しからめたが、斯くして此のまゝ非改革派と分離するは、一層黨をして窮地に立たしむる事となる怖れあるを以て、漸く鬩牆の非を悟りつゝあつた時、非改革も派亦た他政派中の硬骨分子と共に新政黨を組織せんとした希望が達せられず、頗る快々たりし處へ地方黨員の有志は中央に於て改革或は非改革と云ふも地方に於ては此反目を許さず、もし依然として此のまゝ中央に於て反目抗爭に時日を銷するに於ては、遂には全黨を擧げて破滅に瀕するに至るを以て、深く此點を憂慮し兩派に對して熱心に和解の勸告をなしたのであつた。こゝに於てか融和の氣は頓みに黨內に漲り、改革派は先づ九月下旬を以て常議員會の決議により左の

件を提唱するに至つたのであつた。

決　　議

一、黨の平和を恢復し其融合一致を圖るは目下の急務なる事

一、其方法は廣く全黨に謀り衆議の決する所に從ふを以て穩當なりとする事

一、右に付常議員の改選を行ふこと必要なるが故に本年大會の開期を繰上げ十二月二日を以て大會を開く事

非改革派は之に對し、改革派にして眞に融和の誠意あらば、先づ常議員及び幹事總辭職の上、十分兩派の協議を遂げて然る後、大會を開くことが當然なりと主張し、再度改革派と交渉の結果遂に改革派も之を容れ、玆に初めて融和の約款が成つたので十月十五日、左の通牒を各支部に發したのであつた。

客歲以來我同志と改革派とは不幸にして主義政見を異にし、爾來對立以て今日に至りしに、今回改革派は其所見を棄て我同志の主張に一致し、常議員は責を負ふて處決し、以て全黨の融和を圖らんとする意を決し、我同志に會見を求めたり。乃ち本月十一日我實行委員は改革派の提言に就て審議する所あり、左の決議を爲したり。

（一）明治四十二年三月二十二日宣言の趣旨に基き我同志の起草したる大會の宣言書案に同意する事。（二）常議員會に於て犬養毅君の除名決議を取消す事。（三）常議員總辭職を爲す事。（四）大會の期日を變更する事。（五）大會に於ける評議員の選任を我同志に一任する事

右決議は覺書として改革派に交附したるに、同派は十三日常議員會を開き、全部我要求に應じ左の回答を齎らせり。

（一）全部覺書に同意する事。（二）常議員は十三日辭職する事。（三）幹事三名辭職する事。（四）幹事の事務引繼は何時にても差支なきも十五日を期し引繼を爲す事。（五）常議員會の決議を以て本日各支部の代議士、前代議士、代議員に對し其始末を報告する事。融和は此の如くにして成立したると同時に、我が同志の責任は益々其重きを加ふ。爾後我黨の主義を闡明し我黨の發展を期するは更に諸君の奮勵に待たざるべからず。

斯くの如くして融和の協定が成立したので同月十六日幹部の事務引繼ぎを終り、同二十七日には鳥森湖月樓に於て兩派の重立つ者の懇親會を開き、翌二十八日更に新橋俱樂部に大會を開き、先づ左の宣言案を決議せる後、大石、犬養兩氏の演說があつた。

宣　　言

本黨比年の內訌を一掃し、全黨渾然一體となり、近く將に第二十六議會に臨まんとするに當り、玆に本黨の態度を公表するの必要に際會せり。

一、政黨內閣を樹立し閣臣の責任を嚴明にするは憲政の擁護上年來の主張なり、然るに一國の大政は依然官僚派の壟斷する所となり、未だ國民的大基礎の上に運用せらるゝに至らず、自今本黨は益々勇奮して此の積弊を打破し、純乎たる責任內閣の實を擧げんことを期す。

二、內外の大勢に鑑み、海陸の軍備を順應せしむるは亦た本黨の綱領とする所なり、自今益々先後緩急を講明し、以て文武の均衡を保維し外は國交の親善を加へ、內は財政の基礎を鞏固ならしめんことを期す。

三、稅制を釐革し、惡稅を改廢し、殊に地租を輕減して國民の負擔を公平にし、以て產業の發達と國力の充實とに資藉するは目下の急務に屬す。本黨は第二十六議會に於て之を遂行せしめんことを期す。

大石正巳氏の演說

本日の大會に於ては、何事も滿場一致を以て可決したるは、我黨の爲め政界の爲め賀すべき至りである。敢て過去の事を云ふにあらざるも、吾々が常議員を辭したのみでは、十分謝罪の意が盡きないから一言申述べるであらう。吾々は昨年の大會以來幹部を預つて居りしが、實に容易ならん紛擾を惹起したのであつたが、若しも相當の技倆を具備せる人物があつたならば、斯くまでに紛擾の火の手は上らざりしもの

をと思ふので、誠に慚愧の至りに堪へないのである。然るに今日大會の有樣を見るに、諸君は舊誼に顧みて其罪を問はないのは深く諸君に謝する所である。是よりは釋然と打ち解けて政界に活動し、內治外交に就き大に論議せなければならぬ。戰後の經營は內閣が更つても吾々の滿足する樣に經營をしないが故に吾々は今後大に勇奮するところがなくてはならぬ。然しながら漫然として驀進する譯には行かされば、先づ國防の充實と財力の發展を圖るの方法を講ぜざる可らず、卽ちその方法は政務の調査に俟たねばならぬ。又現時政府の行ひつゝある行政の整理の如き、軍事費の繰延の如き皆な吾黨の唱へ來つた所のものである。故に我黨は少數なりと雖も決して失望すべきではない。云々

犬養毅氏の演說

我黨はしば〳〵紛擾ありたれども、今年の如き大紛擾はなかつた。所が我黨の紛擾はいつも圓滿に解決を告ぐるのである。是は大隈伯をはじめ諸先輩が設けられた軌道——理論上の軌道、感情上の軌道があるから、時として軌道を踏み外す樣な事があつても、間もなく舊の如くなるので實に歷史といふものは有難い。

今日議定した三ケ條は責任內閣の事と軍備の事と稅制の事とであつて、口で言へば何でもないが、之を實地に行はふとするには中々容易な事ではない。軍備問題に就ては大石君と同樣、日本の地位を保つには如何にすべきか、何れ丈けの程度にすべきかと云ふことは、調査の上でなければ言明することは出來ない。稅制に就ても減稅の目的で整理すべきかは研究の後に待つより外仕方がない。軍備問題の外に人口問題と云ひ、商業問題と云ひ大に講究すべき問題が澤山あるから、今後調査會を設けて我國の向つて行く方角を研究するの必要がある。若し常設政務調査會を開き、常に政治上の大問題に就き意見の交換をなすに於ては、自然に意志の疏通が出來て紛擾の根を絕つに至るであらう。云々。

尙ほ評議員の選擧の結果、從前の地位を換へて非改革派多數を占め、隨つて之に依り選出された常議員及び幹事等も亦た其大部分は非改革派の占むる所となつたが、兎に角久しく結んで解けざりし黨內の紛糾は、此の如くにして平穩に回つたのであつた。

第二十六議會は此年十二月二十二日を以て召集されたが、當時の狀勢は

憲政本黨	六三
政友會	二〇一
大同倶樂部	二八
戊申倶樂部	三五
又新會	四四
無所屬	八

であつて憲政本黨は大石正巳、犬養毅の兩氏院內總務の任に當つた。而して政府が此議會に提案した稅制整理案は、國民負擔の衡平を目的とすと云ひながら地租の輕減を全然度外視したゝめ、憲政本黨は率先して之を唱へ、諸政派亦た之に同じて忽ち減租論の沸騰となつた。元來地租は日淸日露の二大戰役の後を承け財政の缺陷を補はんが爲め、數回の增稅を經て玆に及んだもので、其負擔の苛重なるは云ふまでもなく若し國庫にして多少の餘裕を生ぜんか、須らく先づ地租を輕減して以て農民の休養を計らなければならぬのであつた。然るに桂內閣は各種租稅の整理に就て約一千萬圓の減稅をなし、以て國民の負擔に輕重なからしめんことを期せりと揭言しながら、獨り農民の負擔を度外に措き全く地租を閑却したので、旣に議會召集前右の整理案の內容の世に洩るゝや、異論囂然たる盛んとなり憲政本黨は地租輕減の步合に就て一分說を高唱し、極力その貫徹を期すべく又新會及び戊申倶樂部と屢々會合して提携の議を凝らす所あつた。

この減租問題と最も關係あるものとして他に官吏の增俸問題があつた。卽ち政府は行政整理によつて約六百萬圓の財源を得、之に加ふるに一般及び特別會計より約九百萬圓を要求し、合計一千五百萬圓を以て、文武官吏の俸給並びに下士卒の給與に對し約三割の增給を行はんとしたのである。されば若し之を全部容認するとせば地租の輕減は殆んど其餘地なく、地租を輕減せんとすれば官吏增俸は、その費用を削るか然

らずんば大々的に減額を斷行しなければならぬのであつた。蓋し當時の俸給令は二十六年前の制定にかゝり爾來物價の騰貴、或は貨幣制度改正等のため官吏の俸給は一般經濟狀態に伴はぬ憾があり、往々にして生活難の聲を耳にするは國民輿論の認むる所ではあつたが、然し此際一時に三割の增俸を爲すが如きは決して適當の措置とは云へなかつた。況んや地租の如き國民大多數の利害休戚に至大の關係ある稅種に對し、財源の缺乏を口實として其輕減を度外視しながら獨り官吏にのみ厚ふせんとするをや。故に憲政本黨は地租一分減を主張すると同時に、官吏增俸問題に就ては政府提案の三割を半減し、一割五分となすを至當とし極力その貫徹を期したのであつた。

政府は野黨の反對論漸く旺んにして、爲めに豫算案は大削減に逢ふを免かさらんとするを怖れ、二月二日遂に政友會と妥協した結果、地租の減率は八厘とする事、官吏の增俸は二割五分の事及び議員歲費の增加は全部削除する事とし、委員會に於て討議に入るや大同俱樂部先づ之に贊成して大多數を以て同委員會を通過し、右政友會の提議通り本議を通過するに至つた。而して豫算案はじめ其他の稅制整理諸案も又大體に於て原案を認め、多少の修正を施したるのみで何れも可決し去り、斯くて第二十六議會は三月十四日を以て閉會を告げた。

小政派の合同

此期議會の半ばを經過する頃に至り、從來屢々企てられて而かも遂に成らなかつた小政派合同談は再び擡頭し、こゝに漸くその實現を見たのであつた。蓋し地租輕減問題及び豫算案等すべて政府と政友會の妥協によつて通過を見んとするが如き狀勢なりしを以て、又新會員の多數は是非とも之に對抗すべく率先して合同の實現に努めたのであつた。而して大同、戊申も亦た之に促され屢々會見して議を進めたのであつた。憲政本黨及び又新會の間には此期議會召集の頃より、合同談が持ち上つたこともあつたが進捗を見ずして年を送り、議會開會後再び議は唱へられたが、又新會の主張は汎く各派を打つて一團となさんとする大合同說であつた爲め、憲政本黨の容るゝところとならず、又新會中にも亦た是に異議を唱ふ者あり、遂に十名の脫會者を生ずるに至つた。而して右脫會者は別に無名會を組織したが、此間に於て大同、戊申の兩俱樂部は着々として合同談を進捗し、遂に二月二十五日に至り兩俱樂部は各々解散して、兩俱樂部及び無所屬議員の聯合懇親會を開き、左の十氏を擧げて準備委員となし、之に會の命名、趣旨書及び規約等の起草を一任した。

肥田景之、中村彌六、千早正次郎、村田虎次郎、中安信三郎（以上戊申俱樂部）柴四朗、山根正次、大野龜三郎（以上大同俱樂部）坂本彌一郎、淺野陽一（以上無所屬）

而して會名は「中央俱樂部」と決し三月一日を以て築地精養軒に其發會式を擧げたが、右俱樂部は大半が舊大同派で、之に舊戊申派の一半と無所屬の一部を加へたものに過ぎぬから、實際に於ては舊大同俱樂部と何の異なる所もなかつたのである。

立憲國民黨の成立

斯くして中央俱樂部は成立したが、之が又新會の脫會者たる無名會と憲政本黨に對する刺擊となり、爲めに兩者の間に合同談の促進を見る樣になつた。こゝに於てか先きに又新會中に在つて、所謂清濁併せ呑むの大合同說を固持した者も、今はその說を拋つて將に成らんとする右兩者の合同に馳せ加はらんとするに至つた。そして一方また舊戊申俱樂部中に在つて中央俱樂部に加入することを欲しなかつた所謂土佐組の人々も、この合同談に對して大に意を勵かしたので議はます〳〵進捗したのであつた。そして三月一日此等同志は共に懇親會を開催するに至り、其席上に於て宣言及び黨則案等を協議し左の諸氏を創立委員に擧げたのであつた。

犬養毅　大石正巳（以上憲政本黨）
仙石貢　片岡直温（以上戊申俱樂部）
島田三郎　河野廣中
坂本金彌（以上舊又新會）

而して其準備の着々として歩を進むるに及び、先づ順序として憲政本黨は三月十三日を以て解黨式を行つた。其際、犬養毅氏が新政黨組織の顚末に就て演說せる要旨は左の如くであつた。

犬養氏の演說大要

新政黨組織の經過及び顚末に就ては、從來すでに世間に傳はり居れば、こゝに改めて陳述するの要を見ず、但だ從來新政黨問題に關しては二種の傾向あり。一は單に非政友的大合同の目的によりて爲さんとするもの、一は斯かる漠然たる感情を離れて一定の主義、政綱の下に同志の糾合を圖らんとするもの是れなり。而して今回我黨の計畫せる所は、前者の如き漠然たる目的に出でたるものにあらずして、第一に責任內閣の樹立、第二には偏武的政策の矯正てふ二大政綱を天下に標榜して、此の主義綱領の下に廣く同志を糾合して、黨の一大發展を爲さんとするものなり。

我國憲政を施行してより玆に二十餘年、而かも政柄は一部閥族の壟斷するところとなりて、國民は實際政治と全く相關する所なし。此故に苟くも憲法政治の下に政黨を結ぶものは、責任內閣の樹立を以て天下に唱ふるを根本の大問題とせざるべからず。次に帝國現下の財政に於て、國費の大部分を軍費に割くの實狀なるは國民の深く考慮を要すべき點なり。而して國費の分配に於て文武の均衡を維持せんには、一には軍事費と一般政費との均衡を察し、一には軍事費中に於て分配の方向を考へ、國民の政治的經濟的發展の向ふべき所に對しては、宜しく軍費を吝まずして之を投ずるを要す。是れ所謂文武の均衡なることの二大要點なりとす。而して以上二大政綱の如きは、一に國家の狀態と四圍の事情とに應じて緩急按排すべきこと固より論を俟たず。要するに斯くの如く確然たる政綱の下に新政黨を樹立するは、我黨宿昔の希望の玆に實現したるものにして、蓋し憲政上の一大進步たらずんばあらず。

新政黨は名を「立憲國民黨」と命じ、憲政本黨の解黨式を行つた同日卽ち三月十三日、その結黨式を芝の紅葉館に擧げた。そして左の宣言及び綱領を決議して之を發表したのであつた。

宣　言

大勢の旋轉促進するに從ひて、國民は憲政の本義に向ひ、一層之に適切の解譯を加へ、且つその効用を永遠に擧げ、益々國運の隆昌を致さんことを希圖し、憲政に忠順なる國民協同して爰に立憲國民黨を組織し、立黨の本旨を天下に宣言す。

憲政に貴ぶ所のものは主として內閣の責任を明かにし、大政をして常に國民的大基礎の上に運用せしむるに在り。然るに由來我が國政の實權は一部官僚の壟斷に歸し、今日國家立憲の名あれども、國民は未だ其の惠澤に浴せず。是れ第一に之を革新して名實の歸一に力めざる所のものなり。

國家の本能は文武の均衡を保維し、庶務百揆をして各々その宜を得せしめ、以て一國の福祉を增進するに在り、而かも現在國費の分配は多く其の適正を缺き、偏重偏輕の實相を掩はず、是れ第二に根本より之を檢討し、之に釐革を加へざるべからざる所のものなり。

國防に不變の定形あらず、要は四圍の狀勢に省察し、施設の緩急を制するに在り、今や列强の勢力は、西より東より太平洋上に集中して逐年强力を加へつゝあり、是時に當り內帝國の地位を安全にし、外列强との均衡を維持し、世界の平和を保障せんと欲せば、帝國の軍備も亦た之に順應して逐次一新する所なかるべからず。

軍備旣に國位世勢に順應して逐次一新を要するものは、畢竟列强との均衡を維持し、世界の平和を保障するに在れば、外政は固より之が表裏を爲さゞるべからず。且つ夫れ國民の增殖は年々その多きを加へ、今後百年を出でずして將さに一億に達せんとすれば、之を利導し之を奬勵し、植民に通商にます〳〵國民對外の發展を策するは、實に係つて外政の手中に存す。而かも由來當路の外政は姑息逡巡、茫乎として國民の希望に副はず、是れ亦一大刷新を加へざるべからざる所のものなり。

今日內政の一大缺點は、大小の行政を合せて一切之を中央に集中し、所謂官局萬能主義に徇ふるに在り。是を以て頭大振はず、地方に於ける民力の萎微衰弱を馴致せり、加之繁文縟禮、國民は實に其煩に耐へず。故に庶政の分權すべきものは之を分權し簡易にすべきものは之

を簡易にし、以て地方自治の更張を圖らざるべから…。

國家永遠の財源を託し、財政基礎の鞏固を圖るには、稅制その宜しきを得、國民の各階級各業をして公平の負擔に任ぜしめざるべからず。而かも今日の稅制は其の均衡を失し、加之稅種に於ても確實と認むべからざるもの亦た尠なからず、自今之に對しては益々整理の必要あり。

國力の充實は一に農工商業の發達に待つ、從つて斯業の奬勵せざるべからざるは固より言ふを待たず、而かも今日の實業政策は、往々その足を緊縛して之に前進を命ずるが如きものあり、發達何に由りてか期するを得んや。吾人は深く此に見るあり、奬勵その道をつくし國家と共に其の憩に頼らんと欲す。而して斯業の發達と國力の充實とは、交通機關の整否如何と相待ちて離るべからず、此點に就きても亦た我黨の心力を傾注せんと期する所なり。

教育に貴ぶところのものは國民の知識を啓發すると共に、其精神を堅實にし、業を勉め國を愛し、一旦緩急あれば義勇公に奉ぜしむるに在り。然かも今日の教育は前者に專らにして、後者を疎にし徒らに形式に流るゝものあり。斯くの如きは大國民を養成し、未來の大發展を期する所以にあらず、故に吾人は此點に就きても一大革新を庶幾するものなり。

政針の大綱斯の如し、吾人は之に向ひて屈せず撓せず。着々として歩武を進め其の目的を達せんことを期す。至誠國を愛するの士は、悉然四來して其れ本黨に力を戮せられよ。

斯くの如くして憲政本黨は解黨し、立憲國民黨は成立した。而して右國民黨の形成分子は左の如くであつた。

舊憲政本黨員　全部（六十三名）
舊無名會員　全部（十一名）
又新會の新脫會員　全部（十一名）

舊戊申俱樂部員　一部（七名）
計九十二名

右の結果、戊申俱樂部は自然解消し、又新會は其會員數減じて約三分の一となつた結果、間もなく解散して其所屬議員の大部分は無所屬となつた。國民黨は別に黨首を戴かず、合議體として大石正巳、犬養毅、島田三郎、河野廣中、武富時敏、箕浦勝人、仙石貢等の領袖が之に當ることゝなつた。然しながら實際上は大石、犬養兩氏の二頭政治たるの觀があつた。

桂內閣の成立以來第二十五、六議會を通じて種々の事件があつた。例の日糖事件は第二十五議會終了後であつたが、代議士にして拘引せらるゝ者二十七名、而して此の演職事件に連坐せる被告人は政友會、憲政本黨、大同俱樂部の三派に亘り政友會所屬の議員が最も多く、豫審終結して有罪の決定を受くるや皆議員たる資格を失つた。是より先き屠場法事件なるものがあつて政友會の立川雲平氏遂に有罪と決し失脚して政界を去つた。次に大事件としては四十二年十月二十六日、伊藤博文氏がハルピン驛頭に於て鮮人の爲め狙撃せられて同地に客死し、その結果は日韓併合を促進したる事と、南北朝正閏問題が起つて桂氏の陰險が暴露されたこと。それから幸德秋水等の大逆事件が起つて、我が思想界に衝動を與ふると共に、社會運動に對する取締りが峻烈になつたこと等である。

第二十七議會

桂內閣に對する一般輿論の風向きは此頃より次第に惡くなつて來たが、然し之は第一次內閣に於て甚しく國民の反感を買つた爲めもあり、第二次の組閣以後と雖も決して世の歡迎を受けてはゐなかつた。但だ偶發の事件が幾多發生して世の耳目が其方面に轉換されたゝめ、反對の聲が左程に起らなかつたと云ふに過ぎない。而して此年に入つても晩夏の候に大水害あり、恰も朝鮮併合の事此際に行はれたにも拘らず、政府に對する批難の聲の少なかつたのは、矢張他の出來事に國民の視聽の集注されてゐた故であつた。而かも漸く政治期節に入つて第二十七議

會の召集も近づくに隨ひ、政府に對する批難の聲は各方面より起り、政局はいよ〳〵多事多忙となつた。當時諸新聞の論調も大體に於て其看るところを同じくしつゝあつたが、東京日々新聞が興味ある政局と題して記せるものゝ中から數節を抄錄して一例とする。曰く

約して言へば現下經濟界の心理狀態は、二年半前西園寺內閣の末路に於けると全く同一の危機に頻しつゝあり、西園寺內閣の倒れんとするや、偶々外國金融市場の恐慌あり、旁々公債株券の崩落となり、經濟界の人心頗る不安を極めたり。是に於てか銀行業者等率先して時の財政計畫を批難し、非政府黨をして乘ずべき機會を發見せしめたり。二年半にして倒れたる西園寺內閣の後を承けたる現內閣が、同じく二年半にして同樣の危機に際會しつゝあるは奇緣と云ふべし。公債價格は高し、株式相場は高し、金融は緩なり、金利は低し、然れども經濟界の實情を知る者は一人として前途の不安を思はざるはなし。前內閣の末路には公債株式の騰貴が却つて人をして前途の危難を豫想せしむ。而かも其不安なるに於ては則ち一也。唯だ西園寺內閣の下に於ては、敢て媚を銀行業者に呈せざりしが故に、彼等は其の聲を大にして時の財政計畫を批難したりしに反し、現內閣の下に於ては桂侯の銀行者操縱策、美事に功を奏し彼等をして沈默を守らしむるのみならず、進んで諛辭を呈するの醜態を演ぜしむるを以て同じからずとなすのみ。然れ共經濟界の奥深く潛伏しつゝある不安の事情に至つては二年半前と今日と毫も異る所あるを見ず、畢竟財政計畫は瀰縫に堪へずして、漸く其の眞相を暴露せんとするものと知られたり。

飜つて之を外交に見る、日英關稅交涉の事、其醜、其の愚、復た言ふに忍びず、かゝる醜態を評するに外交の失敗を以てせずして何をか外交の失敗と言ふや吾曹の見る所を以てすれば、明かにポーツマス媾和談判以上の失態なり。その內閣の責任及び憲法政治に及ぼす影響の輕からざる、償金取得と否との比にあらざるなり。此點に關しては別に詳論する所あるべきも、兎も角も現內閣の興黨が西園寺內閣を彈劾したる財政と外交との二大案件が、同じく桂內閣の重大なる責任問題として存在しつゝあるは蔽ふべからざる事實なり。桂侯の興黨は曾て叫ぶに財政の瀰縫を以てし外交の不振を以てしたり。而して財政の現狀は如何、外交の現狀は如何、桂內閣の責任を議せんとする者は、先づ此の二大案件の本末を詮議するを要す。

公債の低利借換計畫と公債財源の事業計畫とは、兩立すること能はざるは財政方針なり、兩立する能はざるものを強いて兩立せしめんと欲するが故に、募集せざるべからざる公債をも募集せず、所謂非募債主義の名の下に財政の遺繰を重ねざるべからず、而して既に發行せられたる四分利公債に對しては、油斷なく價格維持の方策を講ぜざるべからず、政府の勞徒らに多くして而して結局は遺繰りに止まり瀰縫に止まる。公債財源の事業計畫が全然放棄せられざる限り、何時かは公債募集の露骨なる手段に出でざるべからず、公債を募集すれば人工的に維持せられたる公債相場は、當然適切なる價値にまで下落せざるを得ざるべし。この見易き形勢を豫想しつゝ尙ほ來年度に於ても依然非募債を唱へ、而かも其傍ら鐵道の廣軌改築案をさへ提出せんとする政府の眞意は、殆んど常識を以て測り知ること能はず、吾曹は財政整理に關する桂內閣の誠意如何に關して疑念なきを得ざるなり。吾曹の見る所を以てすれば鐵道廣軌改築案の利害を論ずるは、財政計畫の全局に通ずる批評としては寧ろ些細の問題に屬し、たとへ來年度豫算に於て同案なしとするも、財政計畫は決して堅固なる基礎の上に立てるに非ず、鐵道公債の必要は廣軌案あるが爲めに始めて起るにあらずして、既定計畫に基づく改良延長費の財源として疾くに之が必要あり。此の必要に應ずるに現內閣は昨年度來、主として預金部の融通を以てし、財政をして僅かに非募債の虛名を裝はしめたりと雖も、其の財政上の窮策に屬するは必ずしも千里眼を俟たずして知るべきなり。

吾曹は二十七議會の最大なる注意の財政問進に注がれんことを希望す、桂內閣の財政計畫をして今日の如く苟且偸安の甚しきに陷らしめたるは、桂侯を圍繞せる幇間的銀行者の罪其の多きに居る、此徒の阿諛追從に誤まられたる桂侯をして、率直にして又健全なる輿論に耳を傾けしむるに非されば、姑息なる財政策は其れ遂に放擲せらるゝの時なからん乎。

政友會は政黨としての半製品にして、國民黨は混成品なり、政友會が政黨として恥かしからぬ形態を具備しつゝ而かも半製品に屬する衆議院に絕體多數の議席を占めつゝも、自から內閣を組織せず、又在野黨として戰ひを政府に挑まんとすれば、動もすれば內顧の憂なきを

得ざるの事實に徹して之を知るべく、其の政黨としての行動は自由の如くにして而かも絶對的自由ならざるは、政友會の未だ政黨として精製品たること能はざる所以なり。故に政友會を以て政黨の半製品なりと曰はゞ、此の半製品に對して國民黨を評するに混成品の名を以てするを得べし。混成とは純一ならざるの謂なり、國民黨を組織する內容の雜然蕪然たる、酒に譬ふれば混成酒にして、手工に譬ふれば一種の寄木細工なり、隨つて國民黨を支配する統一せる政治思想の補捉すべきものあるを見ず、所謂非政友は其の唯一の標榜なるべし、故に自働自立の政黨に非ずして他働他立の政黨なり。

斯くの如く吾國現時の二大政黨が、半製品にあらされば卽ち混成品たる事情の下に於て、政黨として何等卓勵風發の活動なく、政黨の活動なくして年々の議會も亦た概して假睡の狀態に在るは免かれ難き所にして、政黨の操縱を目的とする爲政家に取つては嘆はしきの限りなり。政友會として戰ひを政府に挑むに於ては、挑戰の結果が政府の地位に如何の影響を及ぼすべきやを觀察する前に、先づ政友會自身の蒙るべき影響を豫測せざるべからず、國民黨として其の少數黨たる存在自由を社會に公示せんと欲すれば、先づ黨の分裂を來さゞる程度に於て强ひて黨議の一致點を發見せざるべからず、政友會としても國民黨としても其の立場決して容易ならず、容易ならざるが故に因循あり、威嚇に便にして突進に利あらず、蓋し政黨の振はさる必ずしも政黨の責にあらず、之が要部に在る者の罪にあらず、政黨の活動には共の背後に一般民衆の後援なかるべからず、民衆の後援あらん爲には民衆の政治的趣味は高潮に達せさる可らず。

而かも近年に於ける民衆の政治的趣味は、高潮は愚か未だ其の適當なる平潮にも上らず、租稅の負擔重大にして而して曾て負擔の重大を知らざるもの、如く國債政策の亂調が經濟界の平和を脅かすも管てその危難を覺らざるもの、如く、財政の蹉跌にも外交の失敗にも多く痛痒を感せざるが如き觀なからず、一般民衆の政治的趣味此の如く低調にして、而して獨り政黨の振はんことを望む、或は多くを望むの讒りなきを得ざるべきも、一面より言へば一般民衆の政治趣味を剝戕して、之を其の進むべきに誘ひ且つ導くは卽ち政黨の務なり。畢竟政論の振はさるは何人の罪にもあらずして總ての者の責任なり、政黨の責任なり、操縱者の責任なり、實業家の責任なり、一般民衆の責任なり。現時の興味ある政局に處して尙ほ奮發する所以を知らされば、帝國の憲政は夫れ或は呪はれん乎。

桂內閣は此時既に政策の行き詰り甚しく、拱手して議會に臨むことの不能なるを察知し、寧ろ早く策する所あるに若かずとして、第二十七議會の召集當日卽ち此年十二月二十日、桂首相は西園寺侯を駿河臺の邸に訪ひ、刻下の政局に對して懇請する處あつた。固より當時に於ては兩氏會談の內容に就ては詳細に之を聞知するに由なかつたが然し世人は此時すでに政府と政友會との間に、握手の必ず遂げられるべきことを看取し、隨つて第二十七議會は當然何等の波瀾なく極めて平凡に經過すべきを豫測したのであつた。

第二十七議會は十二月二十日を以て召集されたが、國民黨は翌年（四十四年）一月十九日大會を開き、對議會方針に關して左の決議をなした。

決　議

昨年三月初めて我が立憲國民黨を組織するや、我黨主張の存するところを擧げて、之を天下に宣言せり、其章は昭々布きて四方に在り、今や第二十七回帝國議會の開會に際す、我黨は益々奮つて平生の主張を國政の上に伸べんと欲す、是時に當り政府の施設如何と顧みるに

一、韓國併合に際し、政府は違憲の措置を下し且つ朝鮮總督府は不法の制令を續發せり。

一、我關稅問題に關し政府は對英外交の失態を暴露せり。

一、對米對淸外交に關しても亦た政府は着々國策を誤れり。

一、共新に提出せられたる海軍充實案は、一時の姑息に出づ眼前の必要に迫りたる國防の大計に副ふに足らず。

一、鐵道の現式變更は政治經濟に至大の關係を有す、然るに今回政府の廣軌案は杜撰にして信を置くに足らず。

一、戰後財政の整理は國家經濟の發達上、喫緊急須の事業たるにも關はらず政府の所爲は小工瀰縫に出で毫も整理の實を見ず。

一、戰時賦課したる非常特別稅は、煩瑣苛酷にして產業の發達を阻害するや實に甚し。然かも政府は稅制整理の公約を藐視し、今に於て尙

民力の休養を圖らず。

是れ最も我黨の容るゝ能はざる所なり、我黨は本期議會に於て鋭意政府を警醒し、之が釐革を斷行せしめんことを期す。

尙ほ院內總務には大石正巳、犬養毅、河野廣中の三氏を擧げ、以て此期議會に臨むことゝなつた。この折柄、我邦有史以來未曾有の不詳事件たる幸德秋水等の大逆事件は、大審院特別權限の豫審に附せられ、前年十一月九日豫審決定の上同院の特別公判に附せられたが、此の歲一月十八日に至つて裁判言渡あり、被告二十六名の中二名を除く外は總て死刑を宣告された、次で其內十二名は恩赦を以て死一等を減ぜられて無期懲役となり、幸德外十一名は一月二十四日を以て死刑を執行せられた。而して右裁判事件の確定するや、桂首相は卽日參內の上、此の如き逆徒を出せるは施政の宜しきを得ざるに因り誠に恐懼に堪へざる旨を奏上し、闕下に伏して深く罪を乞ひ大浦農相、平田內相、小松原文相も又その監督不行屆にて此の失態を生じたる爲め、何れも待罪書を捧呈したが、一月二十日右四大臣の待罪書は御下附となり、優諚を賜つたので皆な其職に留まることになつた。而して桂首相は同月二十六日、再び西園寺公を其邸に訪ひ、約二時間に亘り懇談を重ねた結果、こゝに所謂政友會との情意投合が完全に結ばれることになつた。則ち同二十九日桂首相は政友會所屬の兩院議員其他百八十餘名を築地精養軒に招待し以て妥協投合の宴を催したのであつた。同三十日東京日々紙上所載の大隈伯談を左に抄錄する。

大隈伯の妥協觀

客あり大隈伯を早稻田の邸に訪ひ、今回の妥協觀を叩き、先づ此の妥協は政府の政黨化か、或は政黨の官僚化かを前提として問ひたるに伯は例によりて諄々說き去り說き來りて曰く、斯る事は今更ら追究するの必要を認めず、其の今日あるは必然の事として予は毫も怪まざるなり、要は其誠意如何に在り。予は唯だ其の誠意の發動ならんことを祈る。我國憲政施行以來玆に二十年、曾て伊藤內閣當時に在りては、六ケ月の間に二回の解散を斷行したり。而して當時は非政黨主義と政黨主義と再々相對して互ひに一步を讓ぐるの餘地を存せず、遂に伊藤公は予及び板垣伯を起して、憲政黨內閣を組織せしむるに至りたるが、當時の形勢と今日の妥協とは全くその趣を異にす。

今期議會は未だ政府も議會も死活を賭するまでの爭端を開きたるにあらず、然るに憲政運用上、大局を見るの明ある桂首相は、玆に一念發起して每期議會に一議案一問題につき妥協を試み、糊塗瀰縫を弄するの不可なるを悟り、遂に今回の提携を見るに至りしものにて、此の事柄は善か惡かと云はゞ、予はその當然なるを認むるものなり。唯だ之を演劇に譬ふれば如何なる狂言にしても、鉾臺の上には種々なる迂餘曲折を經て大立廻りを演じたる後、初めて善人榮へ惡人亡ぶる大團圓の結局を見るを以て、見物人の興味を惹くこと一層なるも、今回の妥協劇は未だ一回の立廻りもなく、首相の頓悟によりて此の一轉化を見るに至りしを以て、稍や物足らぬ心地もなきにあらず、而して今回の出來事は當初に於て或は權謀術數より割出されしやも知れずと雖も、今日の實勢は所謂嘘から出た誠にして、予は憲政進行上、將來官僚非官僚と云ふが如き無意味の爭ひを撤廢するに至るを喜ぶものなり。

尙ほ首相の英斷に對しては、他の閣僚は意外の感に打たれしものありしとか、或は山縣公も老來稍や政機に携はることを厭ふの色あり、世人の豫期するが如く首相の處置に對して一々干涉せざりしやも知れず。故に今回の事件に對しては閣僚よりも元老よりも何等掣肘を受けず、圓滿に進行するに至りたるものにして、政友會が愈々準政府黨たるの態度を示すまでには勢ひ內閣更迭は當然なり。しかし其時期の緩急遲速に就ては、今尙ほ明言するの時期にあらず。

國民黨の政局觀

國民黨の某領袖は、西桂兩侯の握手に就て說をなして曰く、今回の西桂兩侯の握手の形式に就ては、吾人は全然贊成を表するものにあらざるも、多年政黨の無能を叫び、非立憲を皷吹し、政府萬能を唱へ來りし官僚系が、政黨に賴らずんば憲政の發達を期し得べからざることを自覺し、藩閥系の總大將自から西侯の門を叩き、握手を求めたるは蓋し我が政界の一進步と云ふべし。

予は反對黨に屬するに拘はらず、此の一事に向つては快心に堪へざるなり、我黨の中には從來世の所謂改革派なるものありて、桂侯に接近し以て政界の縱斷を畫せんとするの氣勢あり。黨內兎角不安の念に驅られ居るの觀なきにあらざりしが、今回の擧により少くとも此の思潮は一掃せられ、黨の鞏固を來すの基礎となるべし。是より予等は奮鬪して常に理想とする二大政黨を實現せしめ、相對峙して憲政運用の妙を發揮せんことを期せざるべからず。而して現に無所屬たる舊又新、戊申の殘黨も亦た各々これを動機として向背を決し、以て頗る意外なる變化を見るべし、新たに我黨に入り來る者も亦た少なからざるべしと信ず。（一月三十日、東日）

政府が四十四年度豫算に於て國運の進行上緊急止むを得ずと聲明した所の計畫の主要なるものは、海軍補充の計畫、治水策の確立、鐵道の廣軌改築計畫、それから朝鮮總督特別會計の設置、製鐵所の擴張及び蠶種統一その他であつたが、如何に政友會と雖も政府の提出せんとする鐵道廣軌改築の如き杜選極まる計畫に對して贊意を表する譯には行かなかつたので、情意投合の後に於て切に政府に勸告して思ひ止まらせたのであつた。其他は多少の修正を加へ兎も角も政府を支援するに努めたのである。されば豫算委員會に於ける査定を終へて同委員長原敬氏之を議場に報告し、愈々議事に入るや武富時敏氏は、豫算を改めて編成せしむる爲め之を政府に返却すべしとの議を提出し、島田三郎氏之に贊成し早速整爾氏外數氏より修正說が出たが、結局大多數を以て豫算委員會の査定通り全部之を可決したのであつた。

三稅廢止卽ち織物消費稅、通行稅及び鹽專賣の廢止は國民黨が以て其の持論の一としてゐたゞけに、此議會に於ても島田三郎氏外三氏によつて提出され、日程に上るや島田氏は滔々二時間に亘つて其理由を說明し、之に對し早速整爾氏の贊成演說があつたが多數の爲め之も亦た否決され第二讀會を開くに至らなかつた。斯くして其他の重要法案も政府と政友會との情意投合によつて悉く通過せんとしたので、國民黨は彼の大逆事件及び敎科書の南北正閏問題を理由として玆に政府彈劾の決議案を提出したのであつた。

この南北朝正閏問題は當時世論を沸騰せしめ敎育界及び政治界の大問題となり、一般國民の思想上影響するところ少くなかつたので、國民黨また默視する事が出來なかつたのである。事は文部省の編纂にかゝる全國小學校の歷史敎科書中に、建武中興以後の事を記し、南北朝五十餘年間の對立は皇統の抗爭であつて兩朝の正閏は未だ容易に斷すべからずとなし、其叙說大に從前の史實に反してゐたのであつた。こゝに於て俄然大問題となり敎育界のみに止まらず擴く一般の識者によつて囂々の物論が釀されたのであつた。而して大阪府選出代諸士藤澤元造氏は其父翁が同地に於ける知名の漢學者たりし關係もあり、此敎科書問題に對しては一身を挺して文部當局の非を訊問し、以て敎科書を改訂せしむべく議會に於て堂々質問演說をなさんとし多數有志者の支援と激勵を受けつゝ、先づ伊勢大廟に參拜して奉告する所あり、大なる決意を抱いて上京したのであつた。處が同氏の桂首相と會見するに及ぶや世人の多くが期待しつゝありし所は全く裏切られ、同氏は杳としてその消息を絕ちたる後、突如として氏の入水事件が新聞によつて報ぜらるゝが如き事態に立到つたのであつた。

而して或者は藤澤氏が桂首相と會見後、多額の紙幣を懷中しつゝ泥醉して車上より降り立ちたるを見たりと云ひ、或者は其入水は狂言にして桂首相に買收されて、面の世人に對するなく遂に議員を辭職後其所在を晦まさんが爲めの苦肉策なり等の巷說紛々たる有樣であつたが、蓋し桂首相は南北正閏問題が、藤澤氏によつて議會の問題とならんとするを憂慮し、事前に同氏と會見して敎科書は如何樣にも訂正をさすべければ、議會に提出せんとする右問題に關する質問書は、一先づ撤回されんことを勸告すると同時に、一方南北朝對立を以て至當なりと辨ずる小松原文相を招致して、敎科書改訂を誓はしめたので、藤澤氏も首相の誠意を諒として議會に於て質問すべき豫定の行動を中止したのではあるが、最初の勢ひが餘りに大なりしだけ其儘歸つて鄕黨に對するを甚しく氣に病みたる結果、遂に常軌を逸する行動に出でたと云ふのが事實の眞相であつた。然しながら右問題に對し小松原文相は、最初容易に其非を改めんとせず「尊氏錦旗を擁して云々」と云ふが如き國民の多くを首肯せしめ難き敎科書中の事項に對しても、平然たる態度を示しながら世論の益々囂々たるに及んで漸く怖れをなし、遂に既刊の敎科書を修正するに至つた大失態に對しては、當然その責任問題は免れないのであつた。更に又社會主義者の大逆事件に至つては今更記す迄もない。國民黨が此二事件を理由として政府彈劾の決議案を提出したのも、寧ろ當然と云はなければならぬ。決議案は左の如し。

決議案

恭く惟るに、我大日本帝國たる肇建極めて遠く、載史の久しき世界に多く例を見ず、是を以て時に治亂なきに非ずと雖も、未だ嘗て大不遜を犯したる者あらず、是れ列聖覆育の皇澤深く民心に信孚するに由りてなり、況んや今上陛下登極以來、宵衣肝食、大政を親らし、民を視たまふこと赤子の如く、愛撫至らせられざる無きに於てをや。又況んや聖恩宏遠、國運に玄鑑し、夙に國家を憲制に納れ、臣民の慶福を增進したまふに於てをや。然るに今や

陛下御宇の下に、悖逆彼が如き狂豎を出し、以て國體の尊嚴を汚瀆せり、是れ　陛下に忠誠なる擧國臣民の恐懼惶惑措く能はざる所なり。

唯夫れ悖逆彼が如き狂豎を出したるは閣臣亦責を免かるゝを得ず、彼れ閣臣や、　陛下の政府に坐して大政の輔弼に任じながら、悖逆の企を未前に杜絕する能はず、遂に刑獄を起すの已むべからざるに至りたるは、是れ身閣臣として　陛下の朝に立つ者の自ら安んずる所なる歟。且つ閣臣等は國民中少しく讒激の理說を講ずる者を賭れば、直に目して君國を危くするものと爲し、威迫脅壓至らざる所あらず、終に驅りて彼が如き狂擧を激成せしむるに至りたり。是れ亦身閣臣として　陛下の朝に立つ者の自ら安んずる所なる歟。顧ふに彼等閣臣も亦衷心に安んぜざるものあるか、一旦罪を辰坐の下に待ちたるに似たり、而も其意特恩を冀ひ、一たび優旨の下るに會へば罪責共に滅すと爲し、諂々として自得の情を掩はず、是れ人臣たる者の君主に奉對するの道と爲す歟。將た大臣たる者の輔弼に任ずる所以と爲す歟。

獨り是のみならざるなり、國民教育なるものは立國の要義に合し國民たる志操精神を涵養するものならざるべからず、然るに政府が國定教科書の一として、昨年四月より普く全國の小學に課したる日本歷史に於て、皇祖の神誓と皇室典範とを蔑視し、赫々たる天朝神器の在る所を問はず、萬世一系の皇祚に對し奉り敢て濫りに正閏なしとの妄說を容る、斯の如きは蚩々たる閭巷の小民と雖も、未だ嘗て夢想だにせざる所なり、而して政府は公然之を國定教科書に錄載し、之を全國に布行して忌憚する所あらず、顧ふに一國の人心は是より歸向を失ひ、同時に橫姦口を緘するの大端を滋啓せむとす、閣臣たる者其れ何の辭ありて此の罪を遁れむとする歟。

帝國憲法第五十五條を按するに、曰く、國務大臣は天皇を輔弼し其の責に任すと、閣臣今や輔弼の道を失ふこと斯の如し、宜く自ら處決して元首に奉對するの責任を明にすべし。

この決議案は特に秘密會で討議された爲め、議事の經過は知り難かつたし且つ又發表は出來ないが秘密會を終つて議事を公開するに及び、議長は多數によつて否決されたことを報告した。こゝに於てか國民黨は更に外交問題に關して決議案を提出すると同時に、四十一年度決算に關しても亦た一の彈劾的決議案を提出したのであつた。卽ち左の如し。

決　議　案

近時列國との條約改訂に際し、政府は屢々議會に對し、維新以來の宏謨に基き全然彼我對等の基礎に據り、新條約を締結すべしと警告したるに拘らず、依然苟且彌縫を事とし、表面對等の形を裝ひて其の實多くは退讓に陷り、殊に日米新條約に關し移民渡航禁止の聲明を彼に與へたるは、是れ帝國の國權を毀損するものと認む。

右決議す。

決　議　案

明治四十一年度歲入歲出決算を按ずるに、豫算及び法律勅令に違背したるもの

歲入に於て四十四件、其の金額三百十七萬九千九十圓九十五錢

歲出に於て百二十三件、其の金額二百三十五萬三百三十二圓六十二錢四厘

總計百六十七件の多きに達せり。就中歲入に於ては不當の標準に由りて租稅を徵收し、租稅の過徵に屬するもの四十三件と算せり、是れ苛斂誅求を事實に立證するものに非ずして何ぞや。その他高價を排して土地其の他の低賣を爲し、或は情を知りながら虛僞の擔保を納れ、事實に伴はざる量減歩合により、物件を受授する等一にして足らず。

又歳出に於ては競爭入札に付すべき工事若くは物件の購買を隨意契約とし、或は虛構の事實に對し、或は設計に副はざる工事に對し、不當の支出を爲すもの累見層出し、陸軍省は最も其の多きに居れり。其の他豫算の殘餘あるに乘じ濫りに經費を支出したるもの亦た尠からず、臺灣總督府を以て殊に甚しと爲す。之を外にして違法背令の收入支出は上に概擧したる所の如し。之を要するに政府は一方には租稅の苛斂誅求を敢てし、他方には國幣を濫費する斯くの如し。依りて政府は當然其の責に任ずべきものとす。

右決議す。

然しながら此の兩決議案とも前記の如き大勢裡に在つては、遂に利あらず否決となつたのであつた。

第二十七議會閉會後の四月二十一日、宮中に於て爵記奉授式の行はせらるゝあり。內大臣兼侍從長德大寺侯及び桂首相は陞して公爵を授けられ、外相小村伯は侯爵に、宮相渡邊子及び陸相兼朝鮮總督たる寺內子は共に陞して伯爵を授けられた。之れ固より聖意に出でたる事なるべしと雖も、而かも桂公以下が安んじて此榮爵を拜受したことに就ては、世人奇異の感を抱くもの少なからず、諸新聞紙も亦た其論調を一にして、桂公等が當然之を拜辭すべかりし事を力說した。東京日々紙の如きは「閥族榮爵を私す」と題する論說中に於て實に左の如く述べてゐた。

——韓國併合は帝國の一大事たりしに相違なきも、固と是れ既定事實の形式的變更に過ぎず、其併合に關して桂公、小村侯、寺內伯の努力を要せしは言を待たずと雖も、然も此の如きは當局者として當然の任務にして、唯だ三十七八年戰役以來漸次推移せる大勢に隨ひ、事件の解決を行ひたるのみ。故に其努力を以て特殊の勳功を認め得べくんば、凡そ政務に從事せるもの誰か特殊の勳功を建てさらんや。帝國の一大事決せられしは、天皇陛下の稜威と國民全部の努力とによる、二三當局者の勳勞の如き、勳むべきを勳め勞すべきに勞せるのみ、何ぞ獨り其功に居るべけんや。功を論じ賞を行はせらるゝの聖意は畏しと雖も、桂公現に閣臣の首班として輔弼の任にある以上、陞爵の恩命に接せんとするに當り、謙仰自ら持して賞典を叨りにせざるに力めざるべからず。然るに事之に反し偉勳なくして偉勳の榮爵を受け、恬然として愧づる所を知らず、小村外相寺內陸相と相攀援して共に寵光に飽かんとす、吾輩之に對して實に言ふ所を知らざるなり。人心の歸向漸く變調を帶びんとし、國民の思想界動もすれば危險の分子を胚胎せんとするは、爲政者の認めて憂慮とする所にあらずや。此の如きは種々の原因に基くと雖も、一部耆流の富貴權勢を壟斷し、不平怨恨の種子を國民の前に散布しつゝあるの、原因の主たること殆んど爭ふべからず。閥族官僚の專恣妄行一にして足らざるも、功過相償はずして尙其功に誇り、失策は卽ち强辯を重ねて之を糊塗し、然る後引援して勳爵の榮を叨にし、權勢を私して復た國民の休戚を念とせざるを以て特に甚しとす。云々。

尙ほ又、桂公の知遇を受け其恩顧を蒙りたる者の一人たる德富蘇峰氏が、その著大正政局史論中に「高價なる公爵」と題して此事に關し、忌憚なき評言を述べてゐるが、其一節に「彼が日英同盟締結の功によりて伯爵に上るや、貴族院中の有志者は彼に向つて忠告を試みたる向もありしと聞く、當時世間は彼の昇爵を攻擊するよりも、寧ろ閣僚一般に於ける總花政策を攻擊したりき、其の日露戰爭の勳功によりて侯爵に進むや、天下を擧げて其の至當なるを疑はず。固より之に向つて異議を申立てたるものあらざる也。但だ韓國併合の爲に、彼が人臣の最高位たる公爵に上りたるの一事は、少なからざる物議を天下に生じ、少からざる不快を先輩、同輩の間に釀し、少からざる當惑を彼の政友後進に來し、而してアンチ桂の空氣を捲き起すべき機會を彼の敵に與へたり。惟ふに彼は當初に於て此の一事が、此の如き深甚、痛酷なる影響を彼の政治的生涯に成る、之を追ふ可らず、從來とん〳〵調子に上り來れる彼の政治的生涯も、此を限界として、愈々曲り初めたるぞ是非もたき。彼が公爵たるべき動功の有無は、吾人豈に敢て喙を挿まん哉。至尊に濫賞の事ある可らず。但だ彼は何故に固辭せざりし乎。而して彼の政友は、何故に之を固辭すべく、彼に勸告せざりし乎。若し强ゐて公爵を賜はる可き恩命を飜す能はずとせば、何故に數年の御猶豫を奏請せざりし乎、今更ら之を繰返すも、愚痴の樣なれども、此の一事は返す〳〵も殘念千萬也。惟ふに事の餘りに急遽にして、彼の政友も、之を知るに遑あらず、彼も之を熟圖するの機會なかりしが爲め乎。將た世俗の所謂天魔が彼に魅入りし爲め乎。

惟ふにアンチ桂の空氣は已に四十三年の過半期より、徐ろに醸生したり。而して社會黨大逆事件あり、南北朝正閏問題あり。頼ひに　聖天子の明徳によりて、將た彼の堅忍不拔の精神と、圓滿熟達なる手腕とによりて、其の險艱を踏破したるも、彼の内閣は之が爲に少からざる痛手を負ふたるは、彼の自覺したる所ならずんばあらず。されば彼が政友會の居催促を好機として、内部の病症の未だ暴露せざるに先だち、アンチ桂空氣の雨とならざるに先だち、自から進んで辭表を捧呈したるは、智者の業にあらずと云ふべからず。云々とあつた。

桂首相の榮典拜受は、畢竟するに内閣明渡しの前提に外ならず、總辭職は日ならずして實現すべしとは、當時何人も容易に豫想し得た處であつたが、果せるかな内閣の殘務處理を了するや八月二十五日、西園寺公を後繼首相に奏薦して總辭職をなした。

第二節　第二次西園寺内閣

第二十八議會

桂内閣倒るゝや大命は西園寺公に下り、八月三十日西園寺内閣は成立した。この内閣が第一次の西園寺内閣と異るところは、閣僚にして政友會員たるものは公及び松田正久、原敬兩氏の外に長谷場純孝氏を文相に据へたゞけであつたが、これ以外つとめて官僚的色彩の濃厚なるものを避けて、自己の腹臣を持つて來たことであつた。最初、西園寺公が桂公の急電に接し伊香保の避暑先より歸京して二十七日桂公を訪ひ、政權受授に就て會談の際、桂公は小村伯を外相として留任せしめんことを希望すると共に、種々の註文を附して後事を西公に託せんとしたのであつたが、西園寺公は一として是を採らなかつた。小村伯の代りに内田康哉子を入れて外相とし、桂公とは甚だ好からざる山本達雄氏を擢用して藏相たらしむるが如く、官僚を疎外し元老を無視して組閣を了したので、元老は勿論桂氏等官僚派は既に此時より新内閣に對して反感を持しつゝあつた如くであつた。かくして成立した西園寺内閣の顔觸れは左の如くであつた。

内閣總理大臣	侯爵	西園寺公望
外務大臣	子爵	内田康哉
内務大臣		原　敬
大藏大臣		山本達雄
海軍大臣（留任）	男爵	齋藤　實
陸軍大臣	男爵	石本新六
司法大臣		松田正久
文部大臣		長谷場純孝
農商務大臣		牧野伸顯
遞信大臣		林　董

而して内閣の更迭と共に内閣書記官長及び法制局長官は勿論、各省次官等概ね皆辭表を提出し、尚ほ各府縣知事中にも數名の辭表提出者を見たが、從來は極めて僅少の範圍に過ぎなかつた丈けに今回は特に之が目立つた。その結果左の如く後任者の任命を見た。

内閣書記官長		南　弘
遞信次官	（通信局長）	小松謙次郎
文部次官	（專門學務局長）	福原鐐二郎
内務次官	（地方局長）	床次竹二郎
法制局長官	（東大法科教授）	岡野敬次郎
陸軍次官	（陸軍少將）	岡　市之助
警視總監		安樂兼道
大藏次官	（主計局長）	橋本圭三郎

司法次官（刑事局長）平沼騏一郎　地方局長（土木局長）水野錬太郎

大隈伯の新内閣評

西園寺内閣の成立と共に諸新聞紙は、種々の批評を之に加へて其紙上を賑はしたが、何れも大同小異にして特にこゝに抄錄する程のものはないが、八月二十六日東日紙上所載の大隈伯談を左に掲出して置く。

桂内閣が辭職して西園寺公が代はると云ふのは、豫定の行動である。しかし桂公は何の爲めに内閣を讓り、又西園寺公は何の爲めに之を讓受けるか、國務大臣としての出處進退が頗る不明瞭である。イヤサ甚だ非立憲である。世間では今度の事を政變と云ふが、吾輩の見るところを以てすれば、政變でも何でもない。苟くもポリチカル、チエンジと云ふからには、何か其處に明確なる理由がなければならぬ。卽ち政權の授受に伴ふて、政策の變更がなければならぬ。ところが權兵衞が引つ込んで八兵衞が飛び出し、太郎冠者が次郎冠者に代はると云ふだけで、何うして政治上の新記錄を作り、人心を新たにすることが出來るものかい、芝居にしても其通りで、勸進帳ばかり見せてゐては見物人が飽きて仕舞ふ。そこで別の藝題を出すと、コレガ似たり寄つたりの忠臣藏であつた日には見物人は大迷惑だ。

政治家には何等かの主義主張がなければならぬ、西園寺公もアレ丈け聰明な人だから、其れ位ひの事は知つてゐるに違ひない、また現狀はトテも之ではいけないと云ふ考へがあるに相違ない、夫れならソンナ無意味な授受をせずに、何でも一世一代の芝居を打つて、閻魔への置き土産にするがよい。ところが新聞などで見ると、桂の方では軍備擴張問題を後續内閣に引繼ぐの、廣軌鐵道を何うするのと、まるで親爺が息子に財産でも讓り渡すように、讓る方が條件付きで、受ける方が却つて無條件などゝは人を馬鹿にした話だテ。

本來から云へば、今度西園寺公に大命が下る時、陛下の御前に於て是れ迄閣族が國政を弄んだことから、公自身が大命を拜受するに付ては、斯く〳〵の方針でやらなければ責任を取ることが出來ぬと、堂々と自己の所信を申上げるのが、立憲政治家として爲すべき當然の道であるも、愚々々々云ふ軍人の二人や三人、豫備に叩き込む位ひの決心がなければ、眞の立憲政治は行へるものじやない。

また輔弼の任を完ふする所以の道でもある。頑固な元老共も一たび、陛下の御命令とあれば何うすることも出來ない。亦た西園寺公の方でも、

何、純政友會内閣を作れば好からうと、出來るなら其れも面白からう。然し内閣は動物園と違ふから變つた顏觸れを集めたばかりで、局面を一變し人心を新たにすることは出來ない、藩閥分子や官僚が交つて居つても構はぬ、政治の遣り口が今迄と違つて、目先も立派でありさへすれば、國民はヤンヤと喝采するに相違ない。ところが情意投合などゝ文學的な文句を使つて、政治を私する了見がある以上、コンナ註文をするのは此方が無理かも知れぬ。まア默つて御手並を拜見して居らうよ。

國民黨は九月一日、代議士會を開き新内閣に對する態度に就き、左の宣言を可決して之を發表した。

國民黨宣言

桂内閣國政變理の任に堪へずして、擧つて其職を退き、今や西園寺内閣新に成りて其後を承く。

是時に當り帝國の現狀如何と見れば、前内閣が爲政の大本を誤りたるが爲めに、外交は歲々に紲縮して、帝國利權の伸張を阻害し、東洋平和の保障を危殆にし、財政亦た其宜を失し、歲出は年々膨脹して收支其均衡を保たず、從つて國庫は益々匱乏を告ぐ、且つ彼内閣は口に國債の償還を唱へたるに、其實愈々增加を掩はず。

國民は重稅に困み、財界は沈衰を極む、加之其の外債政策は却つて正貨の流出を招致し、吾が幣制の根本を脅迫して已まず、一方には曰く軍備、曰く鐵道、曰く港灣等巨額の國費を要する諸問題亦た續出累見し來るものあり、國政の困難未だ此際より甚しきはあらず、而して此等の稅政を滋長したるものは、政友會亦た與りて其責を免るゝ能はず。

西園寺公は此打壞の後を承く、宜しく前内閣の稅政を掃蕩し、國民と共に更始一新して立憲政治の本旨に副ふを努めざるべからず、今や侯の内閣は爲すべきの地に立てり、又爲さゞるべからざるの秋に在り、其の爲すと爲さゞるとは斷と不斷とにあるのみ、吾が立憲國民黨は

怠らず、忽にせず、國民と共に嚴然之を看視すべし。乃ち新內閣に對し吾黨見地の在る所を明かにし、以て天下に宣す。

この年九月下旬より十月初めに亘り、全國各府縣會議員の選擧が行はれた（但し島根、佐賀を除く）が、各地とも競爭頗る激しく十月九日三重縣を最後として終了した。絕對多數黨を以て誇る政友會は此選擧に於ても壓倒的勝利を博せんとし、種々策する所あり各地を通じて力戰大に努めたが、國民黨の地盤は牢乎として拔く能はず、栃木、新潟、福井、兵庫、岡山、愛媛、福島、高知等の各府縣は國民黨の全勝に歸し、神奈川、群馬、山形、廣島等の各地に於ても非政友派の氣勢中々に當るべからざるものあるを示した。而して大阪、山口の如き殆んど全部が中立たる所もあつたが、大局より見れば政友派其三分の一を占むるに至つた。

臨時制度整理局の設置

西園寺內閣は成立後間もなく明治四十五年度の豫算編成に着手したが、財政の狀態は桂內閣の政策行き詰りの後を承けてゐるので、前內閣の積極政策を覆へし消極政策の方針を採ることにした。時恰かも支那に動亂の起るあり、帝國爲めに出兵の已むべからざる狀勢となつたので、藏相山本氏は財政を緊縮して政費の節減を圖り、極力その實を擧げんとした。偶々陸海軍部內には之に反對を唱ふるものがあり、政友會內にも亦た從來積極方針を主張し來つた關係上、異論を爲すものがあつたが、然し元老殊に井上侯の如きは緊縮の意見であつて、澁澤榮一、高橋是清等の實業家側が侯に和して同意見を政府に建言する所あつたりしたので、西園寺內閣は施政の方針として緊縮主義を固持することになつた。而して之が爲め行政及び財政整理の必要を一層痛感し、先づ共調査をなすべく內閣に臨時制度調査局を置くことに決し、十二月九日を以て其官制を發布した。尙ほ又之と同時に衆議院議員選擧法の改正を目的として、共調査會を設置したのであつた。蓋し此選擧法の改正は小選擧區制を骨子とし、原敬氏が全力を注いで實現せんとしたもので、右調査會の會長は云ふ迄もなく內相原氏であつた。

第二十八議會は此年十二月二十二日を以て召集されたが、國民黨は共前日を以て代議士會を開き、支那問題に關する意見書を決定して發表した。而して前記の臨時制度整理局官制の發布するや、財政問題に關する意見書を發表して、その所見を明かにした。卽ち左の如し。

財政問題に關する意見書

西園寺內閣は近日臨時制度整理局官制を發布せり、其の要旨は諸般の制度及び財政の整理を調査するに在り。制度の調査は旣ち行政の整理なり、行政の整理は財政の整理と共に、我國民黨が多年調査せし所にして、政友會の諸領袖政治の局に當り、其の實狀を見、百般行政の制度と財政に一大革新を斷行するにあらされば、遂に國家の前途を奈何ともするなきを悟りたるにあらざるか、果して然らば吾黨は、多年の宿論の實行の機に近づきたるを喜ばざるを得ず。

然れ共政友會は旣往に於ては、國家大局の利害に着眼せず、唯だ權勢を私せんことのみ是れ事とし、所謂積極主義に一時民心を籠絡するの辭柄に過ぎざりしより。故に西園寺內閣の今日遂に二大整理を企畫すと稱するも、或は一時輿論を鎭撫するの方便に過ぎずして、遂に龍頭蛇尾に終るなきか、是に於て吾黨は益々監視督勵を怠らざるべし。

桂內閣四年間の執政は弊政百出、その財政は紊亂を極めて遂に自ら收拾する能はず、已むなく辭を設けて引退せり。政友會總裁西園寺侯爵が其の後を襲ふて內閣に立つや、從來の言責を實行する能はず、政治家の面目と德義とを拋棄し、その積極政策なるものは一時國民を煽動したる辭柄として葬り去りたるもの、如し、何となれば明治四十五年度の豫算を編成するに當りては、世間の所謂緊縮方針を取り、一切新經費を排除して、政友會が多年唱導せる鐵道、港灣の改良擴張等は遂に其計畫を實行する能はざるに至りたればなり。

西園寺內閣が明治四十五年度豫算に於て一切の新經費を計上せず、國費の膨脹を拒止したるは吾黨亦た固より之を多とすと雖も、方今の財政は其根本に於て一大改革を要するのみならず、行政の組織も亦た一大革新を斷行せざれば、國運の進歩は期すべからず。

支那問題に關する意見書

支那內亂發生してより旣に數月、砲火朝に交はり兵刃夕に接し、紛爭の激する所その底止する所を知らず。是れ實に彼國の不幸のみなら

ず、併せて東洋の禍胎にして、同時に世界列强の災厄なり、何となれば列國と彼國との關係は比率複雜を加へ、資本の投下、事業の經營十餘年前に倍加するものあり。變亂にして今後尙ほ繼續せんか、損害の及ぶ所實に不測にあればなり。加之變亂以來、紀綱の弛廢に乘じ所在漸く土匪の騷動を禁せず、彼國に在留する列强臣民の生命は日に危殆に瀕しつゝあり。今にして之が杜絕の道を講ぜざれば列强再び兵を用ふるの已むを得ざるに至るやも亦た知るべからず。

殊に我帝國は近く境域を彼國に接し、古來親善の間に在り、加之我臣民の彼國に在留する者は其數五萬に幾く、年々我國の貿易額の如きも常に列强の首班にあり。卽ち立國の地位上、善隣の國誼上我より進み內亂當事者の間を調停するは、固より正當にして豫め應に期待すべき所なり。然るにも拘らず、事變の發生以來、我政府は袖手傍觀し、何等進爲の見るべきなく、坐して騷亂を長大せしめたり。是れ內は帝國の利權に顧みず、外は善隣の交誼を思はず、併せて東洋の平和を藐視するものに非ずや。且つ夫れ日英同盟は何が爲にして締結せられしや、其協約の精神が支那の領土保全と東洋平和の維持とに在るは、明文の昭示する所なり、之を正當に應用するは方に今日の如き場合に在り。而かも政府は徒個顧望し、毫も立ちて共同の行動を求めず、最近に至るまで英國をして單獨の施爲に止まらしむ、是れ亦た我國策の放擲には非ずや。

今や漸く昨の非を悟り、與國に諮りて平和の回復に力を用ひんとするは、遲しと雖も尙ほ同意すべし。然かも此際我政府に愼重の注意を求めざるべからざるものあり。抑も一國の政體は其の國情民心の歸嚮に定むべきものにして、固より他國の得て容喙すべき限りに非ず。萬一誤りて此の不可容喙の範圍に干涉せんか、是れ十八世紀の末造に於ける佛國の內亂に對する神權保維論の再興なり。東洋の大亂は是より應に增大滋長すべし、且つ夫れ隣國四億の民心今や方に革新に向ひ、其生活狀態も將に一變し來らんとする此時に當り、其の無限の需用に應ずるものは首として我國ならざるべからず。此際政府の政策にして萬一眼前の瀰縫に倡へ、彼國多數の民心を失ふ如きあらば、我帝國の將來に挽回し易からざる憂ひを貽すべし。故に我が立國の地位上、善隣の國誼上、平和の回復には進みて大に力を致すべし。而かも其の施爲

は彼國多數民心の趨向を尊重するの程度に於てすべし。是れ我國民の公正にして且つ愼重なる輿論の存する所なり。

玆に我黨は帝國の輿論を代表し、內は之を政府に警告し、外は之を天下に宣言す。

尙ほ國民黨は一月二十日、大會を開いたが、席上我黨の總理として大隈伯を推戴すべしと提議する者あり、或は役員を全部公選して新分子を加入せしめては如何などと主張するものあり、頗る活氣を呈したが滿場一致を以て左の決議を可決した。卽ち左の如し。

宣言

今玆に第二十八回帝國議會の開會に際し、之に對する我黨方針の在る所を明かにして、以て天下に宣言す。

日露大戰の餘を承けたる善後の我國政は、專ら弊政を釐革し、財政を刷新し、兼ねて民力を休養して以て其創痍を醫し、帝國未來の發展に資するに在しては、我黨が一貫して主張し來れる所なり。然るに戰後の當局は意を此善後の大本に留めず、漫りに政費を膨脹せしめ、終に帝國今日の困難を劃致せり。是時に當り我黨の主張を斥けて空理空論となし、言を積極政策に藉りて、當局の秕政を助長したるものは彼政友會に非ずや。故に戰後の國政を誤り、國運の屯蹇を誘致したるの罪は、政友會其の責を免かるを得ず。

爾後、政友會の總裁再び內閣を組織するに及び、忘れたるが如く年來の唱導を拋棄したるは、言責を知らざるも亦甚しと雖も、其の俛焉として財政整理制度調査の一端に着手したるは、始めて我黨の主張の正直なるに覺到したるものなれば、遲しと雖も尙ほ嘉みすべし。然れ共就任以來五ケ月に亙れるに何等新政の見るべきなく、加之今四十五年度の歲計豫算を編成するに、在職日尙ほ淺きに藉口し、釐革整理の實を擧げず、是れ我黨の寬假する能はざる所なり。且つ我黨が財政を整理し、兼ねて民力を休養すべしと主張する所以のものは、是れにして能事了れりと爲すにあらず。戰後の財政頻りに膨脹して國力と相伴はず、爲めに一般の經濟を壓迫し、國運の發達を阻碍して止まず、故に此際各省劃據の弊を釐革して政務の統一を圖り、事務を簡捷にして冗員の淘汰を斷行し、政費に一大斧鉞を加へ、同時に政府自ら經營の必要なき官業を擧げて民業に移し、一方には煩苛の租稅を輕減して產業の興隆に資し、他方には國運の進步に順應して、必要の經費を生出

せんと欲するが爲なり。

然るに現內閣の退嬰畏縮、姑息の政策を掩はず、是れ亦我黨の寬假する能はざる所なり。國防の如き正しく其一なり、今や列强の勢力太平洋上に集中し、逐年强力を加へつゝあるは萬國の齊視する所なり。是時に當り內は帝國の安全を期し、外は列强との均衡を維持し、東洋の平和を保障せんと欲せば、帝國の軍備も亦た之に順應し、逐次一新する所なかるべからざるは、我が立黨の當初より夙に宣言せし所なり。然るに現內閣は此の現狀を目睹しながら、今に於て未だ海軍充實の計畫に着手する能はず、是れ陸海軍多年の情弊に纏綿せられ、國防を消極に誤まるものに非ずや。若し夫れ外政に至りては其の荒廢も亦た實に甚しきものあり。殊に支那の動亂發せしより旣に數月、彼國との通商は非常の影響を受け、日に帝國の利益を毀損するにを關らず、何等匡救の道を講ぜず、偶々手を下さんとすれば彼國多數民心の向ふ所に反し、旋りて復た其手を縮め、帝國の威信を失墜せるもの擧げて言ふべからず、且つ其の禍亂の長大する所延いて彼國の領土を危殆に陷し、併せて東洋の平和を攪亂せんとするの虞あるに際し、逡巡躊躇、坐して其頽勢に委さんとす、是れ日英同盟の精神を一空ならしむるものに非すして何ぞや。

現內閣の失政斯くの如し、是れ豈に國民たるもの、默視すべき所ならんや。此際我黨は一層奮揚し、國民輿論の在る所を代表すると共に平生の主張を提げて本期議會に臨まんと欲す。國家に忠誠なる同胞は階級と職業の如何を問はず、倶に來りて力を戮せられよ。爰に政界の面目を一新し、國運進善の大道を恢廓せん。

政府提出の豫算案が同委員會の審査に附せられ、審議を進むるや國民黨の委員は動議を提出し、總豫算中より六千萬圓を削減し、その各款項に付削減すべき金額は、政府として之を定むべしと主張し、中央倶樂部の委員は一般會計中より皇室費、神宮費、李王家經費、契約により國家の義務に屬する預金の利子及び其手數料、並に國債整理基金繰入額等を除き各項目より一割三分、卽ち總額五千萬圓を削減すべしと主張したが、共に成立せず委員會は全部政府の要求通り可決した。尙ほ又政府が調査會に於て調査の結果、成案を得て此議會に提出した衆議院議員選擧法改正案は、その骨子とする所、左の點にあつた。

一、大選擧區制を改めて小選擧區制となす事。

二、現行選擧法の別表に漏るゝ市を總て獨立選擧區となす事。

三、郡部も亦た人口の增加に伴ひ議員數を增加する事。

而して右改正案に對しては、新たなる市の獨立選擧區及び郡部の議員增加の點に就ては反對が無かつたが、小選擧區制に關しては、之を以て或は大人物を選擧するに便ならずとし、或は暴行强迫の舊弊を復せんとするものなりと論じ、或は又政友會が自己を利せんとする爲めの案なりと難ずる等議論紛出の有樣で、國民黨は勿論中央倶樂部も之に反對した。されど衆議院は政友會の多數を以て押し切り可決したが、待ち構へてゐた貴族院は二十八對二百十一の壓倒的大多數を以て一蹴し忽ち同案は葬られて仕舞つた。

第二十八議會の終了すると共に衆議院議員は任期滿了し、此年卽ち四十五年五月十五日を以て第十一回の總選擧は行はれたが、その結果は左の如くであつた

國民黨	九四名
政友會	二一四名
中央倶樂部	三一名
無所屬	四二名
合計（定員）	三百八十名

右の總選擧に於ける實際の候補者として目すべきものは六百二三十名を下らず、前回に比して約二百名の增加を示したが、違犯事件も又頗る多く總件數六百六十件を算し、競爭の激甚に加ふるに選擧界の惡化し來つたことを如實に示した。

桂公の外遊と內府入り

既に野に下つた桂公は此年七月六日、後藤新平男及び前大藏次官若槻次郎氏を隨行として新橋を發し、八日神戸より汽船天草丸に乘じて大連に向ひ、滿洲及び西比利亞を經由し先づ露都に向ふべき旅程を定めて外遊の途に上つた。その發するに先だち公自らの語る所によれば、閑散の此時機を利用して單に年來の宿志たる觀光を果さんと欲するに過ぎずと云ふも、必ずしも觀光の爲めのみに非ざることは推知するに難くなかつた。是に就て當時の諸新聞紙亦た種々この報道をなしたが、左に一例として東京日々紙の記事を抄出する。

桂公の外遊は既に本年一月頃に決し居たるが、當時支那動亂の形勢測られざるものあり、西園寺內閣の遺り口如何にては、政界亦た多少の波瀾あるを免れざるべく內外多事、公の外遊を便とせざる事情ありし爲め遷延今日に至りたる次第なるが、自下內外の形勢は寧ろ外遊の宿志を伸ぶるに恰好の時機にして、本年十月迄には是非とも歸朝の必要あれば、公は遠からず西遊の人となるべく、公が車馬を驅ること最も頻繁なるは必ず露都なるべし。

露都は故伊藤公曾遊の地にして、日英同盟が公の露都滯在中に締結せられたるは今尙ほ世人の記憶に新たなる所なるが、一時桂公は親露主義の伊藤公に出抜きたりとの噂ありたるも、日露同盟の事は既に兩政治家の間に意見の交換もありたることゝて、別に寢耳に水の沙汰にはあらず、唯だ其成立の速かなりしことが、故公の聊か意外とせし所なるのみ。されど伊藤公は尙一方英國と結び、一方露國と親みて東亞百年の大計を樹てん宿志あり、中途哈爾賓の旅上に斃れたるは近來の政治史中、國民として最も高價なる犧牲を供せるものといふべく、晩年自ら伊公の偉跡を踏襲せんとする桂公は、一面山縣公のマントルを襲げるありて、圓滿無碍の長者に非ず、何時かは棹尾の活劇を演じて、自己の功業史を飾らんとする雄心勃々たる者あれば、折に觸れて素志を貫徹せんとするの機鋒仄見えたるも故ありけり。時なる哉晩近支那動亂の發生と共に公が最も深甚の注意を拂へるは英國の行動にして、東亞の平和は一面日英同盟の保障あるも、支那に特殊の關係ある露國の意志、亦た大に尊重すべきものあるを看視し、隨つて日露兩國間に意志の間隔あるは、隣邦の時艱を濟ふ所以にあらずと爲し、日下兩國の國交を阻碍すべき何等の兆候を認めざるも、日露協約以外更に非公式に舊情を温むるの必要を感じ、閑地に在るを機として露國とは因緣淺からざる後藤男をお伴とし、かくは第一着に露都を訪問することゝなるべし。

表面觀光の旅と稱するも、外國人よりは故伊藤公の後繼者と見做さるゝ公の事とて、在留外人は何れも多大の興味を以て公の外遊を注目しつゝあり。某外人の如きは桂公を戰鬪艦に比し、後藤男を新式の巡洋艦に見立てゝ日本は某々國訪問の爲め、有力なる艦隊を送らんとすとさへ噂し居れり。公は露都訪問後西遊して更に獨佛英の各都を訪問することゝなるやも知れず、其行先こそ見ものにして、種々の憶說を流布するの料更に多からん。

是歲此月、明治大帝御不例の御模樣あり、上下愕然として憂懼措く能はず、萬民擧げて御平愈の速かならんことを至誠祈願し奉りたるに、その効あらせられず、遂に七月三十日御登遐あらせられた。この悲報全國に傳はるや、億兆咸な哀悼悲嘆して四隣聲なく、卽夜皇太子嘉仁親王卽位遊ばされ、元號を大正と改められた。是より先、桂公一行は大連より滿洲を經て西比利亞鐵道に由り七月二十一日露都に着するや、大帝御不豫の飛報を耳にして大に驚き、直ちに引返さんとしたのであつたが、其後稍々御輕快に向かせらるゝ御模樣ありとの報を承はりて愁眉を開き、豫定の旅程を進むることゝし、瑞西までの乘車券を購入したところ、其後に至り御病狀險惡との急電に接したので、匆惶として同月二十八日特別列車で露都を發し、歸朝の途に就いたのであつた。斯くて三十日午後五時、モスクワを距る二十四五時間のスイプラン停車場に於て、遂に崩御の悲報に接し恐懼措く能はず、列車の東進して貝拉爾に來つた時、初めて本國の各新聞紙を接手して詳報を知るを得たが、大帝が御病中桂は露都に到着したるならんかと仰せられたりとの記事を見るや、公は聲を放つて慟哭し暫らく伏して起つ能はなかつたと云ふ。

桂公の着京したのは八月十一日であつたが旅裝を解くや直ちに參內、兩陛下に拜謁仰付けられ次で皇太后陛下の御機嫌を奉伺し、御允許を得て大帝の御靈前に拜伏し、嗚咽欷歔して已まざるもの久しかつたと云ふ。固より臣子として悲痛慟哭に堪えないのは當然のことながら、而

かも桂公に在つては一層切なるものゝ存した事が想察出來る。當時桂公を東海道の某所まで送り且つ迎へた德富蘇峰氏は其著大正政局史論中に、公の此の心情を叙して左の如く云つてゐる。

若し個人として明治天皇の崩御に、最大なる打撃を蒙りたる者ありとせば、吾人は第一指を桂の爲に屈せざるを得ず。凡そ政治家の財産目錄には、第一君主の信任、第二政友の信任、第三國民の信任也。如何に平民主義繁昌の世の中なればとて、苟くも君主の信任に於て、缺乏する所あらば、其の進路は之が爲に崎嶇たらざるを得ず。微伯か一猶太人の冒險的政治家にして、彼が如き成功の一は、主として女皇の殊寵を博したるが爲め也。虞翁の政路の荊棘が、宮廷に存したること亦た反襯の價値なしとせず。而して桂公は天にも地にも、明治天皇の御信任を以て、其の重なる財產としたりし也。然るに一朝、　陛下にして昇遐遊ばさる。桂たるもの焉ぞ上は國家の爲に慟哭し、下は一個の爲に痛悼せざるを得ん哉。

恐れながら明治天皇の諸臣を待ち給ふ、宛も太陽の如く、偏光なく、私照なし、然かも伊藤の如き、桂の如きは、其の職責上の關係より、天顏に咫尺するの機會多く、而して彼等が君國の爲に盡瘁したる功績は、陛下の深く照覽し給ひたる所也。されば　陛下の重大なる御不例中にも、屢々兩人の名字は天晉に上りしとは、近臣の傳ふる所、君臣魚水の關係、今猶古の如きを恐察し奉らずんばあらず。桂は　陛下の御信任を力として、其の晩節に一生面を開かんと欲したるなり。

彼は兵權の內より出でゝ、手を財權に染めたり。百事殆んど意の如くなりしに際して、一事の意の如くならざるは民權是れのみ。彼が首相として前後八年の際に最も困みたるは、上は元老の掣肘あり、下に政黨の反抗あり、强情なりし事是のみ。今や伊藤逝き山縣老ひ、井上松方また振はず。而して彼の威望は、今や漸く元老と抗衡するに不足なからんすと。此上に不足なるは、唯だ民權との接觸のみ。人或は彼が明治四十五年の首、洋行出立以前に、政黨組織を決意したりと云ひ、或は當時之を上奏したりと傳ふ。然も決意はいざ知らず、其の必要を感じ、且つ胸中に之が計企を創めたるは、寧ろ其の以前より然りしならむ。彼が如何なる形式を以て、民權に握手するやは彼自ら決意せざりしまでも、少くとも其の必要に就ては、他日の準備として、必らず上奏したる所ありしならむ。

其の主旨を一言すれば、民權を以て、皇室を擁護すると云ふに在り、別言すれば尊王愛國の大義を元老もしくは藩閥、官僚の專有物とせずして、國民と與に國家の公有物とするにあり、更に言ひ換ふれば、國民的尊皇愛國黨を作るにあり。伊藤の政友會を創立したるも、其の目的は此の外ならず、但だ事志と違ひしのみ。當時桂は伊藤の擧を以て、尙ほ早しとしたれども、彼が此の腹案を懷いて、洋行の途に上りたるは、四十五年七月なりき。彼が露都に達するや、既に兇言は彼を待ち受け居たり。彼が一切の計企は、悉く皆な畫餠となれり。彼は虎の如くにして日本を出で、鼠の如くにして日本に還れり。

不運の魔神は第二次桂內閣の下半期以來、彼に附き纏へり。彼が餘りに鮮かなる幸運は、魔神の惡みに逼れり。彼は必ずしも自ら犯したる罪の報ひたらざるも、アンチ桂の黨圍氣中に、其の呼吸の迫促を自覺せねばならぬ程になれり。彼にして之を自覺したらんには、最後の蹶跌を或は避くることを得たりしならんも、彼は之を耳にしつゝも、實は左程とは自覺せざりし也。

近臣の語る所によれば、明治天皇は此頃桂は少しく天狗となれりと仰せられたりと云ふ。蓋し此の天狗が、實に桂の晩節を誤らしめたる者にあらざる乎。彼は日本に於て、最大有力者たるも、亦た最大無援者なり。元老との關係も今や一變せり。政黨も桂を利用せんとする者あるも、彼に心服したる者なし、彼の門下の政友も、彼の退職後は、皆な個々別々、自立の計に是れ急ならずんばあらず。固より彼の勢望は天下を壓するに足るも、未だ之を壓容して、具體的たらしむる能はざる也、彼は實に平野の獨樹也。その樹蔭に憩ふ者は多からむ、然も誰か復た地を捲く猛颸に向つて、この獨樹を支持するものぞ。宇宙茫々、明治天皇一たび晏駕し給ふて、彼は政治的孤獨の者となれり。

右の評言は敢て其のすべてとは云はざるも、少くとも肯綮に當るものと云つてよい。然しながら政治的孤獨の人となつた桂公は、歸朝後僅か三日を出でざるに任ぜられて、常侍輔弼の重職に就くことゝなつたのであつた。卽ち八月十三日、宮中に於て左の通り親任式が行はせられた。

任內大臣兼侍從長　陸軍大將正二位大勳位功三級　公爵　桂　太　郎

依願免本官（特に大臣の禮遇を賜ふ）

侍從長兼內大臣　公爵　德　太　寺　實　則

臨時議會たる第二十九議會は、大正元年八月二十一日を以て召集され、二十三日開院式を擧行し、極めて謹嚴靜肅の裡に滿場一致、御大葬費を可決し二十六日閉會式を行はれた。因みに同議會に於ける首相及び藏相の演說左の如し。

內閣總理大臣の演說

諸君、玆に國家の大故に際し、此臨時議會を以て諸君と相見ゆるは、本大臣の最も痛恨に堪へぬ次第であります。大行天皇の遽に御不豫に渡らせらるゝや、億兆臣民至誠を籠めて偏すら御平癒を禱り奉りたるに、遂に崩御あらせられましたことは、本大臣の諸君と共に恐懼措く能はざるところでございます。恭しく惟ふに　大行天皇には夙に不世出の天資を以て、維新の鴻業を遂げさせられ、爾來開國進取の政、日に就り月に將み、內には立憲の制を立てられ、外には友邦の誼を敦くし給ひ、宵衣肝食、一意國家の隆昌と臣民の慶福とを念とせられ、以て今日の盛運あるを致されましたのであります、其大業は古今に冠絕し、天恩は寔に洪大でございます。今より後益々報効の誠を竭し、諸君と共に、皇猷を贊襄し奉り、以て御遺德の萬分の一に酬ひ奉らんことを期して居る次第でございます。諸君、今回の大喪儀は國家の大禮でございまして、之が爲めには特に大喪使を置かれ、諸般の準備今ま方に進行中でございます。之に關する豫算は其編成を了しまして、昨日之を提出いたしましたのでございます。本大臣は諸君が此際速に協贊を與へられ、國民の深厚なる誠意を表するに於て、遺憾なきを期せられんことを切望致します。

大藏大臣の演說

諸君、私は玆に御大喪に關する經費の豫算を御紹介致しまするのは、寔に恐懼の至りに堪へぬ次第でございます。御大喪に關する經費として要求致しまするところの豫算額は、百五十四萬五千三百八十九圓でございまして、其內容は豫算書類に詳かでございます。謹んで按ずるに、大行天皇の御盛德御大業は、之を稱へ奉るべき辭さへございませぬ。又崩御は我國民の上下擧つて、痛悼悲哀に堪へないところでございます。而して御大葬儀は古來の典例に則まして行はせられ、政府は之に要する總ての經費を計上し、是が實行に付き遺漏なきを期して居る次第でございます。諸君、冀くは之を諒とせられ審査の上、御協贊あらんことを切望致します。

御大葬儀は御豫定の通り九月十三日より十五日に亙つて行はせられた。卽ち十三日靈代奉安の御式に次で殯宮祭を行はせられ、同夜青山葬場殿に於て斂葬の御儀を終るや、靈柩は青山假停車場より汽車に乘御、十四日夕桃山假停車場に着御直ちに葱華輦に奉遷し、祭場殿に着御十五日午前七時を以て斂葬の御事終り、同九時を以て御祭典を行はせられ、玆に大葬の御式は終つたのであつた。是より先き御追號奉告祭を宮中に行はせられ、御追號を明治天皇と仰出された旨發表され、同時に御陵名を伏見桃山陵と定められたる趣、八月二十七日宮內省より告示せられた。

第四章　立憲同志會時代

第一節　大正初次の政變

西園寺內閣の瓦解

西園寺內閣は前述の如く其施政の方針として、兎に角財政を緊縮し經費の節減を圖ると共に、行政を整理して多少とも庶政の刷新を期せんとせるものゝ如くであつたが、御大葬後に至つて頓みに動搖を來し、遂に大正初次の政變を惹き起すに至つた。卽ち政府は制度整理局を設置以來、着々その調査を進めて成案を得、これに依つて翌大正二年度豫算の編成を終らんとした折しも、陸相上原勇作氏は陸軍側の提唱せる二個師團增設案を頑強に固持し、その實現を迫つたのであつた。そこで西園寺首相及び山本藏相等は、增師の不急を說いて陸軍々費の整理を要求したのであるが、陸相は增師と整理とは不可分であると主張して之を肯かなかつた。

元來、この增師案たるや、此年度に至つて初めて現はれたものでなく、前年も閣議に提出せられ而かも其目的を達しなかつたので、陸軍側では今年こそは是非にと意氣込を以て迫つたものであつた。此案が最初閣議に下つたのは十一月廿二日で、其後二十八日の閣議に際し陸相は熱心にその國防上必要なる所以を力說して採容を迫つたが、翌二十九日の閣議に於ても遂に採否を決するに至らなかつた。こゝに於てか陸相は岡次官及び田中軍務局長等と凝議の結果、三十日西園寺首相を訪問して、整理は整理とし增師は大正二年度より必ず實行せんことを要請す

るに至り、首相は直ちに臨時閣議を開き議する所あつたが、固より同內閣の主義方針として之を容るゝこと能はずと云ふに一決した。而して陸相は翌十二月一日更に首相を訪問して其の回答に接するや、直ちに山縣公を訪ひ歸來陸軍省に於て議を開く所あつたが、翌二日に至り首相の手を經ず、自から參內して增師案の經過に就き奏上すると共に闕下に伏して辭表を捧呈したのであつた。

宰上には直ちに桂內大臣兼侍從長を西園寺首相邸に差遣し、事情を御下問あらせられ首相は詳細奉答する所あり、次で急遽臨時閣議を召集して協議を凝らした結果、翌三日參內して制度整理の現狀に關し委曲奏上に及び、退出後山縣公を訪問して陸相後任の推薦を懇請したが、公は拒絕して之に應ぜず、こゝに於てか到底、陸相後任を得ることは不能となつたので、遂に意を決し內閣不統一の責を負ふて同月五日、他の閣僚と共に辭表を捧呈して總辭職するの已む無きに至つたのであつた。當時政界の裏面子は說をなして曰く「上原氏は增師を以て國防上の見地から其急務たる所以を力說强調したけれど、增師問題は必ずしも單なる國防問題のみから出發したのではなく、山縣氏及び桂氏等の所謂軍閥、官僚の間に用意された西園寺內閣爆破の地雷火であると見てよい。軍務局長田中義一氏の如きは長閥の寵兒にして、所謂軍閥の嫡流としては蓋し最も鮮かなるもの、山縣、桂、上原三氏の間を奔走して地雷火の裝置に努力したことは云ふ迄もないのである。」と。

西園寺內閣瓦解するや同月七日政友會所屬の在京代議士は、芝紅葉館に有志懇親會を開催し、同十五日には明治座に於て院外團の外圍東倶樂部及び東京支部の主催にかゝる對時局大懇親會を開き、その席上「時正に大正新政の初に際り、殊に諒闇中なるに拘らず、閥族官僚の徒敢て權變を弄し專恣を遑うし、遂に憲政を破壞せんとす、其暴狀斷じて恕すべからず、依つて吾人は猛然蹶起、閥族政治を根絕し以て憲政有終の美を濟さんことを誓ふ。」の決議をなし終つて直ちに演說會を同所に開き、官僚閥族打破及び憲政擁護を叫ぶに至る有樣であつた。

一方、後繼內閣に就ては元老會議の開かるゝこと九回に及び、最初は松方侯を起して政局收拾の任に當らしめんとし、侯の一擧一動は萬目の焦點となつたが、十二月十日病軀の故を以て之を辭するに及び、元老等は山本權兵衞伯に旨を傳へたが伯も亦た起たず、依つて平田東助子を促がす所あつたが子も躊躇して應ずる色なく、更に飛電は寺內朝鮮總督に向つて發せられた。然し同伯も又固辭して受けなかつたので、元

老等は鳩首凝議の結果遂に桂公を推すに至り、同月十七日公は大命を拜したのであつた。其際賜りたる勅語左の如し。

勅語

朕登極ノ初ニ當リ、卿カ多年ノ忠亮ニ倚信シ、常侍輔弼ノ任ニ膺ラシム、然ルニ今ヤ時局ニ鑑ミ更ニ卿ヲシテ輔國ノ重任ニ就カシメムコトヲ惟フ、卿克ク朕カ意ヲ體シ奬順匡救ノ誠ヲ盡セヨ

第三次桂内閣

組閣の大命を拜した桂公は、陸軍の增師問題に就ては之を延期せしめんとすると同時に、海軍充實案も亦た同じく之を延期せしめんとする考案を特つてゐた。そして前海軍大臣齋藤實男を留任せしむべく、十八日自ら同男を其邸に訪ひ懇請に及ぶや、齋藤男は病氣の故を以て一應は辭任したが、押して留任するとしても先づ先決問題として海軍補充案に關する新內閣の方針如何を確かめざる可らずとし、桂公の言ふ所を聞くや、海軍の補充は既に前內閣に於ても承認した所であるから、責任上斷じて延期に同意し難き旨を述べた。仍つて桂公は翌十九日再び齋藤男と會見、海軍補充案は增師問題同樣、明年度豫算に編入せずとするも、兎に角明年度豫算には海軍補充費として六百萬圓を計上すべしとの內意を告げたので、齋藤男は直ちに此事を海軍の要部に報告した處、何れも反對したゝめ二十日更に同公と會見して再考の餘地なきやを質したのであつた。然し公は到底餘地なきを答へ、海軍の要部も亦た其の報告を聞いて憤然たる有樣であつたから、齋藤男も意を決し留任の不能なるを桂公に告げたのであつた。こゝに於てか桂公は復た元老會議を開き、海軍との折合の困難なる次第を述べ、次で之を闕下に奏上する所あり、其結果廿一日齋藤男は御前に召され、左の勅語を拜受した。

勅語

朕惟フニ卿久シク海軍軍政ノ局ニ膺レリ、方今機務多端ナリ、卿ニ須ツコト多シ、宜ク疾ヲ力メテ蹇々ノ節ヲ効スヘシ

齋藤男既に優諚を拜す、桂公組閣の準備は玆に初めて完きを得た。乃ち同二十一日を以て親任式を行はせられ、斯くして第三次桂內閣は成立した。その顏觸れは左の如くであつた。

任內閣總理大臣兼外務大臣　內大臣兼侍從長陸軍大將正二位大勳位功三級公爵　桂　太　郎
任內務大臣　陸軍步兵中尉正三位勳一等子爵　大　浦　兼　武
任大藏大臣　正四位勳一等　若　槻　禮次郎
任陸軍大臣　陸軍中將正三位勳一等功二級男爵　木　越　安　綱
任司法大臣　檢事正四位勳二等　松　室　致
任文部大臣　從三位勳一等　柴　田　家　門
任農商務大臣　正四位勳二等　仲　小　路　廉
任遞信大臣兼任鐵道院總裁、拓殖局總裁　正三位勳一等男爵　後　藤　新　平

（附記）外務大臣には駐英大使加藤高明氏任ぜらるゝ事に內定したので、同氏歸朝まで桂首相之を兼攝することゝなり、翌春一月下旬加藤大使の歸朝するや同廿九日外務大臣に任ぜられた。

內閣の更迭に伴ひ、法制局長官其他幾多高等官に更迭あり、中に就て次官以上の分左の如し。

任法制局長官兼內閣恩給局長　法學博士　一木喜德郎
任內閣書記官長　（拓殖局部長）　江木翼　任警視總監　川上親晴
任內務次官　（農商務次官）　押川則吉　任大藏次官　（大藏省理財局長）　勝田主計
任司法次官（檢事兼司法省刑事局長）　小山溫　任農商務次官（農商務省農務局長）　下岡忠治

任遞信次官　（大藏省專賣局長官）濱口雄幸　任檢事、補檢事總長　（司法次官）平沼騏一郎

新內閣に對する世評は桂公其人に對する一種の反感から甚しく好くなかつた。卽ち公が常侍輔弼の大任を拜受してより未だ四ケ月に滿たざるに、忽ち出でゝ施政の樞軸を握つたと云ふことに對する非難と、而かも公が斯かる形勢を敢て自から作つたものとして大に之を攻擊したのであつた。されば新內閣の前途の多難なるは、當時旣に之を想察するに難くなかつた處であるが、國民新聞は早くも桂內閣の新政綱と題し、消息通の談なりとして左の如き記事を報道した。

桂公が昨年內閣總理大臣の印綬を解くに至りしは、憲政布かれて以來旣に二十餘年、新たなる氣運に對し新たなる政治を行ひ、以て憲政有終の美を濟さんには、此場合內閣の更迭をなし、後繼內閣をして此氣運に乘ずべき自由手腕を揮はしむるを得策と認めたるに職由せしも、今となりては右內閣の更迭は殆んど無意義に終りたるの感なきにあらずとは云へ、亦た其の無意味の裡にも意義の存するものあり。今や桂公再び出でて內閣を組織するの止むなきに至りし以上は、其の責任上、曩に自ら總理大臣の印綬を解きし當時の意義を體して、今後の局に臨まざるべからざるものあり、桂公も亦た此點に關し深く決意する所ありて、今回の優詔を拜受するに至りしもゝ如ければ、今後の政局は確かに我が憲政史に一新紀元を劃するに至るべく、隨つて我が政界の現狀に多少の新現象を呈すべき餘儀なき勢にあるは、頗る注目に値すべき事實なり。されば新內閣の政綱として數ふべきは、左の六大事項にして其他の政策に至りては、此根本方針に基きて自から決定せらるべしと思惟せらる。

一、憲政成美を標榜すること　以上述べしが如く、桂公が常に憲政主義を維持せしことは、消息通の夙に知悉する所にして、今日まで行はれ來りたる情意投合もしくは妥協なるものは、過渡時代に於ける一時の形式に過ぎず、時代の進運は最早や斯る陳腐なる形式の踏襲を許さゞるものあるを以て、桂公は現在の黨界に尙ほ未だ此の形式の踏襲を希望する餘熱の存せざるなきにあらざるも、斯る舊形式は今後斷然之を打ち切りと爲し、天下と共に天下の政治を行ひ、仍つて以て憲政有終の美を濟さんとの決心頗る固きもの、如し。されば官僚政治の打破、若くは閥族政治の打破などの題目は旣に陳套に屬したりと雖も、而かも政黨政治なるものが、一種の與黨政治に陷りたる以上は、其弊や官僚政治閥族政治と擇ぶところなかるべきを以て、桂公が愼重なる考慮を煩はしつゝあるは此點に在るもの、如し。而して公が行政財政の整理、外交の刷新等を始め、以下列擧する大方針に先んじ、時運に鑑み最も重きをなしつゝある此大方針が、如何なる形式及び如何なる經路によりて發現するかは甚大なる注意を要す。

一、行政財政の一大整理を斷行し五千萬圓の大緊縮を行ふこと　西園寺內閣の整理計畫は、其方針姑息に流れ、其規模小に失するを以て、之を基礎とせる整理を續行しては、眞に行政財政整理の目的を達するに足らざるものあるを以て、整理てふ精神は固より之を繼承すると雖も、其の規模と方針は全然之を新にし、一般會計に於て五千萬圓の大緊縮を加ふると同時に、外に各種特別會計に向つても一大整理を決行し、殊に彼の鐵道經營に對しては、國家生產事業の發達を期する爲め、將來大に之を擴張すべきを前提として、先づ大緊縮の方針を樹立する意見なりと云ふ。斯く豫算編成の方針確定せるも、旣に議會の開會切迫し、本會計年度も最早や餘日なきに拘らず、西園寺內閣の整理事業は、到底之を踏襲するに足らざるのみならず、來年度豫算を編成せんと欲せば、如何に人力の限りを盡すも、整理の調査に四十餘日、豫算の精算、淨書等技術的事業に二週日及び、印刷に二十餘日を要するを以て、到底議會決議の間に合はず、爲に來年度豫算は前年度豫算を踏襲するの形式を以て、議會に提出するの餘儀なきに至るべく、此點が或は議會の問題となり、面白からざる現象を呈する前提となるやも計られざるが、若し斯くして豫算の通過を見るも、旣に決定せられたる整理は、來年度の初頭卽ち四月一日より實際上着々實行せられ、運用上に於て其効果を現はすべし。

一、外交の不振に對し刷新を加ふること　西園寺內閣施政の一年有餘間、外交は殆んど放棄せられ、諸般の關係に於て弛みを生じたるの感あるを以て、此際平和政策を根底となし、日英同盟の基礎を益々鞏固ならしめ、日露日佛兩協約の精神を緊張せしめ、その他の諸國に對しても益々國交を親善ならしめんことを計り、仍つて以て東洋永遠の平和を朝し、同盟協約の目的を擴充せしむること。

一、國債五千萬圓償還の方針を繼續すること　該方針は前桂內閣が樹立せし國債政策の大方針にして、今日之を變改するの必要なしとするにありて、其理由は縷說するの要なし。

一、稅制整理の根本的調査を爲すこと　行政財政の根本的調査の結了するにあらされば、稅制整理の根本方針を確定するを得ざるを以て、兩政整理の結果にもとづき稅制整理の方針及び限度を確定すること。

一、國防計畫を健全ならしむること　來年度豫算が前記の如く、前年度豫算を踏襲するの形式に出るの餘儀なきに至る爲め、海陸兩軍の新計畫は、是れ亦た共に來年度豫算に計上するに至らざるべく、國防計畫は內外四圍の情況に應じて、最も適切ならざるべからざるもの有るを以て、或は世上噂さるゝ如く國防會議を開催し、該決議により根本方針を定め、その方針に基きて明年度の豫算に計上せらるゝに至るべし。

右は桂公が組閣に方つて其胸中に描きつゝありし處なるべく、卽ち同內閣の施政の方針として見るべきものであつた。而して憲政の成美を標榜云々は蓋し公の眞意の存する所を窺知すべきであつて、自から一大政黨を起して之を率ゐ、以て政策を行はんと欲する意の旣に此時から存したものと斷じて敢て差支へない。

第三十議會

第三十議會は桂內閣成立後僅かに三日、卽ち十二月二十四日を以て召集された。衆議院に於ける各政派の情勢は、前議會當時とさしたる變化なく、無所屬議員中の多數が此議會召集期に先だち、假りに同志會なる一團體を組織したこと位ひに過ぎなかつたが、之を示せば左の如くであつた。

國民黨	八九
政友會	二一六
中央倶樂部	三四
同志會	三七
無所屬	四

衆議院は開院式後、兩院とも開院式の勅語に對する奉答文を決議し、次で全院委員長及び各委員等の選擧を行つたのみで、翌年一月二十日まで休會することゝなり玆に年を送つたが、明けて大正二年の一月五日、政府は地方官會議を召集して桂首相の行政に關する訓示の外、大命を拜するに至つた迄の徑路を說明して、地方長官の了解を求むる所あつた。而して行政事務に關する首相の訓示は左の如くであつた。

諸君、不肖は此度び內閣總理大臣たるの大命を拜し、玆に諸君と相會するの機會を得たるは光榮とする所なり。諸君、旣に御承知の如く舊臘十七日優渥なる勅語を賜はり、奬順匡救の誠を竭すべき旨を宣せられたり。不肖恐懼措く能はざるも、內外の時局徒らに辭讓を許さゞることを信じ、一日も速かに、聖慮を安んじ奉らんことを期し、內閣の組織に從ひ、二十一日に至り擾らすも三度び此の重任を拜するに至れり。今諸君と相會するに當り、諸君が地方行政の重職に在りて據らるべき事項の大要に就き陳述せんとす。

今回は匆卒の間、大命を拜し、各般の行政事務につき微細に涉りて計畫を爲すの暇を得ざる次第なり。故に大正二年度豫算は、大體前年度豫算により之を編成するの考へなり。然し前後二回此の重任を辱ふしたる際に示したる根本の方針に至つては、特に變更を加ふべきものなし。唯だ時勢の趨向に依り應用を異にすべきことの存するは固よりなり。例へば歲出入の均衡を保ち、財政經濟の調節を圖り、以てその基礎を鞏固ならしむるが如きは、何れの時に於ても極めて必要なることは今更ら申す迄もなし。殊に最近に至りては最も其の必要を認むる所なりとす。依つて政府は行政及び財政の整理を行ふ爲め、年額約五千萬圓の節約を目的とし、大正二年度の豫算執行上、之が爲め必要なる經費の節減及び事業の繰延べを實行し、大正三年度に於て右整理を完成したる結果を以て、豫算を編成せんとす。尙ほ政府は經濟市場に對

する財政の壓迫を除く爲め、公債の發行額を減少し、大藏省證券の最高制限額を五千萬圓以下に止めしむることを圖り、且つ毎年五千萬圓より少からざる國債償還を爲すの計畫を嚴に維持實行すべし。元來財政經濟の事、もとより中央、地方相關聯すること至大なるものあるを以て、地方行政の衝に當らるゝ諸君に於ては、中央政府の計畫と相待つて地方財政經濟に對し、周密なる調査を經て適當なる調整を加へられんことを希望す。

諸君、國力の充實を圖るには庶政の整頓、風教の維持、產業の振興を要することは、事新しく申す迄もなきことにして、從來とても度々開陳したる所なるが、內外の情形を觀るに、現今に於て其の急要を認む。而して庶政の整頓、風教の維持、產業の振興は諸君が拮据勵精、身を以て衆を率ゐられ、以て奬勵指導の途を盡さるべきは勿論なるを以て、此點に付き特に留意を望む。殊に本大臣は諸君が內外の情形に鑑み、大體の趣旨を諒察せられ、部內の人民をして各業を勵み、以て國運の發展に寄與せしむる樣、圖られんことを希望す。

尙ほ他の國務大臣よりも訓示あるべきも、地方行政に就ては、直接企畫經營の任に當らるゝ諸君に於て、各その指揮を受けらるべきものは、指揮の下に於て勵精事に當り、諸般の措置に遺算なきを期せらるゝことゝ、確信す。

新年早々、殊に議會の開會中に方つて地方長官會議を召集したことは、從來未だ曾つその例を見ざりし所なるが爲め、奇異の感を抱ける者無きにしもあらずであつたが、而かも桂內閣の之を敢てなした所以のものは、地方長官等をして同內閣成立の徑路を了解せしむるのみならず其の採るべき政綱を早きに及んで發表し、以て同內閣存立の意義を世に明かならしめんとするに外ならなかつたのである。

國民黨の分裂

國民黨は議會召集の前日、卽ち十二月二十三日を以て代議士會を開催したが、其席上各領袖のなせる演說の論旨が互ひに矛盾せるものありとして、揣らずも黨員間に物議を見るが如き狀態となり、早くも何等かの波瀾を豫想せざるを得ざる險惡なる氣流の動くものあるを示すに至つた。元來、國民黨中には依然しとて憲政本黨時代以來の所謂改革派が存在し、機會だにあらば之に乘じ以て大に新たなる躍動に出でんことを念としつゝあつたのは云ふ迄もなかつた。されば前記代議士會に於ける演說の如きも、大石正巳氏が二大政黨對立の必要を力說して、暗に大政黨樹立の爲めには手段として所謂閥族と結ぶも何等不可なきの意を仄めかしたるに對し、犬養毅氏は益々奮進して閥族政治を打破し、以て憲政の擁護に努めざる可らずと痛論し、河野廣中氏は亦た此際宜しく愼重の態度に出でんことを慫慂する等、各その論旨の歸趨する所必ずしも同一でなかつたのであつた。斯くして此の相反する黨內の二潮流は、大正二年を迎ふるに及び益々各自の方向を辿つて、自然にその隔たりを深くした。

而して一月十九日、將さに大會を開かんとするに際し、所謂改革派たる大石氏等は自己の主張とする所を其宣言書に揭げんと欲し、案を作成して之を評議員會の議に附したのであつたが、反對派は之を容れず委員を擧げて之を改作し、評議員會に於て更に多少の修正を加へたる後之を大會の議に附したものゝ改革反對派は、其の案を以て滿足せず、全然之を排して更に別個の案を作つて提出し、遂に多數を以て可決したのであつた。卽ち左の如し。

宣　言

閥族打破、憲政擁護は我黨本來の主義本領なり。之を離れて我黨の主義なく、之を措いて我黨の本領なし。而して閥族の橫暴、憲政の破壞は未だ現內閣の如く甚しきは非ず、現內閣は其の成立に際し、濫りに詔勅を奏請して累を皇室に及ぼし、國防問題を利用して政權爭奪の具に供し、民心の離反今に至つて極まる、此の率土の聲を援け、此の滔天の罪を貫め、閥族打破、憲政擁護の大義を完ふし、我黨多年の志を濟す、唯だ此時を然りとす。此に於て我黨は眼前の利害を棄て、舊來の感情を抛ち、勇往邁進、以て立憲の大目的を貫徹せんことを期す。

決　議

一、憲政の本義に背反せる現內閣を彈劾する事。

一、外交を刷新し日英同盟の主旨に則り、東亞大局の平和を支持するに努むる事。
一、國防は太平洋上優勝の地位を確保し、極東の平和を支持するの方針により帝國々備の本末輕重を誤らざるを期する事。
一、財政の整理行政の刷新は第二十八議會に於ける我黨の成案に基き、其實行を期する事。
一、產業に對する政府從來の干涉政策を廢止し、民業壓迫の弊を絕滅すべき事。
一、以上の外、時局の變化に對する機宜の處置は、代議士會の決議に一任する事。

斯くして國民黨は政府反對の烽火を擧げ、その態度を決するに至つたので、豫てより犬養氏等が唱だ其政策政綱を誇張して、徒らに政府反對を叫び以て自ら快とするの態度に憺らざりし大右正己、河野廣中、武富時敏、箕浦勝人、島田三郎の五領袖は、玆に斷然袂を連ねて脫黨したのであつた。こゝに於てか右五氏と其行動を共にせんとする者又少なからず、遂に旬日を出でざるに四十餘名の脫黨議員を出すに至つたのである。而して大石氏以下五領袖は同月三十一日、左の宣言書を發表したのであつた。

宣言書

吾等不肖なりと雖も、夙に立憲の大義を唱道し、盡瘁多年以て今日に至れるものは、一たび內閣を責任制に納れ、國政をして立憲の大道に率由せしめんと欲するが爲めなり。此の微衷は今や幸にして朝野に信孚し、當路執政の諸氏をして一旦豁然、脚を公黨に立つるの已むなきを大悟せしむるに至りたるは、確かに憲政の一進步にして、大正の新政是より應に觀るべきものあらんとするを疑はず。

且つ夫れ國家の進運と國民の福祉とは、繫りて國政の善惡如何に在り、熱々國家の近狀を察すれば、數年以來政費頻りに膨脹して、一國財政の基礎を危くし、併せて一般經濟の調節を紊り、以て今日上下の困弊を馴致せり、是時に當りては行政及び財政に斷切なる整理を施し政費に一大斧鉞を加ふるに非ざれば、國を焦眉の難局より救出するを得ず、國運の發展も此に在り、民命の休養も此に在り。是れ亦吾等の多年唱道し、國論の歸宿する所也。然るに過去の內閣は政黨を標榜して朝に立ちながら、一も之に着手する能はず、之が斷行は今日國家の最大急務に非ずや。外政の如き亦然り、國家一日も自衞の軍備を缺くべからずと雖も、外敵なきの軍備は國力の堪ふる所に非ず、近時東洋の大局に對し、國勢の萎微不振を極めたるは、前の內閣に外交方針なく且つ其機關の休止に職由せり、是れ亦吾等の刷新更革を必期せんと欲する所なり。

若し夫れ其他の政策に對する吾等の政見の一端を擧數すれば、殖民政策を確立し、民族の發展に資せんと欲するは其一なり。社會政策を實行し、貧富の懸隔を防止せんと欲するは其二なり。漸次官業を民業に移し、同時に舊來の干涉を改め、產業の發展に資せんと欲するは其三なり。官制の一部を改正し、政務官の更迭を圓滑にし、且つ一層國務の統一に資せんと欲するは其四なり。教育の方針を大勢に順應し、國民の立憲的思想を涵養せんと欲するは、其五なり。

以上は由來吾等の主張し來りたる所にして、內外の俱に諒とせらるゝ所ならん。今や當路執政の諸氏大正新政の恢廓に銳意するあり、吾等諸氏と一再會見し、俱に討論上下の結果、政見吻合して相悖らず、斯の如くあれば、吾等多年の主張始めて實行の端に就くを得べし、是れ正しく國政更始一新の機なり。吾等の志は注いで憲政の翼贊に急なり、乃ち大正至正の心を推し、玆に諸氏と一新公黨を立つるに決せり。此心皓々、內外之を瞻ん、擧げて以て海內同志の諸君に告ぐ。

是より先き大石氏以下所謂國民黨中の改革派の人々が連袂脫黨と殆ど當時に卽ち一月二十日、桂公は都下の新聞記者を其邸に招き、新政黨樹立の覺書を發表したのであつた。卽ち左の如し。

覺書

不肖恭しく　大命を拜し、國家多事の際內閣の首班に列す。夙夜兢々上は　聖明に筮へ奉り下は輿望に副ふあらん事を是れ努む。予從來在閣の日、旣成の政黨と協商し、國務の施設を無礙ならしめ、憲政の運用を圓滿ならしめんことを企畫したること前後數回なるを知らず。今や當面の時局を洞察するに、此事の斷じて繰返すべからざるを覺ゆ。是を以て自ら不敏を顧みず、廣く天下同志の士と共に、玆に新政黨

を組織し、以て大正日新の時局に應酬し、以て憲政完美の功を全うせんことを期す。諸君は天下の耳目たる重要なる職に任ず、故に予は公人として先づ諸君に向つて此決心を表明するの義務を荷ふ。特に本日諸君の來臨を煩はしたるは是れが爲なり。若し夫れ如上の決心を實現する順序及び方法に就きては、不日事實に徴して之を會取せられんことを希ふ。

桂公の新政黨創立準備

桂公は右の覺書を發表後、自ら創立委員長となり、その事務所を帝國ホテルに設けて、新政黨創立準備に取りかゝることゝなつたが、二月七日都下の新聞記者を三田の邸に招き、玆に初めて新政黨の宣言書を發表するに至つた。

立憲同志會宣言書

維新中興の初、五條の御誓文を宣示せられしより四十有六年、次で憲法を發布せられしより二十有四年、百揆面目を改め、國民の智見亦た大に進め、正に是れ世運一轉、憲政濟美の果を收むべき時會に屬す。

斯時に際して吾人報效の道、唯廣く天下同志の士と謀り、公黨を樹立して帝國の有力なる要素を網羅し、國民の光明なる輿論を代表し、盛んに經綸を行ひ、大に皇基を張り、以て帝國憲政の完美を遂ぐるに在り。是れ則ち立憲同志會創設の已むべからざる所以なり。若し夫れ政策の節目に至りては、他日發起者諸氏の審議を待つて議定すべしと雖も、此に吾人所見の大綱を擧げん、曰く我が建國の本源に溯り、皇室を中心として忠實の大義を顯昭するにあり。維新の鴻圖を紹述して開國新取の皇謨を翼贊するにあり。憲法の條章を恪守して　天皇の大權を尊重し、國務大臣の責任を嚴明にして臣民の權義を保全するにあり。敎育を普及して國民の公德を進め、以て立憲的智能を啓發するに在り。民族同胞の情義を推擴して、社會共濟の道を盡すにあり。民力を內に充實して國光を外に發揚し、威信を中外に貫徹して世界の平和に貢獻するにあり。

如上の大綱を實行するに方りては、之を中外の形勢に照し、之を周圍の事態に鑑み、民情に酌み、公論に徴し、能く其機宜に適せしめんとす。吾人の本領は經世の實績を擧げて濟民の政務を行ふに存せり。是れ當今の急務にして百年の大計たり。惟ふに明識忠讜の志士の一致戮協に依らずんば、曷んぞ此の目的を達するを得んや。此に立黨の本旨を宣言し、以て天下の同志に告ぐ。

大正二年二月

立憲同志會創立委員長　公爵　桂　太　郎

尙ほ此日、公は大石、武富、箕浦氏其他國民黨を脫せる人々及び舊中央倶樂部議員一同と無所屬にして新政黨に加はるべき議員等を帝國ホテルに招待し、內閣各大臣（陸海兩相を除く）を隨へて之に臨み、創立委員長の資格を以て左の演說をなし、玆に同黨の旗揚げをしたのであつた。

不肖明治三十四年第一次內閣を組織して以來、內閣の基礎を政黨の上に置かず、單獨にて政局に當りたるも、事實に於ては妥協若くは情意投合を以て、政黨と接觸を保ちつゝ今日に及びたり。而して妥協若くは情意投合は、每時苦き經驗を嘗めたるに止まり、爲に政黨組織の必要を感じたること玆に年あり。

然るに最近まで政黨組織の擧に出でざりし所以のものは、帝國連年重要事件の頻發を見、政黨組織の宿望を實行するの遑なかりしが爲なり。立憲政治を圓滿に運用せんとするには、政黨組織の必要なること論を俟たざる所なれば、一昨年挂冠以來夙夜此事の實現を期し、昨年歐洲に遊びたる際は大に歐洲の政情に鑑み、歸來政黨組織に着手せん考なりしに、途上先帝の崩御に會して歸朝後、宮中奉仕の恩命に接し自ら其適任たると否とを顧慮するに遑なくして、大命を拜受したり。

昨年末の政變に付ては、事煩に失するを以て之を省略に附し、玆には今回の政黨組織に關する余の決心に就て、聊か開陳する所あらんとす。天下余の新政黨組織に對して、是れ一時的の糊塗手段に過ぎざるべしと非難し、若くは其時機に非ずとの世評あれども、二說ながら余

の首肯する能はざる所なり。余は終身の事業として黨務に秩掌せんことを覺悟し、又政府當事者たるが故に政黨組織の時機に非ずとの說に對しては、政府の重任と政黨組織とは全く別個の問題として、處理するの然るべきを信ずるが故に、些の矛盾する所もなく又毫も遂巡するを要せざるなり。云々。

蓋し桂公が政黨組織の意を固めたのは、その由る所久しく且つ之に對する決心の牢乎たるものゝあつた事が看取されるが、愈々新政黨を組織せんとするや公は大石氏等が國民黨全部を率ゐて來り投ぜんことを期待しつゝありしものゝ如く、是に中央俱樂部の全部及び無所屬等より集り來る者を加ふれば、優に百數十名の議員を糾合し得べく、政友會亦た必ずや動搖すべきを以て、之より更に數十名を得んこと必ずしも難きにあらざるべしと豫想してゐたかの如くにも思はれる。固より大石氏等も最初は國民黨全部を提げて、桂公に赴かんとし種々畫する所あつたのであるが、事意の如くならず唯その同志のみを以て新政黨に投じたのであつた。中央俱樂部は桂公直系の團體たる丈けに二月五日、總會を開き解散の事を決議し直ちに之に加つた。斯くて新政黨の人員は九十名內外となつたのである。而して創立の準備を着々進め、全國各市町村會議員等に對しても宣言書と共に左の如き勸誘狀を發送した。

拜啓、倍々御多祥恭賀此事に候、陳者老生大正新政の勞頭に於て時代の要求に應じ、憲政濟美の目的を全からしめんが爲、廣く帝國の有志諸君と相謀り、新政黨組織に着手致候に付ては、何卒別紙御通覽の上、老生心中御洞察御贊助御加入被下度希望致候、申迄もなく事之此に到りしは老生に於ても審詳考慮の結果に有之、必ず之を以て畢生の事業と致し、誓つて此目的を達せずんば息まざる覺悟に候間、此段可然御諒承被成下度、折角御協議願上候、敬具

大正二年二月

公爵　桂　太　郎

議會の形勢

休會明けの衆議院は一月二十一日再會したが、開會に先だち政友會の元田肇、尾崎行雄兩氏より贊成者二百十二名の連署を以て左の質問書を提出した。

內閣の措置及び政綱に關する質問主意書

（一）今上陛下踐祚の始に於て祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章により之が運用を愆ることなく、以て先帝の遺業を失墜せざらんことを宣し給へり。是れ上下幾力以て憲政の完美を期せざるべからざるの時なりと信ず、現內閣の所見如何。（二）桂首相は優詔を拜して辭する能はず遂に現內閣を組織すと公言せり、然るに桂首相は當時內大臣兼侍從長の職に在り右優詔は何人の奏請せしものなるや。（三）又桂首相內閣組織の大命を拜し其閣員を奏上するに際し海軍大臣留任の優詔あり是れ何人の奏請に係るものなりや。（四）桂首相內閣組織の大命を拜し其閣員を奏上せざるに先ち其氏名を公にし甚しきは其抱負を公言して憚らざるものすら之れありしが如し是れ妥當の行動となすものなりや。（五）現行官制に依れば陸海軍大臣は現役大中將に限れり現內閣は之を以て憲政の運用に支障なき者と認むるか。（六）陸軍二個師團增設は桂首相の同意する所なりと聞く果して然らば今期議會に其案を提出するか。（七）桂首相が地方官に訓示せし所に依れば大正二年度豫算は明治四十五年度の豫算を基礎として編成し其實行に當りて五千萬圓を節約せんとするものゝ如し果して然りとせば是れ實行せざる豫算を提出して議會の協贊を求むるものゝ如し其理由如何。（八）右五千萬圓節約中には陸軍省所管の節約額幾何なりや。（九）現內閣は減稅の意味に於ける稅制整理案を本議會に提出し、大正二年度より實行せんとするや如何。

右及質問候也。

然るに當日未だ議事を開かざるに、詔勅は降下し此日より二月四日まで十五日間議會は停會を命ぜられた。蓋し政府は豫算案の印刷未だ成

らざる爲め、衆議院議長に交渉するに二月四日まで任意の休會をなさんことを以てしたのであつたが、各派代表者は議長よりの交渉に對し其理なしとして之を排斥し、議長は二十一日より開會した爲の結果であつた。斯くて議會は二月五日を以て再び開會するや、桂首相の施政方針に關する演說に次で若槻藏相の財政方針の演說があつた後、元田肇氏登壇し、前回提出せる質問に對して政府より書面を以て答辯ありしも、尙ほ質疑の點ありと述べ之に對する桂首相の答辯があつたが、此時尾崎行雄氏は日程を變更し政府不信任の決議案を緊急動議として提出し、動議成立して日程の變更せらるゝや尾崎氏登壇、決議案の趣旨を說明し桂首相の之に對する答辯あり、通告順により島田三郎氏登壇せんとした刹那、詔勅は下つて議會は此日より同月九日まで五日間、復た停會を命ぜられた。尙ほ前回元田、尾崎兩氏から提出の質問書に對し此日政府より書面を以てした答辯は左の如くであつた。

衆議院議員元田肇君外一名提出內閣の措置竝政綱に關する質問に對する答辯書

(一)錢祚朝見式に際し降したる勅語は寔に感激恐懼に堪へざる所、唯日夜奉々服膺して報効を期し其の及ばざることを是れ惧るゝのみ、質問の旨政府の所見と異ならず。(二)質問に對しては答辯の限りにあらず。(三)右同斷。(四)質問の事實なし。(五)現行陸海軍省官制中大臣は現役將校に限るの制は施行以來長く年月を經過したるも今日に至る迄憲政の運用に關し別に支障あるを見ず。(六)前段の事實なし而して政府は今期議會に陸軍二個師團增設の案を提出するの意なし。(七)政府は行政及財政を整理し年額約五千萬圓乃至六千萬圓の經費節約及繰延を爲すを以て財政の基礎を鞏固にし併せて財政經濟の調和を計るが爲め最も機宜に適するものと認む、故に出來得べくんば細目に付整理の考案を立て、之に基きて財政計畫を定め以て大正二年度の豫算案を編成せんことは素より其希望したる所なりと雖も、現內閣の成立したる時は恰も帝國議會の開會に切迫し居たるを以て此の如き計畫を立てゝ豫算案を編成することは時日之を許さず、故に政府は前述財政計畫を豫算に計上するは之を大正三年度に讓り大正二年度の豫算案は大體前年度豫算に依りて編成せり然れども整理の事たる現下の國勢上最も必要とする所なるを以て、政府が豫算を執行するに當り出來得る限り其の精神の實現を期すべきは當然の事と爲す、卽ち政府は目下議會の協賛を求めつゝある豫算案を實行せんとするものにして、唯その實行に當り、成るべく國勢の要求に從はんことを力めんとするものなり。(八)行政財政整理の細目に付ては、目下調査中に屬するを以て今日の所、陸軍省所管に於ける節約額を確言することを得ず。(九)行政財政整理の結果確實なる財源を見るにあらざれば、豫め歲入の減少を來すべき施設に付斷言することを得ず、從つて目下の所政府は大正二年度より實施する目的を以て本會期に減稅の意味に於ける稅制整理案を提出すべきことを確信することを得ずと雖も、行政財政の整理の結果に基き諸般の計畫を定むる場合に於ては、減稅の意味に於ける整理に就ても十分に考慮を加ふべき見込みなり。

右及答辯候也。

停會に次ぐに停會を以てした議會は、在野黨をして政府反對の聲を一層熾烈ならしめ政友會及び國民黨は共に步調を揃へて益々その勢威を旺んにした。是れ蓋し桂公としては初めより豫想せざりし所であつて、反對論は何れの時にも之れあり、縱令一部の反抗を見るも唯一時に過ぎず、內閣成立の經路の諒解せらるゝと共に其の政綱方針の知悉せらるゝに至らば、反對の熱度も自から冷却さるべしと信じてゐたのであつた。殊に大命降下の前に當り桂公を奏薦したのは西園寺公であるのに、政友會が內閣成立の前後より其態度を急變して國民黨と相呼應し、反對の爲めの反對に終始せんとしつゝあるを見ては、其の餘りに豫期の裏切られた事を感じたのであつた。されば桂公は後藤遞相をして一月十六日、西園寺侯を訪はしめ其會談の始末を覺書に作成し、兩侯の檢閱までも經て置いたが遂に同月三十日、都下の新聞紙は右の對談覺書を發表するに至つた。卽ち左の如し。

西侯後藤男對談覺書

後藤男の質問　今日政界の現狀頗る奇觀を呈しつゝあり。由りて不肖桂公の使命を啣み、閣下を訪問することゝなれり、而かも其事柄の極めて重大なるを以て、萬一にも言句の間差異を生せんことを惧れ、乃ち大要を草記して一片の覺書となせり。

閣下御辭任の際、後繼者としては桂公の外他に適當の人なしと云はれ、桂公承旨、閣下を官邸に訪問せられたる時、亦此事を聲明せられ

閣下が辭表を捧呈せらるゝの日、拜謁に先ち桂公に御面會の際、親しく再び此意を漏らされ、桂公は再度とも只管ら辭退して止まざりしに拘らず、陛下に對し奉りて桂公を薦奏せられ、一面山縣公に御面會の時も同一御進言あり、且つ桂公以外の後任者ならば自分野に在りて幇援すること難しとまで言明せられたる由、素より今次桂公の就任は大命に依り、直接に閣下の提議に由らざるは論を待たずと雖も、その經過事情已に此の如くなるに、世間否、政友會中此の間の消息を誤解し居るには非ざるかと疑はるものあるを以て、爰に一應閣下の御記憶を質承し置くの必要あるべきを思ふ。

抑も今日に至り何故此の如き疑問を發するかは、今政友會員の行動言論に徴し、頗る怪訝に堪へざるものあるに依れり、或は多數黨員中總裁の意思を誤まるか、然らざれば總裁の眞意全黨に貫徹せざるの致す所ならんと察せらる、之を外にして推考するときは則ち當時桂公の記憶と閣下の御胸裏の間に何等か錯差ありしに因らんと疑はざるを得ざることとなるべし。元來桂公此度の就職は固より大命に依ること無論なるも、閣下が公を推薦せられたる事情前叙の如くなること其實を得たりとせば、桂公の就職は閣下の御志望と一致するものなるを信ず、桂公は自ら云へり、西園寺侯を信ずること最も深し、故に黨員各自が如何なる言動を敢てするも、侯は此際現内閣不信任の提議に同意せられざるは、侯の平生に徹して寸疑を容れざる所なるを以て、侯が總裁として自ら黨員を統率せらるゝ以上、黨員中何等の運動を試みる者あるも、政友會として内閣不信任を提議すること萬々之れなきを信ずる者なり。然れども政友會多數者の奇怪なる言論行動を目睹するに於ては、一應西園寺侯の眞意と前日の記憶とを承知し、然る後適當の措置を施すの外なかるべし。然らざれば標的なきに矢を放つの愚に陷り、漫に憲政擁護と云ひ、藩閥打破と云へる聲に向つて自ら標的となるの嫌あるのみならず、實に大早計たるを免れざるなり。畢竟内閣不信任の如きは政治上大問題にして、議院に於ける各個問題にあらざるを以て、苟も總裁の許諾なくして妄りに提議し得べきにあらず、萬一黨員にして其節制に服せずとならば總裁に於て相當處置すべき筈と考へらる。

以上の事項先づ閣下の垂答を煩はし、然る後應酬の道を講ぜんと欲する微意なることを高鑒せられたし。

西園寺侯の答辯　貴意領承す、政友會より内閣不信任案を提出する事は多分之なかるべしと思考す、但し事突發に出づる時は此限にあらず。

桂公此度就職に關する經過及事情は大體に於て予の記憶する所と差異なし。抑も予か桂公を薦奏したる意は桂公ならば今日の事局に處して圓滿に收結し得らるべきを信じ、乃ち公を最適任者として推擧したる次第なり。而して其結果として圓滿に時局を收むると否とは一に公の力に賴らざるべからず、萬一にも其結果不良に了らば予亦不明の責を遁れ難し。予京都より歸後承知する所に據れば形勢頗る穩かならざるが如しと雖も、予は黨員の内閣不信任を叫びて狂奔しつゝあるも何等煽動する所なきと同時に、未だ鎭壓を試みたることなし。

桂公就職の初より此度は妥協若くは情意投合等の關係に付、何等談合したることなきも、互に好意を保有して國家の重きに任ずべきは勿論なり。但し特に依頼せられたることもなければ、依頼を受けたることもなし。故に今日に至るまで黨員の行動に對し何等抑揚する所なしと云ふのみ。

今日までの經過此の如くなるを以て、今後と雖も之に對し如何に處置すべきかは予の未だ用意せざる所なり。尤も目下の形勢にては御依頼ありても急に此際に何等施すを得さる事情なるを諒せられたし。（以上は當時の答言を後藤男に於て覺書に作成し西園寺侯の檢閲を經たるもの）

西園寺侯の追加　覺書の末節に、桂公拜命の初云々の所に左の一節を加ふ。

桂公より自分に向つて政綱とも云ふべきもの十餘條を示されたる上に、此の如くにして公々然と進む覺悟なるが故に、此度は政友會を煩はすことはなさざる積りなり、勿論好意は望む所なりとの事なり、此義は自分も賛成し置けり。（以上は一月二十日付書面を以て後藤男に追加を申入れしもの）

然しながら議會再度の停會も、之によつて毫も在野黨を反省せしむるに至らず、前記の如く反政府熱はいよ〳〵昂まらんとしたので、外相高藤高明氏は密かに之を憂ひ、公の組閣當初同氏が駐英大使として在京中、偶々上院權限問題で自由黨と保守黨との確執頗る熾烈の際、エド

ワード七世崩御せられ現帝ジョーヂ五世卽位あらせられたので、兩黨の領袖は新帝の御前に圓卓會議を開き、一時的政爭休止を約したることを想起し、これを我が國に移して政爭休止の途を圖らんことを桂公に進言した。公は大に喜び二月八日、加藤外相を使者として西園寺侯に會見を申込み、同侯も之を承諾して同日直ちに桂公を官邸に訪ひ三十分に亙つて會見したのであつた。其際桂公は

目下政界の情勢を見るに去る五日、政友會より提出されたる內閣不信任決議案は、一も主義政策に觸るゝ所なく單なる一片の感情に驅られて論爭するの嫌ひあり、國民をして其進路に迷はしむるが如き觀あるは、甚だ遺憾とする所なるを以て、こゝに閣下の考慮を煩はし不信任決議案を撤回するか、然らざれば閣下自ら重ねて內閣を組織し時局を收拾せられては如何。

と述べ、之に對して西園寺侯は、事天下の大問題なるを以て、熟考の上改めて回答に及ぶべき旨を答へたが、翌朝加藤外相の桂公代理として西園寺侯を訪ふや、侯は桂公より要求ありたる不信任案撤回の事も、重ねて內閣組織の衝に當る事も遺憾ながら共に貴意に應じ難しと答へたのであつた。

桂內閣總辭職

斯くて桂首相は二月九日、最後の手段を執ることに決し、參內して時局收拾の方法に關し伏奏する所あつたが、其結果同日午後御召により參內した西園寺侯は畏くも陛下より「衆議院に於ける紛糾に關し今日の場合、特に意を用ひて匡輔の任を盡せよ」との聖諭を拜したので、侯は恐懼措く能はず、內大臣府に赴いて伏見宮殿下に謁見し、念の爲め聖諭の存するところを質して、時局匡救の途は不信任案撤回の御詔なることを知り、歸來直ちに松田正久、原敬、尾崎行雄、元田肇、野田卯太郎其他の政友會幹部諸氏及び國民黨の犬養毅氏を招き御詔を傳へて熟議する所あつた。而して政友會幹部には御詔を拜した以上、不信任案を撤回して時局を收拾するの外なしと唱ふる者があつたが、犬養氏は、「西園寺は西園寺であり政友會は政友會である。侯は皇室との關係もあり、且つ御詔を拜すればこれを御受けするの外はないが、時局紛糾の度び每に聖諭を拜するが如きことは、上皇室に對して恐懼の至りであると共に憲政上の大問題である。宜しく政友會は西園寺侯を離れて、政友會の主張に邁進すべきものである。」と飽くまで政友會の奮鬪を望んで已まない。然しながら幹部中には如何に黨議なればとて、勅諚に違背するが如きは忍びずとして尙ほ之に反對する者もあつた。されど尾崎行雄等は頗る强硬論を主張し、犬養說に贊同したので其結果、兎も角も十日の議員總會に於て政國兩黨各その態度を決すべしとして散會したのであつた。左に德富氏の大正政局史論中の一節を引用して記述に代へる。

政友會幹部の多數も亦た、尊王の何物たるを解得せり。若し不信任案撤回を敢てせざるに於ては、西園寺總裁を違勅の罪人たらしむることを熟知せり。されば彼等は十日に開會すべき議會を休會し、此の危局を濟はんとする計畫を、前夜西園寺邸に於て定めたり。されば西園寺は二月十日の朝、加藤に報じて曰く、勅諚の一件に就ては、昨夜來盡力中也、本日午前十時、政友會本部に於て開かるゝ代議士會には、自から臨席して聖諭遵奉の實を擧げしむる覺悟也。議會も本日は多分休會すべきなりと。休會とは議會自身の意志にて會議を開かざるを意味す。絕對的過半數を有する政友會に取りては、休會すると休會せざるとは其の意志の儘のみ。

然も運命の魔神は飽くまでも桂、西園寺を追究せずんば已まざらんとす。萬波一靜に歸せんとする刹那、乍ち石を池中に投ずる者あり、そは何事ぞ、山本權兵衞の桂邸來訪是れ也。扨も十日の午前八時半、招かざるの珍客は、三田の桂邸に舞ひ込めり。彼れ山本權兵衞は、時局に憤慨するの餘、馬車を驅りて伏見宮殿下に伺候せんとし、途中より心機一轉、直ちに桂を襲ひし也。元來山本は桂の苦手也。而して當時桂の眼中、唯だ西園寺ありて山本なかりしなり。されば桂も此の來客には、頗る不意打の狀なしとせず、彼は宛も正面の敵に向つて掛引中に側面の伏兵に强襲せられたるが如く、未だ鋒を交へざるに、氣少しく敵に呑まれたる狀なしとせざりしが如し。

山本は猛將の如く、桂の應接間に入り、桂の顏を見るや否や、急言鳴論して曰く、山縣と卿とは、少主を擁し、威福を弄し、遂に天下の禍機を惹起せり。此上は一刻も急に引責して西園寺に讓るべしと、卽ち彼は當面一擧、桂に向つて辭職を勸告したりし也。桂にして若し徐

ろに山本に向ひ、忠告は辱けなし、されど即今西園寺と交渉進行中なれば、此際はお控へあれ、尙ほ事の進行如何によりては、他日更に君を煩はす所あらんと答へたらんには、流石の山本も其儘引込むの外あらざりし也。されど何事にも油斷なく、何事も拔目なき桂は、餘まりに山本の暴言に逆上して曰く、威福を弄するとは何事ぞ、予は昨年來の心事は君も熟知しつゝあるべきに非ずや。予が相位に戀々たらざるは、既に西園寺と會見の際に明言したる所なり。今にもあれ、西園寺にして其意あらば、予は之を辭するを遲疑するものに非ざる也と、山本は立談の間に、其の目的を達したり。彼は桂より言質を取れり。此上は馬車は面倒なりとて、近隣なる松方邸の自動車を假り、意氣昂揚芝公園なる政友會本部に西園寺を訪問せり。

山本權兵衛の政友會本部訪問は、政友會の非恭順派に向て、百萬の援兵たりし也。是れ山本一個が政友會に味方するか爲にあらず、彼が桂辭職の吉報を齎らし來りたれば也。桂既に辭職の意を漏らす。此上は賴んでも解散は來らず、されば桂內閣に向て吶喊するは、是れ案山子に向て吶喊する也。斯る場合に臆病次郎の、一變して剛氣太郎となるは、電流の銅線を傳はるよりも速か也。此の上は總裁もなく、勅諚もなし。固より左右前後の分別は更になし。唯だ一氣呵成に桂の死首を斬るの快事に向て、是れ急なるのみ、吾人は西園寺及び幹部夜來の苦心か、一切水泡に歸したるを見て、固より自然の勢と思ふ。

却說政友會本部にて西園寺と會見したる山本は、自動車の首を轉じて首相官邸に赴き、桂と會見せり。是れ午前十時頃とす。彼は徒らに桂辭職の決心を政友會に內報し得たるに止まり。西園寺をして後繼內閣を組織すべしとの決答を、齎らし來る能はざりし也。元來辯舌に雄にして、頗る要領を得ざる山本は、唯だ桂に向つて、自分は西園寺を幇助する積りと云ひし迄にして、遂に西園寺の決心を明言し能はざりし也。而して桂も晩蒔ながら、此に於て、卽今予と西園寺との交涉進行中には、卿の手を著くべき餘地なからんと答へたれば、山本は手持無沙汰となり、桂の秘書官を假りて西園寺に前言を取消すべく使せしめたり。而して西園寺は、其の取消は全部か一部かと反問したれども、使者は取消の要項さへも、心得居らざるを以て、何とも返答すべき樣なく引き取れり。此の消息は山本、西園寺兩人の知る所にして、吾人の關知する所にあらず。而して此の使者往復の際は恰も政友會本部に於て、大擧桂內閣に向つて、不信任案を提げ、突喊すべき勢揃の一時たりし也。此の如くして山本は實に桂內閣蹂躙の殊勳者たりし也。

右の如く山本權兵衛伯は忽如、慧星の如く現はれ桂公を訪ふて辭職を勸告したのであつたが、桂公は加藤外相提唱の圓卓會議が變形して、西園寺侯への御諚降下となり、同侯も御諚を拜して時局匡救の任に當るものと信じ、山本伯の勸告を斥けて其時を待つて居つた。然るに西園寺侯は政友會の議員總會に於て、聖諚を拜したことを具さに報告した後、「私は臣子の分として　陛下の御言葉に從はねばなりませぬ。諸君は國民の代表者であらるゝから十分に御意見を主張せらるゝは當然の事でありますが、現下の時局に對しては一時の感情に驅らるゝことなく、黨の爲め國家の爲めに十分愼重に考慮せられんことを希望致すのであります。今日一時その主張を屈したとしても、黨員諸君の決心だに固ければ又將來は必ず其目的を達するの日があると信じます。故に返す返すも愼重の考慮あらんことを切望に堪へませぬ。」と述べ甚だ婉曲に黨員を激勵したので、既定の方針通り同會は政府突擊を決議して、午後開會の議會に臨んだのであつた。

こゝに於てか桂公の期待は全然裏切られ、大に失望したのであつた。而して十日午後一時衆議院の將に開會せんとする際、停會の詔勅下り同日より十二日迄三日間、議會は又々停會を命ぜられた。此時すでに議會の周圍は數千の群衆を以て埋められ、何時如何なる騷擾を勃發せしむるやも圖られざる程險惡な情態であつた。依つて政府は都下警察の總動員を行ひ院外を警戒せしめ、其等の警官隊は群集を退散せしめんとの策を取つた爲め、所々に群集と警官との衝突を惹起し、群集の一部は其の餘波を驅つて政府系の新聞社に殺到し、或は交番の燒打をなさんとして火を放つ等、苦々しき暴動を示すに至つた。桂首相は議會三回目の停會後、院內に於て臨時閣議を開き解散の一擧に出でんとしたが、諒闇中の此際其決意を變へ、翌二月十一日辭表を捧呈して骸骨を乞ふたのであつた。第一次桂內閣が其の長きとに於て歷代內閣のレコードであつたが、此第三次內閣は其短きことに於て亦たレコードであつた。公は在任僅かに五十三日、事悉く其志に反し時勢も亦非であつたが爲め、何等爲す所なくして空しく退き、而して是と時を同うして西園寺侯は違勅の責を負ひ、政友會總裁を辭任すると共に政界を去つたのであつた。

第二節　同志會創立經過

山本內閣成立

桂公辭表を捧呈するや、後繼として西園寺侯を奏薦したが、同侯は之を拜辭して山本權兵衞伯を奏薦し、元老會議も亦之に贊同した結果、二月十一日大命を拜した山本伯は、直ちに原、松田氏等と會見して政友會の援助を求めたが、如何に政權に戀々たる政友會と雖も、憲政擁護閥族打破の舌根未だ乾かざるの時、山本伯を迎へることは難かしかつた。こゝに於てか伯と政友會とは幾度びかの折衝交涉を重ねた後、首相外務、及び陸海軍の四大臣を除く他の閣僚は政友會に入黨すると共に、山本伯は政友會の政策によつて施政の方針とする旨を宣明する事及び松田、原、元田三氏の入閣を條件として妥協成立し、二月二十日漸く山本內閣は成立した。卽ち其顏觸は左の如くであつた。

任內閣總理大臣	海軍大將正二位勳一等功一級伯爵　山本權兵衞
任外務大臣	正三位勳一等男爵　牧野伸顯
任內務大臣	從三位勳二等　原敬
任大藏大臣	從四位勳一等男爵　高橋是清
任司法大臣	正三位勳一等　松田正久
任文部大臣	正四位勳二等法學博士　奧田義人
任農商務大臣	正四位勳二等　山本達雄
任遞信大臣兼拓殖局總裁	從四位勳三等　元田肇

（附記）　海軍大臣齋藤實、陸軍大臣木越安綱兩氏は留任

斯くて藏相高橋是清、農相山本達雄、文相奧田義人の三氏は政友會に入黨したが、曩に憲政擁護を唱道せる尾崎行雄、岡崎邦輔氏等二十四名の政友會員は、山本伯との提携成立するや大に憤慨し「內は黨議を飜覆して忠良なる黨員の氣を萎し、外は友黨に背きて天下の義憤を招く、生等何の顏かありて復た國民に見えんや、卽ち玆に同志相率ゐ別に新團體を樹立し、以て憲政の大義を全うして聊か名節を維持せんとす」と其宣言書中に云へるが如く、連袂脫黨して政友俱樂部なる一團體を組織した。こゝに於て政友會の絕對多數は壞はれ、國民黨も亦た政友會との提携を絕つたが、同黨の發表せる顚末書中には「如斯して桂內閣に代れる山本內閣は、閥族打破、憲政擁護の目的に對して何の異なる所ぞ、且つ夫れ妥協、情意投合は桂公なほ其弊を悟れるの時、採つて以て好個の範を爲すべしと放言して憚らさる山本伯の非立憲思想に至ては、寔に驚くべきに非ずや。我黨の盟を政友會と約せるは憲政の本義、立憲の精神に鑑みて與に公に殉ずるもの、今や政友會は閥族打破を叫びて却つて閥族に與みし、憲政擁護を唱へて再び妥協の陋態を演ず、已に公黨の面目無く、また尋盟の誠意を缺く、是れ我黨の斷然之と提携を絕ち、以て大義名分を天下に明かにする所以なり」とあつた。

而して國民黨が右の顚末書を發表するや、政友會亦た之に對し、報告書を草して頒布し國民黨の所說を辯駁したので、國民黨は更に其れに對して左の如き辯明書を作つて之を發表した。

國民黨の辯明書

曩に我黨は政友會幹部が徒らに政權に眷戀して濫閥と妥協し、國民に對しては其の輿論を蔑如し、友黨に對しては其の盟約に背反したるを責め、爲に提携斷絕の止むを得ざるに至りし顚末を叙して天下に發表するや、政友會は狼狽の餘、倉皇として報告書を公にし、事實を糊

塗して以て巧みに其罪を飾らんとしたり。斯の如きは天下自ら耳目あり、我黨特に辯明を加ふるの要なきに似たりと雖も、方今紛擾の際萬一にも誤言に惑はさるゝ者あらんことを慮り、左に大略之を辯明す。

初め山本伯の大命を奉するや、政友會幹部は伯と交渉を重ねたる後、始めて我黨の犬養氏に會見を求め、氏に對し山本伯及び陸海軍兩大臣を全部政黨員より採り、同時に政友會の主義綱領を遵守するの宣言を爲すに於ては、國民黨も倶に援助せられんことを求め、其時又松田正久氏は、政友會の協議員會を開くに當り、犬養氏を訪ふて山本內閣の內容を示して更に同意を求むるや、犬養氏は其の內容實質全然無條件降服なるを看取し、之を黨議に諮るまでもなく卽時に山本內閣に對しては、斷然嚴正中立を執るべき旨を告げ、政友會に對しては絶緣的意思を宣明したり。而して松田氏と別れたる後、更に萬一の誤解なからんが爲め尾崎、岡崎兩氏に宛て右の趣意を認めたる一通の覺書を送附したり。然るに松田氏が政友會に對し、犬養氏が依然提携を希望するの意あるが如く報告したるは、其の趣意に於て已に支吾したり。且つ政友會は同日代議士會の決議に對し、我黨が滿足を表したりと云ふも全然誣妄也。當日政友會は同代議士會の決議三項を齎して我黨に報告し來るや、我黨は內閣組織に關する事項は、犬養總理に一任しあるを以て、來意は之を同氏に傳達すべき旨を告げ、次で服部、青地兩幹事を政友會本部に派遣して答禮せしめたるも、其の報告に對しては一言滿足の意を表せさるのみならず、兩幹事は政友會が飽くまで憲政擁護の目的に副ふべきやう盡力せられんことを希望したり。

然るに彼が事實を顚倒して已を欺き人を欺くも亦た甚しと云ふべし。若し夫れ政友會が「內閣員は首相及び陸海軍の三大臣を除くの外、全部黨員より推薦する事」の決議を爲したるに拘らず、自黨より僅に三人を入閣せしめたるに止まり、他は其入閣決定の上形式的に入黨したる者を諸大臣に任用し、而かも黨員の新誓を以て立憲非立憲の區別を立つるが如きは、偏狹の譏りを免れずと云ふに至りては是れ窮餘の强辯のみ。

由來我黨は立憲の大義に基き、純然たる政黨內閣の樹立を主張したるものなり、何を苦みてか今に及んで非立憲なる山本內閣を是認するが如きことあらんや、然らば則ち政友會が「內閣組織の根本主義に於ては國民黨及び尾崎君の脫黨諸氏も亦認めて一致せし所なり」と揚言せるは果して何等の事實に據りて然るを得るや、試に思へ、內閣組織の根本主義に於て異なればこそ政友會に對しては直ちに提携斷絶を宣言し、山本內閣に對しては嚴正中立を標榜したるに非ずや。之を要するに、明かに山本內閣及び政友會に反對の意思を表したる明白なる證據にして、政友會千百の辯明も遂に此の事實を打消すこと能はざるなり。若し夫れ政友會にして果して天下に對して辯ずべきことありとせんか、先には斷乎妥協を排すと明言して閥族打破、憲政擁護を絶叫しながら、桂內閣一たび倒るゝや、前日の言動は恰も忘れたるが如く、事實其の超然主義なる山本內閣に妥協苟合して平然之を謳歌し、而して昨日まで絶叫したる閥族打破、妥協排斥の題目を拋棄したる背信の行爲を何故に辯明せざるぞ。若し又我黨に對して辯ずべきことありとせんか、當初我が國民黨と提携するに際し、彼等幹部は堅く攻守同盟を結び、大小の問題悉く協議の上決行することを誓約しながら、今次山本內閣組織に際して、全く此の盟約に背反し、彼等幹部が恣に山本伯と妥協したる背信の行爲を何故に辯解せざるぞ。

當然辯ずべきことは之を不問に措き、徒らに事實を誣ひ、强辯を弄して世を欺かんとす。何ぞ其れ思はざるの甚しきや。敢て玆に其の誣妄を辯ず。

尙ほ此外、政友會脫會者により組織された政友俱樂部に於ても、政友會の報告書を餘りに誣妄なりとして、同じく辯明書を發表したが煩を避けて玆には記さず。

同志會の網領並に政策

桂公の新政黨同志會の組織準備は、その發表以來着々進行を見んとしつゝあつたが、奈何せむ政界の空氣は日に〳〵險しく、在野黨の煽揚する憲政擁護の聲は、喘なくも種々の波瀾を捲き起し、爲に充分の進展を見るに至らずして、內閣の更迭を見たのであつたが、山本內閣の成

立後僅かに三月、卽ち二月二十四日桂公は新政黨の代議會を開きて之に臨み、一場の訓示を爲すと同時に、新黨の綱領並に政策を左の如く發表した。

綱領

綱領とは吾黨の永久に遵守すべき大方針にして、既に本會創立宣言書中に之を聲明せり、今之を列擧すれば左の如し。

一、皇室を中心として忠愛の大義を顯彰すべし。

一、維新の鴻圖を賛襄し開國進取の皇謨を扶翼すべし。

一、憲法の條章を恪守し、天皇の大權を尊重し、國務大臣の責任を嚴明にし、臣民の權義を保全すべし。

一、教育を普及して國民の公德を進め以て立憲的智能を啓發すべし。

一、民族同胞の情義を推擴して社會改良及び共濟の道を盡すべし。

一、農商工業の發達を圖り以て民力を充實すべし。

一、殖民地の統理を完ふして國基を鞏固にすべし。

一、威信を中外に貫徹して世界の平和に貢獻すべし。

一、庶政を更張して地方自治の肅清を期すべし。

政策

政策とは當面の急務にして、吾黨は之を實行するの決心と準備とを有するものなり。其の要を擧示すれば左の如し。

一、國防計畫を確定し陸海軍備の整理統一を圖るべし。

一、外交機關を活動せしめ殊に對支政策に付ては、東洋の平和を保全するの目的を以て速に解決の道を採るべし。

一、庶政を整理し歳出年額五千萬圓乃至六千萬圓を節減すべし。

一、前項の節減を利用し租稅納期を繰下げ、歳入年度區分を改め以て國庫收支の出合を改善し、將來大藏省證券發行の必要を減じ、其の最高價を五千萬圓に止むべし。

一、國民の負擔を輕減するの目的を以て稅制を整理すべし。

一、國債を整理し其償還を確實にし以て國債の信用を鞏くすべし。

一、鐵道の建設及び改良費は目下の處、其純益と預金部の融通したる範圍とに止め、他日更に建設及び改良の計畫を立て其速成普及に努むべし。

一、政府事業は政府自ら經營するの必要あるもの、外、之を民間の經營に移すべし。

一、輸出入の調節を圖り以て財政經濟の基礎を安固ならしむべし。

一、産業發展に資する爲め特種銀行其他、經濟機關の機能を發揮せしめ金融及び産業の整頓を圖るべし。

一、司法制度は實際の必要と世運の進歩とに伴ひ適當なる革新を施すべし。

一、航路は適當に之を整理し、世界の進運に伴ひ必要なる航路に就ては、更に適當の處置を採るべし。

一、行政を刷新し繁文褥禮を去り、適材をして各其處を得せしむるの途を採るべし。

一、地方の行政を整理し以て地方自治の基礎を鞏固にすべし。

此他の問題は本會の諸機關に依り討究審議を盡し時に隨つて決定すべし。

桂公の訓示

山本伯爵が新に內閣を組織せられたるに付、吾人同志の執るべき態度に關し一言せんとす。時局の紛糾久しきに亘り、遂に民心の動搖を

醸すの虞あるは、最も憂慮すべき事態なりと思考す。今や內外の狀勢に鑑みるに、力めて內に紛糾を避けざるべからざるの秋なり。伯が此際敢然として政局收拾の抱負を以て內閣を組織するに至りたる決心に對しては國家の爲に予の慶賀する所にして、新內閣の施政が帝國の進運發展に貢獻する所大なるべきを希望して已まず。故に吾人同志は新內閣に對して最も公平無私の所見を持し、極めて公明正大なる態度に出づるを要す。然りと雖も吾人同志の主張する政見は既に天下に宣明する所にして、現下の國狀に鑑み緊切已むを得ざるものに屬す。故に政府の政策に對する批判は一々同志の政見を基礎とし、諸君は不撓不折の精神を以て政府の督勵と國民の指導とに努め、以て所信の貫徹に盡力せられんことを望む。

斯くて役員の選定をも爲したのであつたが、黨そのものは未だ創立中にあつて完成したものでは無く、發會式の如きも議會閉會後に至り、諸般の準備全く整頓したる上に讓ることゝした。而して同月二十八日更に黨の懇親會を築地精養軒に開催したのであつた。同會席上に於ける桂公の演說は左の如し。

同志會懇親會に於ける桂公の演說

滿場の諸君、今日同志會の大懇親會を催さるゝに付き、諸君と此の會合を爲し、一夕の歡を盡すを得るは、光榮の至りなり。顧みれば僅々一ケ月以前、卽ち一月二十一日に於て予は都下新聞通信社々員諸君の來臨を仰ぎて、立憲同志會創立の意思を發表したり。當時新政黨の同志者は唯だ予一人なりしが、一ケ月を經ざるに同志者雲集して、今日の如き盛會を見るに至りしは、單に予の光榮のみならず、此の計畫が全く時勢に適應したりしを信ず。唯今河野君より御述べになりし通り、予は本年六十七歲の老齡に達せり。併しながら靑年の時より國家の事業に從事し、予の公生涯は昨年にて五十年に及べり。又近年專ら政務に從事し、明治三十四年以來政治家としての境涯は僅かに十二年に過ぎず、此間我が帝國は最も多難に際會し、事は皆外交に繫り、卽ち明治三十五年には、予が內閣の首班に立ちて東洋問題解決の根本と

も申すべき日英同盟成立し、次に三十五六年日露の國際談判開始せられ、三十七年には我帝國未曾有の戰役開かれ、幸に　陛下の御稜威と國民の熱誠によりて名譽の終局を見たるは、諸君御承知の通りなれば玆に絮說せず。此の戰爭の結果として日韓併合行はれ、また締盟列國との關稅改正成立し、其事一として國家の重大事ならざるはなし。

此間に在りても予は終始常に政黨組織の必要を感知し居りしが、僅々十二年間の政治生涯に於て、政黨組織の用意を爲すを得ず、故に不本意ながら、妥協或は情意投合を行ひ、辛うじて難局を切り拔けたり。然かも此方法たるや、非常なる困難を感ずると共に、完全なる政治を行ふ能はざりしは、實に已むを得ざる次第なりし。然るに昨年十二月に至りて御承知の如く、三たび重責を辱うするに至り、晩年斯る重責に當るは、甚だ不相應の至りなりと思ひしも、國家の大事は已むを得ず予をして內閣組織の重任に當らしめたり。

而して財政の整理、內政の改良を圖るが爲めに、政黨を組織するは最も必要なるを感じ、一面國務に秉掌すると共に、一面政黨組織に從事し、其創立の主旨を發表せり。然るに政局は予の微力の及ばざるが爲め內閣總辭職となりしも、政黨の事業は一旦踏出したる以上は終身努力すべきは今更ら言を俟たざる所なり。始めあり終りありとは古人の吾々に訓ふる格言にして、予は常に之を服膺し居れば、此際予の決心は十分御諒知あらんことを希ふ。本會は創立の主旨書發表以來僅に一ケ月有餘なるに拘らず、此の如き盛況を見るに至りしは本會の前途の隆盛なるべきこと諸君と共に疑はざる所なれども、由來油斷は大敵なれば本會の隆盛と共に、諸君は不屈不撓、十分熱誠を以て盡力せられんことを希望す。私は終りに臨んで、始あり終あるべきは私の拳々服膺する所にして、唯だ一時の都合の爲に政黨を組織するものに非ざれば、諸君は種々の風說に惑はさるゝなく、聊かなりとも人を迷はすの風說に對しては直に之を打消されんことを切望す。

同志會と大隈伯

右の懇親會開催後間もなく卽ち三月十六日、桂公は大隈伯を早稻田の邸に訪ひ、伯も亦た公の來訪を喜んで迎へ互ひに胸襟を開いて懇談に

時を移したが、當時國民新聞は之に就て左の如く報道した。

桂公爵の新政黨組織覺書を發表するや、公は後藤男を大隈伯邸に遣はして、政黨組織の決心を告げ、伯の指教を仰ぎし顚末は讀者の尙ほ記憶するところなるが、爾來桂公は大隈伯と親しく會見して、十分意見を交換せん考なりしも、未だ其の機會を得ざりしに十六日午前、桂公は親しく大隈伯を其邸に訪ひ、互ひに胸襟を披いて時事を談じ、新政黨の前途について伯の指導を乞ひしに、伯は大に桂公の決心を嘉稱し、自分が往年改進黨を組織して以來の政黨經歷に就き、縷々叙說する所あり、自分は御承知の如く國民の輿論を基礎として政治を運用するの立憲的なるを確信し、薩閥長族の區別なく非立憲的政黨に向つては容赦なく攻擊を加へ、貴下とは十數年來、反對の地位に立ち來りしに、今や貴下が時勢に鑑み、翻然として其志圖を改め、政黨を組織して立憲的政治を行はんとするは、これ實に憲政の一大進步にして大に我意を得たるものなり、然るに世の識々者流尙ほ往々感情に走り、政機の變動を察せず、新政黨に向つて讒謗中傷を事とするものあるは甚だ遺憾なり。

自分は既に深く覺悟する所あり、貴下の政黨事業に向つては、微力を竭して之を援助せんと欲す。右に付き今後必要あらば地方遊說をも爲すべしとて大に同情を表し、且つ深く今後の活動方法に就て協議する所あり、兩雄相提携して新政黨の發展に努力すべきことを誓約したりと云へば、新政黨の前途は刮目して見るべきものありと。

其後幾ばくもなく同志會は上野精養軒に大隈伯招待會を催したが、右は云ふ迄もなく桂公が大隈伯と懇談の結果によつたもので、大隈伯と同志會との關係は實に此時に端を發したるものと云つてよい。大隈伯は欣然當日の會に臨んで一場の演說をなしたが、それは左の如くであつた。

大隈伯の演說

本日は偶然斯の如き盛會に列することを得たるが、其盛會なるは意外とする所なるも、亦た大に喜ぶ所なり。何が爲めに喜ぶぞやと云ふに、最近の驚くべき政變に、社會は一般にその適從する所に迷ひつゝあり。諸君は固より左ることなしとは云へ、社會が斯くも迷ひつゝあるの時に方り、吾輩が意見を述ぶるの機會を得たるを愉快とするなり。今や多數の國民は暗夜に燈を失ひたるの觀あるが、群集心理はまた意外の邊に走るものなるを以て、政治家は大に此邊に注意せざるべからず。

我國の政治思想には最初より二個の潮流あり、一は佛國流、他は英國流なり、而して前者は自由黨となり、後者は改進黨となれり。又一方には武斷派あり、他方には文治派あり、前者は惡意にはあらざりしも、獨逸の帝室內閣を夢みつゝありしが、獨逸と我國とは國體を異にし、獨逸の皇帝は人なるも、我が天皇は神にておはします。尤も近頃は獨逸の皇帝も神になりかゝりつゝあるも、人たるは免れず。此の國體の相を瞭らず、直ちに獨逸流を我國に行はんとするは、却つて天皇を神聖侵すべからざるものとする所以に非ざるなり。流石に聰明なる伊藤公は此の過を悟り、國民の勢力に依るにあらされば國政を運轉しがたく、國民の勢力に依らんと欲せば黨派に據らざるべからず、黨派に據らんと欲せば先づ政黨の改良を斷行せざるべからざるを知り、政黨改良の目的を以て政友會を造れり。

然しながら聰明なる伊藤公も、時利あらず、政派の人として逆賊呼ばはりをせらるゝよりも、寧ろ憲法の起草者大勳位公爵に依りて、その生來の名譽心を滿足せしめんとするに至り、玆に武斷派の成功、文治派の失敗となれり。伊藤公は自己の異體同心として、政友會を西園寺侯に讓りしも、元來政友會は眞正の黨派にあらずして一伊藤黨たるのみなり。然りとは云へ伊藤公の心を以てせば尙ほ可なるも、西園寺侯は名家の出にして働きが利かず、終に政友會の墮落を見るに至りしが、伊藤公にも鑒あらば必ず瞑目出來ざるべく、西園寺侯にして良心ありせば公の心に應へざるべからざるに、政友會十有餘年の歷史は、時の權勢に阿附して政權の爭奪を事とする私黨たるに終り、伊藤公の

遺志は殆んど全く沒却せられたり。西園寺公は私も友人なるのみならず、私人としては洵に愛すべき人なるも、公人としては許すべからざるものなり。人は其地位高ければ高きだけ、其の責任は益々大なり。西園寺侯は政友會の殆んど專制的總裁として、思ふところ欲する所行はれざるはなし。然るに最近の狀は何事ぞ、公人としては亂臣賊子の譏りを受くるも亦た如何せんや。是れ吾輩が西園寺侯を責むること頗る急なる所以なり。前後十餘年、閥族の爲め雇兵として忠を盡し、一夜の中に鉾を逆にしたるは、恰かも源平二氏の戰ひ最中、昨は源氏たり今は平氏たると同一なるが、其間には驚くべき一種の策の行はれたるなり。

桂公も數年政治の局に當り、幸福の地位に立ち、その先輩にすら嫉視せられたりと噂さるゝ程なりしも、好事魔多きに至りしは玆に論ずるの要なきも、聰明なる桂公は十年間政友會を雇兵として使用せしも、不備不便なる所あり、政友會も亦た不滿なる點ありしならん。是等が積み重なりて爆發し、獨逸主義を拋ちて議會に臨まんとせしは憲法政治の上に於て効あるべきは言ふまでもなし。桂公の玆に至りしは四圍の事情已むなきものもありしならんが、多年の實驗上、政黨操縱及び妥協、情意投合の弊を矯め、憲法政治の必要上より生ぜし決心なれば、敢て桂黨を組織せんとするに非ざるべし。然るに世間の人が尙ほ桂公の決心を疑ふは笑ふべきなり。伊藤公の政黨組織は學問上より生じ、桂公の政黨組織は事實の必要上より來れるものなれば、世間は何と云ふも桂公は必ず遣り遂ぐるならん。伊藤公は些か傲慢であつたが、桂公は然らず、然し官僚臭いところが殘存するも不可なれば、若し殘り居るとせば消毒するの必要あり。されば今日政黨界の弊を矯め、二大政黨樹立の理想を實現するを得べし。

政友會は今や其の黨弊極度に達し、自立出來ざる程に墮落せり。黨内には尊敬すべき人なきにあらざるも、一度濁流に投ぜば又如何ともなし難く、問題に觸るゝ毎に黨の利益にのみ熱中せざるを得ず。黨の利益の爲には國家の利益も顧みるに暇なき狀態にして、滔々國家を害するの行動を重ねつゝあり、彼の裁判所構成法改正案及び區裁判所廢止案の如き、憲法附屬の法律として最も愼重の審議を要するものなるに、黨派の政略を以て輕々に之を可決し去りたるは何たる事ぞ。法律不完全なれば憲法政治の實なし。政友會の徒は一ケ月前までは憲法擁護を唱へながら、自ら憲法を蹂躙し、僅々二十萬圓に過ぎざる經費の爲に、人民に非常なる不便を與へんとする案に贊成し、小なりと雖も郡の廢合によりて其私を遂げんとし、減稅なる美名の下に增稅を行はんとしつゝあり。その非常識なる權兵衞さんも大藏大臣も、定めし盲ら判を押したものと見るの外なし。政友會は此の減稅案を修正せんと爲し居るが、修正を内閣と妥協するとは抑も何事ぞ。非常識も此處まで來れば巢鴨的なり。

吾輩は今は何としても政治の弊は政黨に在りと信ず、此の弊害を矯むるには實業家も固よりの事、すべての社會が起たざるべからず。吾輩は此の必要に應じて桂公も遣り遂ぐべしと信ずれば、道德上の援助は充分之を與ふべし。然れど若し然らざるに於ては、道德的の制裁を之に與ふるに躊躇せざる決心なり。然しながら何だか今度は何うしても行けさうに思はるゝなり、桂公をして過たしむるも、功を奏せしむるも一に國民の力なり。桂公にして遣り遂ぐれば、政友會も自覺すべく、又或は第三黨も出來るならんか、結局は二大政黨の樹立てふ理想は達せらるべし。獨逸建國の大功臣鐵血宰相を以てしても、一度び皇帝の氣に入らざれば忽ちに罷められしなり。獨逸風は此の如くなるが日本は英國風になるべし。獨逸も早晩は英國風に變ずべし。されば將來は　陛下は議會と御相談あらせらるゝに至るべければ、議員は權力あり、名譽あり、將た威嚴あるものとなるべし。今日は遺憾ながら其處に至らざるも、桂公も今後は大に奮發すべし。政友會も自覺するなるべし、選擧區も覺醒すべし、而して完全なる立憲國が出現するに至るべし。國民が政治を見ること角力を見るが如くになれば、かゝる憲政上の惡者が惡行を逞ふすることが出來ざるなり。選擧權は　陛下より賜はりたる國民の政治上の鍵なり。此の恩賜の鍵を大切にすれば、憲法政治は進步し多數政治の實擧るべし。

吾輩が桂公を最負にすれば、世間にては臭いと云ふが、云はれても何でも構はぬ。何うしても政友會を打潰すべし。然かすれば政友會内の健全分子も、濁流より足を洗ふを得べし、私情より云へば政友會内にも尊敬すべき人がある。松田正久君などは不得要領と云はれてゐるが、却々妙ある人物なり。犬養も狼の樣に吠へ付く、四十年來の友人の大石君にも吠へるが、大風の後には晴天來る、新政黨が良くなれ

ば、犬養も這入つて來る。今日に於ては己を捨てゝ公に捧げるが如き人が必要なれば、諸君の勞は多大なり、今や僞黨と云はるゝも將來は僞黨變じて天下の大政黨となるべし。若し我輩の言論が百萬の味方とするに足るものありとせば、之を味方とするは全く諸君に在るなり。

第三十議會の後半

第三十議會は舊臘二十七日開院式を擧行せられ、兩院とも奉答文の議事に次で各常任委員等の選擧を行つたのみで年を送り、新年に入りて一月二十一日開會せんとして停會となり、爾來停會續きの間に二月十一日桂内閣總辭職となつたので、第三回の停會期間經過後、兩院とも各任意の休會を爲し、山本内閣の成立するに及び貴衆兩院共、二月二十七日より開會し本議に入ることゝなつた。

當時に於ける各政派の情勢は、政變によつて各派の上に起伏を來し、先づ國民黨の分裂に次で、桂公の同志會の創立さるゝあり、之が爲め中央倶樂部は全部解散し、山本内閣成るに及んでは政友會中より約三十名の議員の脫黨し或は除名さるゝあり、而して此等の議員の大部分は新古政友倶樂部を組織し、又議會召集前に無所屬議員の若干集合せる同志會は、その名稱桂公の新政黨と混同し易きを以て亦樂會と改稱した。今その勢力を示せば左の如し。

同志會	九三
政友會	一八八
國民黨	四二
政友倶樂部	二五
無所屬	四

當時、立憲同志會は未だ發會式をも擧行せざりし際であつた爲め、衆議院事務局に對しては無所屬團の名を以て其屆出でを爲し、隨つて衆議院も又これを呼ぶに無所屬團を以てしたのであつた。

斯くて議會の開會となるや、政友倶樂部は國民黨全部の贊成を得て、林毅陸氏より左の如き質問書を提出した。

内閣の政綱に關する質問

（一）政黨内閣は憲政の運用上必要なりと信ず、之に關する現内閣の所見如何

（二）現行官制によれば陸海軍大臣は、現役大中將に限れり、現内閣は之を以て憲政運用に支障なきものと認むる乎。

（三）現行文官任用令は憲政の運用上速かに之を改正し、人材登用の門を開く必要ありと信ず之に關する現内閣の所見如何、又現内閣に於て之を改正するの意ありとせば其所見如何

（四）陸軍二個師團增設問題は西園寺内閣頓挫の動機となりたるものなり、現内閣は此增設を實行するの意ありや如何

（五）現内閣は減稅の意味に於ける稅制整理案を本議會に提出し、大正二年度より之を實行せんとす、若し之を實行すとせば其負債金額如何

右に對する山本首相の答辯

第一、政黨内閣に關し現内閣の所見を御質問に相成つたのでありますが、内閣の組織は一に大權の發動によることは論を俟たぬのであります。去りながら施政の局に當る者は重きを政黨に置き、國民の輿論を尊重致しまするのは、憲政の運用上必要なる事と認めるのであります。

第二、陸海軍大臣は現役大中將を以て之に充つるの現行制度は、憲政の運用上支障へなきものと認むるやとの御質問であります。如何にも右の現行制度は憲政の運用上支障なきを保し難いのであります。就ては政府は之に對しまして愼重審議を盡して相當の改正を施さんことを期して居ります。

第三、は現行文官任用令の改正に關する現內閣の所見及び改正の範圍に付御質問に相成つたのであります。今改正の範圍を此處に明言することは出來難いのでありますけれども、時世の進運に伴ひ相當の改正を施すの必要あることは之を認めて居ります。

第四、は陸軍二個師團の增設を實行するの意ありや否やとの御質問であります。之れは財政其他四圍の事情に鑑みて決定すべきものと信ずるのであります。

第五、は減稅の意味に於ける稅制整理の事に關する御質問であります。右に付きましては稅制整理案中所得稅法改正案は旣に之を本院に提出致しました。又營業稅法改正案も本會期中に提出致します。去りながら此等の改正法は鹽價引下げを除くの外、何れも大正三年度分以降でなくては之を實施することは出來ませぬ。而して其の減稅の額は約一千萬圓の見込であります。

右は林君の御質問に對する答辯であります。而して過日本議場に於て犬養君の御質問に對し追つて答辯することを述べて置きましたが、犬養君の御質問は林君の御質問の第二と第四と其趣意を同じくして居るものと考へます。依て右林君の御質問に對して致しました答辯にて御諒承を乞ひます。

この五大事項に關する質問に對し政府の答辨如何は、頗る注目された所であつたが山本首相の答へは右の如くであつたので、政友會は喜色滿面大に之を誇り、是れ皆な平生の主張と合致するもなりとなし宣傳に努むべく、三月十二日全國各支部に通知を發した。それには「豫ねて御報知申上候通り山本總理大臣は我黨の主張を容れ、昨十一日衆議院に於て陸海軍大臣に關する官制並に文官任用令を改正することを言明され、至急之れが實行に着手すべき筈に相成候」云々とあつたが、誇張した此文言は寧ろ愛矯であつた。

大正二年度豫算案は前內閣に於て提出したもので卽ち總豫算並に各特別會計豫算案とも、專ら緊縮を主として更に提出したものを撤回の上、更に提出したものであつたが、豫算委員會に於ては在野黨は反對質問を試みたる後、何れも修正說を主張した。同志會は力めて新規の要求を避けんとしたものであつたが、豫算委員會に於ては在野黨は反對質問を試みたる後、何れも修正說を主張した。同志會は總豫算の歲出より七千百二十萬圓を削減し、歲入は歲出の削減乃至特別會計の削減に關聯せるもの及び、前年度繰越金の減額を計上して合計二千七十餘萬圓の削減、尙ほ特別會計に於ても印刷局及び專賣局にて約二百七十萬圓、帝國鐵道資本勘定にて二千餘萬圓の削減を主張し、國民黨は歲入に就て營業稅、通行稅、石油消費稅を全廢し、兌換銀行券發行稅を倍加するを主なる修正とし、差引減額六千五百八十餘萬圓、又歲出に於ては警視廳、馬政局、樺太廳、千住製絨所その他の廢止を主なるものとし總額一億六千萬圓の修正說を提出し、亦樂會の議員よりは先決問題として政府に、一切の豫算を返上し少くとも一般會計に於て七千萬圓以上の削減を加へたる豫算案を提出せしむべ しとの動議を提出し、各討論する處あつたが何れも少數にて否決せられ、原案通り通過した。かくて稅制整理案も又同樣通過を見るに及び、兎にも角にも山本內閣は第三十議會を無事切拔けたのであつた。

桂公の薨去

桂公は第三十議會の閉會後、一層同志會創立事務の完成に努めんとして屢々其代議士會、懇親會等にも臨み、二三の地方に對しては遊說員を特派する等種々に心を勞しつゝあつたが、春來兎角健康常の如からず、日を經るに從ひ症狀頗る穩かならざるを以て、黨務は加藤高明、大浦兼武、後藤新平、大石正巳、河野廣中の五氏を擧げて常務委員と爲し以て之に當らしむることゝ爲し、自身は專念靜養に盡すことゝなつた。然るに其後公の病症は不治の胃癌なりと診斷せらるゝに至つたので、黨の幹部等は愕然として憂慮措かず、遂に七月十四日、その主治醫平井博士の談を諸新聞紙に發表するに至つた。卽ち左の如し。

明治四十五年一月上旬、左側神經萎縮症に罹り、約三ケ月間保利博士の診斷を受け、次で三月の頃より食思不振の訴へありしも、他に懸念すべき容體なかりしを以て敢て意に介せず、其まゝ經過せり。其中七月上旬より歐洲巡遊の途に上ることゝなりしも、旅行中は何等異狀なくして、八月上旬恙なく歸京せり。

然るに昨年晩秋に至り前記食思不振は依然として存し、大正二年春に至りては之に加ふるに全身貧血及び衰弱を認め、種々醫療を加ふる

も輕快の狀見えざるに依り、三月三十日三浦博士の診斷を受け、次で四月八日に至るや三十八度前後の熱候と共に、全身僂麻斯樣の症狀を發したれば、之に對し適應の處置を施したるに、數日にして熱候諸症とも大に輕快の狀を示すに至りたるも而かも全身の疲勞と昨年來の食思不振とは、頑として輕快を示すに至らざるに由り、轉地靜養の可なるを勸め、六月三日相州葉山に轉地したり。

然るに轉地以來、その効果を認めざるのみならず、六月十二日頃より幽門部抵抗に觸れ、狹窄症狀出沒し、而して全身の衰弱貧血は愈々加はり、六月十九日更に鎌倉に轉地後は一層增進し、同月下旬に至りては心經衰弱の兆著るしく、食思殆んど缺乏し、辛うじて一日三合の牛乳、卵黃二三個を攝取し得るのみにして、爲めに體力いよ〳〵疲憊し、昨今に至つては床上起坐に際し、全身冷汗次で腦貧血症を來して之に堪えざるを以て、絕對の安臥を要するに至れり。轉地以來前記容體の他、體溫は平常、神思佳良、對談に至りては平日と異なることなく、睡眠は普通にして胃部膨滿、一種不快の感ある他、疼痛嘔吐等甚しき苦痛なく、便通秘結、尿も異狀なし。云々。

こゝに於てか何人も桂公の病症の絕望期に入りたることを想はざるは無かつた。而して公の病勢は其後依然として格別の變化を見なかつたが、初秋の頃より漸次惡化して益々其症候を示し、遂に十月十一日溘焉として薨去した。

桂公の薨去が同志會にとつて一大打擊であつた事は云ふ迄もなかつた。爲めに黨內多少の動搖を生ずるの已むなきに至り、仲小路廉氏の如き退黨の率先者もあつた。而して後藤新平男また其後に及んで黨を脫したが、然し是等は必ずしも桂公薨去に原因したものとは云ふ能はず、男が黨の前途に對し提唱せる積極方針が偶々幹部の意見と相容れざるものが在つた爲めと、男自身に於て別に思ふところ有つた故に他ならない。固より黨に於ても委員を擧げて切に其留黨を勸告したのではあつたが、男の辭意頗る固く、且つ將來決して政黨に關係せざる事を誓言したゝめ復歸を見るに至らなかつた。

桂公を憶ふ

濱口雄幸

桂公が首相兼藏相であつた時、一夕晩餐の後で、三田の公爵邸の一室に大藏省の幹部が公を中心に四方山の話をした事があつた。——余は當時專賣局長官であつた——其の時、桂公は大變元氣よく色々吾々の爲になる話をされたが、其の談話中、今日迄瞻に銘じて忘るゝことの出來ないことがあるから、此處に採錄することにした。

第一に桂公の言はるゝに、人生は山又山の連續である。山嶽重疊が人生行路の全部である。而して其の山は先方に進むに隨つて益々嶮峻である。一つの山を越えたと思ふと前面を見れば今越えたのより遙かに高い山が額を壓してそゝり立つて居る。少しも休む暇とてはない。そこで又勇を鼓して第二の山を攀ぢ、流汗淋漓として之を超ゆれば又すぐ眼の前に〳〵高い山が聳えて居る。人生亦此の如し。男子世に處して事を爲す、漸く一つの事業を成就したかと思へば直ちに其の次の難關が吾を迎へて居る、そこで其の難關を突破して、之で終りかと思へば、息を繼ぐ間もなく其の次の大仕事が控へて居る、其の間、安心休息の暇はないのである。之が人生の常態である。

故に男子事を成すの途は、常に極度に緊張したる精神を以て渾身の勇を揮ひ、不斷の努力を爲して前途に橫たはるところの一切の荊棘を排し難關を破り、最後の成功を收めなければならぬ、若し一事を成就して我が事成れりとなし、意滿ち、心弛み進取の氣象を失ふか、或は前途の難局に氣挫け、心臆し、怯懦退嬰の念一度胸底に萠すが如きことがあつたならば、其の人は社會の落伍者となつて到底大事をなすことは出來ないのである。

桂公の話の第一點はかういふ趣意であつたと記憶する。

第二點は公の立身談の一部であるが、此處に採錄しても別に差支ないと思ふ。それは大體次の樣な意味の話であつたが、公爵の話は頗る簡潔であつたから、余の解釋を以て敷衍して說明することにする。說明の責任は固より余にある。

人の世に處するや、兩脚は常にシッカリと大地を踏まへて、如何なることがあつてもヒョロメイたり顚倒したりするやうなことがない樣にせなければならぬ。しかも之と同時に眼先は常に數十歩の前を見て歩かなければならぬ。脚許ばかり見て居ては歩行は捗らぬ、遠方ばかり見て歩いて脚許が留守になつては、泥溝に落つるの虞がある。自分の經驗して來た卑近な例を擧げてみれば、陸軍に身を起して陸軍大尉に任ぜられた時に、例へば大尉から少佐に昇進する年限が三年とすれば、非常の勉强を以て最初の一年半の間に大尉の仕事を十分に研究習得してしまつて、後の一年半にて少佐に昇進した時に必要なる準備を爲した。次いで年限が來て少佐になれば、大尉時代に一年餘も準備してあつたから、少佐の任務は安々と成し遂げることが出來るので直ちに中佐に必要なる仕事の準備に取り掛つた。順次此の如くにして自分の職務に早く習熟し早く之を盡すことが出來たので、旁々立身出世の便宜ともなつたことゝ思ふ。

と、是は獨り軍職の場合に限らず、人間の凡ての仕事に就ても亦同樣である。文官に就て言へば、課長の時は努力の結果課長の職務に十分習熟したならば、余力を以て局長になつたならば次官、次官になつたならば大臣と、順次に上職の仕事の準備をなして、一朝其の地位に昇つた時にまごつかぬ用意をすることが早く身を立つるの秘訣であると思ふ。

桂公の談話の趣旨は誠に平凡であるが眞理である。然るに世間に此の平凡なる眞理を正視して之を實行して居る努力家が澤山あるであらうか、勿論之を實行するには餘程の努力を要する、不斷の努力を以て之を實行するのでなければ大なる成功は覺束ない。若し之が實行に邁進せむとすれば、何處に享樂安逸を貪るの暇があらうか。余は桂公に就ては餘り多くを知らぬが、上述二ヶ條の談話は深く心臟に銘じ、時々之を想起して自分の戒となし、且つは子弟を戒むることがある。其の度毎に又當年の桂公の風采を想望せざるを得ないのである。凡そ大業を成す者必ずしも偉人にあらず、而して偉人必ずしも生れながらの偉人にあらず、偉人は凡人の修養の結晶物である。（隨感錄より）

同志會の結黨式

同志會は其の組織準備の着々進捗しつゝありし際、桂公の病臥により自づから諸般の事務の上に停頓を來した折柄、更に公の薨去に會せしを以て、第三十一議會の召集期の近づきつゝあるにも拘はらず、未だ其結黨式をも擧行する暇なく過ごし來つたので、黨員中にも結黨式速行說を提言するもの少なからず、而かも之が擧行に先だち黨制を定むるの必要あり、黨主腦部は之を總務委員の共和制度と爲すべきや、將た總理を置くべきやに就て議論があつたが、大勢漸く總理說に傾き、之に關聯して總理及び總務委員をも公選となすべしとの說多く、幾度びか協議を重ねたる後、「總理及び總務委員は會則上之を公選として實際に於ては指名の方法を採る事」に議漸く纏つた。卽ち事實は加藤高明氏を推戴することに協議は決したのであつた。

仍つて第三十一議會召集の前々日、卽ち十二月二十二日を以て先づ代議士及び評議員の聯合會を開き、諸般準備の件を協定し、翌二十三日を以て結黨式を築地精養軒に擧行した。大浦子開會の辭を述べ河野廣中氏會長席に就き、先づ左の宣言及び附帶決議を爲したのであつた。

宣　言

吾人立黨の本旨及び黨議の綱領は、既に本年二月を以て之を天下に宣明せり、今や創立の準備漸く整ひ、本會の組織を完成し、玆に結黨の式を擧ぐ。

吾人は今後愈々結束を固うし、歩武を齊へ、立黨の本旨に遵由して、本會の主張を政治の上に貫徹せんことを期す。

惟ふに吾人の主張は當今の急務にして、而して百年の長計たり。特に現今內外の情形に鑑み、吾人の信念倍々深し、冀くば海內明識の士翕然として來つて力を來會に戮せられんことを。

附帶決議

內治外交に關し現內閣の政策は、本會の主張と相距ること遠し、今や第三十一回帝國議會召集せらるゝに當り、本會は所屬帝國議會議員をして、本會の主張を貫徹せしめんことを期す。

右に次で會則案を決定し、總理推選の日程に移るや、豫ねて打合せの如く會員中より「黨の總理は會則により選擧するを原則とすれども、多數の會員にて選擧を行ふは時間を費すを以て、議長に其指名を一任すること丶しては如何」との提議あり、滿場異議なき爲め議長は「男爵加藤高明氏を總理に推薦す」と宣告し、加藤總理起つて一場の演說をなした。而して總務委員の選擧は便宜上、總理に其指名を一任することに決定したる爲め、加藤總理は大浦兼武、大石正巳、河野廣中三氏を總務委員に推薦した。斯くして立憲同志會は玆に其結黨式を了したのであつた。

第三十一議會

等三十一議會は昨年十二月二十四日を以て召集された。時既に歲末に迫れるを以て、同志會は翌大正三年一月二十日、代議士會を開き此議會に執るべき政策として、左の決議を爲した。

政策

大正二年四月決定したる我黨の政策は、其條項中既に過去に屬するものあり、又新に追加を要するものあり、故に今第三十一議會に臨むに當り、既定の趣旨を繼承し、更に政策を決定すること左の如し。

一、對米外交の方針は、兩國々交の親善を增進するに努むべきは論を俟たずと雖も、正理公論に反すと認むべき事項の發生したる場合に於ては、宜しく我が主張を明かにして適切なる交涉を遂げ、併せて彼我兩國民の良心に訴へ、問題を解決すべきものとす。

一、對支那外交の方針は、日英同盟の精神を尊重し、領土保全の主義を維持し、機會均等の主義に則り、利權を扶植すると同時に、帝國の威信を貫徹して東洋の平和を確保すべし。

一、國防は陸海軍備の統一を圖り、外交及び財政と調和を保たしめざるべからず、宜しく國防會議を興し適實なる國防計畫を定むべし。

一、行政を刷新し、事務を簡捷にし、國務の運用を圓滑ならしむる爲め、官吏の任用法を改むべし。

一、日露戰役後、急激なる國民負擔の加重は、速に之を輕減せざるべからず、政費に緊縮を加へ、國家の進運に伴ふ必要經費を支辨すると同時に、少くとも三千萬圓の減稅を爲すべし。

一、災害地に對しては免租其他適當の救濟法を講ずべし。

一、大正二年度剩餘金は主として之を國庫收支の出合改善に充當し、以て民間金融の壓迫と通貨膨脹の弊害を除去すると同時に、納稅者の便益を計るべし。

一、豫算外に國庫剩餘金を支出するの弊を防止し、豫算の編成を改め、治水計畫の確實を期し、以て財政改善の實を擧ぐべし。

一、公債は內外の情勢に顧み、當分之を募集せざるの方針を取るを要す、故に鐵道資金、朝鮮事業費の如きは公債發行に依らずして、別に之を支辨する方法を講ずべし。

一、正貨流出の大勢は最も憂慮すべき現象にして、經濟財政上の深憂は繫して此に存す、宜しく此趨勢を挽回すべき財政策及び經濟策を確立すべし。

一、政府自から事業を經營し民業と競爭するは斷じて不可なり、從來の政府事業中政府自ら經營するの必要已むべからざるものを除くの外之を民業に移すべし。

一、產業の發展に資する爲め、特種銀行及び其他機關の機能を發揮せしめ、資金の供給を圓滿ならしむるの策を講ずべし。

一、遠洋航路は世界交通の狀勢に鑑み、適當の計畫を爲すと同時に、相當の整理を加へ、財政上の負擔を輕減することを努むべし。

一、社會上經濟上の現狀に鑑み、速に社會改良政策の實行に努むべし。

一、移民は經濟政策上並に民族の發展上當今の急務に屬す。宜しく外交の後援に依り其發達に努むべし。

一、官權を濫用し地方自治を壓迫するの弊を矯正し自治權の擁護に務むべし。

尙ほ玆に濱口雄幸氏の手記にかゝるもの、中より、同志會に關する數節を拔いて左に揭出する。

第三次桂內閣は大正元年十二月議會に當面して組織せられたが、組閣前より幾なりし憲政擁護、閥族打破の運動は愈々猛烈を極めしかば桂首相は議會を解散すべしとの予等の期待に反し二年二月遂に總辭職を決行し、余もまた當然の順序として內閣と共に其の職を辭し、明治二十八年七月大學卒業、大藏屬拜命以來滿十七年の官僚生活を棄て、こゝに初めて浪人生活を營むことゝなつた。桂公爵は內閣總辭職後直ちに其の在職中の計畫たりし立憲同志會組織の準備を進め後藤伯、河野、大石、島田、箕浦、武富、仙石氏等その樞機に參畫し、內、組織の充實に、外、黨勢の擴張に多大の壓力を怠らざりしが（余が後藤伯の勸告に應じて入黨したのは實に辭職直後であつた）不幸桂公爵病を獲て遂に起たず、二年十月政黨の組織未だ完からずして恨を呑んで薨去された。

余は桂內閣の辭職直後、後藤伯の勸誘に依り熟考の末立憲同志會へ入黨した。けだし近時我が國に於ける政黨の勢力の發達は實に著しく所謂妥協政治又は情意投合政治とか謂ふものに依つて、政黨が直接に政治の局に當ることを極力妨げんとする官僚政治家の必死の努力があつたけれども、妥協又は情意投合といふことは所謂耳を掩ふて鈴を盜むと同樣、政黨の勢力に依るでなければ政治の運用が出來ないといふことを實際に於て立證するに等しいものである。のみならず妥協政治又は情意投合政治の弊害は、政黨が直接に政治をする場合に比して却つて甚しきものがあるので、國民はもはやその弊に耐ゆることが出來ない。そこで政黨は妥協とか情意投合とかいふ假面を投げ捨て、其の舊殼を破つて、直ちに憲政運用の表面に乘り出さんとする意氣頗る濃厚たるものがあつたのである。斯くの如きは實に時代の要求、誠に當然の成り行きであらねばならぬ。卽ち妥協又は情意投合政治の別名を有する官僚政治は、玆に終焉を告げて、二大政黨對立に依る責任ある政黨政治の發達がこれから始まらなければならぬ。桂公の政黨組織に志したのも、けだしこの主旨に出でたものであらうと信ずる。余が後藤伯の勸誘により、熟考の末同志會に入黨した理由も、亦斯くの如きものであつて、既に十七八年の官歷を終へ、齡既に四十を越えたる（其の當時四十四歲）余としては最早政黨政治家として及ばずながら邦家の爲に盡したいといふことを深く考へたが爲である。之は同志會入黨理由の純理的方面であるが、此の外に余が遞信次官として內閣と進退を共にした以上は、將來政治家として立たなければそれまでゝあるが、さうでない限りは同志會に入黨することが情に於ても理に於ても當然であると考へたのである。余は此の如くにして同志會へ入黨した。

然るに桂公逝いて幾ばくもなく、同志會の領袖間に桂公逝去後の善後策に就いて、意見の衝突を生ぜりとの風評起り、次いで後藤新平伯の突然なる脫黨となり、黨內動搖、有志相率ゐて後藤伯に留黨勸告をなすものを生ずるに至つた。余は後藤伯脫黨を以て同志會の爲には勿論後藤伯の爲にも（私人としても公人としても）斷然不可能なりと認めたから、他の友人同志とは行動を共にすることなく、單身後藤伯を訪問し情理兩方面から一時間に涉つて留黨を勸告したが伯は頑として應じなかつた。また脫黨を決心した理由と云ふべきものも明かに示されなかつた。唯將來政黨には關係しないで、靑少年の敎育訓練に專心從事する決心をしたからである、從つて同志會の諸君中一人も自分と行動を共にする者のあることを希望しない、君（余に對して）も依然黨に留まつて黨の爲に努力して貰ひたいとのことであつた。

之に對して余は無論留黨の決心である、將來私人としては兎も角、公人としては御別れするの已むを得ざるに至つた旨を告げて伯邸を辭したのである。率直に云へば、當時同志會內に於ける余の地位は決して得意ではなかつたのであるが、そんなことに拘泥して進止を決すべきではないと考へたから、留黨に決意して後藤伯と別れたのである。

後藤伯が同志會脫黨の時、余に言はれた「將來政黨に關係しないと云ふ決心」は身を終るまで堅く守られたことは世人の知る通りであるが、あれ程の識見と、材幹と、さうして功名心と度量とを有つて居られて、孰れかと云へば、十分に政界に其の驥足を伸ばすことが出來な

かつたのは、他に幾何の原因もあつたであらうけれども、主として時勢の產物たる政黨の背景を有しなかつた爲であつて、後藤伯ほどの見識家にも似合はぬことゝ思はれて、故人の爲に之を惜しむものである。（隨感錄より）

此當時に時ける諸政派の勢力は、前議會當時に比して格別の消長はなかつた。唯だ政友俱樂部が其會員數を減じた爲め、亦樂會と合同して新たに中正會なる一團體を組織したのと、既記の如く同志會が其結黨式を擧行し終つて整容全く成り、以て此議會に臨んだことのみであつた。

山本內閣が此議會に提出した大正三年度豫算は、海軍々備補充費一千萬圓（但し實際の總額は一億六千萬圓であるが內六百萬圓は前議會に於て既に協贊濟みの爲め一億五千四百萬圓の內大正三年度に屬する分）を骨子として編成せられ、動もすれば陸軍に輕く海軍に重き感があつた。而かも山本首相に對する不平、海軍に對する批難、政友會に對する反感が相交錯して世論は頗る好くなかつた。加之ならず第二十八議會に於て地租輕減案が通過の結果、財源に餘裕なき爲め自然消滅の觀があつた例の三稅廢止論が、前年行政整理の實行によつて國庫に多額の餘裕を生じ、中には恒久的財源も少くなかつたので、之を廢減稅の資に充つべしとの說が政界の一角に起り、遂に國論の沸騰を釀すに至り、必然議會に於ても一大問題たるを免れぬ形勢を呈したのであつた。而して新年に入り議會再開後未だ兩三日を經ざるに關らず彼のシーメンス事件は曝露せられ、遂に政界の風雲を捲き起す因となつた。抑も此事件を最初に傳へたのは海外電報であつて、それが都下一二の新聞に揭載されたのであつた。卽ち其報左の如し。

伯林よりの報に曰く、カール、リヒテルなる者シーメンス・エンド・シユツケルト會社の東京支店より書類を窃取せる廉を以て二ケ年の懲役を申渡されたるが、同人は審問の際右會社が注文を取らんが爲め日本の海軍將校に贈賄したる旨を申立てたり。此申立は世人の視聽を聳動せり、リヒテルの辯護士の言に據れば、書類はシーメンス會社が凡ての海軍に關する註文に付ては三分五厘、無線電信の請負に付ては一割五分のコンミツションを贈與せんことを日本海軍省の官憲に申込みたることを示すもの〻如く、法廷に於て朗讀せられたる唯一の書類は、

被告よりシーメンス會社重役に宛てたる書簡には窃取せる書類より引用せる文句若干あり、其引用文句の一は伯林本社より東京支店に申送れる一節にして、其言に曰く、岩崎提督と取結べるコンミツションの取極は今尙ほ存續し、無事に行はれつ〻あるに際し、在倫敦藤井提督とコンミツションの取極を爲すは眞に罪惡なり、されば英國にて建造せる軍艦一隻に付五分、他の海軍用品註文に付二分五厘と云ふが如き大々的コンミツションの契約を藤井提督と取結ぶべき理由あらんや、更に又他の引用文句を見るに、在倫敦日本海軍派遣委員の一人たる井出はシーメンス會社の提言せる價格を批難したること及び東京支店は伯林本社に書を寄せ「日本海軍省內に在るシーメンス會社の知友は忠實に行動しつ〻あれば價格を引下ぐるは不得策なり、若し井出にして本社を苦むるときは之を免職せしむべく、吾人は容易に其取計ひを爲すを得べし」と述べたりとあり、尙ほ被告よりシーメンス會社重役の書簡に曰く、一名の日本官吏は在倫敦日本海軍派遣中何人がシーメンス會社の爲に奔走せざるやを調査したる者あらば之を免職し、若くは累を被ることなからしむべき使命を倫敦に於て有せりと、シーメンス會社は此件に關し辯明して曰く、若し本社が日本官憲に贈賄せりとするも、幷は獨逸人の取締役が承知したる上の事にあらず、日本に於ける營業は日本人の代理者に依りて行はれ、是等代理者は自然コンミツションを拂へり、本社はリヒテルが窃取書類を示し金錢の强要を爲すや直ちに此旨日本政府に通告せり云々と（一月廿一日倫敦發電、同二十三日時事新報所載）

他の新聞紙の所報も大同小異であつたが、事頗る輕々に附し去る能はず、忽ち朝野の注意を喚起し、衆議院では此報初めて傳はつた當日の豫算總會に於て、委員より之に關する質問續出し海軍當局をして之が應酬に暇なからしむる有樣であつた。而して廿九日中正會の花井卓藏氏は日程變更の上、此問題に關し國務大臣全部の出席を促し其の顚末經過の說明を求めんとするの動議を提出し、日程の變更せらるゝや花井氏起つて質問の要旨を述べ、之に對して齋藤海相の說明あり、次で島田三郎、尾崎行雄其他の諸氏より質問續出し、首相及び海相は之に對して否定的の答辯をなし、遂に質問者を憤慨せしむるに至つた。然しながら政府は內心頗る狼狽の色あり、直に査問會を設置するに決し、二十七日其委員を任命して査問に着手したが、海軍を掩ふ疑問はいよ〳〵深まり、國論の沸騰と共に政界亦た喧囂、遂に前年政變の際に行けるより

以上の光景を呈するに至つた。

こゝに於てか在野黨は一致聯合し、院外に於ける海軍廓清運動と呼應して、政府を彈劾するに決し左の案を提出した。

帝國海軍をして國民疑惑の府たらしめ、帝國の威信を中外に失墜したるは、其責政府に在り、政府宜しく自ら處決すべし。

右決議す。

而して此決議案は二月十日の日程に上り、提出者の一人犬養毅氏之が說明をなし、次で島田三郎氏登壇、長廣舌を揮つて海軍攻擊に努むること一時間餘、花井卓藏氏の贊成演說に對して反對側には鵜澤聰明、奧繁三郎氏の演說あり、最後に山本首相の答辯あり、結局右の決議案は政友會の多數によつて否決し去られたが、院外に於ける此日の光景は異常の狀を示し、日比谷公園に於ては國民大會の開催せらるゝあり、之に參集した數萬の群集は散會と共に議會に向つて殺到し、喧騷名狀すべからず、幸にして多數警官の出動警戒によつて大事に至らざりしとは云へ、如斯き院外の騷擾は尙數日に亙り、政友會本部及び中央新聞社等を襲はんとする群集の一部は、遂に警官隊と衝突して傷害者を出すが如き有樣であつた。之が爲め警官の拔劍沙汰あり、或は民衆の暴行制止に際し二百餘名の者を拘禁せる如き件もあり、在野黨は當路の處置を憤り內務大臣彈劾の決議案を提出したが、是れ亦た政友會の多數によつて否決されたのであつた。

然しながら野黨の氣勢は毫も衰へず、加ふるに院外に於ける嵐の如き政府糾彈の叫びは益々其勢ひを增したのであつた。卽ち首相は海軍の大御所であり薩派の巨魁であつて、齋藤海相の下には山本首相の女婿財部次官があり、而して之れが內閣を支持するものは政友會であるが爲め各方面の非難反感は一時に燃へ上つたばかりでなく、最初衆議院に於て島田三郎氏が質問の口火を切つた時には山本首相も、齋藤海相も、原敬內相も「さる事實無しと信ずる」と一蹴し去つたことが議會の內外を通じ、より大なる反感を抱かしむる因となつたのであつた。

されば在野各派は何れも皆な海軍費用の大削減を主張し、其總額一億五千四百萬圓（十ケ年繼續）に對し、同志會及び中正會は全額削除說を唱へ、國民黨は新規要求七千萬圓削減說を主張したのであつた。而して廢減稅諸案に對しても政府の提出せる營業稅、相續稅等の改正案の外、同志會は營業稅及び通行稅の全廢案を主張し、中正會は營業稅、通行稅及び織物消費稅の全廢案を提出し、國民黨は右三稅の外更に石油消費稅の全廢、鹽專賣の廢止、田畑七厘減の諸案を提出したのであつた。而して一方シーメンス事件に關する海軍の査問漸く進行し、收賄者たる松本和中將、藤井光五郎少將、澤崎寬猛大佐等の現役軍人を初め松尾藤太郎、鈴木周二等の豫備役軍人の家宅搜索を初め三井物産の重役中この事件に關し斡旋せる者ある事の眞相も暴露されかけ、光輝ある我が海軍に一大汚點を印するものある事判明し來れるを以て、在野黨は遂に上奏案を提出し、右上奏案が三月二十三日の日程に上るや、提出者の一人、犬養毅氏之を說明し、菅原傳氏の反對演說に對し大石正巳起つて本案維持の爲の熱辯を揮つたが、政友會の多數によつて豫算案の通過せると同じく、右上奏案も亦た否決となつた。

斯くの如く衆議院は政友會の多數に依つて政府を擁護し得たものゝ、貴族院に於ては然る能はず、卽ち同院は海軍費の豫算に向つて大削減を加へ、海軍省所管の製艦費中より七千萬圓を削減したのであつた。而して其の理由とするところは、政府は海軍に偏重し陸軍の充實に於ては、大正三年度に於て何等の計畫あるを認めずと謂ふのが一、それから近時の海軍瀆職問題は中外の疑惑を招き、帝國海軍の威信を傷くることと大なり、政府は宜しく之が責任の在る所を明かにし海軍廓清の實を擧ぐべきものと認むと曰ふのが其二であつた。而して貴院が七千萬圓を減額したのは、大正八年度以降のものを總て削除したからであつた。製艦費の大正三年度以降に於ける總額は一億五千四百萬圓、十ケ年度の繼續費があるが、衆議院は右の中から大正五年度に起工すべき戰艦一隻の經費三千萬圓を削減したに拘はらず、貴族院は更に之に四千萬圓を加へ七千萬圓を削減して、新規要求を悉く排除せんとしたのであつた。されば政府としては眞に致命傷たる大斧鉞であつた。

こゝに於てか豫算委員會は勿論、本會議に於ても政府は百方辯明に力めて防守せんとしたが、大勢如何ともするに由なく、貴族院は遂に其の削減案を可決した。その本會議の際村田保氏は登壇の上、口を極めて海軍部內の腐敗を攻擊すると同時に山本首相を罵倒し、最後に山本首相は速かに處決せられんことを望む、予は玉座の前にて之を公言して憚らざる者であると言ひつゝ玉座を三拜し、壇上に議員辭職屆を置いたまゝ再び袂を現はさなかつた。斯くて貴族院修正の豫算案の衆議院に廻送され、衆議院はその贊否如何を附議するや、同志會獨り貴院の修正

に同意說を唱へたゞけで、國民黨も政友會も院議を尊重して同意せず、大多數を以て不同意に決し、兩院協議會を開いたものゝ、既に此時事實に於て總豫算は不成立に歸したものと見て好く、其成案に對しても依然として貴族院は大多數を以て否決し去つた。事玆に及ぶや政府も遂に意を決し、議會は三日間の停會となつたが夫れも何等の効なく、停會期滿了に先だち山本首相は閣員の辭表を取纏めて捧呈し、玆に山本内閣は豫算不成立を理由として總辭職を遂げたものであつた。大正政局史論の著者は記して曰く

山本は帝國海軍に於て羅馬法王の如く、帝國海軍は宛かも山本合名會社の姿なりし也。されば山本自から腐敗事件に直接の關渉なしとするも、世論は決して山本を連類者にあらずと識別する程に、寛大なる能はざりし也。權の歸する所、責の歸する所、山本たるもの世論の己れに向つて、餘りに亂暴なるを怒るに先ち、如何に自から海軍省内に於て橫暴なりしかの事實に反省せば、屢然として悟るところあらむ。然りと雖も海軍を擧げて、皆な山本の一味徒黨とするは、是れ海軍の眞相を知らざるもの也。我が帝國海軍の中には、何日かは山本統制時代の推移すべしと、頭を延ばして之を待ちたるものも少からざりし也。陸軍に非長閥ありし如く、海軍にも非山本あり、彼等は巧みに保護色を被りて自から危言危行せざるも、其の獨自一己を持して、自から海軍部内に立つ點に於ては、毫も疚しき所あらざりし也。此の如き人士は、斯る問題の早晩爆發すべきを豫期し居たれば、今更ら驚く氣色もなく、唯だ其成行を眺め、其の中心は却つて之を勳機として、廓清の機會たらしめんと欲したりし也。

乃ち齋藤の如きも、必ずしも純粹なる山本の郎黨と云ふべからず、彼は山本の門牆に立ちたるも、其の技倆は、優に海軍中の有力者たるに足る也。而して彼や、寧ろ公平にして、何人とも足並を揃へ、何物とも妥協し、我帝國の海軍をして、帝國的に發達せしめ、帝國の生活と一致せしめんことを期したりしなり。然も彼が議會に於ける態度は、此問題に就ては頗る明快を缺き、彼が同情者をして彼も亦臭物に蓋を爲すを以て、唯一の任務と心得る乎と浩嘆せしむるに到りし也。是れ彼の本意にあらざりしならんも、世間は彼が部下を曲庇するに熱心なるを見て、是れ彼も亦同穴の狐たるが爲にあらずやと、餘計なる邪推を逞うするに到れり。是れ吾人が齋藤の爲に一言するを禁ずる能はざる所也。吾人は彼の心事の憐む可きを見て、深く惡む可きを見ざる也。

若し山本にして、天空快濶の快男兒たりしならば、彼は此の厄運を順受して、之を以て海軍廓清の新紀元となし、自から其の先導者たる可かりし也。天下何の世、何の時か腐敗問題なからむ、唯だ之を掃除すると之を蔓延せしむるとによりて、其の盛衰、消長の機を決する也。惟ふに當時は、山本が海軍に於ける權勢返上の好時機にあらざるなかりし乎。彼れ若し議會に向つて其顚末を細說し、其衷情を吐露せば、議會豈に敢て彼を追究せんや。但だ彼や案外にも小量の漢にして、自から辯疎するに急にして、赤心を他の腹中に措く能はず、其の辯疏すればする程、反對者よりは盜賊猛け〳〵しと罵られ、遂に自から辯疏に斃れたるの結果を來たせり。況んや其辯疏も概言すれば支離滅裂にして、未だ公平なる第三者を首肯せしむるに足らざるに於てをや。古人曰く、毒蛇手を螫せば、壯士疾く腕を解くと。吾人は山本が一指を愛みたるが爲に、却つて全身を喪ふたるを憐まざらんとするも能はざる也。

然も山本は首相として、別段の功もなき代りに、又別段の罪もなき也。彼が世論紛糾の標的となりたるは、首相としての行爲にあらず、海軍の實權者としての行爲也。否な當時の山本にあらずして、昔日の山本也。軍務局長としての山本也。海軍省主事としての山本也。所謂權兵衛大臣としての山本也。彼が一屬僚として長官以上の勢を振ひたる報ひは、彼が首相たる時節に到來せり。陸軍が憎まれ兒たるに引代へ、社會の寵兒たりし海軍は、此問題の爲に玉石俱に焚かれんとするの厄運に出會せり。内閣ありて以來、始めて海軍出身者を首相としたる一時に於て、斯る憂目を見るは意外とや云はん、不思議とや云はん、否な天は必らず、之を藉りて帝國海軍の面目を一新せんと欲する也。

諺に男兒は死しても櫻色と云へり、吾人は山本内閣の最後を叙するに際して、其の然る能はざりしを口惜く思ふ也。却說、衆議院各派の海軍擴張案に對する態度は、概して三樣に別れたり。第一、は同志會及び尾崎等の中正會案にして、既に前年度に於て頭を出したる六百萬圓を控除して、一億五千四百萬圓を削除する是れ也。即ち前案後案を一括して一切削除する也。第二、は犬養等の國民黨案にして、從前よ

り豫定せられたる九千萬圓丈けは協贊を與へ、新規なる要求七千萬圓を削除する也。卽ち貴族院案と同一也。第三、は政友會案にして、一億六千萬圓中より三千萬圓を削除する也。所謂衆議院案と稱するもの是れ也。

貴族院の衆議院案卽ち政友會案を修正するや、衆議院に於て之に同意したるは、唯だ同志會あるのみ。其他は異心同說。何れも院議の尊重すべきを切言して之を拒否したり。彼等は眞に院議尊重の一點張りなりしが爲め乎。將た極端の否山本內閣派は、豫算不成立に至らしめ、山本內閣を死地に擠さんとしたる底意ありし乎。但だ尾崎等が此際政友會の退路を塞ぎ、彼等をして一步も貴族院に向つて、交讓する能はざらしむるが如き言論を逞うしたるを見れば、其の底意のある所を察するに難からず。斯くて三月十九日兩院協議會とはなりぬ。協議會は五時間以上を費し、或は小委員會を開き妥協點を見出さんとしたるも、衆議院を代表する政友會の委員は、單に數字の上より立論し、貴族院側の委員は、不信任の意義より立論す。兩者既に立脚點を異にす。其到底、一致すべからざるは言を俟たず。此の如くして協議員は其の議長貴族院側より出でたるが爲に、採決の際には衆議院側一名の多數を占めたるも、事實は不成立に終りし也。

山本內閣及び政友會は、事に託して衆議院を二十三日迄休會せり。彼等は此間に於て、最後の窮策を案出せんと煩悶したり。されど此斷末魔に際しては、智惠も分別も出で來るものに非ず。斯くて二十三日は衆議院に於ては、豫ねて申合せたる如く、愈々內閣彈劾案の上奏案を討議するに到れり。曰く「海軍吏僚の罪惡中外に暴露し、高級の武官家宅搜索を受け、喚問拘禁を被る者頻々相踵ぐ。帝國海軍の威嚴を失墜する焉より甚しきはなし」曰く「內閣總理大臣山本權兵衞多年海軍行政を掌り、任を去るの後依然として海軍の實權を私す、今次の事亦た統督の途を誤るに由る」と。衆議院の上奏案議事進行中は、恰も貴族院に於ける豫算案最後の討議中に在りし也。

貴族院の大勢は、固より協議會の決議如何に關せず、院議を固執するに傾けり、此時に際して首相山本、若し超然的大襟度を以て、眞率なる告白を做さん乎。豫算案を救ふの術なきにしもあらざりし也。縱令さる飛び離れたる、垢脫けのしたる態度に出でざるも、前後左右を顧慮して愼重の態度に出でなば、豫算を成立せしむるは決して難きにあらざりしなり。要するに此際に於ては山本內閣を殺し、併せて豫算を殺す乎。若くは豫算を活し唯だ山本內閣を殺す乎の問題にして、山本內閣と豫算とは旣に生死交換の問題にはあらざりし也。別言すれば山本が豫算を墓場まで道伴れに伴ひ行く乎、將た豫算だけは活し置き、自個丈け墓場に向ふ乎の問題なりし也。

されば德川議長の如きは、其の平素の躁急高壓の行徑に似もやらず、故らに低徊遲重、唯だ何事か豫算案の命乞ひの方便もがなと、待ち居たるものゝ如かりし也。然かも首相山本は其の眞意を解し得たる乎、否乎、其の好意を酌み得たる乎。否乎。彼は唯だ國務大臣席に在りて、茫然たり、漠然たり。此の如くして貴族院は遂に衆議院案を否決せり。此の如くして大正三年度の豫算は不成立を告げたり。此の如くして山本は、新たなる七千萬圓は愚か、前きに豫定せられたる九千萬圓中の六百萬圓を控除したる八千四百萬圓をも併せて失へり。此の如くして起工中の造艦さへも中止せねばならぬ始末となれり。此の如くして彼は尙ほ海軍に忠なるものと稱するを得べき乎。

豫算案は自動的に死せり。滿場相顧みて愕然たり。時恰も停會の詔勅は下れり。方に是れ衆議院に於ては上奏案の議事漸く庶境に入らんとしつゝありき。然かも危機は此處にあらず、貴族院にあり、停會の詔勅今一分早かりしならば、大正三年度の豫算は救ひ得たりし也。吾人は今に至るまで、尙ほ山本等が豫算案を死出の旅伴と爲したるを遺憾とす。大正二年二月十日、第三次桂內閣は辭意を決して停會せり、大正三年三月二十三日、山本內閣は停會して、而して後辭意を決せり、乃ち翌日を以て總辭職を爲せり。果然彼等は豫算不成立を口實として引責したりし也。

第三節　大隈內閣の成立

成立迄の經過

三月二十四日山本首相以下閣員總て辭表を捧呈するや、元老會議は三日間に亘りて開かれ、其結果德川家達公を奏薦することゝなり廿九日御內命は同公に下つたが、公は翌日之を拜辭したので更に元老等は清浦奎吾子を奏薦に及んだ。仍て御內命を拜した同子は暫くの御猶豫を仰ぎ奉り、直ちに閣員の人選に取かゝるべく熱心奔走し、兩三日後大體の顏觸れを定めたものゝ如く、諸新聞紙にも報ぜらるゝに至つたが、而かも同子は果然二つの難關に逢着した。卽ち一は外間の反對と他は海軍大臣人選の困難であつた。元來清浦子は超然主義の舊型を固持する官僚政治家たるだけに、政黨とは何等の關係を有せぬのみか、自ら進んで之に援助を求めんともせず、寧ろ之を以て特色とした程であるから、第一に政友會は超然內閣否認の決議をなして同子を脅威したが、他派と雖も其態度は矢張り同一であつた。然しながら之だけならば鬼も角、海軍大臣人選の問題に至つては、實に組閣の成否にかゝる所の重大事であつた。清浦子は種々物色の末、第一艦隊司令長官加藤友三郎中將に交涉したが、加藤氏は先づ清浦子に質すに、海軍擴張の爲め旣に着手せる計畫は之を如何にするや、責任支出に依らんとするか、或は臨時議會を開き之が協贊を求むる方針なりや如何の問題を以てしたのであつた。されど清浦子には之に對し何等の決意も無かつたので、忽ち交涉は斷たれて海軍大臣人選の事は絕望に歸した。

こゝに於てか清浦子も事の成す可らざるを悟つて、四月六日參內し大命拜辭のことを奏上に及んだので、世之を清浦子の流產內閣、或は鰻香內閣と稱した。斯くて又々元老閣議となつたが此度びは井上侯、病軀を起して興津より上京し周旋大に力めた結果、遂に大隈伯を奏薦するに決し同月十一日、大命同伯に降下したので、伯は熟慮の後之を拜受し、四月十六日大隈內閣の成立を見たのであつた。大正政局史論中德富氏は此の事に言及して曰く

彼の井上や、一面大隈とは屢々喧嘩もし、時に絕交もしたれども、築地梁山伯以來の舊友也。否な長崎以來の舊友也。彼は他の元老に比して、大隈をより多く解し、且つより善く解し、若くはより好意的に解したるなるべし。然も彼が大隈推薦の動機は、必ずしも大隈に對する交誼のみにあらじ、蓋し政友會を退治するは、唯だ大隈を以て然りとしたれば也。元來井上は、伊藤の黑幕として政友會の創立には、少からざる骨を折れり。彼と政友會の關係は伊藤の在世中に於ては勿論、其死後は更らに一層深かりしに似たり。西園寺の嗣子は彼の教育したる毛利宗家の八子也。原敬と彼との緣故は尋常の先輩後輩に止まらず、其の幹部中彼の門に出入するもの豈一二ならんや。此の如くして井上は、政友寺の大檀那、大外護者たりし也。

然るに政友會が、大正の政變に際して長州征伐の中堅となるや、痛く井上の感情を害したり。彼は政友會が妄恩の擧動を中心より憤慨したり。此よりして彼は死に抵る迄、政友會に對する瞋恚は解けざりし也。而かも今や其の怒心頭に燃ゆるの刹那也。彼が何故に大隈を推薦したるかは、揣摩する丈けが野暮也。而して此の感情の若干は山縣にも共通したるは論なき也。大山は眞に不偏不黨也。松方たりとて今更ら一人にて異存を唱ふる程の因業爺にあらず。元老會議が大隈推薦に一致したるの事情や、略ぼ之を察するを得べき也。此の如くして山本原等は自から退治せらる可く、間接に元老の手を藉りて早稻田の老雄を起し來れり。

半身不隨の井上は、其の不自由の身を挺して、興津より東京に來れり。彼は四月八日內田山邸に於ける元老會議に於て、此際薩人長人の立つ可らざる所以、而して大隈を起たしめざる可らざる所以を痛論したり。而して其の十日、宮中の會議に列するや、彼の病軀は到底通常禮服を着くる能はざりしを以て、特に勅許を請ひ奉り、羽織袴にて拜謁を遂げたり。何事にも十二分迄徹底せずんば息まざる井上は、實に一死を賭して此擧に出でたりし也。彼が參內するに先だち、每日の例によりて家人の彼に藥用を侑むるや、彼は藥甁を拋つて曰く「最早や

藥も何もあつたものでない」と、其の意氣込の猛然なりしや知るべきのみ。井上は實に此の如くして、大隈內閣産婆の役を勤めたりし也。

と、所謂蘇峰流の記述ではあるが、當時政局の裏面として多く知られた消息は、斯くの如きものであつた。親任式は四月十六日を以て行はれた。新內閣の顏觸れは左の如くであつた。

任內閣總理大臣、兼內務大臣　正二位勳一等伯爵　大隈重信

任外務大臣　正三位勳一等男爵　加藤高明

任大藏大臣　正四位勳一等　若槻禮次郎

任陸軍大臣　陸軍中將正四位勳二等功三級　岡市之亟

任海軍大臣　海軍中將正四位勳二等功三級　八代六郎

任司法大臣　正三位勳四等　尾崎行雄

任文部大臣　從三位勳二等法學博士　一木喜德郎

任農商務大臣　陸軍步兵中尉正三位勳一等子爵　大浦兼武

任遞信大臣　從四位勳四等　武富時敏

尙ほ閣員外の任命の重なるものは左の如し。

任鐵道院總裁　仙石貢

任內閣書記官長　江木翼

任大藏次官　濱口雄幸

任海軍次官　海軍少將　鈴木貫太郎

任法制局長官　高橋作衞

任內務次官（樞密院書記官長）下岡忠治

任陸軍次官　陸軍中將　大島健一

任農商務次官（休職熊本縣知事）上山滿之進

任遞信次官（遞信省電氣局長）中谷弘吉

任內務省警保局長　（製鐵所次長）安河內麻吉

任司法次官兼司法省法務局長　（司法省法務局長）鈴木喜三郎

かくて內閣愈々成立後、その閣員にして同志會總理たる加藤高明氏は、四月十八日開かれたる同黨の評議員會に臨み、組閣の經過に關して報告演說を爲す所あつたが、大要左の如くであつた。

最初大隈伯は井上侯より後繼內閣組織に關して內談ありし際、予を後繼者に推薦せんとの意あり、特使を以て予の意嚮を確め來れり、之を同志會總理としての立場より見れば、進んで應諾の意を答ふるが本來なるべきも世論は一般に大隈伯の出盧を促して止まず、殊に予一個人として之を考ふれば、謝劣の才到底、其任にあらず、仍つて伯にして大命を拜受せば、同志會は之を扶くるに躊躇せずとの回答を爲し置きたり。私情より見れば七十七歲の老伯をして、難局に當らしむるは、衷心忍び難きところなるも、而かも山本內閣崩壞後、之に次ぐべき內閣なく、國家多難の折柄、政務は徒らに曠廢せんとす、これ豈に私情に泥むの時ならんや、乃ち敢て老伯の起たんことを求めたるなり。

其後、老伯との會見により、伯は非政友三派を基礎とする內閣を組織せんと欲し、既に犬養尾崎の二氏に對して、入閣の交涉を開始したるを知れり、然るに此の二氏の翻背は會見の當時未だ決せず、場合によりては同志會一黨の力にて、內閣を組織せざる可らざるの窮境に陷るやも計られず、今假りに三派を合して一團と爲し、之を基礎として內閣を組成するも、眼前には幾多問題の橫はれるあり、其の政務の運用決して容易なりと云ふべからず、況んや二派の翻背未だ明かならず、同志會一黨の力を以て之に當らんとするをや。而かも老伯の進んで大命を拜受せんとするあり、誼として之を扶けざるべからず、予は我黨の態度を決すべく、親しく諸君の意見を聽かんことを欲したるも、事急にして而かも秘密を要するあり、平生大隈伯の抱懷と我黨の黨是とは相合致せる點多きを以て、諸君も格段なる異存を有せざるべしと信じ、敢て一種の決心を以て老伯を扶くべきことを聲明せる也

されど尙ほ最後の決心を爲すべく、大浦、大石、河野の三總務に來邸を求め、その意向を確めたるに、大石君は予の入閣を不可なりとし、須らく同志會總理として野に在りて、隈閣を扶くべしとの御意見なりき。予亦た大石君の說に同感なるも、大浦、河野二君の之に反對の意見を抱けるあり、且つ予の閣外に立つは事實不可能なるべき形勢にあり、第一黨を代表して隈伯と折衝の任に當るべき適任者なし、彼れ是れ協議の結果、隈伯との交涉に付き、全部の實權を予に委託せられたき旨を諾り、三君とも異議なく承諾せられたるを以て、閣員の選定其他に關し時宜の許す限り諸君の意見を求めたるも、時としては予一個の專斷にて決行したる場合も少からず、當日犬養君は入閣を拒絕し、尾崎君よりは何等の返答なく、殊に內部にも諸多の複雜なる事情ありて、連日連夜憂心措かざる矢先き、隈閣も遂に不成立に終らんとする危險の狀態となり、危機一髮、或は流產に終はるべきかを惧れたり。かゝる際なりしを以て、諸君より色々の御注文やら御希望やら續々として現はれたるも、一々之に應ずべくもあらず、仍て相談役會に之を諮り、結局最後の大決心をなして內閣組織に參加せり、世論は區區に亘り褒貶相半ばせるが、予は同志會總理として同志會の立場より、隈伯と折衝したるに過ぎず、予を以て事實上の隈閣組織者と呼ぶは當らざるなり。

唯だ我黨は多士濟々にして、大浦、武富、若槻の三氏以外、大臣の器に乏しからざるも、閣僚の椅子に限りあるを如何せん。同志會中より四名の黨員が隈閣に閣僚として列せる以上、我黨が年來唱道し來れる主義政策は、萬難を排して之が遂行を期せんとす。云々。

臨時議會

皇太后陛下には御避寒の爲め舊臘來、沼津御用邸に御滯在あらせられたが、此年三月下旬より御不例の趣、同月二十七日宮內省より發表せられ、國民その御平癒の早からむことを祈願し奉つたが、遂に其効ひあらせられず、四月十一日崩御あらせられた。仍て大隈內閣成るの翌日御大葬費の協贊を求むる爲めの臨時議會召集の詔書は公布せられ、五月四日を以て召集せらるゝ事となつた。

右臨時議會の開院式は五月五日を以て擧行せられ、式終るや衆議院は直に會議を開きて勅語奉答文を起草し、各員起立、滿場一致を以て之を可決し翌六日、政府提出の大正三年度歲入歲出總豫算追加案は、議院法第二十八條の但書に依り豫算委員に附託することなく、直に議事に附し滿場一致、敬虔靜肅の裡に可決した。當日首相及び藏相の演說左の如し。

大隈首相の演說

諸君、先帝の陵土未だ乾かず、卽位の大禮未だ行はせられざるに、皇太后陛下遽に崩御あらせられ、此際に於て不肖揣らずも大命を拜し玆に此臨時議會を以て諸君と相見るに至りしは、本大臣の諸君と共に誠に恐懼の至りに堪へざるところであります。恭みて惟ふに、皇太后陛下に於かせられましては、國步艱難の際に皇后に立たせられまして、先帝を翼けさせ給ひ、至仁至慈、坤德恪らざるなく、億兆齊しく寶算の限りなきを願りたるに、奄然登遐あらせられまして、寔に痛恨措く所を知らぬ次第でございます。諸君、今回の大喪儀に就きましては義に大喪使を置かれ、職員一同、日夜精勵諸般の事務は今正に進行中に在るのでございます。之に關する豫算案は昨日を以て之を本院に提出致しました。本大臣は諸君が此際速に協贊を與へられ、國民哀悼の至誠を表し奉るに於て、遺憾なきを期せられんことを希望致しますのであります。

若槻藏相の演說

諸君、玆に御大喪に關しまする經費の豫算を御紹介致しますことは、寔に恐懼の至りに堪へないところでございます。御大喪に關しまする經費として要求致しますところの豫算額は百二十三萬三千百八十四圓でございまして、其內容は豫算の書類に詳かに記載してありますのでございます。謹んで按じまするに皇太后陛下の御坤德は之を稱へ奉るべき辭さへもござりませぬ。今回遽に崩御あらせられましたことは

我國民の上下擧つて痛悼に堪へざるところであります。而して今回の御大喪儀は　先帝陛下の御大喪儀に準じ、英照皇太后陛下御大喪の前例を參酌して行はせられまして、政府は之に要する總ての經費を計上致しまして、之が實行に付き遺漏なきを期して居る次第でございます。諸君冀くば之を諒せられて、審議の上御協贊あらんことを切望致します。

斯くて臨時議會は開期三日間、八日を以て閉院式を行はれた。尙ほ皇太后陛下の御大喪儀は、五月二十四日より同廿六日に亘つて行はせられたが、御諡號は昭憲皇太后と仰出され、桃山御陵の東方古城山に斂葬し奉り御陵名を伏見桃山東陵と御治定相成つた旨宮內省より告示された。

首相の同志會議員招待

臨時議會の終つた後、大隈首相は同志會議員を官邸に招待し、主客ともに歡會して時事を談ずる處あつたが、首相は尙ほ續いて國民黨及び中正會の議員をも同じく順次招待する處あつた。而して同志會議員招待會の席上に於てなせる首相の演說は左の如くであつた。

本日こゝに諸君と相會して、互に胸襟を披瀝し與に國事を談ずるは、我輩の欣快とするところなり。且つ諸君が先般議會に於て國家の爲に赤誠を傾倒し、國民の輿望に從つて行動せられたるは、我輩の深厚なる感謝の意を表する所なり。顧みれば昨年春、桂公が內閣を退いて以來の立場は、頗る困難を極め恰かも敗慘の將が殘壘を死守するの狀ありしは、諸君と共に誠に同情に堪へざるところ、當時世間にて桂公の心事を疑ふもの頗る多かりしは遺憾なり。その政黨組織に際しても將た又其後の行動に就ても、種々なる疑惑を挾み、諸君に對しても或は變節漢と罵り、或は僞黨と呼び、罵言讒謗の限りを盡したり。然るに諸君は、此間に處して何等顧慮する所なく、國家の公事に當るの概を以て、遂に新政黨組織を成就せられたり。彼の新黨創立の當初、我輩は桂公に對して、君は從來妥協と稱し或は情意投合と唱へて、國政を紊りたること尠少にあらず、その罪蹟を償はんが爲めには宜しく一介の平民となり、野に在つて政黨を組織し、以て國政に盡瘁すべきなりとて、一場の警告を與へたるに、公は深く鑑みる所ありしもの、如く、從來の非を悔悟し、一大決心を以て我輩の忠告に從ふべきことを誓ひたり。是れ桂公の最後の告白なるが、爾來公は萬難を排して政黨組織に着手し、その業半ばに至らずして不幸にも易簀せり。

公に依つて政黨の面目改まり、眞に國民の輿論を代表すべき政黨の出現し來らんことは、吾人共に待望したる所にして、又國家の爲に大なる利益たりしや論なし。當時、勃發したる憲政運動の如きは、事定つて意義自ら明かなり。今日にして之を顧みれば、誰かその無意義の行動たりしを思はざるものあらんや、同時に諸君の頭上に雨下したる變節漢、乃至は僞黨の漫罵も今に至つて氷釋せる次第なり。殊に第三十一議會に於ける諸君の行動は、益々此の漫罵の無意義なることを天下に表明せり。

此の時に方り、我輩再び起つて政局に當るの已むなきに至れるが、我輩は最初より老軀を提げて起つの意志毛頭なく、むしろ新進人物の出でゝ時局の收拾に膺らんことを冀へり。故に最初元老より我輩の出慮を促し來れるも、今日の時代は新進氣銳の士を起用すべきの秋なり。我輩が老軀を提げて起つは、事態に反すとて一應之を辭退したり。時代の趨勢に察すれば、此際須らく加藤、尾崎、犬養等の諸氏が政治の中心となり、以て十分に其抱負を行ふを可とすべきも、而かも結局我輩の起つに非ずんば能はざる次第となれるは、諸君の知らるゝ所の如し。依つて我輩は、議會の狀勢及び國民の輿論に鑑みるところあり、三派を基礎とする內閣を組織せんとの希望を抱き、自ら進んで加藤、犬養、尾崎三氏に對し、赤誠を披瀝して事を俱にせんことを求めたり。加藤、尾崎二君は多少の困難を訴へられたるも、結局我輩の要求を容れられたるに反し、犬養君は獨り閣員に列するを辭し、遂に最初の計畫を完全に實現する能はざりしは、今日に至るも尙ほ遺憾とする所なり。

惟ふに彼の下院に絕對多數を有する政友會は、今日尨大なる團體なりと雖も、必ずしも國民の正當なる輿論を代表せるものとは信ぜず、國民が政友會に對して大なる不滿を抱けるは、我輩が昨年及び一昨年地方を巡遊し、親しく數十萬の人物と接觸して、之を確め得たるところに係る。我輩の斯くの如く言ふは好んで政友會を罵倒するにあらず、又何等根據なき漠然たる漫罵を試むるにあらず、國民の胸底深く潛

める非政友熱の歴然たる事實に對して、有りのまゝを云ふに過ぎざるなり。

我が同志會を初め非政友三派は、議會に於て少數なるも、その背後には多數國民の聲援あり、第三十一議會の狀態及び全國新聞紙の論調を見るも、輿論の向背は明かなり。この多數の聲援に待ち、國民の嚴正なる審判に訴へて、赤誠を披瀝し以て國政を行ふに於ては何の難き事かあらん。我輩は既に老ひたり、故に永く政局に立つの要なし、我輩は唯だ道開きをせば目的は達すべし。然しながら此の道開きに際しても、大敵の眼前に控ゆるあり、殊に多年の情勢にて、政治は險怪詭譎を極むる陰謀密策と、權變術數によりて左右せらるゝ狀態に在り。故に我輩は飽くまでも此の不潔なる政界の情弊を一掃するにあらざれば、斷じて退くべからず、又死すとも死すべからざるなり、乃ち此の目的だに達し得なば、我輩は直ちに引退し、國民の輿望に基づく鞏固なる內閣をして、其政策を實行せしめんとす。斯くて始めて立憲政治の實現を見るを得べし。當面の大敵たる彼れ政友會に當るべく、非政友三派が一致の行動を執り、國民の輿望に副ふて政界黨界の罪惡を一掃し、此期に於て天下の人心を新たにせんことは、我輩の切に諸君に望む所なり。

但だ事を行ふには自から順序あり、一踏籠より頂上に達するは不可能の事あるを以て、我輩の行はんとする理想は限りなきも、徐々に漸を以て進まんとす。要するに今日の國情は不滿足なり、故に出來得る限りの力を盡して、之を滿足の境に導き至らしめざるべからず。其の方法は正義に準じ、公道に則りて終始するの外はあらず。若し此の正義公道を遮りて我に敵するものあらば、國民の聲援に待つて之が膺懲剿滅を必期すべきのみ、諸君乞ふ此の意を體して、協力一致倶に國家の爲に盡力あらんことを切望して已まざる次第なり。

施政方針發表

政府は五月十五日を以て地方長官會議を召集し、數日に亘つて開會の上、各大臣より夫々訓示する所あつたが、其際に於ける大隈首相の訓示演說は、政府の施政方針と見るべきものなりし丈けに、一般の注目する所となつた。卽ち左の如し。

大隈首相の訓示

諸君、先帝の陵土未だ乾かず、卽位の大禮未だ行はせられざるに、再び奄然大故に會し、此間に際し不肖重信惴らずも大命を拜し、玆に諸君と相見ゆるに至りたるは、洵に恐懼に堪えざるなり。

一、帝國と列國との交際　は益々親密にして日英同盟、日佛日露の兩協商はその基礎愈々鞏固なり、政府は東洋永遠の平和を確保し、列國との親交を厚うすると同時に、帝國の地歩を固くするに努むべし。

一、近時政治上種々の弊害　を生じ普ねく中央並に地方の行政、教育、實業等國家社會の諸般の施爲に浸潤せんとするの虞あり、政府は輿論の趨向に從ひ、諸般の弊害を洗除し、憲政の本義を發揮せんことを期す。

一、官吏服務の事　其制備はらざるに非ずと雖も、近時漸く弛緩に赴かんとする虞あり、官吏は宜しく服務の規律を恪守し、廉恥を重んじ、勤勉懇切を旨とすべく、責に董督の任に在る者宜しく官紀を振肅し、賞罰を嚴明にし、以て庶僚をして戒愼する所を知らしむべし。

一、憲政の運用尙未定　政務及恒久官職の區分等亦未だ明確ならず、爲に國家の常務をして動もすれば公正を失はしむ、政府は國務の精確機續を保障し、且つ憲政の運用を圓滑ならしむる爲め、適當なる官制の更改を施し、適才任用の途を講ぜんことを期す。

一、國防は國家興廢　の係る所固より之が弛緩を容さず、而して其の施設は外交財政と調和を保たざるべからず、政府は深く內外の情勢を察し、調査審究の途を設け、以て必要なる計畫を立てんとす。

一、言論集會及結社の自由　は憲法の保障する重要なる權利なり、政府は社會の現狀に適應すべき方法を以て此等の自由を尊重する所以の途を講ぜんことを期す。

一、產業の興廢　は直接國家實力の消長と相關聯す、政府は產業の振興に關し適當なる計畫を立て、且つ全國農商工業者に對し懇篤なる勸奬を與へ、以て其發達を企圖せんとす。

一、選擧に伴ふ諸般の弊害　は近年愈々繁きを加ふるが如し、政府は選擧に關する法規を勵行すると同時に、必要なる改正を圖り、以て憲政の運用を完了せんことを期す。

一、教育の改善刷新　は朝野多年の宿題たり、政府は銳意之が調査を進捗し、適當なる解決を爲し、特に忠良なる立憲國民に必要の思想及德性を涵養せんことを期す。

一、戰後民力の休養　未だ十分ならず、財政經濟の調節未だ完からず、公債の信用を確實にし、國庫の收支を改善し、財政經濟の基礎を鞏固にするは目下の急務たり。政府は此目的を以て行政及財政の整理を施し、且つ國民負擔の輕減を謀り、大正四年以降の財政計畫と相俟つて之が實行を爲すべし。

政府は公債又は借入金に資源を求むる歲出を成るべく減少すると共に、內外市場に向つて公債の募集を爲さゞるべく、且つ大正四年度財政計畫と相俟つて公債整理の方法を改むべし。

政府は地方債の濫發を防ぎ、其他地方財政の整理を爲すべし。

以上は政府が實行を期せんとするもの、要綱なり、其外時に臨み訓示する所あるべし、諸君克く政府の意の在る所を體し、忠實勤勉國運の進捗を圖り、行政刷新の效を收めんことを望む。

是より先き政府は四月二十八日を以て地方官の大更迭を行ひ、群馬縣外四縣知事に休職を命じ、神奈川縣外十八縣知事を更迭せしめたる他、內務部長及び警察部長等にも異動を行つたが、六月九日に至り更に岩手縣外五縣知事に休職を命じ、埼玉縣外十一縣知事に異動を行ひ、同時に內務部長、警察部長にも多少の更迭を見た。

第二次臨時議會

前內閣當時、大正三年度總豫算が不成立に歸した結果、既定の海軍補充費の善後處分は、之を如何になすべきやは大問題であつて、先きに淸浦子が組閣の御內命を拜しながら、遂ひに不成立に終つたのも右に關する方針の定まるものが無かつた爲めであつた。されば大隈內閣が如何に之を處理するかは、一般の注目した所であるが同內閣は、特に臨時議會を開いて其協贊を求むることに決し、帝國憲法第七條及び第四十三條により六月二十日を以て會期と爲すことを命ずとの詔書は、既に五月八日を以て公布され、玆に第三十三議會卽ち第二次臨時議會は開かれたのであつた。而して大隈首相は右の議會開院の翌日、貴衆兩院に臨み施政の方針を演說し、尙ほ同日衆議院に於ては若槻藏相の財政計畫に關する演說があつた。共に左の如し。

大隈首相の演說

諸君、政府は海軍補充の緊急なるを認め、臨時議會召集の事を奏上したるに御裁可あらせられ、玆に此の臨時議會を以て再び諸君と相見ゆるに至りたるは、本大臣の光榮とする所なり。本大臣は此の機會に於て、政府所見の概要を叙說し、以て諸君の參考に供せんとす。

外交政策　諸君、帝國と列國との交際は益々親密にして日英同盟、日佛日露の兩協商はその基礎愈々鞏固なり。最近列國の注意著しく極東に鐘り、至大の關係を有する帝國の外交施設は、更に緊密なる注意と適當なる措置を要するは言を俟たず。政府は同盟、協商の精神に基き極東永遠の平和、帝國の地位及び利權の擁護を目的とし、諸般の問題に對し最善の効果を擧げんことを努むべし。

國防解決　國防は國家興廢の係る所、固より之が弛緩を容さず、而して其施設は外交及財政と調和を保たざるべからざるは固より言を須ゐず。政府は深く內外の情形を察し、詳査審究の途を設る必要を認め、乃ち本日を以て防務會議規則を制定せり。政府は此の途に依り適當なる解決の方法を講ずべし。

財政計畫　財政の現狀を觀るに、戰後民力の休養未だ十分ならざるに、國運の發展に應ずる經費の調達を要するもの亦少からず。而して財政經濟の調節未だ完からず、公債の政策動もすれば不確實たるを免れず、此際に於て國民負擔の輕減を爲して民力の伸張を圖り、國庫の收支を健全にして市場の壓迫を除き、公債政策を整理して財政の基礎を鞏固にし、貿易の均衡を制して徐ろに經濟財政の根本を培ふは寔に目下の急務に屬す。此の趣旨に依り政府は行政及財政の整理を爲し、國民負擔の輕減を謀り、且つ公債政策の整理を爲すの計畫を立て大正四年度以降の財政計畫と相待つて之が實行を期すべし。今や民間事業經營の能力は大に發達し獨立自營の氣象茲だ鞏固なり。政府は此の機運に見て、官營事業にして民營と爲すに適するものは、成るべく之を民營に移さんとす。以上諸般の事項に關しては、通常議會に於て更に案を提出し、諸君の協贊を請ふことあるべし。

戰艦建造　今期議會に於ては、政府は第三十議會の決定に基き、海軍々備補充の緊急なるを認め、單に此案に限り提出することゝせり。戰艦三隻建造の計畫は、大正二年度豫算に其一部を現はし、既に其の事業に着手せり、然るに大正三年度に於ては豫算不成立となりたる爲め、事業を一時中止せざる可らざるの已むを得ざるに至れり。政府は此事業を繼續實行するは國務進行上緊急なりと認め、必要なる追加豫算を要求することゝなれり。諸君の審議を煩はし協贊を請ふ、提案の說明は主務大臣より陳述すべし。

若槻藏相の演說

諸君、本大臣は玆に海軍々備補充費追加に關する大正三年度、歲入歲出總豫算追加案を諸君に紹介するの光榮を有す。

總豫算追加案　に計上する所の歲出は總額六百五十二萬五千圓にして、臨時部海軍省所管補充費中、軍艦製造費に屬する本年度既定割額、三千八百七十七萬三千四百四十三圓に對し追加を要する金額とす、而して之が財源に關しては前年度剩餘金を以て之を支辨するの計畫なり。

我製艦及び造兵方針　抑々帝國海軍々備に關しては、最近列國海軍の趨勢に應じ、我が製艦及び造兵の方針に適する變更を加ふるの必要なるを認め、曩に明治四十四年度豫算計畫に於て、八千二百餘萬圓を既定費額に追加し、大正五年度に竣成すべき艦艇の計畫を定め、今やその實施の半ばに在りと雖も、逐年減退すべき我が海軍威力の補充に關しては自ら別種の計畫を必要とし、政府は前年度に於て先づ其の最も急を要する戰艦三隻建造の計畫を定め、之に要する總費額九千萬圓中、初年度に於て要する金額六百萬圓を同年度豫算に計上し、帝國議會の協贊を經て之が建造に着手せり。而して之が完成に要する本年度以降の費額は本年度總豫算案に計上し第三十一議會に提出せられたるも、總豫算不成立の爲め、遂に其の成立を見るに及ばず。而かも帝國々防の現狀に於て之が完成は一日も緩うすべからざるの形狀に迫まれるのみならず、該戰艦の工事は今日に於て之を中止すること能はざるの事情あるを以て、之が工事の續行に要する豫算の成立は到底次期の議會を待つこと能はず、是れ今回召集せられたる臨時議會に向て本豫算を提出するの已むを得ざる所以なり。

右三艦建造費　の本年度豫算所要額は九百五十五萬圓なりしも、豫算不成立の結果本年度の工事に多少の遲延を來せしのみならず、政府は臨時議會の性質に鑑み、本年度の追加要求額は出來得る限り之を減少するを相當と認めたるにより、年度內緊急已むべからざる目前の需要に應ずるの程度に於て本費を計上することゝし以て前述の金額に止めたり。而して其餘の金額に關しては更に次期の議會を俟て之が協贊を求めんとす。

一般の財政計畫　に至ては未だ具體的に其內容を說明する時期に達せずと雖も、現內閣は其成立と共に大體左の方針を定めたり。

一、政費を節約し國民負擔の輕減を圖ること。

二、公債償還の實行を確實にすると共に市場に向て公債の募集を爲さゞること。

三、國庫收支の狀態を改善し兼ねて納稅者の便宜及金融の疏通を圖ること。

大正四年度豫算は右の方針に依り之が編制を爲すべく、目下調査中に屬するを以て、他日編制を了し、次期議會に於て諸君の協贊を仰ぐに至るべし。

諸君、本大臣は諸君が愼重審議本追加豫算案に協賛を與へられんことを望む。

斯くて衆議院は異議なく追加豫算案を可決し、貴族院も亦た之を通過したので、第二次臨時議會は豫定の會期一週間を以て、無事閉會を告げた。

第三次臨時議會

地球の半面を砲煙と血汐とに彩つた歐洲大戰の最初の幕は、實に此年七月廿八日を以て開かれたのであつた。卽ち墺、塞兩國の國交斷絶と共に露、佛、獨の三國も之に參戰し英國も亦た獨逸に對して宣戰を布告するに至つたので、我が政府も八月四日、臨時閣議を開き帝國の執るべき態度に就て凝議した結果、同月十六日獨逸に對して最後通牒を發し、二十三日遂に大詔煥發となり、之と同時に臨時議會召集の詔書が下されたのであつた。斯くて軍事費協贊の爲めの第三次臨時議會、卽ち第三十四議會は九月三日を以て召集せられ、初め會期を三日間と定められたが、議案の審査に時間を要せしを以て、三日間延長され同月十日、閉會を告げた。

右臨時議會に提出された議案の主要なるものは、大正三年度追加豫算及び臨時軍事費豫算であつて、外に臨時軍事費特別會計法、戰時海上保險補償法、輸入稅率等の特例法に關する法案等であつたが、何れも無事通過を見たのは云ふ迄もなかつた。

大隈內閣に對する一般の世評は極めて好く、老伯の高談壯語も大衆を魅するに充分の力あつたのみならず、積年の旱魃田に於ける其人氣は、殆んど世界的とも云ふべき程であつたから、其內閣に對する好評は嘖々たるものあると共に、極めて輿論の同情を得たのであつた。されば御大喪費協贊の第三十二議會は勿論、それ以來の第二第三の臨時議會も易々として通過し、殊に此間に八代海相は海軍擴滿の爲め、大御所山本及び長老齋藤の兩氏を退かしめて世の喝采を博し、大隈內閣の勢威は實に隆々たるものがあつた。然るに之に反して政友會は、大正の政變に依り西園寺侯は政界を引退して黨首なく、山本伯との提携は世の同情を失し、剩へ收賄共犯の如くさへ見らるゝ惡評を受けて昔日の元氣がなかつた。こゝに於てか黨內には犬養氏の同志會に對して嫌惡たらざるを利用し、國民黨との合流を策するものあり、國民黨も又その實現を希望する傾きを示したのであつたが、遂に成功しなかつた。而して一方には又頻りに西園寺侯の復歸を懇請したが、その容るゝ處とならなかつた結果、六月十八日原敬氏を推して總裁に戴くことゝなつた。斯くて第三十五議會に臨んだのであつた。

第三十五議會

第三十五議會は十二月五日を以て召集せられたが、之に先立ち同月三日、大隈首相は衆議院各派代表を其官邸に招き、政府が此議會に提出せんとする二個師團增設案に對し、自から左の如く其方針を說明する所あつた。

增師案に關する說明

臨時議會以來、諸君に對して懇談の機會を得たき希望切なりしも、時局多端の爲め今日まで其意を果す能はざりしが、幸に今夕諸君と見えて、予の意見並に內閣の方針を披瀝するの機會を得たるは光榮とする所なり。時局は言ふ迄もなく未曾有の出來事にして、軍事上に於ては單に山東の一角に行動するに過ぎざるも、其の玆に至りし原因及び帝國の狀態は、全く世界的と云はざるべからず。故に此の戰爭に因つて生ずる變化は、必ずや世界を通じて著しきものあるべきは疑を容れず、されば我帝國としては此の千載一遇の機會を利用して、上下協力一致以て努力せざるべからざる時機なりと信ず。

政府は此度の議會に臨むに方り、內閣成立當時聲明せし如く、各種の計畫希望を有せしも、時局の結果は遂に此理想を實現する能はざるの遺憾に陷りたり。然れども政府は鬼も角も財政の根本方針に基き、引續き許す限り各種の整理を爲し、國家の爲め已むを得ざる事業は不滿足不充分ながらも之を實行することゝせり。近年色々の事情により幸に多額の剩餘金を得たれば、之を以て種々の計畫を實行せんとせしも、時局の爲め其大部分は、中止の已むを得ざるに立至りたるは誠に遺憾の次第なり。

茲に新に明年度より實行するに決せるものは增師の一事なり。元來增師問題は端を明治四十年に發し、爾來七個年の間懸案となりて今日に至れる問題にして、之が爲に政變を繰返したることもありたる位なるが、現內閣は外交國防の方面より愼重、研究の結果國政上一日も忽にすべからざるを認めたり。世間或は今日の場合一個年位延期すべしとの說ある如きも、一の師團を有功に完成するには十七個年の長年月を要する次第にて、若し國防の缺陷を今日忽にせば明日立所に回復するといふことは望むべからず。

又或は日露兩國の關係は益々親善に赴きつゝあるより增師の必要なしと論ずる人あるが如し。無論日露の關係は漸次改善せられたるは事實にして、尙將來も其方針に進むべく努力すべきは當然なれども、此の外交關係の如何に拘はらず國家の存立に必要なる國防は一日も緩うすからず。殊に外交の事たる朝に夕を測られざる今日の狀勢なれば、此關係より不必要を論ずるは早計の嫌ひあるを免れず。況んや我帝國は大陸國の一として而かも其隣邦たる支那は自國の威力を以て完全に領土の安全を保護するに於て動もすれば其力及ばざる憾みあり。爲に今後と雖も列國の勢力の支那國內に相錯綜し動もすれば外交の危機を醸す憂なしとせず。而して支那の領土保全極東の平和は我帝國從來の國是にして將來有時の場合此大責任を完うする位置に立たさるべからず。此事に顧みるも帝國は平和保持の爲に適當の武力を備ふる必要あるは言ふを俟たず。尙ほ日英同盟の如きも其基礎とする所亦實に帝國の實力の存するに因るものにして、一朝之を缺如するに於ては今日の同盟を永遠に保持することを望むべからず。故に此點よりするも實力具備の必要を知るべし。而して帝國は前述の如く一方大陸國の地位に立つと同時に、又海島國たるが故に、此大陸との連絡關係を保ち其使命を完うするが爲には海軍の必要を生ずるを以て、海軍計畫に就ても元より之が遺憾なきを期すべく、曩に臨時議會に一部の協贊を經たる所に基づき來る通常議會にも適當なる豫算の提出をなさんとする次第なり。

抑々先帝の大業の主なる目的は、世界に對立して盛んに經綸を行ふ事に存するは言ふまでもなき所にして、獨り此內閣のみならず苟も日本國民としては先帝の此大業を成就するに努むべきは當然なり。今日動もすれば世界に於て白人以外の異民族の勃興換言すれば我日本人の勃興に對し傳來的宗敎的の排擠嫉視の觀念は容易に拔くべからざるものありて、帝國の立場に取ては非常の不利益を見つゝあり。されば吾々は事ある毎に日本の文明、威信、名譽を發揮して此等の危險なる誤解を排するに努めざるべからず。今回の戰爭に就ては其の初め種々の誤解ありし如くなりしも、帝國の公明正大なる態度は中外に向つて大に此誤解を排除するに於て勘からざる功ありしことは之を認め且つ悅ぶ所なり。諸君の間にも政治上時々起る小問題に就ては不滿反對あらんも、今日の時局に對し帝國の使命を全うし先帝の遺業を大成する大目的に對しては、必ず所見を一にすべきことを信じて疑はず。

予は名を軍國に藉りて、其責任を免れ一致を强制するが如き事は斷じて望まず、前議會に於て予の擧國一致を强ゆるものに非ずとの言語に對し、意味の徹底を缺ける結果、一部に非難攻擊ありしも、予の精神は國民を代表する立法府の諸君の意志權能を充分に尊重して、其適當なる判斷を誤まらさるを信じ、一致を强うるものに非ずと云ひしなり。凡そ人事は誤解より無益の衝突を惹起すること多し。予は今夕此の重大なる機會に諸君と懇談し、互に意見の交換を爲し、此の誤解を避け、國家の爲め軍國の爲めに、卑見を披瀝するを得たるを悅ぶものなり。

右の二個師團增設案は、曩に彼の西園寺內閣を倒壞せしめた程の難問題であつて、當時之が爲めに政變に次ぐに政變を以てするが如き有樣で經過し來つたけに、一時其聲を潛めたとは云へ決して屛息したのではなく、陸軍は隱忍して機會を待つてゐたのであつた。而して山本內閣倒れて大隈內閣の之に代るや、特に臨時議會を開いて海軍補充計畫の一部を決定したので、陸軍側に於ても權衡上、增師の實行を熱望するは云ふ迄もなく、況んや時も時、歐洲戰亂の幕は開かれ、我國も亦たこれに參加せるに於てをや。軍部は此れを機會に素志を達成すべく、種々の理由を附して政府に要請したのであつた。されば大隈首相も直ちに其議を容れ、何の異議もなく閣議を通過したので、その理由とする所は右首相の說明する如き次第であつた。

議會召集に先たつ二日、同志會は大會を開催して左の宣言を決議した。

宣言

我黨は曩に第三十一回帝國議會に臨むに當り、立黨の本義及び綱領に遵由して、國政上急要なる政策十六項を議定し、銳意之が實行に務め、國民の信頼に辜負せざらんことを期せり。

本年四月大隈伯大命を拜して現內閣を組織するや閣僚多く我黨より出づ。我黨は玆に初めて平生の抱負を實現すべき機會に到達せり。是を以て我黨は極力現內閣を督勵して本來の主張を實行せしめんことを務め、又世界の變局に處して諸般の施設遺算なからしめんことを期せり。

前內閣の崩壞は其由來する所一にして足らずと雖も、海軍收賄問題は實に其主因たり。抑も此收賄問題を提げて國論を喚起したる者は卽ち我黨なり。現內閣が成立勞頭海軍の廓清に努め、帝國海軍の汚辱を一掃したるは我黨の主張を貫徹せるものなり。

帝國が獨逸に對し戰を宣したるは、日英同盟の義に依るや固より論なしと雖も、極東軍備の策源地たる靑島一帶の地より其勢力を根絕し、且つ東南洋の艦艇を驅逐したるは、帝國の威烈を顯揚し、東洋の平和を確保する所以の道にして、亦實に我黨政策の要義を實現せるものと謂ふべし。

國防問題は多年の懸案にして其解決は朝野の齊しく翹望して已まざる所なり。現內閣が新に防務會議を興し、帝國の地位並に責任に顧み、外交及財政の狀態に適應して陸海軍備の充實を計畫したるは時局に顧みて我黨の政策を實行したるに外ならず。

行政を整理し、政費を節約し、以て國民の負擔を輕減すると、彼の國庫剩餘金を利用し以て收支の出合を改善することは、兩ながら我黨本來の主張なり。是を以て現內閣は成立以來銳意其調査を進め、將に實行に着手せんとするに當り、偶々歐洲の大亂起り、延いて日獨國交の斷絕となり、帝國の財政に多大の變動を來し、爲に其實行を延期するの已むなきに至りたるは、我黨の深く遺憾とする所なり。事此に至りては時局終結の後を俟て善後の策を畫するの外なし。

但行政の整理と政費の節減は斷じて之を中止することを容さず。戰時の財政を料理するに於ても亦寓已むを得ざるものなり。故に現內閣は既に實行中に屬する大正三年度豫算に於ても努めて節約を加へ、數百萬圓の歲出を削減し、更に大正四年度に於ては大正三年度實行豫算に比し約一千六百萬圓の削減を敢行したり。今回の戰亂に際し財政の基礎は頗る鞏固にして軍國の急需に應ずることを得る所以のものは此政費節減の斷行と現內閣成立當初より我黨の政策を固守し、外債を募集することなくして、諸般の經營を爲すの計畫を定めたるとに職由す。

現內閣成立以來、未だ幾何ならずして我黨の政策は或は既に實行せられ、或は實行の緖に就きたるもの此の如く其れ多し。又政務官の設置、國產の奬勵、工場法の實施、治水資源の確定、航路補助金の遞減、豫備金の增加、簡易保險の官營等の如き、我黨の政策に屬する條件も、亦多くは來る第三十五議會の協贊を待つて之が實行を期せんとす。

今や陛下の稜威により、誠忠勇武なる我陸海軍は既に靑島を攻陷し、獨逸の勢力を東亞の大陸より掃蕩し得たり。然れども歐洲の戰爭は刻々其の範圍を擴大し、大勢は轉換して將に底止する所を知らざらんとす。是れ實に國民の擧國一致、奉公の誠を致すべきの秋なり。而して我黨は特に現內閣を援助し、此の難局に當り危機を料理せしむべきの地位に立つ。願みて責任の至重至大なることを感ぜずんばあらず。宜しく全黨一心、淬礪努力、以て帝國の威信を世界列國の間に宣揚せんことを期すべきなり。若し夫れ第三十五回帝國議會に於ける豫算案其他の諸案に關しては、我黨の綱領に遵由し議員總會の決議に一致す。

第四節　解散と總選擧

解散の理由

此議會に協賛を求めんが爲め、政府より提出せる大正四年度總豫算案は、大要左の如くであつた。

歳出入金額　歳入歳出總豫算額は各五億五千六百萬餘圓で、之を前年度の實行豫算に比較すると、歳入に於て二千八百萬圓、歳出に於て千四百萬圓を何れも減じたが、其差額千四百萬圓は卽ち前年度收入自然超過額である、而して此年度豫算案に計上せる新費用の特に最も重要なるものは、左の五點であつた。

國庫豫備金增加　從來第一、第二豫備金を合せ其額三百萬圓なりしを增加して八百萬圓とした。その理由とするところは、國庫剩餘金を恰かも豫備金の如く支出するを避けんとするに在つた。

二個師團增設　朝鮮二個師團增設費として大正四年度には經常費二十四萬圓、臨時費四十七萬圓を計上したが、今後七個年の間に臨時費として總額千二百萬圓を要すべく、その完成の曉には經常費として、年五百萬圓を要する。但し實際の經費は七百萬圓であるが、完成後には朝鮮派遣部隊費二百萬圓が不要に歸するを以て、之を差引いての計算である。

軍艦製造費追加　既定計畫を變更し豫算の編成換を爲したり、卽ち繼續事業として九千二百萬圓を計上し、初年度に於て二千三百萬圓を支出し、大型小型の驅逐艦各四隻、潛航艇二隻の建造を爲さんが爲めで、從來の計畫に對し約倍額の增加である。

電話擴張費　一千五百萬圓を五個年の繼續事業として此年度に於て三百萬圓を計上し、其他右維持費として八十一萬圓を支出せんとす。

國庫剩餘金　大正二年度剩餘金は一億三千萬圓であるが、內既に支出せるは大喪費百二十萬圓、海軍擴張費六百五十萬圓、臨時軍事費及事件費五千三百萬圓、其外事後承諾千三百萬圓、合計七千三百萬圓なるを以て、現在の剩餘金は五千七百萬圓で、之を夫々支出せんとするに在つた。

豫算案中、最も注目の的となつたのは、云ふ迄もなく例の增師案であつて、此議會に於ける最大問題であつた。されば議會いよ〳〵開かれて、豫算案が同委員會の審査に附せらるゝや、同問題に關しては先づ第一に政友會が反對した。而して其の理由とするところは今や歐洲の戰亂は酣にして、その結果軍政上大に革新を要すべきもの少しとせざるべく、加之列强形勢の變化は、我邦四圍の狀況に重大な變化を及ぼすものと見なければならぬ。而して增師の事は假りに將來に於ても變化なしとするも、二個師團の繼續費は七ケ年に亘り、而して其師團編成の全部完了は、十數年の後に於て始めて見るべきものである以上、歐洲戰亂の經驗を待つて取捨決定するの餘地なき理のあらざる筈は絶對にあり得ないと云ふにあつた。こゝに於てか豫算委員會に於ては、大多數を以て該費用を削除するに決し、同月二十五日委員長之を議場に報告するや、國民黨の犬養氏は其報告中增師計畫の削除のみに贊成し、其他に對しては別個の修正說を述べ、片岡直溫氏は原案維持を主張し、次で田川大吉郎氏も原案贊成說を述べた。元田肇氏は委員長の報告に贊成して、政府に增師計畫の撤回を報告し、大石正巳氏は之に對して原案維持說を述ぶる所あつた。

その他尙ほ原案贊成側より早速整爾氏、反對側より鈴木梅四郎、鵜澤總明兩氏各演說し、最後に岡陸相及び大隈首相登壇して、原案維持の爲めに說くところあり、玆に討論終決の上、記名投票を以て採決した結果、增師案を可とするもの百四十八、否とするもの二百十三、卽ち六十五票の差を以て增師案は遂に否決されたのであつた。而して政友會は更に多數を恃み、造艦新計畫案に對しても、增師案に對すると略同一の理由を以て反對したのであつたが、國民黨は最初より黨議を以て原案贊成說を執つたので、政府原案を可とする者百八十四、否とするもの百七十七、卽ち七票の差を以て玆に同案は可決した。

政府は此日、卽ち十二月二十五日、衆議院に於て增師案の否決せらるゝや、玆に最後の手段に出づるの已むなきに至り、直ちに解散の手續を取り同日詔書は降つて、衆議院は解散を命ぜられたのであつた。而して政府は解散と同時に、直ちに其理由書を發表したが、其文中より主要の點を拔錄すれば左の如し。

——歐洲の戰局は漸次擴大して底止する所を知らず。宣戰終局の目的を達するは、前途尙其だ遼遠なるものあり。乃ち國民は宜しく聖旨を奉戴し和衷協同、以て此の有史以來未曾有の大變に處し、國運の上進を計るべき秋なるに拘らず、衆議院の多數は黨爭是れ急にして、殆んど時局の大事を念はず、强ゐて波瀾を平地に起し徒らに言辭を弄し、甚しきに至りては戰爭の目的の何れに在るやを疑はしめ、出征の將卒をして疑懼を懷かしむ。加之、凡百の構言却つて一も內閣に失政の跡無きを顯はすに過ぎざるや、竟に何等明確の理由なくして、衆議院に於て豫算案に多大の削減を加へ、國防の充實、財政の整理その他國家の重要政務をして遂行するに由なきに至らしむ。

抑も國防問題は、國家多年の懸案に屬し、從來當に此が實行を見るべくして而して今日に至れり。現內閣は玆に鑑みる所あり、帝國の地位に顧みて國防の基本を定め、外交財政及び其他の方面に亘りて、その調節を計るを先務と認め、先に防務會議を起して愼重審議之が解決を得、更に內閣に於て十分の攻究を經て、以て成案を今期議會に提出するに至れるなり。而して國際間の狀況は、今日を以て最も之が實行の好機となすのみならず、四圍の形勢は帝國々防の充實、眞に一日を緩うすべからざるを示せり。然るに衆議院の多數は之を思はず、漫りに辭柄を設けて、此の國家百年の大計を放擲して憚らず、財政は最近膨脹せる計畫の後を承けて、之が緊約を急とするの秋に在るは一般の均しく認むる所なり。殊に一方に低利の公債を償還しながら、他方に高利の公債を募集するの不利を避け、既存公債の信用を維持するは、目下竝も切要の事となす。

而かも衆議院の多數は、粗漫の計を以て杜撰なる計畫を續行せんとす。其他時局に必要なる臨時軍事費及び經濟界救濟の諸案をして成立に至らしめず、內閣の根本政策亦た之を一括非認し去つて顧みる所なし。熱々其の爲す所に就て其の志の存するところを揣るに、此等衆議院の多數は、國政を擧げて政爭の犧牲となし、一にその私を遂げんとするものにして、國家の進運と國民の福利と、而して帝國將來の地位とに關しては、實に初めより全く眼中に置かざるものと謂ふの他なし。その甚しきに至つては、政府の外交に關し無根の說を捏造し、恰も帝國の地步を進むるを好まざるもの、如く、帝國の體面を毀損して憚らず。現內閣は此の如きを目して、眞に國民多數の意志を代表せるものと認む能はざる也。

專任內相の決定

議會解散による總選擧は、翌大正四年三月二十五日を以て行はるゝ事となつたが、是より先き政府は專任內務大臣の決定を必要とし、一月七日左の辭令を見るに至つた。

任內務大臣　農商務大臣陸軍步兵中尉正三位勳一等子爵　大浦兼武

任農商務大臣　勳三等　河野廣中

免兼官　內閣總理大臣兼內務大臣　伯爵　大隈重信

初め大隈伯の組閣に方り內相の椅子は大浦子をして當らしむることに內定してゐたのであつたが、尾崎氏等が切りに異議を唱へた爲め、已むを得ず之を變更し、大浦子を農商務の椅子に据へ、首相自から內務大臣を兼任したのであつた。是に就て大正政局史論中には「柱の沒後同志會には幾許の波瀾あり、內艱ありたるも、大浦は急流中の砥柱として、踏み堪へたり。されば大隈が其事情を加藤を以て大浦に通ずるや、彼は言下に快答して曰く、今日の策は、唯だ一刻も速に內閣を成立するにあり。もし閣椅配布の都合上、予が入閣を不利とせば、予は甘んじて閣外に在りて、犬馬の勞を效さん、若し予の入閣を必要とせば、其の椅子の如きは、首相の意に一任せんと。此の如くして內相の椅子は、當分大隈自から預ることゝなり、以て其の組織を了したり。吾人は大通なるべき尾崎の野暮なるに引換へ、野暮なるべき大浦が如何に大通な

りしかを見て、實に人は見掛けにもよらず、世評にも寄らぬものと思ふ也。」と評してあつた。而して今や大浦子をして、最初の豫定の如く内務大臣たらしめねばならぬ時機は到來したのであつた。

斯くて政府は一月二十二日を以て、地方長官を召集して會議を開き、大隈首相より議會解散の理由を說明して、臨時總選擧に關する訓示をなし、次で大浦内相よりも選擧取締に關する方針を詳細に訓示する所あつた。尙ほ内相は同月二十六日、各府縣警察部長を召集して同じく選擧取締に關する訓示を與へ、警察局長よりも右取締に關する事項を指示して詳細の說明をなし、又司法省に於ては二月一日檢事正會議を召集し、尾崎法相及び平沼檢事總長より、選擧取締に關して各々訓示する所あつた。

同志會總務大石正巳氏が政界を隱退したのも此時であつたが、氏が總務辭任のことを同本部に申出でたのが、偶々河野氏入閣任命の翌日であつた爲、氏の心事を忖度する者は是を以て或は氏が密かに内相たらんと希望しつゝあつた事の水泡に歸せしが故と云ふが如き蜚語を放つに至つたが、大石氏の引退は必ずしも此時に決意したのでなく、數ケ月以前より既に其意を洩らしたのであつた。隱退の事發表後大石氏の新聞記者に語るところに曰く「予が隱退の理由として語るべき何物もなし、たゞ過去六十年間失敗の夢を辿り、夢中に夢を見又夢を語りたるに過ぎざることを自覺したり。卽ち今の大石は殘骸の大石なり、骸骨能く何をか爲さんや。殊に思ふは男子事業を爲す四十前後を限度とす。六十の老耄は何事をも爲すに堪えず、仍つて余は玆に寂滅頓死せるもの也。」云々と。要するに大悟徹底せりとなす禪的行爲に過ぎなかつたのであつた。

大隈伯後援會

新年に入つて以來漸次日を經るに隨ひ、所謂選擧氣分は全國に漲り、大隈伯が八十の老軀を提げ大任を荷ふて起てるに同情せる天下の人氣は、頗る政府黨に利があつた。殊に大隈内閣の成立當時、早稻田學園の關係者によつて組織せられた大隈伯後援會は、老伯に對する一般の人氣の旺んなるにつれて、勢ひその範圍を擴大し必ずしも同學園門下の人々のみでは無くなつて仕舞つた。されば後援會の當事者も自然此の勢ひに引かれ、遂に全國に檄を飛ばし二月十七日、上野精養軒に於て大隈伯後援茶話會を開催するに至つたが、當日會するもの早稻田學園關係者の外、政府與黨の幹部及び前代議士その他各地方黨員を初め内閣各大臣（陸海兩相を除く）高等官の一部、東京府知事及び同市長、東京府市會及び各區議員、東京商業會議所議員、實業組合員、取引所員及び仲買人等を網羅し其數二千名に達した。席上若槻藏相及び尾崎法相をはじめ其他數氏の演說あり、最後に大隈伯は嵐の如き拍手に迎えられて壇上に起ち、政友會の橫暴を大に難ずる所あり、我が學園一萬の校友、全國に散じて之を呪はゞ其聲雷霆の如くならん、我輩は我等の同僚を扶けよと云ふにあらず、此の國家非常の秋、國家の爲めに我政府を援けよと云ふなり、と結んで壇を下るや、歡呼の聲は滿場を搖がすばかりであつた。

而して翌十八日、後援會は更に早稻田の伯邸内に集會を開き、時弊を救ふべく大隈内閣の援助せざる可らざる所以を述べたる宣言書の外伯の政策に贊成する候補者は其の政派の所屬如何を問はず、極力之を援けて其當選を期すとの決議を爲したのであつた。されば大隈伯後援會は、此の總選擧に於て實に侮るべからざる一大勢力を示し、同會の名を標榜して候補に立ち、その聲援を借りし者又少くなかつた。然しながら是れ畢竟するに大隈伯其人の人氣の然からしむる所であつて、伯が早稻田に於ける三十年の蓄積の發散であつた。之に比すれば政友會の原敬氏の如きは、殆んど言ふに足らなかつた。單に其黨の總裁と云ふだけであつて、一般人には畏敬は勿論、何等の好感、何等の同情もなかつた。されば一般大衆は氏に對しては全く風馬牛であつた。況んや其黨として陣頭に振りかざすべき鮮明の旗幟なく、大衆を吸引すべき何物も存ぜざるに於てをや。

激甚なる選擧戰

選擧期日の切迫すると共に、全國各地に亙つて競爭は益々激甚となり、各候補者は何れも寧日なかつた。而して反對黨たる政友會に於ては

大隈內閣を以て官僚政治の實現なりと稱し、今次總選擧の結果は官僚政治と憲法政治の岐るゝ所、憲政の興廢眞に此の一擧にありてふ極めて長文の通牒を全國各支部及び、各候補者に發送して必死の努力を促す所あり、黨を擧げて攻むるよりも守ることに其の全能力を傾け盡したのであつた。殊に政友會は其地盤を以て由來鐵石の如く鞏固なりと自ら誇り來つた所であつたし、且つ亦た同志會を目するに常に烏合の衆と惡罵し來つた手前もあり、此一戰に慘敗せば何の面を以て天下に對すべきやの感が深かつた爲め、その選擧事務の如きも總裁直轄と爲し、以て必死の意氣を示したのであつた。されば之に對する同志會を初め大隈伯後援會其他は益々白熱して各地に火花を散らしたので、此の選擧は殆んど稀有の盛觀を呈するに至つた。大隈伯の如きも八十に垂んとする老軀を挺して、自から各地に遊說し其の通過する沿道各驛に於て、乞はるゝまゝ車窓より演說をなせるが如き、伯にあらずんば到底爲し得ざる所であつた。同時に又この總選擧以外、到底他に見られなかつた盛觀でもあつた。

同志會の大勝

斯くて總選擧は豫定の通り三月二十五日を以て擧行せられた。而して開票の結果は、同志會の當選者は百五十名に上り、之れに比して、政友會は辛うじて百五名の當選者を出したに過ぎなかつた。而かも大隈伯後援會及び中正會所屬の者を加ふれば、政府の與黨は二百餘名に達し、議會に於ける絕對多數を占むるに至つたのである。之を數字に示せば左の如くであつた。

總選擧結果	解散當時
同志會　一五〇	九五
政友會　一〇五	一八四
後援會　二七	—

無所屬	三三
國民黨	二七

卽ち政友會は其候補者の約半數が落選となつたので、而かも其中には京都郡部に於ける奧繁三郎、埼玉では柏谷義三、金澤市中橋德五郎氏の如き絕對確實の折紙付き候補者が、共に枕を並べて落選したのみならず、千葉に於ては鵜澤總明、石川縣の郡部に於ける戸水寬人、山口縣郡部に於ては大岡育造等の諸氏亦た悉く落選したので、同黨本部は殆んど色を失ひ茫然たる有樣であつた。投票間際に於ける政友會の豫想は百五十名を下らざるものと信じたるが如くであつたが、政府筋の豫測は政友會百二十名、同志會百五十二、三名前後と云ふに在つた。而かも開票の結果は同志會は大差なかりしも政友會は政府筋の豫測さへも裏切り、僅かに百五名に過ぎなかつたのは如何に同黨が民衆に飽かれ、國民の信望を失つたかゝ判る。あはれ四ヶ月前までは二百餘名を有して、絕對多數を誇り橫暴を縱まゝにして、驕慢火の如かりし政友會も、今は無慘にも地に敗れて空しく昔日を夢むるに過ぎざる狀態と化して仕舞つた。こゝに於てか狼狽と失望とは怨嗟となり呪ひとなつて、政府に選擧干涉の事實ありと叫ぶに至り、大浦內相に向つて報復手段に出づべく期したのであつた。

所謂對支二十一個條

大隈內閣が總選擧前後に當り、支那に向つて交涉事件を開いたことに就ては、政友會は口を極めて非難し、總選擧後は議會に於て是の事を問題としたが、政府が支那と交涉を開始するに至つた意圖は、日獨戰爭の善後を計ると共に日支兩國の親善關係を增進し、東洋永遠の平和を保持せんとするを以て眼目としたに外ならないのであつた。されば政府は此の理由の下に一月十八日、左の諸件を支那に要求したのである。

第一、山東省に關する件

一、獨逸が山東省に關し條約その他に依り、支那より獲得したる一切の權利々益讓與等の處分に付、帝國政府が獨逸政府と協定すべき

一切の事項を承認する事

二、山東省内若くは其の沿岸島嶼を他國に譲與、又は貸與せざることを保證する事

三、芝罘又は龍口と膠濟鐵道とを連絡すべき鐵道の敷設を帝國に許與すること

四、支那政府自ら山東省の主要都市を外國人の居住、貿易の爲に開放する事

第二、南滿洲及び東部内蒙古に關する件

一、旅順大連租借期限並に南滿、安奉鐵道に關する各期限を更に九十九年延長する事

二、日本人に對し各種商業上の建物の建設、又は耕作の爲め必要なる土地の賃借權又は所有權を許與すること

三、日本人が居住往來並各種商工業及其他の業務に從事するを許すこと

四、日本人に對し特に指定せる鑛山採掘權を許與すること

五、他國人に鐵道敷設權を與へ又は鐵道敷設の爲他國より資金の供給を仰ぐとき並に諸稅を擔保として借款を起すときは豫め帝國政府の同意を經べきこと

六、政治財政軍事に關する顧問教官を要する場合には帝國政府に協議すべきこと

七、吉長鐵道の管理經營を九十九個年間日本に委任すること

第三、漢冶萍公司に關する件

一、日本國資本家と同公司との密接なる關係に顧み本公司を適當の機會に日支合併と爲すこと並に支那政府は帝國の同意を經ずして公司に屬する一切の權利財產を自ら處分し又は公司をして處分せしめざるべき旨を約すること

二、日本資本家側債權保護の必要上支那政府は本公司に屬する諸鑛山附近の鑛山には公司の承諾を經ずして之が採掘を公司以外のものに許可せざるべき旨並に其他直接間接公司に影響を及ぼす虞ある措置を執らんとする場合には先づ公司の同意を經べき旨を約すること

と

第四、一般沿岸島嶼の不割讓に關する件

支那沿岸の港灣及び島嶼を他國に譲與又は貸與せざるべき旨を約すること

第五、懸案解決其他に關する件

一、中央政府に政治財政及び軍事顧問として有力なる日本人を傭聘すること

二、支那内地に於ける日本の病院寺院學校に對し、土地所有權を認むること

三、必要の地方に於ける警察官廳に日本人を傭聘すること

四、日本より一定數量の兵器の供給を仰ぐか、又は支那に日支合辨の兵器廠を設立し、日本より技師及び材料の供給を仰ぐこと

五、武昌九江南昌線とを聯絡する鐵道及び南昌杭州間、南昌湖州間鐵道敷設權を帝國に許與すること

六、臺灣との關係、福建不割讓の關係に顧み福建省に於ける鐵道鑛山港灣の設備（造船所を含む）に關し、外資を要する場合には先づ日本國に協議すべきこと

七、支那に於ける日本人の布教權を認むること

所謂「二十一個條の要求」とは卽ち是れであつた。而して交涉は北京に於て彼我の間に開始せられ、回を重ぬること二十有五、三ケ月に亙つたのであるが、右事項の内、山東省に關する件に就ては支那は大略承諾の意を表した。然しながら南滿洲に關する居住及び土地に關する問題及び、前記第五項に列記せる諸問題等に就ては、他國との條約に牴觸すると爲し或は國家主權に害ありと云ひ、我が要求を容るゝ模樣なく到底圓滿な解決を望み得ざる狀勢を示したので、帝國政府は遂に多大の讓歩をなし、四月二十六日を以て修正案を支那政府に提出したのであ

つた。右案の要領は左の如し。

第一、南滿洲及東部內蒙古に關する件より東部內蒙古を除き左の通り修正す

（イ）日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業經營上必要なる土地を賃借又は購買することを得

（ロ）日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し、各種の商工業及其他の業務に從事することを得

（ハ）前二項に關し日本國臣民は例規に依り下附せられたる旅券を地方官に提出し、登錄を受け且日本國領事官に於て承認したる警察法令に服從し同じく其の承認したる課稅に服すべし、民刑訴訟は日本人被告たる場合には日本國領事官に於て又支那人被告たる場合には、支那國官吏に於て之を審判し、互に員を派し臨時傍聽することを得

但し土地に關する日支人間の民事訴訟は、支那國の法律慣習により日本國領事官吏に於て共同審判すべし、又將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は、完全に支那國法廷に於て審理すべし

第二、東部內蒙古に關する件

（イ）該地方に於て日支兩國臣民合辨に依り、農業又は附隨工業の經營をなすを允許すること

（ロ）支那政府が將來該地方に於ける鐵道に關し、又は各種課稅を擔保として外國より借款を爲さんとするときは先づ日本に商議すること

（ハ）開放地を增設すること

第三、滦冶滦公司に關しては支那政府は

（イ）他日同公司と日本資本家との間に、合辨の議成りたるときは之を承認すべく（ロ）同公司を沒收せざるべく（ハ）關係日本資本家の同意なくして同公司を國有となすことかなるべく（ニ）日本國以外より外資を公司に入れしむることなかるべきことを約束

すること

第四、支那沿岸不割讓の件は、支那政府案の如き聲明をなすこと

第五、其他の諸點に關しては、左記の各項を記錄に留め置くこと

（イ）支那政府は將來必要の場合に日本人を顧問に傭聘すべきこと

（ロ）日本人支那內地に於て學校病院を建設する爲土地を租借又は購買せんと欲するときは中央政府之を允許すべきこと

（ハ）支那政府は他日其陸軍武官を日本に派し日本軍事當局者と直接兵器購入又は支那に於ける日支合辨兵器廠設立のことを協議せしむべきこと

（ニ）南支地方鐵道敷設權に關しては他國に於て故障なきこと明なるに至りたる場合には必ず之を日本國に許與すべく又別に日本國政府に於て本件に關係ありと認むる他國との間に直接協議すべきに付其間本件鐵道は何れの國へも許與せざること

（ホ）日本人布教種の問題は之を他日の商議に讓ること

第六、警察合同に關する件は之を撤回す

第七、福建省に關しては支那政府は其沿岸に於て造船所軍用貯炭所若は海軍根據地を設け、又は其他の軍用上の施設を爲すことを何れの國にも許さざること及び、外國の資金により該省沿岸に同樣の施設をなさゞる事を何等かの形式に於て約束する事

然るに支那政府は右の修正にも同意せず、五月一日に至り更に我が修正案に對する再修正案を提出し來り、之を以て最後の決定なりと聲明した。而して此の支那政府の修正案は、南滿洲に關しては日本人の未開放地に於ける居住、營業及び土地賃借權を認めたが、永租權を許與することを拒み、且つ支那の警察法規に服從し支那人と同樣の各種稅課を納め、土地に關する爭議に就ては日支人間は勿論、日本人相互間の訴訟と雖も總て支那官吏の審判に服すべし等の條件を要求し、東部內蒙古に付ては同地方の範圍を限局し、我要求の主眼たる日支合辨の農業及

び附隨工業の經營を承認することを承諾せず、且つ之と同時に膠州灣租借地の無條件還付及び日獨媾和會議に於ける支那政府參加の承認を求めたのみならず、日獨戰役に依つて生じた損害の全部を日本に於て負擔すべき旨及び、同戰役に於ける日本軍の軍事的施設の卽時撤廢、占領地守備兵の至急撤退を要求し、更に前揭の我が修正案中第五の全部を拒絕したのであつた。

こゝに於てか我政府は同月二日、臨時閣議を開き凝議する所あり、翌三日元老の參集を煩はして其意見を質し、最初は閣議と元老間との意見に多少の杆格を見たが、更に議を續けた後意見一致するに至つたので、御前會議となつた結果、同月六日支那に對して最後通牒を發し、回答の期限を同月九日午後六時迄とした。右最後通牒の要旨は

支那政府の情意を酌み、我修正案第五の各項は本交涉と引離し、後日更めて協商することを同意するも、同政府に於ては帝國政府交讓妥協の精神を尊重し、更に愼重なる考慮を加へ、我修正案に對し速に承諾の意を表すべきことを勸告すると云ふに在つた。而して政府は此の通牒と同時に、在支帝國領事に對し訓令を發すると共に、又陸海軍に對し重要命令を傳へて準備を完くしたのであつたが、右通牒の未だ正式に支那政府に交附せられざるに先だち、同國政府は早くも非公式に之を知るや、直ちに應諾の議を定め、正式に該通牒を受領すると同時に要求應諾の回答を我れに寄するに至り、斯くして此の交涉事件は局を結んだのであつた。唯だ支那の常套手段たる排日排貨の宣傳が此機會に行はれ、我が最後通牒を發せる五月六日を以て國耻紀念日と稱する如き有樣であつたので、反對黨は之を以て政府を糺彈すべしとなし、其聲を大にして對支外交失敗を叫び、銳意國論の煽揚に努めたのであつた。

第五節　第三十六議會

同志會の宣言

總選擧後の特別議會たる第三十六議會は、五月十七日を以て召集せられたが、同志會は右議會の召集に先だち大會を開き、左の宣言書を決議發表した。

宣言書

今玆に第三十六回帝國議會の劈頭に臨み、我黨は更に復、我黨の態度を聲明するの必要に會せり。

大隈內閣の政綱政策は概ね我黨由來の主張と吻合するを以て、夙に我黨之を扶け其施設經營をして機宜に適し蹉跌なからしめんことを期し、前回の大會に於て旣に詳に此旨を宣明し、今日に至るも亦固より渝る所なし。

昨年十二月現內閣の時務に緊切なる政策を揭げて第三十五回帝國議會に臨むや我黨は友黨と相共に之を援助したり。然るに反對黨は私情に驅られて國家の公事を忘れ徒に多數を恃みて强ゐて之に反對し以て國家必須の施設を阻止せり。是に於て內閣は大政輔弼の重責に鑑み之が解散を奏請して以て國民の公論を總選擧に問ふの已むを得ざるに至れり。而して本年三月を以て行はれたる總選擧の結果は最も明快に現內閣の政策と我黨の主張とが擧國の公論に一致することを實證せり。此に至りて我黨の責任は更に一層重且大を加へたり。如今我黨は奮て宿昔の主張を貫徹し、以て國家の進運に資し國民の輿望に對へざるを得ず。

帝國は曩に日英同盟の誼に依り東洋に於ける獨逸の勢力を海陸に驅逐し、次で支那政府と東洋平和の方策を協商したるに、彼は帝國の要

求を拒み一時國交をして斷絶の危機に頻せしむるに至れり。然れども公明なる帝國の誠意と適切なる現內閣の折衝とに依り彼れ終に我要求を應諾し日ならず條約の締結を見んとす。是れ曾に積年の懸案を解決したるのみならず、兩國の親交を鞏固にし東洋平和の基礎を確立するものと謂ふべし。唯夫れ支那をして帝國の誠意を諒解せしめ輔車唇齒の誼を全うせしむるは繫りて今後國民の努力と政府の施設如何に待つ。是れ我黨の更に大に獻替に努めんとする所なり。歐洲の天地に在りては戰局は益々擴大し終熄の期何れの日に在るやを知らず。帝國亦其禍中に在り、國家の前途寔に多難ならずとせず。此間に立ちて帝國の地歩を列强の間に占め國利を進め國威を揚げ東洋の平和を保持し世界の文明に寄與せんと欲せば擧國協心戮力以て事に當らざるべからず。我黨の精神は此に在り、我黨は既定の方針に遵據し國防及財政の未了問題を本期議會に解決し國運開進の途に橫はる荊棘を一掃せんことを期す。

政黨は憲政運用の機關にして國政の改善を目的とするは言を俟たず、故に我黨にして苟くも國家の公益を忘れ、黨派の私利を營むが如きあらば、是れ政黨の要義を沒却するものにして、國民の信用立所に去らん。彼れ反對黨の總選擧に於て大收を招きたる所以のもの他なし、彼等長く政權を擁し、黨派の勢力を扶植するに急にして、國家の利害を等閑に附したるが爲めならずんばあらず、我黨は前車の覆轍に鑑み、驕怠を愼み專恣を戒め、謙抑公平友黨と和衷し立憲の本義と我黨の綱領とに遵由し、一に國利民福の增進を念とせんことを要す。

當時に於ける各政派の情勢は總選擧の結果、政府與黨は同志會、中正會及び無所屬團を併せて二百四十一の絶對多數を占め、前議會當時と全くその地位を顚倒した。而して大隈伯後援會に擁立されたる當選議員は、議會召集前に當り無所屬議員の多數と同して「無所屬團」なる一團體を組織したのであつた。各派の議員數を示せば左の如し。

同志會	一五一（前議會解散當時　九五）	
政友會	一〇四（同上　一八四）	
國民黨	二七（同上　三二）	
中正會	三六（同上　三六）	
無所屬團	五七	—
無所屬	六（同上　三三）	

この議會の劈頭、衆議院の正副議長は候補者選擧の結果、議長に島田三郎氏、副議長に花井卓藏氏何れも當選任命を見た。尙ほ全院委員長には大村和吉郎氏（無所屬團）當選し、豫算委員長には片岡直温氏（同志會）決算委員長には大津淳一郎氏（同志會）懲罰委員長には（森田茂氏（中正會）請願委員長には肥田景之氏（無所屬團）等互選せられ、全部政府與黨の占むる所となつた。

豫算案の論議と責任支出問題

政府が此議會に追加豫算として提出した財政計畫の中、一般會計に於ける

參政官副參政官設置に要する經費	六萬六千餘圓
地方行政監察制度設置に要する經費	一萬六千餘圓
二個師團增設に要する經費（七個年繼續）	千百九十八萬圓（內大正四年度經常費二十四萬餘圓、同臨時費四十七萬餘圓）
軍艦製造費（二個年繼續）	千七百五十二萬餘圓（內大正四年度分七百四十三萬圓）
鐵道資金貸付金	帝國鐵道特別會計法に改正を加へ、一般會計より年額二千萬圓を貸付けんとする計畫

國債整理基金特別會計法に改正を加へ、從來の償還額五千萬圓中より二千萬圓を減じ三千萬圓とする事、卽ち前記の鐵道資金貸付金二千萬圓は之に充當するものとす。

等の費目に對し政友會及び國民黨は反對說を唱へ、國民黨は右の中製艦費を除くの外は政友會と同一態度を執つて、之が削除說を主張し相

共に本會議に於て大に論議を盡したが、小數の爲め成立せず、豫算案は總て原案通り決定した。

豫算案に次で論議されたものは、責任支出問題であつた。この責任支出額は前年來の經常臨時を合せ約八千三百萬圓であつたが、右の支出は何れも豫算編成當初に於て、豫想し得ざりし不時の事件の爲めであつて、眞に已むを得ざるものゝみであつた事は云ふ迄もない。然しながら反對黨は罹災救濟費及び米價調節の件を初め、港灣及び水道補助の如きを責任支出としたのは不當であるとして、經常部に於ける責任支出額六千五百餘萬圓の中、四千八百餘萬圓に對して承諾を與ふべからざるものとし、之に對し與黨は悉く是れ必要已むを得ざる支出たる事を主張して、大に論爭する所あつた結果、反對黨の議は少數にして成立せず可決となつた。

而して反對黨たる政友會は、總選擧に惨敗せる怨みを何等かして晴らさんとするものゝ如く、此議會が短期の特別議會たるにも拘はらず、內相彈劾決議案に次ぐに內閣不信任案及び議長不信任案、等を頻發したのであつたが、何れも小數の爲め否決せられ、政府は懸案の增師案を解決し第三十六議會は無事六月九日を以て閉會を告げた。

參政官等の任命

政府は客年十月官制を改め、各省に參政官及び副參政官を置くの制を布いたのであつたが、之に充つべき經費なく空位のまゝ經過し來つた所、其經費豫算は臨時議會に於て協贊を得たので、七月二日左の如く其任命を見るに至つた。

外務省參政官　安達謙藏
內務省參政官　下岡忠治
大藏省參政官　濱口雄幸
陸軍省參政官　眞鍋嘯
海軍省參政官　早速整爾
司法省參政官　田川大吉郎
文部省參政官　桑田熊藏
農商務參政官　町田忠治
遞信省參政官　藤澤幾之輔

同副參政官　田中善立
同副參政官　關和知
同副參政官　大隈信常
同副參政官　坪井九八郎
同副參政官　荒川五郎

大浦氏の瀆職事件

玆に端なくも內相大浦子の瀆職事件が起つた。當初大浦氏がその非違を率直に承認し、自から責任を明かにしたならば、或は問題は議會內で終つたかも知れなかつたが、さうで無かつた爲め遂に政友會の村野常右衞門氏をして、大浦子に一萬圓收賄事實ありとして告發せしむるに至り、法相尾崎氏は大浦子に向つて其處決を勸告する所あつたが、大浦子は省みて予に何等疚しき點なし、司直官にして糺明せんと欲せば糺明さるべしと答へたと云ふ事實が、果して眞なりや否やは知らされど、檢事局は右告發を受理し取調べを進めた結果、其收賄事件と關聯して第三十五議會解散の主因となつた增師問題に付、大浦子が黃白を散じて政友會中の若干議員を買收せる瀆職事件が曝露さるゝに至り、六月廿八日代議士白川友一及び板倉中兩氏の拘引されたのを第一着とし、七月廿八日には衆議院書記官長林田龜太郎氏の收監せらるゝあり、拘引せられた議員は左記の數に上つた。

白川友一　板倉中
根岸峴太郎　太田直次
高津仲次郎　水間此農夫
增田穰三　日向輝武
關信之介　濱名信平
村井善四郎　武市庫太

長谷川敬一郎　濱田政壯　高鍋篤郎　森川源吾

吉田虎之助

而して豫審決定書に示された事件の大要は、大浦子が增師案の通過を圖らんが爲め、四萬餘圓を林田龜太郎氏に附託し、同氏の手より直接間接に前記の議員に贈賄し、尙ほ板倉氏に對しては別に金一萬圓を大浦子より直接交付したものであつた。要するに大浦子は彼の增師案を如何にしても通過せしめんとし、遂に其手段を問はなかつた結果、自から同案の犧牲たるに至つたのであつたが、最初村野氏の告發したのは曩の總選擧に方り、大浦子が丸龜市の候補者白川友一氏の爲め其反對候補者を引退せしめ、林田龜太郎氏の仲介に依つて白川氏より金一萬圓の贈遺を收受したと云ふ事實だけであつた。然るに司直の活動によつて右の議員買收事件が曝露せらるゝに至つたので、內閣に於ては其報告に接するや直ちに臨時閣議を開いた結果、大浦內相は辭表を提出し同月三十日依願本官を免ぜられ、內務大臣は首相兼任となつた。而して大浦子は之と同時に總べての公職を辭し、家督を其嗣子に讓つて隱退したのであつた。

加藤、若槻氏等の辭職

大浦子の職を去つて政界を隱退するに至るや、外相加藤高明氏は獨り大浦氏のみが責任を負ふべきに非ず、大隈內閣が共同に其責任を負擔すべきものなりと爲し、連帶責任を强調して總辭職を主張したが、法相尾崎行雄氏は極力之に反對して大隈首相を動かし、容易に之に耳を借さなかつた。然しながら加藤氏の條理ある主張に對して、大隈首相も遂に同意せざるを得ず、七月三十日各閣僚と共に辭表を捧呈したのであつた。

こゝに於てか元老會議は開かれ凝議の結果、內閣の留任を勸告することに決し、其旨奏上に及んだので大隈伯は優渥なる御諚を拜し、遂に留任することゝなつたのであつた。然しながら加藤高明男は大浦子一人を去らしめて留任するを屑とせず、若槻藏相、八代海相と共に挂冠して閣內を去り、之と同時に鐵道院總裁仙石貢氏、大藏次官濱口雄幸氏、外務政務次官安達謙藏氏、同副參政官鈴置倉次郎氏、內務省參政官下岡忠治氏及び文部省參政官桑田熊藏氏等も亦た共に其職を辭したのであつた。

是より先き內閣留任と決するや、大隈首相は前記加藤、若槻、八代三氏の辭意固くして到底、飜すべからざるものありしを以て、其の補充をなすと同時に閣員中二三の更迭を行ひ、八月十日その親任式は行はれた。新任及び更迭左の如し。

任內務大臣　文部大臣法學博士　一木喜德郎

任大藏大臣　遞信大臣　武富時敏

任海軍大臣　海軍中將　加藤友三郎

任文部大臣　法學博士　高田早苗

任遞信大臣　箕浦勝人

（附記）大隈首相の外相を兼任したのは、當時駐佛大使石井菊次郎男を外相に推薦し其內諾を得たるも、その歸朝まで若干の時日を要するが爲めであつた。而して十月十三日、同男の歸朝するや卽日外務大臣に任ぜられ、首相の兼官は免ぜられた。

而して右新大臣の親任式を行はせられた當日、大隈首相は都下の新聞通信社主幹を其官邸に招き、留任の事情に關して左の如く辯明する所あつた。

過日突發したる不祥なる事件に關聯し、內閣にては總辭表を捧呈し、去三十日より今朝まで謹愼の身なりしが聖上の厚き思召に依り本日謹愼解除となり、且つ新大臣を迎へたる爲め玆に諸君を招待し懇談の機會を作りたる次第なり。此の招待は諸君に縋りて內閣の態度に對し贊同を强ゐんが爲にはあらず、只賢明なる諸君の判斷に訴へ公正なる判斷を乞はんとの微衷に外ならず。抑々內閣が一旦辭表を捧呈したるに拘らず改造留任に決したるは、現下に於ける內外の情勢其更迭を許さずとの　聖上の厚き思召に依りたるものなり。熟々今日の內外の情

勢を考ふるに、歐洲の大亂は今尚交戰酣にして、何れの時に終了すべきか殆ど不明なり。我國は今現に干戈を取り居るにあらされど、宣戰の詔勅に從ひ今日に於ても交戰國の一員たること勿論なり、今日の交戰時期より今後の平和克復時期に亙り我外交の甚だ多忙なることは言はずも明かなり。過般の對支外交に就ては非難を爲すもの尠からざれども、現內閣は是を失敗なりと信ぜず、國民も亦爾か信ぜざるもの、如し。日露戰爭以來十年の懸案たりし諸問題を解決したるは該交涉の成果と云はざるべからず。次に內閣にては財政策に就き非募債主義を聲明し、外債募集に依りて生ずる種々の弊害を一掃するに努めたり。（中略）大浦子の事件は今更言ふ迄もなく深く遺憾に堪へざる次第なるも、子の精神は橫暴なる多數黨を打破して其弊瀆を一洗するに在りたれば、其動機は諒とすべきものなきにあらず。今日に於ては大浦子の罹れる行動のみが認められ世間の非難の的となり居れど、後年に至らば子の一面の功績も亦一般に承認せらるゝに至るべし。

現內閣は昨年成立の際其政綱に於て種々の聲明を爲せしが、其の內には未だ實行せられざるものなきにあらず、是等は今後の內閣に依り追々實行せらるべし。要するに現內閣は未だ信を天下に失ひたるに非ず。若し信任を國民に失はんか、如何で辭意を飜し再び天下に見ゆることを爲さんや。勿論現內閣の前途は甚だ困難ならん、然れども此際吾輩は利害の念を棄てゝ起てり。又抽象的の憲法論を以て政府を非立憲なりと非難するものあらん、されど政府が辭意を飜したるは抽象的の憲法論以上に道德的の信念に依據するなり。我國內外の情勢及吾輩の立場を了解し、大正の御代になりて以來屢々出現せるモツプ的行動を繰返すものは恐らく吾輩の留任に對し異議を挾むことなかるべし、是れ吾輩の道德的自信力なり、是非の判定は諸君の自由なり、唯だ一切に諸君の公正なる判斷を希望す。

尙ほ同月三十日、築地精養軒に與黨聯合時局大會の開かるゝあり、左の如き宣言書を決議して之を發表した。

宣　言

玆に帝國六千萬の同胞に告ぐ、國家今や內外の危機に會し、前途の推移實に測知すべからざるものあり、憂國の士は須らく同心協力之が善後に勉むべし。何事ぞ彼の政友會は首相大隈伯爵の留任を非とするに藉口し、漫りに激語を放ちて人心を惑亂し、帝國を紛擾に導かんとす、其の黨爭に急にして國家を思はざる亦太甚しと云ふべし。吾人は此徒の跳梁を坐視するに忍びず、斷然起つて彼等の妄を排し、以て大局を維持せんとす。同憂の士翕然來りて吾人と協力せよ。

決　議

一、吾人は內外の狀勢に鑑みて現內閣を援助し、大小の機宜を誤まらさらしめんことを期す。

一、吾人は反對派の妄動を排擊し、國家の大局を維持せんことを期す。

一、以上の趣旨を宣傳せんが爲に、本會より特派員を差遣し各地に遊說すること。

當日大隈首相も之に臨み、一場の演說をなして氣を吐き、參集者九百餘名に及び非常の盛會であつた。

第六節　第三十七議會

同志會の態度宣明

第三十七議會は此年十一月二十九日を以て召集せられた。同志會は總理加藤高明男野に下りたりと雖も、大隈內閣に對する黨の態度は毫も渝ることなく、依然として與黨の中堅であつた。而して此期議會の召集に先だち例の如く大會を開催し、左の宣言書を決議した。

宣　言　書

玆に第三十七回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにし以て天下に宣言す。

本年五月開會せられたる特別議會は、總選擧の後を承け議會解散の意義を徹底せしむべき機會なりしを以て、我黨は友黨と提携して政府

を援助し、國防財政其他各種の重要問題を解決したり。

公債政策は財政經濟の樞軸にして、政府並に我黨の最も重きを置きたるものゝ一なり。我黨は友黨と協力して本問題を解決し、玆に初めて財政經濟に關する整理の素地を造ることを得たり。歐洲戰亂の勃發に會し外債の募集困難なるに至りしも、財政の運用に支障なきを得たる所以のもの、實に現內閣が我黨の主張に基き公債政策を變更し、銳意之を實行したるに職由せずんばあらず。

我黨は從來の主張たる政務官を設置して、以て憲政の運用を圓滑にし、治水資源を確定して、以て治水事業の遂行を確實ならしめ、補助航路を整理し以て國庫の負擔を輕減し、無盡並に据置貯金の取締法を制定して、以て下層金融機關を改善し、特別會計を整理して以て豫算の編成を簡明ならしめたるが如き、凡そ我黨政策の重要なるものは、概ね特別議會に於て之が解決を告げたり。

國民負擔の輕減は、時局の爲め歲入遽減したる結果、之が實行を見る能はざるを遺憾とす。他日財政に餘裕を生ずるに至らずんば、之が遂行を望むべからず、若し夫れ國庫收支の出合改善に至りては、剩餘金を利用すること能はざるに至りたるが爲め、當初の計畫を實行する能はざりしと雖も、國庫金の整理に依りて略ぼ其の目的を達することを得たり。

對支交涉は政府當局の折衝其宜しきを得て、兩國の意志玆に合致し、其の結果本年五月條約の締結を見たり。是れ曾に日露戰役以來、歷代の內閣が企て及ばざりし懸案を解決したるのみならず、又以て兩國の親善を增進し、東洋永遠の平和を確立したるものと謂ふべし。而して帝國の獲得したる利權を活用し、條約の成果を擧ぐるは政府及び國民の責務に屬す。我黨は政府を督勵し國民を指導し、更に大に獻替する所あらんとす。

大隈內閣成立以來、我黨が之を援助したる所以のものは、其政綱政策の我黨本來の主張と一致するを以てなり。本年八月閣僚に更迭ありたりと雖も、其政綱政策は之が爲め毫も變更せざることは、當時大隈首相の聲明せられたる所なり。是に於てか我黨は曩に臨時大會を開き、依然內閣を援助すべきの議を決し、之を天下に宣明したり。我黨は此宣明に基き現內閣を援助督勵し、以て我黨の主張を實行せしめんことを期す。今や歐洲の大戰亂は益々其の範圍を擴大し、錯雜紛糾殆んど底止する所を知らず、幸に東洋の天地は平靜に歸したりと雖も、帝國の位地尙ほ交戰の渦中に在り、是れ實に擧國一致奉公の誠を效すべきの秋にして、區々の感情を挾み徒らに政爭を事とすべきの時にあらず、且つ夫れ戰後に於ける列國の外交並に經濟の關係亦た大に變更を免れざらんとす、須く上下協力盛んに經綸を行ひ、以て戰後の變局に應ずるの準備を怠るべからず、我黨は擧國一致以て國家の重きに任ずべし。

我黨は我黨の綱領に基き第三十一回帝國議會の初めに於て、十數項の政策を決議し之を天下に聲明したり。爾來其の政策多くは旣に實行を見、且つ最近時局の發展に伴ひ內外の情況復た舊の如くならず、仍つて時勢の要求に應ずるが爲め、玆に政策十項を定め以て第三十七回帝國議會に臨まんとす。若し夫れ今期議會に於ける豫算案其他の諸問題に至ては、之を議員總會の決議に一任す。

政策

一、歐洲の大戰亂に關しては同盟及び協商の精神を尊重し、與國並に友邦との關係を益々鞏固ならしむると同時に、時局の推移に應じて帝國の地步を進め、國威を宣揚することに努むべし。

一、支那に對しては曩に締結せられたる條約の效果を實現するに努め、益々兩國の親善を圖ると同時に、東洋永遠の平和を確保すべき帝國の使命を完ふすべし。

一、海軍々備の補充は國防上最も緊切のこと、爲す、宜しく國力と相俟つて適切なる實行計畫を定め之が完成を期すべし。

一、債務國たる地位に顧み益々正貨の充實に努むると同時に、外債の減少を圖り並に其の借換を容易ならしむるの方法を講ずべし。

一、時局の影響は世界に於ける貨物の生產並に分配の情況に、非常の變化を生ぜしめたり。宜しく此機會を利用し內、產業の發達を奬め以て國力の充實を圖ると共に外、貿易を伸暢して以て商權の確立に努むべし。

一、特種銀行及び其他經濟機關の機能を發揮せしめ、資金の供給を圓滿ならしむるの策を構ずると同時に、日支經濟關係を密接ならしむる

に必要なる金融機關の整備を圖るべし。

一、農村の經濟施設を整備し、以て其の改善發達を圖るべし。

一、社會上經濟上の現狀に鑑み、社會改良政策の實行に努め、以て一般國民生活狀態の改善を圖るべし。

一、移民は經濟上並に民族の發展上當今の急務に屬す、宜しく外交の後援により其の發達に努むべし。

尙ほ曩に大隈伯後援會所屬の議員が、無所屬議員の同志と組織せる無所屬團は、交友俱樂部と改稱したが、同志會と同じく議會召集前に方り、その態度方針に就て左の如く決議した。

宣　言

吾人は內外の狀勢に鑑み、公正の態度を以て黨爭の弊を排し、國家的經綸の遂行に努力せんことを期す。

財政計畫の大要

此期議會に提出せられた大正五年度總豫算に計上する金額は、經常部及び臨時部とも合せて、歲入出共に五億五千三百五十萬圓であつて、內新規要求額及び既定經費の增加に屬する額は三千二百餘萬であつた。その中注目すべきものは海軍補充計畫であつて、政府は防務會議の議を經て所謂「八四艦隊」完成の方針を定め、先づ戰艦一、巡洋艦一、驅逐艦一、潛水艦三、特務艦一を新造する計畫を立て、その經費四千五百餘萬圓を大正五年度より八年度まで、四ケ年に亘る繼續事業として要求したのであつた。

減債基金中より二千萬圓を減額し、之を一般會計より帝國鐵道特別會計に貸付くる政策は、五年度豫算にも依然繼續した。尙ほ米價調節費として二十四萬餘圓を計上したが、之は先きに政府が米價調節の方針を以て買上げをなした貯藏米の損失を補はんとするものであつた。尙ほ特別會計に於ては、樺太廳港灣修築費として此年度分二十萬圓を要求したが、樺太沿岸に於ける港灣修築の必要は、何人と雖も認むる所であつた。

つた。

豫算案の通過

豫算案中新規要求費目の首位たる海軍補充計畫に對しては、流石に政友會と雖も反對する理由を認め得ずして同意を表したのは、固より當然であつた。但だ彼の米價調節費及び樺太廳港灣修築費、或は各省參政官及び副參政官經費、地方制度監察官費等前議會に於て反對せるものに就ては、その行掛り上反對を唱へたが、而かも全部原案通り衆議院を通過した。然るに貴族院に於ては右の中、特に鐵道特別會計貸付金に就て、異論が起つたので、遂に政府は妥協の結果、本豫算案を通過せしめた。元來減債基金を減額し鐵道會計に貸付くるの件は、前議會に於ても貴族院は之に異論を挾んだので、當時政府は財界の事情之を許すに至らば、鐵道資金に依ることゝ爲すべく、隨つて減債基金は成るべく速に之を還元する事に努むべきを言明したのであつた。されば政府は三千八百餘萬圓の公債を內地に於て募集する計畫を定め、追加豫算として之を議會に提出したが、右は佛貨國庫債券二億法の內一億法を借換へんが爲めであつた。されど貴族院は飽く迄減債基金を還元し、鐵道資金二千萬圓は卽ち之を公債財源に仰ぐべく主張したので、政府は左の條件の下に妥協を爲したのであつた。

一、國債整理基金特別會計法中、第五條の規定の外必要に應じて利率の如何に拘らず借換の爲め公債を募集することを得るの規定を設け、其法律案を政府より提出すること

二、之と同時に政府は大正五年度に於て、外債を償還する爲め內債二千萬圓を募集するの追加豫算案を提出し、その結果として貴族院は豫算の修正を爲さゞること

而して政府は右の妥協に基き、左の單行法案を提出し政友會の反對があつたが、多數を以て可決通過した。

外國債の整理償還の爲め內國債を發行することに關する法律案

政府は外國債を整理償還する爲め必要あるときは、國債整理基金特別會計法第五條の規定に依らず內國債を發行することを得
尙ほ此議會に政府が提出した諸法律案中、特に注目すべきは社會政策の見地に基く簡易生命保險法案であつた。然るに政友會は同案に對し
ても、宜しく繼續委員を設けて本案の調査を附託すべしと主張し、以て共通過を妨げんとしたが固より少數の爲め成立せず、大體に於て衆議
院を通過し、貴族院に於ては審議の末、保險金額最高三百圓を二百五十圓に減額し、且被保險者の資格をも勅令を以て定むべき事と條文中に
加ふるの修正を爲した結果、兩院協議會の開會となつたが、唯だ保險金　減額の修正のみに止め、兩院共に之を可決確定した。
斯くて第三十七議會は無事閉會を告げたが、陸相岡市之助氏は右議會の閉會頃より病臥の身となり、日を經るも癒へざりし爲め辭表を捧呈
した結果、三月三十日陸軍次官大島健一氏同大臣に任命された。大隈內閣成立以來玆に約二年、其閣員は大半更迭し組閣當初に比すれば、殆
んど一變の感があつたが、大浦子の事件突發後加藤外相、若槻藏相及び八代海相等の辭職以來は、世の大隈內閣に對する好感の頗る薄らぎた
るは掩ふべからざる事實であつた。第三十七議會開かれて間もなく衆議院副議長花井卓藏氏が、その職を辭するに至つた如きも、その原因と
するところ蓋し大隈內閣の留任に存したのであつた。
されば大隈內閣も右議會の終る後半歲、卽ち同年十月四日、遂に意を決して議員と共に辭表を捧呈して骸骨を乞ふた。
尙ほ大隈內閣の奏薦により同月五日左記の十二氏は何れも貴族院勅選議員に任ぜられた。

子爵　石井菊次郎　　江木翼
川上親晴　　湯淺倉平
豊川良平　　鍋島桂次郎
高橋作衛　　西久保弘道
菅原通敬　　伊澤多喜男
牟田口元學　　福原鐐二郎

第五章　憲政會時代

第一節　創立に到る迄の經過

三派合同の促進運動

憲政會が創成の準備全く成り盛大なその結黨式を擧行したのは、大正五年十月十日で時恰かも大隈內閣の後を繼いで、寺內內閣の成立した翌日であつた。云ふ迄もなく憲政會は同志會の擴大されたものであつて、卽ち同志會を中心とし中正會及び、公友俱樂部の大多數を合流して、こゝに鞏固なる一黨を新たに結成したものであつた。而して此の三派の合同運動は、前年の春に行はれた臨時總選擧に於て、同志會が大勝を博し政友會と彼我その地位を顚倒した頃から、各派有志の間に屢々唱へられた處であつた。
されば大正五年八月、時の文相高田苗早氏は各三派の何れにも黨派的關係を有せざる地位に在つたのを便とし、自から主となり熱心に三派の合同運動に當り、先づ公友俱樂部の下岡忠治、戸叶薰雄、河崎助太郎、田中省三等の諸氏と會見して懇談する處あつた。而して大隈伯も亦た同月末、公友派所屬の議員諸氏を早稻田の私邸に招き、斯の問題に關して隔意なき所見を交すところあつた。之が爲め從來屢々有志者の間に企畫せられつゝ而かも實現の運びに到らなかつた三派合同の機運は、俄然として急速の進展を示すことゝなり九月に入るや、同志會は二日本部に濱口氏を初め宮田幹事長、竹村幹事、大津參政官等の諸氏會合して此問題に就て懇談を重ね、中正會は同日芝浦の竹芝館に小山谷藏、

早速鞏爾、瀧口了信、尾崎元次郎、加藤定吉の諸氏會合して、同じく三派合同に關する意見の交換をなし、公友俱樂部に於ても亦た同日帝國ホテルに肥田景之、三浦得一郎、奥村七郎、岸本賀昌、的野半介の諸氏會合して、同問題に關し熟議する處あつた。爾來此種の會合は頻々として行はれ、三派合同の機運は一層速進されたのであつた。

斯くて同志會は九月十八日夜、加藤總理邸に總務會を開き、武富、箕浦、河野の三閣僚及び江木、島田氏を初め若槻、安達、片岡、肥塚、坂口の各總務の外、仙石、濱口、富田幹事長等出席、先づ加藤總理より三派合同問題に關し

高田文相より正式の交渉ありたり、同氏の言によれば、公友派よりの合同參加者は確定せるもの二十一名に及び、尚ほ他に參加の見込みある者數名ありとの事にて、創立委員の選定等に就ても交渉ありたるが、之に就き諸君の御意見は如何や

と質す處あり、之に對し近く評議員會を開き創立委員を選定し、同委員に依つて交渉に當らしめてはとの意見もあつたが、加藤總理は評議員會の決議を終る迄には多少の時日を要するが爲め、他派との提携上步調の一致を缺くの虞れあれば、正式に創立委員を選定するまで從來他派との交渉に當れる關係上、濱口、安達兩氏を假の委員として態度未定者に對する勸說を初め、合同に關する他派との一切の交渉を進め、評議員會の開催に次で解黨、結黨の手順を取る方宜しかるべしと發案し、其通り決定して散會した。

公友俱樂部も同日午後一時、高田文相邸に會合を催し、大隈(信常)、櫻井、高木、關、紫安、今村、三浦、田村、飯野、小山、賴母木の各代議士及び後援會の渡邊亭、黒川九馬、山澤俊夫の三氏之に臨み合同問題に關する其後の經過に就て懇談する處あり、右の結果高田氏は同日迄の經過の內容を齎らして、加藤同志會總理及び中正會の尾崎氏を訪問し、正式に合同の交渉斡旋を申込むことに打合せを終り散會した。而して中正會の尾崎氏は同日午後二時より法相官邸に同會所屬の代議士を招待し、合同問題の經過に就て大體の報告をなすと共に、大隈侯退隱後の政局に處せんが爲には、衆議院に過半數を制する鞏固なる一大政黨の組織を必要と信ずる、諸君に於ても何卒御贊成あらんことを望む、又中正會よりも合同問題協議の爲め交渉委員を擧げられたしと述べ、結局森田小六郎氏の發議により交渉委員の選定は、之を尾崎氏に一任することに決して散會した。斯くて同月二十五日に至り各派は、正式に合同參加の黨議を決定して、各々創立準備委員を選定することになつたのであつた。

同志會常議員會の決議

同志會に於ては九月二十五日、總務會を開き加藤總理以下若槻、安達、片岡、肥塚の各總務はじめ濱口政務調査會長及び富田幹事長等之に臨み、安達、濱口兩氏より他派との交渉顚末を述べ、更に常議委員會に諮問すべき各般事項に就て凝議する處あり、右終るや直ちに常議員會を開き、前記諸氏の外小泉、竹村、石橋、大原、坂口、室木の各幹事、藤澤、加藤、町田、木下、大津、荒川、鳥居の諸氏を初め常議員としては旅行中又は事故にて缺席せし守屋、根津、棚瀨、井原、木田、岡崎氏等を除く他全員出席、肥塚龍氏座長席に着き左の事項を各員に配布せる後、加藤總理起つて合同問題に關する經過を述べ、現下の大勢に照らし合同の斷行を可なりと信じて、玆に合同準備に關する決議案を提出したる次第なりとて、決議事項の各項に對する各員の贊同を求め、安達總務より逐條說明する處あつた。

決　議

一、本會は擧黨一致して合同に參加し、新政黨を組織する事

一、新政黨組織に關する他派との交渉は、交渉委員を選定し之を委任する事

一、右交渉の上は同一委員に新政黨組織の準備を囑託する事

一、右委員の員數及び選擧は之を總理に一任する事

右決議事項に對する贊否を決せんとした際、山口俊一氏發言を求め

新政黨と黨首制度に關し、世上の風說によれば總裁制と總務制との兩說あり、中正公友二派にては總務制を希望しつゝ在るやに聞く、之